

519  
132



始



519

132

南桑田郡誌



南  
桑  
田  
郡  
誌

大正  
13. 6. 28  
内交

## 序

南桑田郡の地古來裏日本の咽喉に當り、土地豊饒にして翠巒四方に繞り、保津の清流其の間を貫き自ら泉石の幽趣を具し、烟霞明媚の一郷を成す。産業斯に興り、交通斯に開け、生民の福祉に浴するもの幾百千年、遠くは秦氏の一族斯に遷り、出雲氏族の文化も亦斯に開く。就中平安朝以來は本邦歴史の淵叢たる京都に接近せるを以て崇禎、古刹、名勝舊蹟の繹ぬべきもの頗る多く、近くは足利時代、徳川時代を経て今日の 聖代に至る迄、時に夷隆なきに非ず。雖も概ね善教の貽範、治功の成績、其の運祥を語るもの尠からず。今に於て之を收萃採録するにあらずんば遂に温古の史料を湮滅に歸するのみならず、地方良俗の眞趣を失ひ、民風の趣く所圖り知るべからず。即ち本郡誌編纂の舉ある所以なり。

曩に郡會に於て郡誌編纂の議を可決するや、委員を囑して委く實地に之を調査し考覈研鑽年を閱すること三年、其間郡制の廢止に會し事業を教育部會に移し遂に漸く梓に上すに至れり。若夫史蹟の遺漏、調査の精粗、記述の繁簡に至りては更に後日識者の推敲を待て漸次完璧に至らしめんことを期せり。唯徒に地によりて情に偏し時に於て意を異にするに非るなり。茲に聊本書編纂の事由を畧叙し併せて委員諸氏及關係指導者各位に對し深甚なる謝意を表す。

大正十三年四月神武天皇祭之日

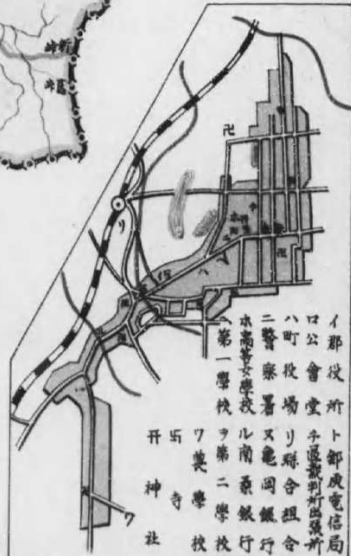
京都府教育會南桑田郡部會長

福田 増 藏

# 南栗田郡地圖



山	池	川	村	寺	神社	鐵道	里道	府縣道	國道	町村役場



一 郡役所  
 二 公會堂  
 三 警察署  
 四 第一學校  
 五 第二學校  
 六 少年會堂  
 七 少年團  
 八 少年會  
 九 少年會  
 十 少年會  
 十一 少年會  
 十二 少年會  
 十三 少年會  
 十四 少年會  
 十五 少年會  
 十六 少年會  
 十七 少年會  
 十八 少年會  
 十九 少年會  
 二十 少年會  
 二十一 少年會  
 二十二 少年會  
 二十三 少年會  
 二十四 少年會  
 二十五 少年會  
 二十六 少年會  
 二十七 少年會  
 二十八 少年會  
 二十九 少年會  
 三十 少年會  
 三十一 少年會  
 三十二 少年會  
 三十三 少年會  
 三十四 少年會  
 三十五 少年會  
 三十六 少年會  
 三十七 少年會  
 三十八 少年會  
 三十九 少年會  
 四十 少年會  
 四十一 少年會  
 四十二 少年會  
 四十三 少年會  
 四十四 少年會  
 四十五 少年會  
 四十六 少年會  
 四十七 少年會  
 四十八 少年會  
 四十九 少年會  
 五十 少年會  
 五十一 少年會  
 五十二 少年會  
 五十三 少年會  
 五十四 少年會  
 五十五 少年會  
 五十六 少年會  
 五十七 少年會  
 五十八 少年會  
 五十九 少年會  
 六十 少年會  
 六十一 少年會  
 六十二 少年會  
 六十三 少年會  
 六十四 少年會  
 六十五 少年會  
 六十六 少年會  
 六十七 少年會  
 六十八 少年會  
 六十九 少年會  
 七十 少年會  
 七十一 少年會  
 七十二 少年會  
 七十三 少年會  
 七十四 少年會  
 七十五 少年會  
 七十六 少年會  
 七十七 少年會  
 七十八 少年會  
 七十九 少年會  
 八十 少年會  
 八十一 少年會  
 八十二 少年會  
 八十三 少年會  
 八十四 少年會  
 八十五 少年會  
 八十六 少年會  
 八十七 少年會  
 八十八 少年會  
 八十九 少年會  
 九十 少年會  
 九十一 少年會  
 九十二 少年會  
 九十三 少年會  
 九十四 少年會  
 九十五 少年會  
 九十六 少年會  
 九十七 少年會  
 九十八 少年會  
 九十九 少年會  
 一百 少年會

緒言

大正十一年夏本郡誌編纂に關する史料探訪の爲、委員淺井榮次郎、桂信治郎の兩氏及び郡書記子安繁一氏と共に、一日吉川村楠謙吉氏方を訪ね、同氏所藏に係る古文書類を閲覽したる時、偶々左の文書を見て感慨に堪わざるものありき。

口 演

此度笹山御家士永戸氏丹波志就著述、當地穴川村關軒健同志有之。則桑田船井兩郡之寺社并名所舊跡由緒分明之家名等、粗承糺被致記誌候折所勞故、拙者共右見聞之儀被相頼、依之聞合旁當三月廿六日より於太田村興行弓的致候間、乍御慰御出席可被下候、尙又端書之通御書認め右射場へ御持參可被下頼入候 以上

世話人 保津村 五 苗

氷所村 中川 佐市

西田村 入江 六左衛門

野條村 羽野 五八

太田村 松井 一學

吉田村 曾我平兵衛

二  
猪倉村 藤村 源左衛門  
加舎村 横川 祐之丞  
犬飼村 井口 孫十郎  
八木村 五 苗

三月十八日

奥條村

御苗家中様

承合覺

一名ある神社并寺院

一名ある山川

一古城地并古屋鋪跡

一苗家姓名由緒等に付古き記録□□

右承合候間逐一御書附可被下頼入候 以上

丹波志編纂に苦辛せる編者關氏等が當年の有様洵に躍如たるものあるにあらずや。由來丹波殊に南桑田郡の史蹟に關する先賢の著述なきにあらずと雖、近世史學の發達と其研究の方法に添はざるものあ

るを憾みとせり。而して矢部氏編纂する所の桑下漫錄上下十二卷は、實に三十有餘年の歲月を費し、南北兩桑田郡の地を實地に踏査し、其史蹟を筆録すること、極めて精嚴にして本書編纂に當り參考に資したる所多く、又近時北村龍象氏丹波史の浩瀚なるを編せられたる如きも、遂に之を借覽するの機會を失ひたるは遺憾とするところなり。

初め余は本郡踏査に當り史料古文書等多く煙滅に歸し、期待する所尠かるべきを豫想したるに、却つて各方面に多くの史料を發見することを得、中には其貴重なるものにて、未だ我が學界に紹介せられざるもの尠からざりき。而して古文書の多くは足利氏以後に屬し、殊に應仁文明亂後の史實に關するものに富み、戰國亂離の世に、京師波瀾の影響が、如何に多く此地方に及べるかを知り得べく、而も其時擡頭したる人士にして、今地方の門閥となれるもの尠からざるを知り、茫々往事を追懷し、郷土祖先の史上に貽せる成跡の洵に顯著なるを覺わたり。

思ふに本郡に於ける往時文化の中心區域は保津川に沿へる保津、馬路、千歳の諸村と曾我部の盆地、及び篠村の諸村なるべく、馬路村には宏莊なる車塚の墳墓あり、千歳村には奈良朝に國分寺の創建せらるゝあり、國幣社出雲神社亦此地に鎮座す。保津村は車塚の遺跡存し、保津川舟筏の要津たりしこと言ふを俟たず。曾我部村には古墳の現存せるもの多く、奈良朝に壯大なる興能神社神宮寺の伽藍造營せられ、古刹穴太寺あり、稗田野村は特殊の古墳あるのみならず、神藏寺の名刹、千手寺、瑞巖寺、龍



潭寺等の禪刹今に存せり。篠村王子、野條の古墳は應神仁德帝の上代に屬し、地は篠村庄として既に鎌倉時代の史籍に著はれ、源義經の知行せし所、而も足利尊氏の發祥地として人口に膾炙する所なり。其他諸村亦比較的 upper 代に屬する古墳及び舊社古寺の存するもの亦多し。而して今の龜岡町の地は比較的近世に至り城下町として發達したるものなるが如し。

古彫刻の優秀なるもの多きに比し、古建造物の遺存する割合に尠きは遺憾とする所にして、其中出雲神社々殿最も著はれ、外に一間社の小社なれども愛宕神社々殿、保津八幡社々殿等注意すべきものなるべく、宮前村寶林寺石塔婆、神尾山金輪寺石塔婆は其金石文と共に貴重すべく、梵鐘の足利末期の製作に係るもの宮前村、本梅村にあり。

國府所在地の考定は編者の重要視したる處なれども、遂に其遺址を本郡内に求むること能はざりしは遺憾とする所なり。然れども地方傳説と、信すべき史料と割合に符合するもの多く、傳説の徒らに排すべからざるを切に感じたり。もとより明かに史實としては反證ある事項なきにあらざるも、傳説の生ぜし理由は亦一つの史的現象として充分の考察を要すべきものなるを思ひ、努めてこれを載録したり。本郡の史料史蹟尙多かるべく遺漏せるもの尠からざるを覺ゆ、偏に各位の批評と高教を賜はらんことを切望す。

大正十三年四月下浣

魚澄惣五郎識

## 凡例

- 一 大正十一年二月郡制廢止の聲喧しき時、南桑田郡誌編纂のことを郡會に於いて決議するや、前郡長和田魏氏より余等其編纂の事を託せられたるを以て、先づ記述の綱目を定めて、各町村に委嘱し、其資料を蒐集し、同時に同年八月より炎暑を冒して龜岡町を始め、各町村に臨み、大小の神社、寺院、史蹟等を實地に踏査して史料を採訪し、翌十二年十月に至り略之が調査を完了することを得たり。
- 一 斯くて委員は大正十二年春初めて稿を起し、大正十二年二月に至り漸く脱稿するに至れり。もとより委員は公務の餘暇を偷み、之に當りしを以て、本書上梓の豫定に遅れしは誠に止むを得ざる所とす。
- 一 編纂のことに當りし初め、郡制施行最後の事業として、完璧を期せんことを企圖せしも、遂に委員の不學之を果さず、且つ經費を超越せる計畫は亦到底許さるゝ所にあらず。大方の示教と援助とを賜はりし諸賢に對し、忸怩たらざるを得ず。たゞ之に因て更に精確なる郡誌の述作せらるゝ、端緒たるを得ば幸のみ。
- 一 編纂の内容に關しては、なるべく維新以前の記述を豊富たらしめんことを期せり。これ特に本部に於いて此種著述の尠きを憾としたればなり。
- 一 本書記述の内古墳に關しては京都帝國大學文學部囑託梅原末治氏、地誌に關しては文學士小牧實繁氏の兩専門學者を煩はし、數度に亘る實地の調査と其考究せられたる結果を茲に載録することを得

たるは、誠に本書に光彩を添ゆる所、特に記して、敬意と感謝の意を表す。

一神社寺院人物等の配列順序については、町村別とし、其町村内に於ける順序はたゞ起稿の順序に従へるのみ、敢て他意あるにあらざることを明言す。就中人物に就いては、凡て物故せられたる先賢の事歴を叙せるものにして、而も記傳家の例として敬語を附せず。又學徳事業共に顯著なる人にして、其簡略に叙せざるを得ざりしは、紙數に制限あるを以て割愛せざるを得ざりしなり。或は斯る故人にして逸せるものなきを期せず、これ全く委員不學の致す所、偏に其諒察を請はんとす。

一本書編纂に關し非常なる便宜と示唆を與へられ、或は其秘藏に係る史料の借覽を許されたる關係町村長、小學校長及び各神社祠官並寺院住職其他諸賢諸氏の好意に對し、厚く感謝の意を表す。特に郡長福田増藏氏、前郡長和田龜氏並に前郡書記松平壽賀吉氏、郡書記子安繁一氏は編纂調査凡てに亘り便宜と援助を與へられたる大なるを特記す。又京都株式會社似玉堂印刷所支配人桂千代造氏が本郡出身の故を以て印刷製本の上に好意を表せられたることに對し併せて感謝の微意を表す。

大正十三年四月

編纂委員

- 魚 澄 惣 五 郎
- 淺 井 榮 次 郎
- 桂 信 治 郎

### 京都府南桑田郡誌目次

#### 第一章 地 誌

第一節	位置境界面積	一頁
第二節	地 質	一
第三節	地貌 <small>風峽成因</small>	五
第四節	地 形	七
第五節	水 理	九
第六節	氣 候	一五
第七節	天 產	一九
第八節	人 口	三

#### 第二章 沿 革

第一節	丹波國沿革	三
第二節	南桑田郡及鄉村沿革	四

目 次

第三節 江戸時代に於ける本郡の領地制度 . . . . . 一六

第四節 龜山城及龜岡町沿革 . . . . . 一六

第五節 保津川舟筏の沿革 . . . . . 一七

第六節 明治維新後の郡治 . . . . . 一八

第一 郡治概説

第二 歴代郡長

第三 郡會議員

第四 郡施行事項

第三章 教育

第一節 舊龜山藩の學制 . . . . . 一九

第二節 舊藩時代及維新前後に於ける私塾 . . . . . 二〇

第三節 明治時代の學校教育 . . . . . 二〇

第一 小學校教育沿革大要 . . . . . 二〇

第二 其他の學校教育 . . . . . 二〇

第四章 神社

第四節 教化團體 . . . . . 二二

第一節 龜岡町 . . . . . 二六

第二節 篠村  
 諏山神社 走田神社 三宅神社 伊達神社 天満宮 . . . . . 二五

第三節 榎田村  
 篠村八幡宮 桑田神社 村山神社 王子神社 . . . . . 二八

第四節 榎船神社 太神宮 . . . . . 二八

第五節 東別院村  
 鎌倉神社 素戔鳴神社 春日神社 天満宮 德神社 稻荷神社 . . . . . 二八

西別院村  
 多吉神社 太歲神社 大歲神社 大宮神社 松尾神社 素戔鳴神社  
 白髭神社 素戔鳴神社 . . . . . 二八

第六節 曾我部村 . . . . . 二八

與野神社 八幡宮 天滿宮 小幡神社 . . . . . 一七

第七節 吉川村 . . . . . 一七

蛭子神社 . . . . .

第八節 稗田野村 . . . . . 一七

稗田野神社 河阿神社 若宮神社 御靈神社 . . . . .

第九節 本梅村 . . . . . 一七

廣峰神社 屋磨内神社 出雲神社 . . . . .

第十節 畑野村 . . . . . 一七

西山神社 . . . . .

第十一節 宮前村 . . . . . 一〇〇

篠葉神社 宮川神社 佐々尾神社 . . . . .

第十二節 大井村 . . . . . 一〇〇

大井神社 . . . . .

第十三節 千代川村 . . . . . 一〇一

岩城神社 宮垣神社 天滿宮 八幡宮 松尾神社 . . . . .

第十四節 馬路村 . . . . . 一〇一

天滿宮 小川月讀神社 . . . . .

第十五節 旭村 . . . . . 一〇一

松尾神社 梅田神社 太神宮 . . . . .

第十六節 河原林村 . . . . . 一〇三

日吉神社 若宮神社 . . . . .

第十七節 千歲村 . . . . . 一〇五

出雲神社 八幡宮 愛宕神社 . . . . .

第十八節 保津村 . . . . . 一〇三

八幡宮及請田神社 . . . . .

第五章 寺院

第一節 龜岡町 . . . . . 一〇八

昌壽院 光忠寺 聖隣庵 稱名寺 嶺樹院 地藏堂 正誓寺 宗福寺 . . . . .

專念寺 誓顯寺 西願寺 圓通寺 法華寺 本門寺 壽仙庵 大圓寺 . . . . .

法得寺 西光寺 西岸寺 長興寺 陽雲院 法藏寺 宗堅寺 . . . . .

第二節 篠村 . . . . . 三三

    大恩寺 寶泉庵 如意庵 國恩寺址 釋迦堂 德壽庵 法林寺  
    極樂寺 宗蓮寺 普門軒 意泉庵

第三節 櫻田村 . . . . . 三五

    妙樂寺 妙音寺

第四節 東別院村 . . . . . 三六

    甘露寺 春現寺 好堅寺 德圓寺 金輪寺 清泉寺 常樂寺

第五節 西別院村 . . . . . 三〇

    極樂寺 積善寺 毘沙門堂 青峰寺 梅相院 龍洞寺 慶善寺  
    常泉寺 西光寺 本誓寺

第六節 曾我部村 . . . . . 三三

    無量寺 桑田寺 慈雲寺 晴明寺 山王寺 穴太寺 金剛寺

第七節 吉川村 . . . . . 三五

    淨光寺 光專寺

第八節 禊田野村 . . . . . 三五

第九節 本梅村 . . . . . 三四

    瑞巖寺 神藏寺 苗秀寺 龍潭寺 積善寺 千手寺 延福寺  
    桂林寺 延福寺 永徳寺

第十節 宮前村 . . . . . 四六

    金輪寺 寶林寺

第十一節 畑野村 . . . . . 五〇

    法常寺

第十二節 大井村 . . . . . 五七

    常觀寺 願成寺 法然寺 萬福寺 正福寺 善隨寺

第十三節 千代川村 . . . . . 六〇

    嶺松寺 淨福寺 光福寺 臨生寺 小松寺 宗福寺

第十四節 馬路村 . . . . . 六一

    長林寺 慶應寺 導養寺 照明寺

第十五節 旭村 . . . . . 六二

    元明院 光徳寺 大雲寺 眞神寺

第十六節 河原林村 . . . . . 二六四

極樂寺 地藏院 寶光寺 延命寺 超願寺

第十七節 千歳村 . . . . . 二六五

國分寺 神應寺 養仙寺 藏法寺 金光寺 耕雲寺 極樂寺 東光寺

東林寺

第十八節 保津村 . . . . . 二七一

洞泉庵 文覺寺 養源寺 福性寺 極樂寺

### 第六章 古墳及史蹟勝地

第一節 本郡の古墳 . . . . . 二七五

第一 王子の三ツ塚古墳

第二 野條の古墳

第三 淨法寺の古墳

第四 餘部狐塚古墳

第五 法貴の群集墳

第六 犬飼の古墳群

第七 穴太の塚塚

第八 鹿谷の古墳群

第九 千代川の百塚

第十 保津の車塚古墳

第十一 國分の古墳群

第十二 千歳村の車塚古墳

第十三 出雲の古墳

第十四 池尻の坊主塚

第十五 結語

### 第二節 史蹟勝地

第一 龜岡町 . . . . . 二八三

醫王溪 安行山 賴政塚 石井熊之丞墓 關周防墓

第二 篠村 . . . . . 二八四

旗立柳 老ノ坂 地藏堂 首塚 増井清水

第三 東別院村 . . . . . 三〇九  
     熊野權現  
 第四 西別院村 . . . . . 三〇七  
     松尾山古城址  
 第五 稗田野村 . . . . . 三〇九  
     五輪石塔婆 佐伯の芝及院の馬場 孤川 櫻天神の奇石 城址  
 第六 本梅村 . . . . . 三〇九  
     城址 判官塚  
 第七 宮前村 . . . . . 三〇九  
     神前北山 神尾山  
 第八 大井村 . . . . . 三〇九  
     丰基田  
 第九 千代川村 . . . . . 三〇〇  
     千原高卒塔婆 操樓  
 第十 馬路村 . . . . . 三〇一  
     三日市

### 第七章 著名の人物

第十一 旭村 . . . . . 三二一  
     和銅の松  
 第十二 保津村 . . . . . 三二一  
     扇の芝 保津川急湍  
 第一節 龜岡町 . . . . . 三二三  
     山脇東洋 松平新祐 奥平與三左衛門 皆川淇圃 中島雪樓 三上龍山 富松萬山 兩角融通  
     富松命順 大石秀實 奥平小太郎 市川大八 深海鑿水 石井熊之丞 其他の諸家  
 第二節 篠村 . . . . . 三三二  
     渡邊六郎 近藤正愼 井内太左衛門 永井文右衛門 栗山扶風  
 第三節 東別院村 . . . . . 三四  
     石田梅巖  
 第四節 西別院村 . . . . . 三五  
     黒田又兵衛  
 第五節 曾我部村 . . . . . 三五  
     圓山應舉 六島止丘

第六節	稗田野村	三六
	智蒙	
第七節	畑野村	三六
	佛頂國師	
第八節	宮前村	三七
	岡本蓬山 林叟 大橋默仙	
第九節	大井村	三七
	並河彌右衛門 並河誠所 並河天民	
第十節	千代川村	三九
	今津新田の開發者 長女 雪峨	
第十一節	馬路村	三六
	中候侍郎 中川吐月 人見龍之進 <small>中山</small> 大見謙左衛門	
第十二節	千歲村	三九
	安藤朴翁 附惟翁、快翁、了翁、龜女、	
第十三節	河原林村	三四
	中津川秀家 陽山禪師	
第十四節	保津村	三四
	村上養純 村上牛山	

圖版目次

第一	南桑田郡役所
第二	龜山城古圖 <small>龜岡町役場藏(第二章第四節參照)</small>
第三	大圓寺安置鑄鐵製藥師如來座像 <small>(第五章第一節參照)</small>
第四	觀應三年軍忠狀 <small>荻野朝忠袖判 遠山末一郎氏藏(第七章第十三節參照)</small>
第五	足利義詮御教書 <small>同氏藏(同章同節參照)</small>
第六	足利直義御教書 <small>同氏藏(同章同節參照)</small>
第七	足利尊氏立願文 <small>篠村八幡宮藏(第四章第二節參照)</small>
第八	足利尊氏御教書 <small>同社藏(同章同節參照)</small>
第九	豐臣秀吉朱印狀 <small>宇野敏一郎氏保管(第二章第五節參照)</small>
第十	石田梅巖畫像 <small>(第七章第三節參照)</small>
第十一	神宮寺遺址發見巴瓦 <small>二階堂光尚氏藏(第四章第六節參照)</small>
第十二	足利義持御教書 <small>穴太寺藏(第五章第六節參照)</small>
第十三	神藏寺安置木彫樂師如來座像 <small>(第五章第八節參照)</small>



- 第十四 桂林寺梵鐘 (第五章第九節參)
- 第十五 後水尾天皇宸筆山居十首 法常寺藏(第五章第十一節參照)
- 第十六 寶林寺安置樂師如來座像 (第五章第十節參照)
- 第十七 田地開發免許狀 人見銀三郎氏藏(第七章第十節參照)
- 第十八 出雲神社古圖 出雲神社藏(第四章第十七節參照)
- 第十九 細川政元立願文 同社藏(同章同節參照)
- 第二十 國分寺礎石 (第五章第十七節參照)
- 第二十一 國分寺安置木彫聖觀音立像 (同章同節參照)
- 第二十二 極樂寺安置木彫聖觀音立像 (同章同節參照)
- 第二十三 愛宕神社社殿 (第四章第十七節參照)
- 第二十四 保津八幡社社殿 (第四章第十八節參照)
- 第二十五 細川高國軍忠狀 保津五苗財團藏(第二章第二節參照)
- 第二十六 豐臣秀吉朱印狀 保津五苗財團藏(第二章第五節參照)
- 第二十七 千歲村車塚古墳 (第六章第一節參照)

挿圖目次

- 第一圖 曾我製粉場
- 第二圖 細川高國書狀
- 第三圖 龜岡町家數帳
- 第四圖 德川家康書狀
- 第五圖 淺井長政書狀
- 第六圖 豐臣秀吉書狀
- 第七圖 諸役免許狀
- 第八圖 保津川
- 第九圖 南桑田郡公會堂及記念館
- 第十圖 龜岡警察署
- 第十一圖 邁訓堂木額
- 第十二圖 廣德館木額
- 第十三圖 龜岡尋常高等小學校

- 第十四圖 京都府立龜岡高等女學校
- 第十五圖 京都府立龜岡農學校
- 第十六圖 鍛山神社
- 第十七圖 慶長六年棟札
- 第十八圖 走田神社
- 第十九圖 足利尊氏書狀
- 第二十圖 與野神社
- 第二十一圖 與野神社石燈籠
- 第二十二圖 曾我部村神宮寺址礎石形狀圖
- 第二十三圖 稗田野神社
- 第二十四圖 大井神社
- 第二十五圖 出雲神社
- 第二十六圖 神宮寺政所下文
- 第二十七圖 內藤貞正願文
- 第二十八圖 出雲神社出土古瓦

- 第二十九圖 柏原釋迦堂安置木彫釋迦如來座像
- 第三十圖 日與上人墓碑
- 第三十一圖 東別院村金輪寺安置木彫樂師如來座像
- 第三十二圖 穴太寺
- 第三十三圖 藤原秀綱知行安堵添狀
- 第三十四圖 金輪寺梵鐘銘
- 第三十五圖 法常寺本堂
- 第三十六圖 山中四威儀偈 佛頂國師筆
- 第三十七圖 元明院安置木彫阿彌陀如來立像
- 第三十八圖 僧在泉筆大般若涅槃經奥書
- 第四十圖 王子三ツ塚古墳發見繪文紋神獸鏡
- 第四十一圖 野條塚古墳外形圖
- 第四十二圖 瀧の花古墳外形略圖
- 第四十三圖 瀧の花古墳發見古鏡拓影
- 第四十四圖 淨法寺古墳發見木棺圖

- 第四十五圖 法貴群集墳の一石室
- 第四十六圖 犬飼天神垣内圓塚の石室實測圖
- 第四十七圖 穴太の堺塚古墳石室圖
- 第四十八圖 鹿谷古墳群の一石室實測圖
- 第四十九圖 鹿谷古墳群中の石棚にある石室形狀圖
- 第五十圖 千歲村車塚外形圖
- 第五十一圖 出雲神社背後の石室古墳
- 第五十二圖 同 實測圖
- 第五十三圖 池尻の坊主塚
- 第五十四圖 千代川村操櫻
- 第五十五圖 安藤村翁筆常陸帶
- 第五十六圖 人壽常家書狀

# 南桑田郡誌

## 第一章 地 誌

### 第一節 位置境界面積

本郡は丹波國の東南隅に位し東は山城國葛野乙訓の兩郡に境し北は丹波國北桑田郡に境し西は同國船井郡に接し南は攝津國豐能三島の兩郡に境す。其の面積は經濟學士文學士小野鐵二氏最近の計算によれば二三九・五五平方軒なり。

### 第二節 地 質

本郡を包括する丹波一帯の地盤を形成せる岩石は大別すれば二となる。一は水成岩類、他は火成岩類なり。水成岩類を時代順に區別して秩父古生層、第二紀層及第四紀層となす。秩父古生層は砂岩、粘板岩、雜岩、角岩アヂノール板岩、輝綠質凝灰岩、石灰岩、ラヂヲラリヤ板岩等より成り是等の内赤色の粘板岩及硅岩の中にラヂヲラリヤの化石を包含せり。此れ古生代に於て此の地方が深海たりし證據なり。石灰岩は扁豆狀をなし層の厚さは不定にして斷續して所々に露出せり。之れ主として地層

の皺曲によつて同一の石灰岩層が數所に露出せる爲なり。此の石灰岩中にはフズリナ蟲、石連蟲、ラヂヲラリヤ蟲等の化石を埋藏し、ラヂヲラリヤを含む石灰岩は、綠色若くは赤色を帯びたる輝綠質凝灰岩を伴ひ、石連蟲は本郡旭村及び隣郡船井郡川邊村越方等の石灰岩に最も顯著なり。郡の南方樫田村出灰、西別院村柚ノ原、笑路等にも又石灰岩を産するも化石は未だ發見せられず。秩父古生層が火成岩たる花崗岩に接觸せし所は接觸作用を受けて變形し、砂岩は一層緻密となり色は紫褐色を帯び又粘板岩中には接觸礦物として堇青石を含めり。其の顯著なるものは常郡佐伯附近の花崗岩に接したる粘板岩にして、之れに生じたる堇青石は晶形完備して斜方六面柱をなし、新鮮なるものは淡綠色を帯び居れるも、多くは分解して雲母に變體し、薄片に剝割し易く、櫻紅色を呈せり。方言は之れを櫻石と稱せり。旭村山階より馬路、千歳の諸村に亘つて露出せる石灰岩は石連蟲の化石を藏せるが、又接觸作用による別須武石、卓石等の接觸礦物をも包有せり。此の地の古生層は花崗岩に接したる現狀を認めざるも近く保津川を隔て、船井郡八木町の南、川關の邊に古生層を貫通したる花崗岩あるを以て其の花崗岩のために接觸作用を受けたる事明かなり。

次に第三紀層は多くは第四紀の舊期に堆積したる洪積層に被覆せらる。地盤の陥没によりて出來たる琵琶湖及京都の平地は一時同じく陥没によりて出來たる瀬戸海内に通ずる海灣たりしものにて第三紀層は此の海底に沈積成層したるものなるが其の後地盤隆起して陸地となりしものなり。本郡老の坂の西麓篠村の第三紀層其の他本郡の第三紀層も亦琵琶湖沿岸及び京都四近の第三紀層と同時代に、同じく地盤の陥没によりて出來たる海灣の一部たりし此の地方に堆積したるものなり。是等の地方の第三紀層を組成する岩類は砂岩、蠻岩、凝灰質粘土、頁岩及び粘土層にして時に褐炭の薄層を挿入せり。龜岡盆地にある第三紀層の如きは即ち是れなり。以上の諸岩石は概ね凝結堅固ならず組織粗鬆にして容易に崩壊す。蠻岩は常に地層の最上位に在りて頗る厚層に發達せり。蠻岩の下部には砂岩の發達せるが普通なれども時に或は直ちに粘土層を現出せり。砂岩の下部部粘土層の上表には往々褐鐵礦の薄層介在せり。粘土は厚薄數層ありて砂岩層と互層し岩質は一定せず。其の砂粒を雜ゆるものは往々粘土質砂岩に堆積せり。第三紀層の最下部は凝灰質粘土層にして極めて厚層に發達せり。此の第三紀層は至る所傾斜が緩慢にして其の平地に境する邊にては殆んど平坦なるが舊岩層よりなる地盤に接する所にては地盤の隆起と共に漸く其の傾斜の度を増せり。

次に第四紀層は之を洪積層と沖積層とに區別す。洪積層は第四紀の舊期に屬するものにして其の露出する所は本郡に於ては龜岡の盆地なり。此の盆地は丹波國天田郡福知山、同多紀郡篠山、同船井郡須知等の盆地と共に秩父古生層の地盤中の弱所に構成せられたるものにして恐らく琵琶湖や京都の盆地と同時代に生じたるものなり。此の洪積層は此等の盆地の外琵琶湖畔、京都低地の山麓に境する周邊等に沈積成層し此等の地方が第二紀に引續く洪積期に當つて尙海灣の一部たりしか若くは既に湖底

たりし事を證せり。而して此を組成せる岩類は礫質砂土、粘土、砂礫等にして本郡龜岡の盆地に於ては京都低地の周邊及近江國大津市の東南に於けると同様其の下部には第三紀層が發達してその間の不整合線が不明であり。又組成岩類の性質並びに外貌が類似せるため兩層間の境界を劃する事は甚だ困難なり。

沖積層は大氣及び雨水が間斷なく地表の岩面を浸蝕して運搬し出したる泥土、砂礫が河流沿岸の平地に堆積し、今尙堆積しつつある最新の地層にして龜岡附近洪積層の階段の下に當り平地をなし居るもの、如きは本郡に於ては最も廣潤なる地域に亘るものなり。

次は火成岩類なるが火成岩類の内でも重要なものは花崗岩なり。本郡葎田野村佐伯に露出せるものは之を顯微鏡下に檢すれば、石英、正長石、黒雲母の三礦物が首成分をなし之に斜長石を雜ふ。此れは通常の花崗岩にあらずして黒雲母花崗岩なるものなり。副成分は磁鐵礦、風信子礦、榧子石、磷灰石等なり。其の露出の區域は狹少なり。葎田野村柿花に起り北方八木町に亘る花崗岩は其の質比叡山脈中のものと略似たるものにて主成分中長石は特に晶形大きく純白色を呈し、黒雲母は其一部分解して榧子石若くは綠泥質物に變形したるものあり。唯比叡山脈中のものは概して組織粗粒狀なるに反して此の地方のものは組織中粒狀なるを異なる點とす。又此の花崗岩には往々硫化鐵礦の少量を包有せり。前述したる如く秩父古生層岩類の花崗岩に接する部分は著しく接觸變性を受け其の結果接觸

礦物を生成せり。本郡葎田野村柿花に露出せる秩父古生層粘板岩及び砂岩の花崗岩に接觸し變性したる部分には結晶體の完備したる美麗なる董靑石を産せるなり。淡路國に起り明石海峡を隔て、六甲山脈となり遙かに去りて其東北にある妙見山を構成する花崗岩は秩父古生層を貫き東南は三島郡大門寺に終り西北は豊能郡倉垣に達せるが其の東北に於ては本郡笑路、柚原等の地方に於て古生層を貫き岩脈をなすもの少なからず。此の妙見山を構成せる花崗岩の殆んど全部は閃雲花崗岩に屬するものにして此れを黒雲母花崗岩に較ぶれば石英に乏しく斜長石の量を増したるものにして其の岩質は堅硬なる傾向あり。

次は輝綠岩なるが輝綠岩には秩父古生層を貫通して岩脈をなせるものあり。其の現出の最も顯著なるは本郡保津村金毘羅山の東麓を流る、一小流の溪間にありて數條の岩脈を露出せり。其の組織は細粒狀にして黝綠色を呈し、其の成分鑛の一たる斜長石は著しく分解し茲に石灰質分の充填したるものあり。

### 第三節 地貌嵐峽の成因

龜岡盆地を圍繞せる秩父古生層の地盤は、最初古生代に當り、當時の海底に堆積したる地盤にして柿花、佐伯、川關附近の花崗岩及び笑路、柚ノ原附近の花崗岩、金毘羅山東方の輝綠岩等は其後恐ら

中生代に於て、此の秩父古生層の地盤を貫き噴出したるものなり。秩父古生層の地盤は、此等火成岩類の噴出せる以て、隆起して陸地となり、大氣雨水の浸蝕を被りて中生代の終りに一旦基準面に達し、准平原となりたるものなり。其の後第三紀以後陸地は再び隆起し、浸蝕新たに加はり、河川の彫刻せらるゝと共に、幾つかの峰々に分たれたるも、此等の峰々を連ぬれば、大體極めて水平なる平原を想像することを得るなり。其の後隆起は尙も續き、谷は次第に深くなり、所々に深き峡谷を見るに至りしなり。

此の陸地の隆起後、秩父古生層地盤中の一部が陥落し、龜岡盆地は海の一部となれり。此れ第三紀中の出来事なり。而して此の海底に、周圍の陸地即ち高原より運搬し來れる土砂が堆積して第三紀層の地盤となりしなり。

然るに尙隆起續きて、此の間所は次第に海と連絡をたち、終に湖水となれり。此れは第三紀の終りより洪積期にかけての事にして、此の湖底に周圍の高原より運搬せられたる土砂の堆積したるもの即ち洪積層なり。後更に年を経るに従ひ、此の湖水の排水口が次第に切り下げらるゝと共に、湖水の水準面は次第に低下し、遂に湖水は全く干拓せられ、以前の湖底に當りし所を縫ひて、桂川が八木の方より保津の方に流れ、支流犬飼川、曾我谷川等と相俟て比較的平坦なりし舊湖底の中央部平地を彫刻し、龜岡驛の南方、龜岡聚落の北縁、龜岡より大井村に至る道路の南方、及び毘沙門より案察使を經

て今石に至る道路の附近等、舊湖底の中、桂川の比較的下流に當る所に所々段塔を殘し居れるなり。

此の段塔の下位に當り桂川及其の支流に沿へる所は、桂川及び其支流の浸蝕氾濫によりて形成せられたる平坦なる地盤にして、此所には水田及び畑が耕され、又聚落も發達し居れるなり。

龜岡盆地が湖水にして、其の湖水の水準面が現今老の坂の西麓、篠村の第三紀層が堆積したる上にまでも達し居りし頃、此の湖水の水は今の嵐峽の所、當時の山と山との間の比較的低所を縫ひて京都盆地の方に流れたり。其れが段々河床を浸蝕したるため、湖水の水準面は次第に低下し河床は終に湖底の水準面にまで切り下げられ、谷は深く、川幅は狭く、流れの急な峡谷となり、一方湖水は全く乾拓せられて盆地となれるなり。

#### 第四節 地 形

本郡は本梅畑野兩村の部分が長く西方に突起せるを除けば大體角の取れたる五角形をなし、郡の北端龍王嶽より、桂川が葛野郡に入る地點附近の屏風岩と山陰道が山城國より丹波國に入る老坂との間の郡の東端に引きたる線を第一邊とし、此の郡の東端より茨木街道が大阪府に入る清坂峠に引きたる線を第二邊とし、清坂峠より龜岡街道(攝丹街道)が大阪府に入る西別院村の一點に引きたる線を第三邊とし、之より篠山街道が隣郡船井郡に入る宮前村の一點に引きたる線を第四邊とし、之より龍王

嶽に引きたる線を第五邊とする事を得。

龍王嶽より郡の東端に至る五角形の第一邊に當る郡の東北縁には二〇〇米内外より八〇〇米内外に達する一般の山嶽連亘し其の中に龍王嶽(四九八・七米)三郎ヶ嶽(六一三・七米)牛松山(六二九・二米)等聳ゆ。

郡の東端より清坂峠に至る五角形の第二邊に當る郡の東南縁には二〇〇米内外より五〇〇米内外に達する一帯の山嶽重疊し、此の山嶽は廣く北西に延びて龜岡町の境域に及べり。而して此の間に聳ゆる著明なるものは明神嶽(五二三・五米)黒柄ヶ嶽(五二六九・米)等なり。

清坂峠より西別院村の一點に至る五邊形の第三邊に當る郡の南縁には二〇〇米内外より六〇〇米内外に達する一帯の山嶽重疊せり。此の内著名なるものは湯谷ヶ嶽(六二二・四米)及び鴻應山(六七八・九米)なり。

西別院村の一點より篠山街道が船井郡に入る宮前村の一點に至る五邊形の第四邊に當る郡の西邊には二〇〇米内外より五〇〇米内外の一帯の山嶽重疊し、東の方曾我部村千代川村の邊に延び居れり。此の中著明なる山は靈仙ヶ嶽(五三六・三米)、丁塚山(三五五米)、朝日山(四四一・八米)、行者山(四三二米)等なり。

本郡の本梅畑野兩村の部分に於て長く西方に突出する地方は二〇〇米内外より七〇〇米内外に達す

る一帯の山嶽よりなり其の内小和田山(六一一・七米)半國山(七七四・二米)等著明なり。

宮前村の一點より龍王嶽に至る五邊形の第五邊に當る郡の西北縁には僅かに其の西南部に當つて二〇〇米内外より三〇〇米内外に達する低山嶽が起伏せるのみにして其の北東部は桂川流域の平野なり。

此等四圍の山嶽によりて略完全に圍繞せられたる郡の中央に位する平野は即ち龜岡の盆地にして此の盆地を除きては本郡には殆んど平野と名づくべきものを見ず。唯僅かに桂川の支流たる園部川の上流をなせる本梅川の上流々域に僅少の平野を見るのみ。

## 第五節 水 理

本郡に於ける主なる河流は桂川なり。蜿々して北桑田郡を西に流れたる桂川は船井郡に入りても尙蜿々して西に流れ殿田に於て田原川を併せ蜿々しつゝ、南に折れ園部川を併せたる後は東南に流れ八木の東南に於て本郡に入れるなり。本郡に於ける桂川の支流は何れも大なるものにあらず。殊に本流の左岸には殆んど注目すべきものなし。唯北桑田郡三頭山(七二八・二米)の南西に發する水が略西流して本郡に入り尙西流して船井郡に入り八木に於て桂川に合するものと、千歳村の溪間に發する水が南流して國分の北に至り急に西に折れて國分河原尻の北を西に流れ、河原尻の西方に於て急に東南に折

れ、保津村西垣内の邊にて桂川に合するものを見るのみなり。然し此等の兩支流は河は小なれども之を人文地理學上より見れば幾分の興味なきにあらず。即ち前者は交通上及び聚落の發達上後者は聚落の發達上稍興味の深きものなり。船井郡八木と北桑田郡周山とを連絡する一道の交通路は、大體前者の浸蝕して作りたる谷を其の上流まで溯れるものなり。八木の聚落の如きも元來は周山と桂川本流とを連絡する此の一道の交通路が此の川に平行して走り、此の川と桂川本流との合流點附近に於て此れ又桂川本流に沿ひて走れる山陰道に合する所に發達したるものなり。次に千歳村の一深間より出づる支流が急に西に折るゝ所の附近には現今多くの古墳發見せられ其の南方には元愛宕の神祠があり、國分の地名が残存し國分寺址が残れる事實より考ふれば、かゝる河の流域にて而も土地の高爽なる洪水の憂なき所には早くより聚落の發達したる事を窺ふを得べし。水は生活の必需品なるを以てなり。

桂川右岸には左岸に比ぶれば比較的大なる支流あり而して其の數も亦多し。其の主なるものは宮前村西神前コノサキの邊に發し、東に流れて北ノ庄に至り、東南流して千代川村に於て桂川に合するもの、篠山街道湯花の邊に發し、大體篠山街道に沿ひて禰田野村佐伯に至り、朝日山東麓に發する水を合せ、東流して吉川村吉田に至り、天川テンカを合せ東北流して、犬飼川に合せるもの、郡の西南西別院村奥野、袖ノ原、神地、中ノ谷附近より發し、諸水相集りて郡の西境に近く北流して曾我部村本梅村村境の附近より東に折れ、靈仙ヶ嶽の北を東に流れ、曾我部村犬飼の邊より東北に流れ、同村穴太の南より北流

し、吉川村に於て前述の支流を合せ、宇津根橋附近に於て桂川本流に合する犬飼川、西別院村袖ノ原ウツネ笑路、茨木街道の沿道大野の邊に發し諸水合して略此の街道に沿ひ曾我部村春日部中村に至り、東北流して寺村櫻峠に發する水を合せ、更に東北流して南條に至り、寺村神明谷に發する一水を合せ、更に東北流して重利を経て龜岡町に至り、東流して保津橋附近に於て桂川に合する曾我谷川、明神嶽の西方黒柄ヶ嶽の北方杉生の邊に發し、西流したる後北に折れ、明神嶽の東北寒谷サムヤの邊に發する一水と合し、北流して龜岡町の南方古世に至り、東北流して桂川に合するもの、寒谷の北方に發して廣田に至り、新田附近より發する一水を合せ、北流して桂川に入るもの、老坂の西方に發する諸水三軒家に於て相合し、西北流して桂川に入る鶴ノ川等之れなり。

是等の河は凡て大ならざるも、之を人文地理學上交通路と關係せしむるときは、又幾分の注意を與ふべきものなり。即ち湯花附近に發し佐伯を経て犬飼川に合されたる一水の浸蝕したる谷は、園部川の上流本梅川の作りたる谷と略連絡し、龜岡より篠山に至る篠山街道は吉川村吉田の邊より此の川に併行して進み、本梅川の流域に出で、其の谷を縫ひて船井郡に入り西して終に篠山に至るものなり。又西別院村に發し、東北流して桂川に入る曾我谷川の浸蝕したる谷は、南方安威川の上游柏原川上流の作りたる谷に連絡し、龜岡より茨木に至る茨木街道は略此の流れに沿ひ、其の谷を縫ひ、て柏原川の流域に入り終に茨木に至るものなり。同様に鶴ノ川上流の作りたる谷は京都より龜岡に至る山陰街



道の通ずる所となれるものなり。

以上は桂川の支流なるが尙此の外同じく桂川の支流にして本郡を流るゝものに本梅川あり。本梅川は本梅村東加舎、西加舎の邊に發する諸水を上流となし、此等の諸水は相合して北流し宮前村猪倉本梅村中野の邊の水を集め、西北流して船井郡に入り、園部川となりて桂川に合され再び本郡に入れるなり。此の川の上流が廣き谷を作り、篠山街道が其の間を通ずることは既に前述したる所なり。

次は淀川の流域なるが郡の西角畑野村土ヶ畑の南方攝津國境の山麓より出づる諸水は相合して東に流れ畑野村廣野の邊に於て南と北より來る二水を合せ、急に南に折れ、畑野村千畑附近に發して西する水を集め、尙南して攝津國豐能郡に入り、大路次川となり山邊川山田川等を合せて能勢川に合し、尙南して猪名川に合し、東南流して久安寺川を合せ、尙東南流して淀川に合す。

次に西別院村柚ノ原附近に發する水、同大槻並附近に發する水、其の他の諸水は萬願寺附近に於て相合し東南流して南掛上條に至り、湯谷、下倉谷附近に發する二水を集め、東に流れて南掛川となり、落合に至る。一方曾我部村神原附近に發する水は南流して尾崎谷に至り、黒柄ヶ嶽の南方を西に流るゝ一水を合せ、更に櫻峠南方に發する水を合せ、西南流して東掛川となり、東掛に至りて大野谷に發する一水を合せ、南東流して落合に至り、南掛川と合して尙東南流し、九折に至りて遠く黒柄ヶ嶽南東麓に發する一水を合せ、南東して柏原川となり、三島郡に入りて安威川となり、後淀川に注ぐ。

次に明神嶽の南方、櫻田村田能附近に發する水及び中ノ畑西方に發する水は南に流れて一に合し、東南流して出灰に至り、中ノ畑東北に發して山城國境に出で出灰上條、鬼條、且條等を経て山城國境を流れ來る一支流に合し、西南流して三島郡に入り芥川となりて淀川に入る。

此等の支流中人文地理學上注意すべきもの二あり。一は安威川の上流にして、他は芥川の上流なり。安威川の上游柏原川の上流は桂川の支流曾我谷川の上流に接せるが龜岡より曾我谷川を溯りて南下し來る茨木街道は大野谷附近に於て柏原川上流に出で、此の川の浸蝕谷を川と纏綿して南に下り、畑條の附近に於て左右に分れ、街道は清坂峠を越へ攝津の國に入る。次に芥川の上流は櫻田村東方の部分に於て山城丹波兩國の國境に利用せられ、河流が境界に利用せらるる事の一例を示せり。

桂川の本流が龜岡の盆地に灌ぐ邊は土地誠に平坦にして河道が傍道に外るゝ事比較的容易なるを以て此の邊に於て桂川の河道は時として變遷したるものと考へらる。實際河道變遷の確たる證據も擧げらるゝなり。和名抄に桑田郡小川郷と云へるあり又延喜式に名神大小川月神社と云へるあり小川月神社と云へるは三代實錄貞觀元年授位の祠なるが小川郷とは今桂川の右岸千代川村大字小川の邊にして當時も恐らく桂川右岸の地たりしものと考へらる。小川月神社と云へるは今桂川の左岸馬路村に残れる小川月神社のごとしして以前は小川郷の内、即ち桂川の右岸にありしものと考へらる、即ち桂川は小川月神社より東を流れ居りしものと考へらる。又今保津村西垣内に古川と云へるあり桂川に注げるも

のにして之れを溯り行けば船井郡八木の東南、西田新田の附近にて桂川より分派し、東南流して馬路村に入り、小川月神社の東を流れ、河原尻の西を東南流して西垣内に於て桂川に合せる事を知る。此の古川の河道は其の名より考ふるも想像せらるゝ如く桂川の舊河道にして、桂川は以前は此の河道を採つて流れ、小川月神社は其の右岸に存し小川郷に屬し居りしものと考へらるなり。小川郷は元來川の左岸にありしものとすも或は又右岸にありしものとすも小川郷と小川月神社とは附きものたりしものと考へらるゝを以て、中頃兩者が桂川によりて分離せられし事は明かに河道が東西何れかの方向に變遷したる事を證するものにして、今古川等云へるものが桂川の東に残り居れるものとすれば桂川は東より西に移り、其の右岸にありし小川郷に喰ひ入り、小川月神社の地が其の左岸に残されしものと考へらる。此の事實を以てしても桂川が時として其の河道を變遷したる事を推知すべきなり。

桂川は屢洪水を起し、又時としては其の河道を變遷し人間の生活に危害を及ぼしたる事もありしが其の反面に於ては人間の經濟生活に利便を與へたる事も少なからず。即ち水田の灌漑用に引かれ、又流筏に利用せられ舟運に利用せられし事等は見通すべからざることなり。流筏とは北桑田郡山國谷、弓削谷、其他船井郡の山中より多量に伐り出したる材木を船井郡世木、殿田迄流し、此所にて筏を組替へ八木保津等を経て嵯峨の方面へ流し出すものなり。保津の山越若しくは保津の下り舟と稱し保津川即ち桂川が舟運に利用せられ今尙利用せられつゝある事は世間周知の事實なり。

水理と關係して述べざるべからざるは池沼の事なり。本郡に於ては高度一〇〇米以下の所には殆んど池沼と稱すべきものなきに反して高度一〇〇米以上の所には無数の池沼が存在せり。之れ本郡に於て高度一〇〇米以下の所は全く龜岡盆地の中央部に於て桂川の灌漑する所なるを以て灌漑用の爲めに池沼を設くる必要なきに反して高度一〇〇米以上の所は河流による灌漑の便比較的惡し、其のため耕地の存在する所には必ず池沼を築き、灌漑の便に備ふるがためなり。勿論之を地質上より見れば、高度一〇〇米以下の所は極めて粗鬆なる沖積層なるを以て此處に池沼を設くるも水を湛ふる事困難なるに反し高度一〇〇米以上の所は洪積層若しくは第三紀層或は古生層にして、洪積層若しくは第三紀層には緻密なる粘土層あり、此れ古生層の岩石と共に水を湛ふるに適せるを以てなり。而して此の池沼を造るに際しては、考案して地形を利用し、三方山の裾を以て圍まれし所の一方へ堤防を築き或は一方山の裾に面したる所の他方に堤防を築き或は其の場に應じ適當に地形を利用し居れるなり。

## 第六節 氣候

大正六年十二月七日京都測候所發行の京都府管内氣象略報によれば、明治二十五年より大正五年に至る二十五ヶ年間龜岡に於ける毎日最高温度の平均は二〇・二度にして宇治の二〇・七度、木津の二〇・六度、京都の二〇・四度よりは低くけれども宮津の一八・九度、峰山の一九・三度、久美濱の一八・四度、

綾部舞鶴の一九・五度、園部の一九・六度、福知山の一九・九度よりは高し。

同前最低温度の平均は八・九度にして園部の八・三度、京都の八・六度よりは高けれども綾部の九・〇度、福知山峰山の九・三度、木津の九・四度、宇治の九・七度、舞鶴の九・八度、宮津の一〇・〇度、久美濱の一〇・二度よりは低し。同前最高温度最低温度の平均は龜岡に於ては一四・五度にして京都の一四・五度、宮津の一四・五度に等しく、宇治の一五・二度、木津の一五・〇度、久美濱の一四・七度、福知山、舞鶴の一四・六度より低く、園部の二三・九度、綾部の一四・二度、峰山の一四・三度よりは高し。而して此の最高温度の平均と最低温度の平均との差を計算すれば、龜岡に於ては一・三度にして丁度園部の一一・三度に等しく、京都の一一・八度よりは小なるが宮津の八・九度、久美濱の九・三度、舞鶴の九・七度、峰山の一〇・〇度より福知山の一〇・三度、綾部の一〇・五度、宇治の一一・〇度、木津の一・二度より大なり。

是等の事實を併せ考ふれば龜岡の平均気温は略京都宮津と相等しく、宇治、木津、久美濱、福知山舞鶴より低く園部綾部峰山より高し。而して一日中気温高低の差は略園部と相等しく、京都よりは少なければども宮津、久美濱、舞鶴、峰山、福知山、綾部、宇治、木津よりも大なり。換言すれば宮津、久美濱、舞鶴等海岸に臨みし所が比較的海洋性の氣候を有せるに反して龜岡は大陸性の氣候を有せるなり。唯京都の如く甚だしからざるのみ。龜岡は京都と平均の気温が相等しく、而して大陸性の度は

少なれば京都よりは氣候よく、又一日中気温高低の差は園部と相等しく大陸性の度は同じけれども平均の気温は園部より高し。

同前京都府管内氣象略報によれば、明治二十五年より大正五年に至る二十五ヶ年間平均、毎日最高温度の各月平均を各月に就て比較すれば、八月最も高く、同最低温度は二月最も低し。(但し木津、宇治、京都、舞鶴の四ヶ所に於ては二月と一月と同温)而して八月に於ける毎日最高温度の月平均は龜岡に於ては三二・五度にして宇治の三三・一度、木津の三二・六度よりは低くけれども、宮津の三〇・八度、久美濱、峰山の三一・六度、園部の三一・七度、綾部の三一・八度、舞鶴の三一・九度、京都の三二・一度、福知山の三二・四度より高し。同二月に於ける毎日最低温度の月平均は龜岡に於ては零下・四度にして園部の零下二・二度、京都の零下・八度よりは高けれども宮津、久美濱の〇・三度、舞鶴の零下〇・一度、峰山の零下〇・四度、宇治の零下〇・五度、木津の零下〇・七度、福知山の零下〇・九度、綾部の零下・二度よりも低し。

今八月に於ける毎日最高温度の月平均と二月に於ける毎日最低温度の月平均との差を計算すれば、龜岡に於ては三三・九度にして京都の三三・九度に等しく、宮津の三〇・五度、久美濱の三一・三度、舞鶴、峰山の三二・〇度、綾部の三三・〇度、木津、福知山の三三・三度、宇治の三三・六度、園部の三三・八度より大なり。即ち此の事實より考ふれば一年中に於ける寒暑の差は龜岡に於ては略京都に於けると

同様にして、宮津、久美濱、舞鶴、峰山等海岸の都會に比較すれば稍大陸性を帯ぶるものと云はざるべからず。

以上を總括し考ふれば龜岡に於ては平均の氣温京都と略相等しく而して冬稍暖かなる代りに夏稍暑く相抹殺して一年中に於ける寒暑の差は京都と同程度に大にして此の點に於ては氣候的條件は京都と同様に悪し、と云はざるべからず。唯一日中に於ける氣温の變化が京都程には甚だしからざるのみなり。園部と比ぶれば一日中氣温高低の差は龜岡に於ては園部に於けると相等しく此の點に於ては氣候的條件は同様なるが一年中に於ける寒暑の差は園部に於けるより大なるがゆへに此の點にては園部とは氣候的條件は悪し、と云ふべし、次に峰山、綾部に比ぶれば龜岡は夏暑く冬寒く一日中温度の變化も、一年中寒暑の差も共に大にして氣候的條件は悪し、と云はざるべからず。次に宮津に比ぶれば龜岡は平均氣温は宮津と相等しけれども夏暑く冬寒く一日中氣温の變化も一年中寒暑の差も共に大にして氣候的條件は悪し、と云はざるべからず。次に宇治、木津に比ぶれば龜岡は夏の氣温低くけれども冬の氣温も低く、一年中寒暑の差は大にして、一日中氣温高低の差も亦大にして氣候的條件は悪し、と云はざるべからず。其の他福知山、舞鶴、久美濱等の都會に比するも龜岡は冬寒くて夏暑く、一年中寒暑の差大にして、一日中氣温高低の差も亦大にして氣候的條件は悪し、と云はざるべからず。

次に降水量に就て見るに、同前京都府管内氣象略報によれば明治二十五年より大正五年に至る二十

五ヶ年間年平均龜岡に於ける降水量は二五七九・九耗(降水日數一四六)にして木津の一四〇九・〇耗(同二二九)、園部の一五六〇・二耗(同二六六)より大なるが、宇治の一六〇四・九耗(同二二七)、福知山の一六一九・一耗(同二七三)、京都の一六三〇・七耗(同二七六)、綾部の一六八六・八耗(同二九〇)、舞鶴の一八五一・七耗(同二九八)、宮津の二〇五四・〇耗(同二九九)、峰山の二二九三・八耗(同三〇九)、久美濱の二三一八・五耗(同三二七)より小なり。即ち久美濱、峰山、宮津、舞鶴等海岸の地方に比ぶれば龜岡の盆地に於ては降水量も少く降水日數も少し。本郡の内にも本梅村の如き稍山地をなしたる所にては降水量も降水日數も稍多くして、前者は一六九六・七耗、後者は一七三三に達するなり。

## 第七節 天 産

天産の内、地と最も關係の深きものは地自身より産する鑛産類なるが、本郡には花崗石材、石灰石、砥石、硯材、滿俺鑛、耐火粘土等を産す。

花崗石材は稗田野村大字太田、鹿谷、大井村大字金岐等に産し、質は中粒若しくは粗粒にして比叡山脈産のものに類似せるも往々黄鐵鑛を交ふ。明治二十八年五月六日農商務省地質調査所發行比叡山圖幅地質説明書によれば太田の花崗岩の比重は二・六七七、吸水量の重量百分率數は〇・六七四なり。

大正九年五月三十日京都府發行の大正七年京都府統計書によれば、大正七年一箇年間に於ける本郡の花崗岩産額は一一六四七五才、二三二九五圓にして京都府管内に於ては相樂、愛宕の二郡に亞ぐ。經濟上其の販路は近村地方にして、其の用途は石垣、敷石、石碑、燈籠、井筒其他なり。

次に石灰石は千歳村裏山、藏ヶ谷、谷山、出雲山、保津村保津山、馬路村横山、旭村澁谷、篠村灰ヶ谷、西別院村柚ノ原、犬甘野、樫田村出灰、二料等に産し、大正七年京都府統計書によれば大正六年中本郡に於ける石灰石の産額は一九八一〇〇貫、一八二四五圓に達し、其の産額京都府管内諸郡中第一に位す。其の販路は村内、郡内、船井郡、乙訓郡、京阪地方等にして其の用途は多く燒製して肥料に供し、又漆喰用に供用せらるゝなり。

次に砥石は秩父古生層の粘板岩及びアデノール板岩にして本郡には粘板岩、アデノール板岩の二種共に、主として宮前村字宮川小字青野、同村字神前、小字小巻、向畑、同村字猪倉小字澁ヶ谷、綿内、稗田野村字蘆ノ山、柿花等に産し、大正七年京都府統計書によれば、大正六年中本郡に於ける砥石の産額は二一五六個、三二三五〇圓に達し京都府管内に於ては葛野郡の四五三四五圓に亞ぐ。其の販路は宮前村字宮川、神前、猪倉産のものは大阪市、稗田野村字蘆ノ山、柿花産のものは京阪地方にして、其の用途は前者は剃刀研及び他の刃物研ぎ上げに使用せられ、後者は刃物研ぎに使用せらる。猪倉、柿花等の目透砥と云へるは粘板岩が花崗岩に接し、著しく接觸變性を受け、岩石が殆んど

全く最微なる雲母に變形し、之れに綠色の堇青石を雜じたるものにて、其の外観は丁度細粒狀の砂岩の如きものなり。

次に硯材は又秩父古生層の粘板岩及びアデノール板岩にして、前述したる砥石と同一地層より出づ本郡宮前村より多少の産出あり。

次に滿掩鑛は緻密なる黑色若しくは藍黑色を呈せるものにして、厚薄不定の扁豆狀をなし秩父古生層の珪岩の上表若くは其の間にあり、本郡に於ては稗田野村佐伯本梅村井手等に産す。稗田野村佐伯の滿掩鑛は佐伯の西南部、一小溪流の東側の山腹に珪岩と互層して露出し、層位は殆んど東西にして南に傾斜せり。明治二十八年五月六日農商務省地質調査所發行比叡山圖幅地質説明書によれば明治二十三年中の産額は四八四〇貫なり。本梅の滿掩鑛は井手の西南部に露出し、之に胚胎せる秩父古生層が石英斑岩に接せる附近にては含鑛層は北四十五度西に走り、東北に傾斜し、鑛幅は三尺乃至四尺にして品質は佳良なり。比叡山圖幅地質説明書によれば其の分析の結果は不溶物四・二二、二酸化滿掩六九・三八、一酸化滿掩八・六九、滿掩全量五〇・五四、第二酸化鐵六・二七なり。大正七年京都府統計書によれば、大正七年本郡に於ける滿掩の産額は二〇五九八二貫、二四一七四圓にして、滿掩試掘鑛區數は一一、同坪數は一二五九八一坪なり。

次に耐火粘土は、大正七年京都府統計書によれば、大正六年中に一五〇坪、三一五圓の産額あり。

尙本郡種田野村佐伯の西北鹿谷の花崗岩地方には以前より大谷鑛山なるものありて、北四十五度東に走り西北に急斜する厚さ四尺乃至五尺の石英鑛に散點する黃銅鑛、磁硫鐵鑛及び輝亞鉛鑛を採掘し又タングステン鑛を採掘せり。

花崗石材、砥石等は現場より伐り出したる儘にては用を爲さざるを以て、花崗石材は之れに加工して敷石、燈籠、碑石、井筒等とし、砥石も其の形に伐るものなるが、其の職工の數は本郡に三七三人あり其の人數の多き事は京都府下に於て第一位を占む。大正七年中に此等の石材を敷石となしたるもの三八二五圓、燈籠となしたるもの一一九五圓、碑石となしたるもの四七一七圓、井筒となしたるもの三八一圓、砥石となしたるもの三九八〇〇圓、其の他の製品四八七六圓にして計五四七九四圓に達するなり。

次は土地との關係最も深き農産なるが大正七年十二月末日現在本郡に於ける耕作地段別(凡て民有)は一毛作田八四七・八六町、二毛作以上の田三〇七一・二八町、作付せざる田五・〇〇町、合計三九二四・二四町、畑二六二・九八町にして此等の耕作地よりは粳米、糯米、大麥、小麥、裸麥、粟、黍、玉蜀黍、大豆、小豆、豌豆、蠶豆、菜豆、大角豆、甘藷、馬鈴薯、薯蕷、青芋、蘿蔔、蕪菁、胡蘿蔔、牛蒡、慈姑、筍、葱頭、蒿苳、漬菜、菠薐菜、款冬、獨活、薤、茄、胡瓜、白瓜、南瓜、西瓜、甜瓜、青瓜、蕃椒、生薑、茄苗等の五穀蔬菜、桃苗、梨苗、柑橘苗、柿苗、葡萄苗等の果樹苗、梅、桃、水蜜桃、

梨、西洋梨、食用生柿、食用乾柿、澁用柿、巴旦杏、李、柚、夏橙、葡萄、粟、柘榴、枇杷、銀蜜等の果實、菜種、胡麻、實棉、蘭、酸漿、木賊等の持用農産物、養蠶に必要な桑、茶等の産物を出す。其の作付反別(大正七年)を最も多きものより列ぶれば、粳米三四四・五〇町、大麥一六六三・八六町、小麥五八〇・六〇町、裸麥三四三・六五町、糯米三一〇・八五町、甘藷八五・一町、蠶豆六七・三町、大豆六三・三町、蘿蔔四九・八町、小豆三一・九町、茄二一・四町、薯蕷一九・八町、菜種一七・九町、青芋一七・八町、西瓜一一・五町、蕪菁一〇・六町等にして此の外大正七年六月末日現在にて桑畑一九四・五町、茶園一一・七町あり。而して此等の産物を價額の多きものより列ぶれば、粳米三二一〇・二五五圓、大麥三四五三六〇圓、糯米二九四四三七圓、小麥二二六六二六圓、甘藷四七七四一圓、蘿蔔四四九二〇圓、薯蕷四三九三六圓、裸麥四三三八三〇圓、青芋一八一五六圓、茄一七五五七圓、大豆一七二八三圓、蠶豆一五七五〇圓、獨活一四四五七圓、西瓜一四〇一九圓、蕪菁一〇九〇七圓等にして、此の外に桑の採葉高は一四九〇三五圓なるを以て、大體總括して考ふれば粳米、大麥、小麥、糯米、甘藷、裸麥、蘿蔔、蠶豆、大豆、薯蕷、茄、青芋、小豆、西瓜、菜種、蕪菁、獨活、桑、茶等を本郡の主産物と云ふを得べし。農學博士恒藤規隆氏は明治三十九年五月二十日發行の日本地産統計に於て本郡の主産作物を其の作付反別より見て水稻(二八〇八・〇町)、大麥(一三四五・九町)、裸麥(七八二・八町)、小麥(三二六五・九町)、菜種(一三二二・六町)、桑(五四・四町)、大豆(三四・九町)、茶(三三・四町)、甘藷(三〇・

九町)、實棉(二三・五町)、葉煙草(二三・二町)、粟(四・一町)、蕎麥(二・二町)、馬鈴薯(二・一町)とせられしが十數年後の今日にては事情少しく變りて裸麥は以前は七八・八町も作られしものが今日にては三四三・六五町の作に減じ其の代り小麥は以前は三六五・九町の作なりしもの今日にては五八〇・六町の多きに達し菜種は以前は一三二・六町も作られしものが今日にては一七・九町の作に減じ、桑畑は以前は五四・四町なりしもの今日にては一九四・五町に殖む、大豆は三四・九町なりしが、六三・三町に増加し、茶園は三三・四町の作付なりしが、一一・七町に減じ、甘藷が三〇・九町の作付なりしもの八五・一町に増加し、實棉は二三・五町の作付なりしもの〇・二町の作付に減少し、葉煙草二三・二町の作付なりしもの全く作られざるに至れり、粟は四・一町作られしもの〇・二町に減じ、蕎麥は二・二町の作付なりしもの五・八町の作付となり、地産統計には擧げられざるもの、例へば蘿蔔、蠶豆、薯蕷、茄、青芋、小豆、西瓜、蕪菁、獨活等が主産物の内に數へらるゝに至れり。此れ地味が急に或る作物に適する様になり或る作物に適せざるに至りしものにあらず。裸麥が作られずして、その代り小麥の作らるゝに至りしは裸麥に對する需要減じ小麥に對する需要の増したるにより、菜種の段々作られざるに至りしは、燈用に種油が用ひられざる以來の趨勢によるものにして、實棉の作られざるに至りしは、葉煙草の作られざるも此等のものが外國より輸入せらるゝに至りて以來の趨勢によるものなり。茶園が減じ、粟、蕎麥が作られざる代りに、桑畑が殖む、大豆、甘藷、馬鈴薯等が多く作らるゝに至りしは、

一方の需要減じ、若しくは其の耕作が經濟上不利なるに對して、他方の需要殖む、若しくは其の耕作が經濟上有利となり來りしによるものなり。此等は何れも地其のもの、變化によるにあらずして、寧ろ經濟地理上の變化に伴ふ變化なり。而して地産統計には擧げられざる蘿蔔、蠶豆、薯蕷、茄、青芋、小豆、西瓜、蕪菁、獨活等が多く作らるゝに至りしは、地産統計の發行せられし明治三十九年頃には本郡の耕地反別が四〇六・八町、即ち田反別三八二・九・三町、畑反別二三二・五町なりしもの大正七年十二月末日現在にては耕地反別四一八七・二町即ち田反別三九二・四・一四町、畑反別二六二・九八町となり、田反別に於て九四・八四町、畑反別に於て三一・四八町、合計耕地反別に於て一二六・三二町の増加を來し、耕地に餘裕が出來たるが故に此等の作物が多く作らるゝに至りしものなり。

次に果樹の内主なるものを其の産額(大正七年)の多きものより列擧すれば、栗、梨、食用生柿、梅、葡萄等にして、其産額栗は八〇六四圓、梨は七九二三圓、食用生柿は四九一一圓、梅は二八四〇圓、葡萄は二七二四圓に達す。

次に本郡に於て特有なる作物は酸漿、木賊の二種なり。此等は其の産額より論ずれば重要視せらるべきものにあらざれども、酸漿は府下の他の郡には殆んど作られず、木賊は船井郡を除く他の郡には殆んど作られず共に本郡に比較的多く作らるゝ所より論ずれば此等兩種の作物は本郡特有のものと言ふも過言にあらざるべし。本郡に於ける酸漿の作付反別は三・八町、産額は一一四七六貫、五一六四圓

にして木賊の作付反別は〇・三町、産額は二〇一〇貫、二四〇圓なり。

次に本郡に特有なる作物は果樹苗なり。京都府管内に於て大正七年七月より大正八年六月に至る一箇年間に仕立てたる果樹苗の本数は、久世郡六〇五〇本、竹野郡二八六〇本、熊野郡二八三五本、相樂郡二〇二三本、加佐郡一八八五本、京都市一〇〇〇本なるに對し、本郡は遙かに多く四八八二〇本なり。而も久世郡が全部自家用に仕立て、竹野郡が大部分(二八六〇本中二五六〇本)自家用に仕立て、熊野郡、相樂郡が全部自家用に仕立て、加佐郡が過半(一八八五本中一二一五本)自家用に仕立てたるに對し、本郡は全部個人自ら仕立て、販賣したるものにして、此の點にては京都市と同様なれども、其の本数より云へば本郡は遙かに京都市よりも多しと言ふべし。其の價格より云へば僅かに四四七圓にして論ずるに足らざれども、果樹苗を自ら仕立て、之を他の地方に販賣するに至れる裏面には、自己の土地には既に果樹飽和し、其れ以上には作られざるを以て止むなく仕立てたる苗を他の地方に販賣せるものなるが、其の地味が果樹に適せざれば作られざるを以て其の土地は果樹に適し果樹が既に飽和せる何よりの證據にして、經濟地理上多少の興味なきにあらず。此の果樹苗の種類によりて細別すれば柿苗一六〇〇本、桃苗一五六〇本、柑橘苗一一〇〇本、梨苗七五〇本等なり。

次は農産と同様土地との關係淺からざる林産なるが本郡に於ける森林の面積は町村有、部落有、其他團體有、神社有、寺院有、私有を合して九五九九・三町にして、原野の面積は町村有、部落有、神社

有、寺院有、私有を合せて三九・二町なり。此等の森林原野よりは杉、扁柏、赤松、黒松、落葉松等の針葉樹、樺、栗、櫟、山櫻等の潤葉樹の造林甲苗木、松茸、櫟其他(杉、扁柏を除くもの)の造林用種子、栗等の樹實、五倍子、柴草、筍、藤等各種の林野物産を産す。造林用苗木にては針葉樹にては扁柏、杉、潤葉樹にては櫟、栗、山櫻等多く作られ大正七年十二月末日の統計によれば扁柏は六〇〇七〇〇本、杉は二二一〇〇〇本、櫟は五四五三〇〇本、栗は三七七三〇〇本、山櫻は二五八〇〇〇本を産す。松茸は大正七年の統計によれば五九二九・四斤、八五三七九圓を産し、其の産額は京都府諸郡中第一位なり。造林用種子は大正七年の統計によれば櫟の種子は一九五〇升、三三二圓を産し、其の産額は京都府諸郡中第一位なり。栗の實は大正七年の統計によれば一三二石、三〇一三圓を産し、耕地産のものごと合すれば四一九石、一一〇七七圓の産額に達し、天田郡の一七九二圓(耕地産林野産合計)、船井郡の一七三二五圓(同上)に次ぎ、丹波栗の産地として數へらる。筍は大正七年の統計によれば四六三〇貫、一二五〇圓を産し、耕地産のものを合すれば三五四三〇貫、八三三四圓に達せるも、乙訓郡等には到底及ばざるなり。林産に於ては本郡の特徴は栗、櫟、殊に櫟最多く、又松茸を多く産する點に在り。

次は水産なるが、本郡は海に接せず、従つて海産と云ふべきものなけれども桂川と稱する比較的大なる川其郡の中央を流れ、其の他の支流等もあり其れより多少の淡水魚を産し又巧みに水を利用して





天(凍瓊脂)の製法は毎年夏の頃石花菜を採取し、之を乾燥すれば黄白色となる、此れに水を加へて屢々搗き碎き、其の濃液を取つて曝白し、嚴寒の頃、之を煮沸して濾し、器中に凝結せしめたる後適當の大きに切り、簀上に列べて攝氏零度以下の温度に曝露し、凍結せしめて製するもの、如し。即ち寒天の製法には攝氏〇度以下の温度を要するを以て暖國にては製すること能はざるなり。されば其の原料は大體暖國ならざれば産せざるを以て、其の製造は暖國たる原料の生産地との交通の便比較的良好、其の冬が比較的寒き所ならざれば能はざるなり。本郡は其の原料の生産地たる太平洋方面との交通も甚しく不便ならず、其の地は大陸性の寒き冬を持つが故に、寒天の製造には誠に好都合なるが上に近距離の所に大阪なる市場を控へ居りしを以て、此所に寒天の製造發達したるものなり。純自然地理上より見るも經濟地理上より云ふも多少の興味なきにあらず。大正七年の統計によれば本郡に於ける細寒天の製造戸數四五戸、釜數九四釜、職工數四一九人、生産額六二六九六貫、五〇九四〇五圓に達し、府下第一にして乙訓郡此れに亞ぐ。同角寒天の製造戸數八戸、釜數三三釜、職工數一九一人、産額一六二二三〇貫、一六〇六七七圓にして、細寒天には劣れども、府下第一にして而も唯一、他郡の此れが製造に追隨を許さざるものなり。

尚吉川村には曾我幸次郎氏の經營する菓子製粉と飴菓子の製造は本郡類を見ざる産業にして、而も其販路は京阪、奈良、名古屋、東京を主とし、海外にも輸出せられ、吉川住民の之れに依つて生計を

立つるもの多し。

## 第八節 人 口

大正九年十二月二十五日臨時國勢調査局發行の國勢調査速報世帯及人口によれば、大正九年十月一日國勢調査による本郡の人口總數は三四六五五人にして、内男は一七二九六人、女は一七三五九人なり。之を町村別によれば龜岡六四一五人、篠三一六五人、樫田八九六人、東別院一三九一人、西別院一四九〇人、曾我部三〇〇八人、吉川七五五人、稗田野二二七五人、本梅一五一三人、畑野四四二人、宮前一六八四人、大井一六三七人、千代川一九七二人、馬路一七七二人、旭一二四五人、千歳一六一二人、河原林一二五六人、保津二一二七人なり。而して各町村の面積は、經濟學士文學士小野鐵二氏が調査せられし所によれば、龜岡二三・四七平方糎、篠二六・〇〇平方糎、樫田一七・二〇平方糎、東別院二三・四〇平方糎、西別院二〇・〇〇平方糎、曾我部二二・五五平方糎、吉川一・一七平方糎、稗田野一四・〇〇平方糎、本梅一五・〇五平方糎、畑野一五・五二平方糎、宮前一五・一〇平方糎、大井四・四〇平方糎、千代川六・八〇平方糎、馬路六・〇〇平方糎、旭九・九〇平方糎、千歳一〇・〇七平方糎、河原林三・七五平方糎、保津一五・二五平方糎なるを以て此の面積にて人口を除すれば各町村の人口密度を知るを得べし。小野學士の計算によれば各町村の人口密度は一平方糎に付き龜岡四七六・〇七人、篠一

二一・七三人、樫田五二・〇九人、東別院五九・四四人、西別院七四・五〇人、曾我部二三三・三九人、吉川六四二・五五人、稗田野一六二・五〇人、本梅一〇〇・五三人、畑野二八・四七人、宮前一・一・五二人、大井三七二・〇五人、千代川二九〇・〇〇人、馬路二九五・三三人、旭一二五・七六人、千歳一六〇・〇〇人、河原林三三四・九三人、保津一三九・四八人なり。之を便宜のため人口密度の大なるものより順に列ぶれば、吉川(六四二・五五)、龜岡(四七六・〇七)、大井(三三七二・〇五)、河原林(三三四・九三)、馬路(二九五・三三)、千代川(二九〇・〇〇)、稗田野(一六二・五〇)、千歳(一六〇・〇〇)、保津(一三九・四八)、曾我部(一三三・三九)、旭(一二五・七六)、篠(一二一・七三)、宮前(一一一・五二)、本梅(一〇〇・五三)、西別院(七四・五〇)、東別院(五九・四四)、樫田(五二・〇九)、畑野(二八・四七)の順となる。

今各町村に於ける米(粳米糯米を含む)作付反別を調ふるに、大正七年京都府統計書によれば龜岡三三〇・〇〇町、篠三四七・二八町、樫田一〇一・二二町、東別院一六一・八五町、西別院一九三・一〇町、曾我部四二六・〇〇町、吉川七四・五〇町、稗田野二八七・〇〇町、本梅一八二・三〇町、畑野四五・九〇町、宮前一七四・五五町、大井二〇五・七〇町、千代川二五三・〇〇町、馬路二二四・九〇町、旭一七〇・三五町、千歳一九三・六〇町、河原林二〇〇・一〇町、保津一八四・〇〇町なり。此れを前述小野學士計算の各町村面積を以て除すれば各町村に於ける米作付反別の割合を知るを得べし。之を計算すれば、

各町村に於ける米作付反別は一平方杆に付、龜岡二四・四九町、篠一三・三五町、樫田五・八八町、東別院六・九二町、西別院九・六五町、曾我部一八・八九町、吉川六三・六七町、稗田野二〇・五〇町、本梅一二・二一町、畑野二・九五町、宮前一・五五町、大井四六・七五町、千代川三七・二〇町、馬路三七・四八町、旭一七・二〇町、千歳一九・二二町、河原林五三・三六町、保津一一・〇六町なり。今便宜是の單位面積中に於ける米作付反別の多きものより順に列ぶれば、吉川(六三・六七)、河原林(五三・三六)、大井(四六・七五)、馬路(三七・四八)、千代川(三七・二〇)、龜岡(二四・四九)、稗田野(二〇・五〇)、千歳(一九・二二)、曾我部(一八・八九)、旭(一七・二〇)、篠(一三・三五)、本梅(一二・二一)、保津(一一・〇六)、宮前(一一・五五)、西別院(九・六五)、東別院(六・九二)、樫田(五・八八)、畑野(二・九五)の順となる。

此の一定面積内に於ける米作付反別の多きものより列べたる順と、前の一定面積内に於ける人口数の多きものより列べたる順とを對照すれば、大體に於て兩者の間に一致せるを見る。各町村の内にて龜岡は昔の城下町にして現在も引續き尠からず都市的傾向を有し、又保津は桂川の津にして純然たる農村と云ふ事能はざるを以て、此等一町一村は今暫く除外例とし、他の十六村に就て見るに、一定面積内に於ける米作付反別の多きものより列べたる順と、一定面積内に於ける人口数の多きものより列べたる順とは大體に於て一致するを見る。即ち前者は(一)吉川(二)河原林(三)大井(四)馬路(五)千代

川(六)稗田野(七)千歳(八)曾我部(九)旭(十)篠(十一)本梅(十二)宮前(十三)西別院(十四)東別院(十五)樫田(十六)畑野の順となり後者は(一)吉川(二)大井(三)河原林(四)馬路(五)千代川(六)稗田野(七)千歳(八)曾我部(九)旭(十)篠(十一)宮前(十二)本梅(十三)西別院(十四)東別院(十五)樫田(十六)畑野の順となり、大體に於て兩者相一致す。唯兩者の間に於て河原林と大井とが顛倒し、本梅と宮前とが顛倒するのみにして大體に於ては一致す。此の事實即ち農村に於ける一定面積内に於ける米作付反別と、一定面積内に於ける人口とが大體に於て一致せることは人口の分布が大體に於て米の作付反別に支配せらるゝ所以にして、即ち大體に於て開墾の餘地ある所には人口も増加し得るも開墾の餘地なき所には先づ人口増加の見込なきことを證するものにして誠に興味深く且つ意味深き事實なり。

然らば一定面積内に於ける米作付反別多寡の順に於て河原林が大井の上に位し、本梅が宮前の上に位せるものが、何故に人口密度の順に於て、河原林が大井の下に位し、本梅が宮前の下に位せるか、此の疑問を解かざるべからず。

人口密度の大小は一定面積内に於ける米作付反別の多寡に左右せらるゝものにあらずして耕地より得らるゝ米の量如何に左右せらるゝものなり。本郡各村に於ける米一反歩の收穫高を調ぶるに、大正七年京都府統計書によれば、大井は二・三七五石、河原林は二・二〇〇石、宮前は二・三五〇石、本梅は二・一五〇石なり。即ち大井は河原林よりも一反歩に付き〇・一七五石多くの米を産し、宮前は本梅

よりも同〇・二一〇石多くの米を産するなり。斯かる理由にて一定面積に就き大井は河原林より多くの人口を養ふ事を得、宮前は本梅より多くの人口を養ふ事を得、人口密度大小の順に於て大井が河原林を、宮前が本梅を凌げる結果となれるなり。

次は人口飽和の問題なるが本郡各町村に於ける米の收穫高は、龜岡八二五〇〇石、篠七三四九・八石、樫田一七六九・七石、東別院三〇六五・四石、西別院三五七四・五石、曾我部一〇四二七・〇石、吉川一七二三・二石、稗田野六三三・五石、本梅三九九八・一石、畑野八七〇〇石、宮前四一七二・九石、大井四七二五・六石、千代川五八一九・〇石、馬路四八二六・四石、旭三九〇〇・八石、千歳四五三九・三石、河原林四五七七・三石、保津三八五四・八石にして之を前掲の各町村の人口にて除すれば一人當り米の收穫は、龜岡一・二八六石、篠二・三三二石、樫田一・九七五石、東別院二・二〇三石、西別院二・三九八石、曾我部三・四六六石、吉川二・二、八二石、稗田野二・七九二石、本梅二・六四二石、畑野一・九六八石、宮前二・四七七石、大井二・八八六石、千代川二・九五〇石、馬路二・七二三石、旭三・一三三石、千歳二・八一五石、河原林三・六四四石、保津一・八一二石なり。即ち之を便宜上一人當り收穫高の多きものより列ぶれば、河原林(三・六四四)、曾我部(三・四六六)、旭(三・一三三)、千代川(二・九五〇)、大井(二・八八六)、千歳(二・八一五)、稗田野(二・七九二)、馬路(二・七二三)、本梅(二・六四二)、宮前(二・四七七)、西別院(二・三九八)、篠(二・三三二)、吉川(二・二八二)、東別院(二・二〇三)、

樫田(二・九七五)、畑野(一・九六八)、保津(一・八一二)、龜岡(一・二八六)、の順となる。之によりて見れば、龜岡、保津、畑野、樫田、東別院、吉川等は米の生産に對しては人口比較的飽和し河原林、曾我部、旭、千代川、大井、千歳等は比較的飽和せざることを知るべし。此の内龜岡、保津、吉川、等は人口の密度大にして米の生産に對して人口飽和せるが、畑野、樫田、東別院等は人口の密度小きに拘らず、米の生産に對し人口飽和せるなり。即ち畑野、樫田、東別院等は人口も少く、米の生産も少く、殊に米の生産は一人當一・九六八石乃至二・二〇三石位に止り、人口は餘り増殖せられざる所なり。之れ其の地の大部分山地にして米作に適する平地少なければなり。

以上述べ來りし如く各町村人口密度の順は農村に於ては大體一定面積内に於ける米作付反別多寡の順と一致せること同面積の米作地にても比較的多量の米を産する所は比較的多くの人口を養ひ得ること、人口の飽和には二つの異りたる相あることは何れも地理上より見て興味あることなり。即ち第一の問題は平地の有無が耕地の多寡に影響し、從つて人口密度に影響せること、なり第二の問題は土性、地味の良否が米の收穫に影響し、從つて人口密度に影響せること、なり、第三の問題は平地も山地も共に人口の飽和を來せるも其の飽和の性質は全く異なること、なり。何れも地理學上興味ある問題にて人口問題はかゝる地理的條件と關聯せしめて考ふる時初めて地理學的研究の好題目となるなり。

## 第二章 沿革

### 第一節 丹波國沿革

丹波なる國名の起源は今之を詳にすること能はず、和名抄には太邇波カタヒと註し、古く且波、但波、丹羽或は丹婆とも作れり。諸國名義考には田庭カヒなるべしと<sup>カヒ</sup>し、

度會の外宮の豐受大神此國にましまして、内宮の皇大神の朝夕の大御食奉り給ふ故に、しかおひし名なるべしと見ゆ、延曆儀式帳に

天照坐皇大神云々大長谷天皇御夢爾誨覺賜久、吾高天原坐氏、見志真岐賜處爾、志都真利坐奴、然吾一所耳不坐波甚苦、加此大御饌毛、安不聞食坐故爾、丹波國比沼乃真奈井爾坐、我饌都神等由氣大神乎我許欲止誨覺奉支、爾時天皇驚悟賜氏、即從丹波國令行幸氏、度會乃山田原乃下石根爾、宮柱太知立、高天原爾比高知氏、宮定齊仕奉始支、是以御饌殿造奉氏、天照坐皇大神乃朝御饌夕大御饌乎、日別供奉云々とあるにて、朝夕の大御饌を主り給ふ神の坐し、國なるが故に、田庭と號けしむ。庭とは平かに廣きをいふ。齊清めたる稻を忌庭の穂といふにても知らる、

と説きたり。もと丹波は丹後と共に一國なりしが、和銅六年丹後國を置きて分離せしめたるにて、古くより丹後國丹波郡丹波郷の名あること日本書紀等にも見ゆ今中郡に當れり、或は此地名の廣がりて

國名となりしならんか。

開化天皇且波大縣主由基理の女竹野比賣を納れて、比古由牟須美命を生み給ひ、崇神天皇は皇弟日子坐王を丹波に遣し玖賀耳御笠を征せしめ、日子坐王の子丹波道主王將軍に拜せられて、所謂四道將軍の一人となり丹波を征し、功を以て丹波國に封せられ、其子孫此地に住して繁榮せり。(日本書紀)丹波の舊族はこれを以て最貴とすべく、其他新撰姓氏錄には蕃別たる歸化人の裔として丹波史住せしこと見ゆ即ち同書には

丹波史、後漢靈帝八世孫、孝目王之後也

と見ゆ、丹波宿禰の姓を賜はりし、康賴はその系なりと云ふ。又崇神天皇紀六十年七月は丹波水上の人水香戸邊の名見ゆ、垂仁天皇紀八十七年二月には丹波桑田村に麤襲と呼ぶものありて八尺瓊勾玉を得て献せしことを記し、雄略天皇紀十七年には土師連吾丹波但馬の私民部を獻じ、二十三年紀には吉備臣尾代丹波國浦掛の水門に蝦夷を斬りしことを記したれば蝦夷族の居りしことも明かなるべし。顯宗天皇紀安康天皇三年十月の記載に億計、弘計二王、丹波に難を避けられし事見ゆ、繼體天皇即位前紀には仲哀天皇五世の孫倭彦王丹波桑田郡に在りしことを記し、安閑天皇紀二年には丹波國蘇斯岐屯倉を置けること見ゆ。

天武天皇紀二年には丹波但馬等の諸國に命じて屬する百姓の歌を能くする男女及侏儒伎人を選びて

貢せしめ、同紀五年には新嘗祭の國郡を卜定して、丹波國河沙郡を以て須岐となせり。文武天皇元年には丹波國より白鹿を獻じ、四年錫を獻せり。(日本書紀)大寶元年には丹波國地震三日あり、慶雲四年には天下疫飢し、丹波國甚しかりき。(日本書紀)

和銅元年始めて丹波等の國々に綾錦を織らしめられ、靈龜元年丹波國より白鶴を獻じ、養老三年始めて按察使を置き、丹波守小野馬養をして丹後、但馬、因幡を管せしめ、同六年九月丹波國等より錢調を輸し、天平四年には使を丹波に遣して遣唐使船を作らしめ、天平寶字二年十一月には大嘗會に丹波を由機と卜定し、同八年人を派して池を丹波に堀らしめ、天平神護二年昆解宮成なるもの天田郡華浪山にて白鶴を得て之を獻じたり。(日本書紀)日本逸史には延暦十二年新宮の諸門を作らしめられしが、丹波猪使氏の造る所なるを記せり。

弘仁六年に至りて畿内及丹波に茶を植ゑしめられ、延暦二年丹波直真養をして國造に任じたり。(日本書紀)丹波國司に任せられたるもの、中平安朝初期までのものを年代順に記せば左の如し。

大神朝臣伯麿、佐太忌寸老、(和銅) 榎井朝臣廣國、(靈龜) 小野朝臣真養、(養老) 石上朝臣乙麿、佐伯宿禰常人、大井王、(天平) 巨勢朝臣埤麿、(天平勝寶) 大藏朝臣麿、惠美朝臣久須麿、和氣王、(天平寶字) 藤原朝臣田麿、(天平神護) 日置養麿、(天平神護) 藤原朝臣家依、石上朝息繼、藤原朝臣宅美、紀家守、坂上忌寸刈田麿、(寶龜) 佐伯久良麿、笠名末呂、淺井王、秋篠安人、川村王、安倍弟

當、(延暦)大中臣智治庶、(大同)大野直雄、(弘仁)

國司は四年毎に交替する官制なれば、此後一々枚擧すること能はず。

丹波國府の所在地は今之を考定すること能はず。遺蹟と稱するところ、今船井郡大字北屋賀にありて、一帶の臺地をなし、濠を繞らせり。此地小字國府川、國府垣内、國分馬場等の名存し、屋賀は家宅の義にして國司の邸宅ありし處なりと考へられざるにあらず。中古以前に於ける交通路は保津村を経て千歳の山麓に出で、馬路村を経て屋賀に達せるものなるべく、保津村の北には字按察使あり、北に隣りて字毘沙門あり、國分寺毘沙門堂の遺址なるべく、國分の西北三日市と稱するは、往時に於ける貨物の集散地なりしなるべく、出雲神社また此地にあり、往還の馬次たる馬路に今壯大なる車塚あり、之を過ぐれば屋賀に至るものなれば、國府址としてはやゝ妥當なるを思ふ。然れどもまた今龜岡町には字三宅ありて、三宅神社あり、古の官倉正院のありし處とすれば此地方に遺址を求めざるべからざる如きも疑ふべし。

國司制度紊れて、莊園各地に起るや、地方又紛亂して今詳細にすること能はず。文治元年源賴朝守護地頭の制度を設け、土肥實平當國の守護となりしことあり、建武中興には六條忠顯國司に任せられ碓井守景を守護代とし、足利尊氏が建武二年叛するや仁木賴章をして此地方を徇へしめ、其子義尹を守護とし、正平年間に至りて山名時氏吉野朝に歸順して丹波を略定せしも、次で足利義詮に降りて當

國守護となれり。(此間の史實は龜岡町遠山末一郎氏所藏の文書に關係する所多し)時氏に繼いで氏清守護となり、細川頼元之につきて守護となり、子孫相傳へ、政元に至りて養子澄之に傳へ、永正四年政元が其部下に弑せらるゝや、政元の養子澄元また澄之を殺し、同じく養子細川高國また家督を争ひて澄元と争へり。やがて、世は戰國亂離の状態を呈し來り、下剋上の風は上下に漲り、遂に大永年中に至りて被管多紀郡八上城主波多野植通細川高國の命により、近郡を略せしが遂に自立し、豪族久下、赤井、長澤等の諸士を服して、丹波一圓を領せしが、其裔波多野秀治に至りて遂に明智光秀の爲に滅ぼされ、光秀歿後羽柴秀勝、前田玄以等の分領する所となり、江戸幕府の初年には岡部長盛は福知山(五萬)に、松平成重<sup>三萬</sup>は龜山に、九龜隆秀<sup>一萬</sup>は綾部に、谷衛好<sup>六千</sup>石は山家に、小出吉親<sup>七千</sup>石は園部に各々其藩主として丹波を分領し其後變遷ありて、明治維新の初めには篠山、柏原の二藩を加へて七藩となれり、次で版籍奉還の結果各城主は知藩事となりしが、明治四年何鹿、船井、桑田の三郡は京都府に隸し、同九年豐岡縣を廢するに及び天田郡京都府に加はり、多紀、氷上の二郡は兵庫縣に屬せしめ、同十三年桑田郡を分ちて南桑田郡、北桑田郡に分割せらるゝに至れり。

## 第二節 南桑田郡及郷村沿革

上古に於ける本郡の沿革及其發達の状態はもとより文献の徵すべきものなきを以て、今之を明にす

ること能はざるも後章に論述する處の本郡に於ける古墳の配置及び其研究によりて、略其文化發達の状態を明かにすることを得べし。而して王朝時代に入りては、日本書紀以下に桑田郡或は桑田村等の名散見する所にして、前節既に記述せる垂仁紀八十七年には

昔丹波桑田村、有人名曰「瓊瓊杵尊」瓊瓊家有犬、曰「足往」是犬吠山獸名牟士那而殺之、則獸腹有八尺瓊勾玉因以獻之、是王今有石上神宮。

とあり、(此文を日本書紀通證には恐らく後人の附録せるものなるべしと云へり)、又仁徳天皇紀には

天皇以宮人桑田玖賀媛示近習舍人等云々と見ゆ、繼體天皇紀には

大伴金村大連議曰、今足仲彥天皇五世孫倭彥王、在丹波國桑田郡迎立爲人主云々とあり、足仲彥天皇は仲哀天皇なり、而して日本後紀承和五年二月に

丹波國桑田郡空閑地三十町賜諱田

とありて、即ち道康親王に賜ひしにて、桑田郡名の記録に見ゆるは繼體天皇紀最も古く、此條それに次ぐものとすべし。和名抄桑田を「久波多」と訓じ、名義を考へて、雄略紀を引證し

「詔宜桑國縣、殖桑、又散邊秦氏、使獻唐調、」

之を以て郡名の起源とせり。秦氏と本郡との關係は極めて密接なること次に論證する如く、而も中世桑田庄が秦氏の氏神たる山城松尾社領莊園たりしことなどを考察すれば、雄略紀を引證して桑田の名義を考證せる和名抄の記述はよくその事實を物語れるものならむ。

本郡には山城葛野郡官幣大社松尾神社と其祭神を同じくし大山咋神を祀れる神社多し。而も神社名を松尾神社と稱せるもの其中三社あり。今指定神社中よりこれを擧ぐれば左の如し。

村社	桑田神社	篠村
村社	松尾神社	西別院村
村社	屋磨内神社	本梅村
郷社	大井神社	大井村
村社	松尾神社	千代川村
村社	松尾神社	旭村
村社	日吉神社	河原林村
村社	請田神社	保津村
郷社	鍛山神社	龜岡町

(境内神社日吉神社)



村社 檜船神社 檜田村

(境内神社松尾神社)

村社 太神宮 旭村

(境内神社日吉神社)

村社 若宮神社 河原林村

(境内神社大山咋神社)

本郡は大枝坂を隔て、山城葛野郡に接し、保津川に由りて大堰川に連絡す。古代文化の移動、發達上より見て本郡と葛野郡との密接なる關係の存すること地勢の上より明かなるべし。而も前掲の如く松尾大社と其祭神を同じくする神社の多きは其徵證たるべし。

松尾神社の祭神大山咋神は傳説に由れば大己貴命の御子にして御母は市杵島姫命とし、初大己貴命の天下を經營し給ふ時、從ひて丹波國に到りしが、是時丹波國は皆湖にして鴻水山を懷き、濁浪空を排し土人産業安からず、大山咋神大己貴命と共に水脈地勢を視て東方山峽の通すべきを察し、一葉の船を泛べ、一把の鍬をあげ、遂に湖水を山城の葛野に流通し給ひければ、丹波の水涸れ家郷開けて田地漸次豊饒となれり。されば後人其徳を尊び社殿に祀りたりと云ふ。此傳説はもとより地形の上より出でたるものならむが、古代葛野郡との交通比較的早く開けたるを證するものと云ふを得べく、殊に

保津川の沿岸に沿ひて松尾神を祀れる神社多きは注意を惹く所なり。

蓋し松尾神社は上古秦氏の祖神として祀れる所にして、秦氏はもとより歸化の民にして平安朝以前既に山城にあり、殊に山城北部に繁延せる據然たる大豪族となれると共に、大山咋神を己が祖神として奉仕し、秦都理葛野郡に松尾神社を建て、秦氏を以て世々祀官とせる所なり。されば其祖神と稱する松尾神の祀れる神社の分布は或は秦氏の勢力圏の一面を考定すべき傍證となる場合存すべし。南桑田郡にはかの太秦廣隆寺を創創せる秦河勝よりし、川勝の姓を稱するもの多く、又本郡に曾我部郷、漢部郷ありて宗部は秦氏の後裔と稱せられ、漢部は秦氏の部屬にして漢織をよくせるものを云ひしこと、雄略紀に「散遷秦民使献調庸又聚漢部定其伴造」とあるを以て知らるゝにて本郡に秦氏の廣がりしことを知ると共に松尾神を祀れる神社多きこと偶然にあらず。

或はこれ出雲地方より來れる大己貴神の系統の諸神が始め此地方に據り、更らに山城に出で、嵯峨松尾に鎮座せられしものならむと云ふも考へらるべし。殊に本郡には國幣社出雲神社あるのみならず、村社出雲神社本梅村にあり、其他大己貴神を祭神せるもの三社あり。又山城北部には加茂に出雲井於神社(移神社)、愛宕郡高野村に出雲高野神社と稱せらるゝものあるより見れば、此等の關係をも考察せざるを得ざるも、秦氏系統の民が山城葛野郡の地方より出で、口丹波に出で、其一族の發展と共に各地方に松尾神を祀れるものにあらざるべきか、松尾神社祭神が大井川を溯りて丹波に出でたと

云ふ、大井神社の傳説の如きこれを示せるものならむ。

大井神社は大井村字並河に鎮座し、延喜式内の舊官社にして御井神、月讀命、市杵島姫命の三神を祀る。社傳には和銅三年九月詔によりて社殿を創立し、貞觀八年勅して競馬を許されしが、其後應仁文明の亂に荒廢し、天正年間明智光秀の爲遂に兵燹に罹ると云ふ。傳説に従へば御井神は大山咋神にして、市杵島姫命と共に山城松尾神社より大井川を鯉の背に乗り渡らせ給ひこゝに鎮座すと云ひ、松尾大神を酒神と稱することより此二神を酒美豆男神、酒美豆女神と稱すと云ふ。「延喜式神名帳頭注」には左の如く記せり。

大井。月讀神命也。建治乙亥四月、神輿依大井川大水而流此地。故國民祭之云々

次に平安朝の末期より葛野郡松尾大社の所領丹波國桑田庄に就いて調査したる所を、左に記すべし。

山城松尾神社の所領中最も主要なるものは攝津山本庄、越中松永庄及び丹波雀部庄及び桑田庄なり。桑田庄は今南桑田郡のある地域を指せるものなるべし。本郡に倭名抄桑田郷あり。郡岡良弼著大日本地理史料には今王子篠村、保津、馬堀、野條、森村、淨法寺を其郷域とせり。然れども松尾社領桑田庄はこの地域の一部を指せるものなるかは疑はし。

此庄の名稱は單に桑田庄と稱したる外に桑田神戸田、桑田神戸田惣庄或は小川神戸田と稱せられた

る如し。(松尾神社所藏文書、東房長氏所藏文書)今南桑田郡には倭名抄小川郷と稱したる地域あり。大日本地理史料には其疆域馬路、旭、國分、千歳、毘沙門、川關、屋賀、千原、拜田、北庄、今津、高野林、小林、金岐、湯井の諸村に亘れるものとせり。松尾社所領の桑田庄はこの地方なるべく、桑田庄の桑田は郡の名稱として冠したるものにて、小川神戸田と稱するものその地名を示せるものなるべし。今千代川村に小川と稱する字あり、村社松尾神社ありて大山咋神を祀れり。又小川月讀社と稱するもの今馬路村大字馬路にあり、月讀神を祀り延喜式桑田郡十九座之内にて「小川月讀社名神大」とあるものこれなるべし、貞觀五年神階を從五位下より從五位上に進めらる。然るに應仁年間大堰川洪水に際し社地を流失し一時廢絶したりと云ふ。大日本史神祇志には此社もと小川村にありしと書せるは恐らく事實なるべく、山城松尾月讀社と關係あるものなるべし。馬路村と千代川村は保津川を隔て、相隣れる村にしてかく山城松尾神社と祭神を同じくせる神社の存する地方に松尾社領のあるは然るべき事ならむ。さて丹波桑田小川神戸田が山城松尾神領となりたるは壽永三年十一月の事にして「聖朝安穩之御願」の爲めに寄進せられたるを其初とすべきこと左の葛野郡東房長氏所藏の文書に由りて知らるゝなり。

松尾神社禰宜相衡目安案

松尾禰宜相衡言上

欲被經急速御沙汰

與審本奉行入門真左衛門入道

宣旨院宣等證文且任關東六波羅下知並曆應二年十二月御教書旨被停止八木彌

二郎不知實名

社家雜掌

濫妨可沙汰居相衡於地下田被成御教書於守護御方全知行專神役社領丹波國桑田庄事

副進

一通 宣旨

壽永三年十一月五日 聖朝安穩之御願之由事

一通 關東下知

桑田庄爲常社領可奉行 宣旨三年三月廿一日

一通 六波羅下知

桑田庄下司職可社家之進止之由事

一通 御教書

曆應二年十二月八日 當社下司職止八木彌二郎押領可沙汰居雜掌於下地之由事

一通 守護執行並打渡狀案

曆應三年

右當庄者爲近國社領相叶晝夜朝暮社役地也然則可爲一圓不輸神領之由關東六波羅下知等炳焉也口八木彌二郎募武威押領當庄下司分之間就訴申停止彼押領可沙汰居社家雜掌於下地之由去曆應二年就被成下御教書守護被打渡之畢爰去四月二十七日彌二郎非率數多人勢亂入當庄當押領件下司職濫妨惣庄務之間無止神役等已及關如之條爭不被驚思食哉所詮任先度御教書於下司職者不日被打渡社家至惣庄者可停止濫妨之由被成御教書於守護御方彌爲奉祈四海泰平之御願言上如件

貞和二年五月 日

而して始め社領として沙彌證阿がその預所職を知行したりしが建久八年二月二日神主泰相頼の子泰相久に譲りたり。其際神領は九町なりしこと同氏所藏の次の文書によりて知らる。

松尾大神政所

定

桑田庄領所職事

(桑田は小川神戸 田の略名也助)

右庄雖爲往古神領九町之内而沙彌證阿之時一圓成沙汰天所申下宣旨也而雖不爲神主讓得本文書令知行何有妨哉早於件庄預所ハ機谷禰宜相久永所讓與也不可有他妨之狀如件  
建久八年二月二十四日

權祝康任 (花押)

權禰宜爲任 (花押)

權神主相能 (花押)

正祝相繼

禰宜能任 (花押)

神主頼康 (花押)

城外之間 不加判

其後社領桑田庄の預所職は下司職と稱したりしが、下司八木彌二郎盛義なるもの權勢に乗じて神供米を出さず、土地の押領をなせしかば、貞和三年七月足利直義御教書を出して其亂暴を止めしこと前掲の文書及左の直義御教書(松尾神社所藏文書)によりて知るを得べし。

一 足利直義御教書

松尾社領丹波國桑田神戸雜掌定勝申下司八木彌次郎盛義濫妨事

右當所者神領之條勅裁以下炳焉而盛義爲社家恩補下司職募威不備神供米致濫妨狼藉之由就訴申被尋下之處如今年七月二日盛義狀者彼所爲社家一圓神領有限御公事等隨社命致沙汰之下者曾無濫妨之儀云々者以上不及異儀雜掌先例可全所務之狀下知如件

貞和三年七月二十七日

右兵衛督源朝臣 花押

又足利義詮は康安元年十月御教書を出して桑田庄に於ける武士の亂暴を止めしことあり。(東房長氏所藏文書)而して此庄は永享四年四月御教書を見れば段錢並に臨時課役等も免除せられ、應永三年三月松尾社務目安にも大嘗役夫工米以下の諸役を免せらるゝのみならず相國寺造營の段錢をも免せられしこと同氏所藏の文書に見ゆる所なり。

以上松尾社領の沿革を略述せるが本郡に松尾神社の神社名を有せるもの三社あり。一つは前掲の千代川村鎮座にして大山咋神以下を祀り、一つは旭村字今峠の鎮座にて大山咋神市杵島姫命を祀る、口碑には和銅年中の勸請にて天正年中兵火に罹りたりと傳へ、又延喜式桑田十九座の中なりと云ふ。沿革今知るべきものなし。一つは西別院村大字犬甘野の松尾神社にして同じく大山咋神、市杵島姫命を祀る、天正年中火災に罹りたりと傳ふるも、今由來を知るべからず。

松尾神社の名稱は葛野郡松尾神社を以て藍鵜とせざるべからず、古事記に「次大山咋神亦名末之大主神、此神者坐近淡海國之日枝山亦葛野之松尾用鳴鏑神也」とありてありしことを記しその名稱は地勢より來りしものなるべし。されば本郡の松尾神社はその名稱よりすれば山城鎮座の後に生じたる名稱なること明かなり。

和名抄には桑田郡の下に左の十二郷を載せたり。

(一) 小川 乎加波

(二) 桑田 久波多

(三) 漢部わたべ訓團

(四) 宗我部そがべ訓團

(五) 川人 加波無土

(六) 荒部 訓團

(七) 池部 同上

(八) 弓削 同上

(九) 山國 同上

(十) 横作 同上

(十一) 佐伯 同上

(十二) 有頭 同上

小川郷は小川月讀社の鎮座する所、今の馬路、旭、千歳、千代川及び稗田野の一部、船井郡の一部を合めるものなりしなるべし。太平記には丹波小川莊を以て岩屋寺に施入せる事を記せるは此の地域一

部を指せるなるべく、又應仁記には伊勢氏丹小川莊田四百五十町を領せることを記せり。出雲神社の鎮座地は恐らく此郷内なるべく、されば出雲神社宮司廣瀬侍郎氏所藏の古文書に伏見天皇永仁六年の田地賣券に

處分 治部殿分

合六反者

小川郷 長治間里十四坪二反

葛田里二坪壹反 揭田里廿一坪荒二反

梶淵里七坪東主畠一反

右任處分帳之旨所奉書與之狀如件

永仁六年正月廿九日

惣判官代 大秦種久 (花押)

又後醍醐帝建武四年の寄進狀に(廣瀬侍郎氏藏)

(○別筆) 任此狀永代御管領

不可有相違之狀如件

目代 秦 (花押)

奉寄進 龍翔寺田地事

合貳段者 字馬路

在丹波國桑田郡小河郷長治間里卅四坪内

四至堺 本券文在之

右當寺者日圓上人爲本願至令營建戒行持律古跡、今者別傳修行之導場、佛法不退之、(右)釋氏幽棲之處也、件田地者本願上人之精鬼充僧食物永代奉寄進者也、但非住持者不可相綺、爰當敷地者爲久領内也、彼田地者爲他名之脇私相傳之上者更不可有爲久方口八將又雖爲明賢爲繼等之一族於桿妨輩者可被申行罪科者也仍爲末代龜鏡寄進狀如件

建武四年丁丑五月廿二日

沙門 明賢 (花押)

大秦 爲繼 (花押)

とあり、此文書の署名者は皆出雲神社の庄官たりしなるべく、小川郷に出雲社領の多かりしこと想像すべく、又出雲社が山城連華王院(京都三十三間堂)の領家を仰ぎ、西園寺家を領家とせしことも、出雲神社所藏の文書に明かなればそれらの勢威も此地方に入りしなるべく。又前述の如く、小川郷が山城松尾社領たりしことあり實に小川郷は桑田郡に於ける最も早く文化の發達せる地方にて、國府、國

分寺また此郷に含まれたり。

桑田郷は今の篠村、保津の諸村の大部を含めるものならん。篠村庄はもと源義經が所領たりしことあり而も後源氏の累族たる僧延朗の知行せしこと吾妻鏡文治二年三月廿八日の條に見わ後、此庄が篠村八幡宮領となり、山城醍醐三寶院の所管となれることは、篠村八幡宮の項に詳述すべし。而して桑田庄が中世山城松尾社領なりしことも前述せし如し。

保津村は同じく此郷に屬せるなるべく、源平盛衰記には僧文覺保津庄に在りしことを傳へ、又龜岡町遠山末一郎氏文書には此地に保津城ありて南北朝時代に戦亂ありしこと見わ、戦國末保津侍として崛起し、丹波軍の勢力をなせるもの、如し。此地も小林氏と稱するもあり、又別に五苗族の有力なる一族あり、その發達は興味深きものなるを以て左に記すべし。

此保津村の地方は愛宕山を隔て、山城葛野の平野に通ずる路あり、對岸は篠村にして大枝坂峠を越わて丹波に通ず、戦國亂世の時代には定めし、謀略ある諸將の隠れたる策源地となりしなるべし。今保津の門閥たる五苗團體には五氏正義傳なる一冊の記録存せり。こは近世明和三年に筆録したるものにして、その序に保津村内に村上、桂、長尾、石川、永井の五氏あり、其系譜は連綿として長く、今日に傳はれるも後世支流の混亂するを恐れこゝに記録す云々と記せり。五苗と稱するは必ずしも五家を云ふ意味にあらずして五人組など、五の數を用ゐたると同じく正確なる數字を示せるものにあらず。

す。此書の内容は五苗一族即ち幕府時代を通じて苗字帯刀の特權を有せる地方農村の特權階級が幕末に至つて漸く世態の動搖と共に家格を忘れられんとするを遺憾として記録して後世に遺すべくものせられたるものなるべし。而も龜山藩が又之等一族の特權維持に如何に努力せしかをも知らるべし。

五苗團體の所藏にかゝる左の細川高國の感狀は、五苗の沿革を物語れり。

近日可出張候間各相談其働專一候於忠節者可褒美候  
猶内藤彦五郎可申候頓首

三月十四日 高國 (花押)  
保津諸侍中

今一通は高國の書狀にして

今度於丹州別抽粉骨由尤神妙候彌忠節簡要候猶内藤  
彦五郎可申候謹言

五月十四日 高國 (花押)  
保津諸侍中



圖二第 細川高國軍忠狀 保津村五苗財圖

此威状及書狀は永正年間のものなるべく、細川政元の養子細川高國が同じく養子澄元と家督を争ひ丹波守護職たらんとして、戦へる時、保津の諸侍即ち五苗の祖先が之に黨し、高國の爲に盡したるなるべし。さればこれより細川氏の保護により五苗は地方に於ける豪族として現はれ出でしならむ。

然るに今本村に小林黨とて門閥を稱せる一族あり、小林喜太郎氏所藏の古文書は後世の書寫にかゝるものにして、原書にあらざるも、其寫にかゝる古文書の様式等よく整ひ正確なる書寫なるべく思はる。それによれば、吉野朝時代に既に小林氏は地方に頭角を顯はせるもの、如く、江戸幕府の初期たる寛文九年の古文書には明かに此村に小林黨なるもの、存せることを示せり。而して五苗對小林黨の間には江戸時代を通じて其門閥を争へる如く、それらに關する古文書現存せり。前掲の五氏正義傳には此に關して小林氏を貶して小林が「筋目も有之様に兼而心得違居候由去小百姓同前の格に而候」云々と記し、剩へ寛保年中扇の芝と云處に小林左近將監時盛墓と書ける石碑を建て、其子孫と號し、又辨財天社を時盛の守り神として小林氏が支配せるに對し異議を唱へ、龜山城主青山因幡守に訴へしかば、石碑は城主より役人を指向け沒收し、五苗をして保存せしめしことを記載し、後龜山城主と國替に伴ひ、新藩主松平紀伊守に至つて、小林黨の者此石碑の返却を願ひしに、却つて罪せられし事を記し、「小林の者其何の筋目も無之者に候間小百姓格と相心得可申事に候」云々と記載せり。藩主が斯く階級間の動搖を抑へて、それを維持せんとせしを窮知すべし。五氏正義傳には各種の五苗對百姓に對

する取極めを載録せるも、こゝには省略することゝせん。

漢部郷は今其地域を考定すること能はず。神鳳抄に「丹波國漢部郷御厨内宮領」云々とあり、今本郡に神地、神原等の諸村ありて、或は其地方にあらずや、即ち笑路、大槻、萬願寺、寺田、牧、湯谷、鎌倉、栢原、南掛、二料等の東別院、西別院の地方ならむか。然れども今漢部の地名すらなくただ記して後考を俟つ。別院には長澤氏あり、足利氏の時波多野、赤井、久下と共に、丹波に割據せし一族にて、此地方戰國時代城址と傳ふるもの多し。

川人郷は今全く知るべからず。

荒部郷亦詳ならず。或は春日部の轉訛せるものかとの説あり。然らば即ち春日部村方面を指せるものならんか。春日部は今曾我部村に入る。小泉、田能の樫田村諸村は此に入るべきか。樫田村樫船神社所藏の文書(寫)に吉野朝のものあり左の如し。

丹波國桑田郡彌勒寺別院之内田能村與所々他領山々堺目之事

(中略)

觀應貳年八月日

田能むら地頭代

中のはた地頭代

どうげん地頭代  
なんげん地頭代

これによれば、別院村名稱は彌勒寺別院の在りしより生ぜしなるべく、彌勒寺址を考定すること能はざるは遺憾とす。

宗我部郷は今曾我部村に相當せるなるべし。曾我部郷は嘉録元年の官符に東大寺領たりしこと、吾妻鏡嘉禎四年に後白河院の法華堂たりしことあり。此地穴太寺の創建せらるゝあり、與能神社の鎮座する在り、而も此等社寺の沿革割合に之を明かにすることを得るを以て見れば、此地方の文化は早く奈良朝に發せるなるべく、而して春日部郷は足利時代には赤松貞範所領地たりし如し。(嘉吉記)弓削郷、山國郷、有頭郷、横作郷は何れも北桑田郡に屬せるなるべし。

佐伯郷は今稗田野村佐伯より、猪倉、吉田、天川、柿花、太田、鹿谷、土田、並河、宇津根諸村なるべく、佐伯郷は東寺文書に正中二年東寺最勝院領たりしこと、醍醐三寶院文書に建武三年篠村八幡宮領となりしことあり。此地に稗田野神社、大井神社鎮座す。

今龜岡町の地は桑田郷、宗我部郷に屬せしならむか。

### 第三節 江戸時代に於ける本郡の領地制度

本郡は領主區々に分れて御料、幕領、藩領、社寺領等、交錯牽制す。一村にして數領主を戴くもの

すらあり、以て徳川氏政策の存するところを知るべし。蓋し領主を異にするに従ひ施政の方針自ら異り、他領との間は其の境を接するも單に水利、交通若くば親戚往來の外に何等行政の關する所なし。仙洞御料に屬するものは三個所にして千ヶ畑及び土田の一部と並河とを以て數ふ。

藩領 四領主に分屬す。然して初封以來屢次轉封ありて永領せしもの唯園部藩あるのみ。茲に徳川末期に於ける各領主を擧ぐれば左の如し。

領主所在	領主	領	高	家門	詰所
龜山	松平豊前守	五萬石		譜代	帝鑑間詰
園部	小出信濃守	二萬六千七百一十石餘		外様	柳間丑側
篠山	青山下野守	六萬石		譜代	雁間子側
高槻	永井飛彈守	三萬六千石		譜代	雁間丑側

龜山は天正年中に於て明智光秀の城地を築けるところ爾來城主二十二代を代へしが、寛延二年松平氏篠山より移封し、八代百二十一年を以て明治維新に至れり。然して其の領地は本郡の大半を占め、實に五十六個村、朱印領高二萬三千三百九十七石九斗九升三合を數ふ。  
丹波奉行 五味備前守(金次郎)にして幕領地を支配せり。

### 現在町村區劃



龜岡町

上矢田 龜山藩領

百二十二石五斗三升四合(文久)

(四軒屋)

(二十石餘)

(龜山)中矢田

同上(矢田町、安服町、京町)

百七十八石六斗三合(文久)

(同)下矢田

同上(新町、旅籠町、柳町、魚屋町、彌屋町)

五百七十五石三斗九升四合(文久)

(同)古世

同上(東野町、四野町、横町、突拔等)

五百二十七石二升一合(文久)

(同)荒塚

同上(本町、紺屋町)

百五十九石六斗三合(文久)

(同)追分

同上(西町、北町)

二百六十六石七斗三升七合(文久)

(同)安町村

同上

二百十六石二斗六升(文久)

(同)三宅

同上

百六十一石五升七合(文久)

餘部

同上(餘部、新冢、河原町、茶屋前)

千四百十九石四斗三升(文久)

宇津根

同上

二百九十一石八斗五升五合二勺(文久)

篠原

同上

千百一十一石六斗七升二合(文久)

柏原

同上

五百一十一石一斗七升九合(同上)

森堀

同上

二百五十八石六斗九升五合(同上)

馬堀

同上

二百石一斗二合(天保)

山本

同上

五百五十八石八斗八升七合(同上)

王子

同上(王子、峠)

三百三十一石四斗一合(同上)

廣田 同上

二百四十七石八斗八升二合(文久)

淨法寺 同上

三百十四石七斗九升四合(同上)

能登 龜山藩領

四百五十石一斗五升(文久)

料田 同上

九十四石九斗五升四合(同上)

生田 同上

八十三石一斗七升三合(同上)

畑田 同上

二百十六石三斗一升五合(文久)

灰田 同上

六十一石六斗二升八合(天保)

泉別院村

百四十三石一斗四合(天保)

原上

九十二石七合(文久)

高槻藩領

百八十九石一斗五升(天保)

野上

七十二石(同上)

同

二百四十石(同上)

同

二百四十石(同上)

龜山藩領

百八石(同上)

高槻藩領

百三十三石八斗四升四合(文久)

龜山藩領

百十石二斗三升(同上)

高槻藩領

百十石二斗三升(同上)

西別院村

笑路 高槻藩領  
 神地 同上  
 牧原 同上  
 柚野 同上  
 犬野 同上  
 寺田 高槻藩領  
 萬願寺 旗本平野久右衛門知行  
 大槻 高槻藩領  
 曾我部 村  
 川上 龜山藩領  
 川西 同上  
 川南 同上  
 川重 同上  
 中利 同上  
 犬飼 高槻藩領  
 寺飼 高槻藩領  
 春日部 旗本平野勝三郎知行

百七十石(天保)  
 二百六十石(同上)  
 三百八十六斗七升(天保)  
 二百石(同上)  
 六百七十六斗二升(同上)  
 九十石(同上)  
 七十石(同上)  
 八十石(同上)  
 七十七石(同上)

三百六十八斗四升(文久)  
 四百三十七斗八合(同上)  
 四百二十八石二斗一升五合(同上)  
 二百四十石(同上)  
 七百八十八石九斗九升(天保)  
 五百五十五石八斗七升  
 (五石八斗五升)  
 二百二十四石(文久)

穴法

貴高槻藩領  
 太旗本松田善右衛門知行

五百四十石(天保)  
 六百五十七石八斗一升七合(文久)

吉

吉川村  
 旗本松田善右衛門知行  
 龜山藩領

三百五十一石一斗二升八合(文久)  
 六十三石一斗六升九合(同上)

穴天

穴川 同上  
 穴天 旗本前田半右衛門知行  
 種田 龜山藩領  
 野村

三百八十三石一斗九合(同上)  
 五十六石三斗(同上)  
 (無高)

佐蘆

佐伯 龜山藩領(佐伯、天川)  
 山同 同上

千三百四十五石五斗二升(天保)  
 二十二石二斗三升四合(天保)

太

田 旗本村上八十郎知行  
 同 和田八郎知行  
 同 妻木久之丞知行  
 同 松田善右衛門知行

二百五十石(同上)  
 百四十五石七斗五升(同上)  
 二百五十石(同上)  
 二十八石五升六合(同上)

鹿柿山

鹿谷 旗本村上八十郎知行  
 柿花 旗本村上鍋五郎知行  
 山内 旗本村上鍋五郎知行

四百七十石(同上)  
 二百石(同上)  
 三百石(同上)

本梅村

東加含 旗下前田半右衛門知行

西加含 龜山藩領

中平松 園部藩領

畑野村

千ヶ畑 仙洞御所

土ヶ畑 法常寺領

廣野 園部藩領

(備考) 千ヶ畑園部藩領なりしが寛永十一年大井村と交換して御料となれり

宮前村

神前 龜山藩領

宮川 同上

猪倉 旗下村上左衛門知行

大井村

並井 園部藩領

河井 仙洞御料

二百八十石(天保)

五百十九石七斗五升二合(文久)

四百四十石三斗(天保)

三百九十五石三斗五升(同上)

二十九石(天保)

五十石

八十石七斗九升八合(同上)

三十九石九斗一升五合(文久)

六百七十三石八斗七升三合(文久)

七百九十五石六斗三升三合(同上)

二百九十五石八斗三升五合(天保)

九十六石(天保)

八百石(同上)

土田

北金岐

南金岐

金岐

千代川

川關

千原

北ノ庄

湯井

小野

高野

今津

小川

灰田

仙洞御料

龜山藩領

旗下佐々民之助知行

龜山藩領

旗下佐々民之助知行

旗下津田好之丞知行

旗下佐々民之助知行

川村

旗下津田好之丞知行

龜山藩領

旗下能勢惣十郎知行

同上

龜山藩領

同上

同上

同上

同上

同上

旗下能勢惣十郎知行

三十三石三斗三升(同上)

三百五十六石六斗六升(同上)

百八十石(同上)

九十三石七斗七升(同上)

百二十石二升三合(同上)

百十三石六斗六升(文久)

百一石八斗四升(同上)

九十五石八斗六升七合五勺(文久)

四百一石七斗六升(同上)

七百五石七斗五升(同上)

百五十四石九斗(同上)

百九十一石五斗一升(同上)

三百八十一石五升八合(同上)

二百石二斗六升四合(同上)

八十五石七升五合(同上)

百六石五斗七升(文久)

三十二石二斗(同上)

百十五石九斗(同上)

馬路村	千五百二十石九斗三升(文久)
旗下一杉浦若狹守知行	十二石五升七合(同上)
代官支配	百五十八石四斗二升(同上)
旭村	四十九石九斗六升(文久)
篠山藩領	三百八十二石八斗三升九合(同上)
旗下一津田好之承知行	四十四石七斗四升(同上)
篠山藩領	六百六十一石四斗六升一合(同上)
地	四百石一斗六升八合(天保)
濃田	二百九十八石三斗(文久)
鶴山藩領	五百六十五石四斗五升(天保)
階	四十二石七斗六升(同上)
同	百二十六石四斗(同上)
上	四百二十石九斗七升七合(同上)
千歲村	三百七十六石(同上)
旗下一津田好之承知行	三十石(同上)
龜山藩領	八十八石(同上)
分	
龜山藩領	
里	
旗下一津田好之承知行	
龜山藩領	
雲	
旗下一杉浦出雲守知行	
代官小堀仁右衛門支配	
旗下一杉浦出雲守知行	

(備考) 元和元年より元禄十一年までは代官小堀にて小口全部を支配せり。

河原林村

河原尻 旗下一武田河内守知行 千二百六十石(天保)

勝林

龜山藩領 六百四十八石八斗四升九分(同上)

南保津

龜山藩領 千二百六十一石八斗(天保)

北保津

同 上 九百五十八石三斗九升四合三勺(同上)

文久年度改

南北合郡 高五萬二千六百七十七石八升一合六勺

同 上

南桑田郡 同二萬一千八百六十六石

郡内各町村に於て特記すべき行政上の異例を認めざるも、唯舊馬路村に於てのみ是れあり。同村にては大番、中番、小番の別稱を爲し、村高を氏族によりて分ち各様に負擔を爲し來れるなりとぞ。

## 第四節 龜山城及龜岡町沿革

龜山城の濫觴は今之を詳にすること能はず。思ふに應仁文明亂後亂離の時代に當り、常に京都の背面を脅かせしものは、丹波の軍勢にして、應仁二年九月には東軍細川勝元の部下内藤備前守元貞が丹波國人を催して久下、長澤、萩野、本庄等以下の人々と大江山を打越わて、嵯峨、梅津、桂の方面を襲ひ、斯波義廉、畠山義就等の軍の爲めに逆撃せられ、大江山に退きしことあり。(應仁記)又永正五年及び八年に細川高國、大内義興等が丹波内藤貞正の邸に在りて、兵備を整へし等の事あり、(足利季世記、後法成寺關白記)而して京都北部の要塞船岡山にあり、此地は常に丹波勢を防禦せんが爲めに築かれたるもの、如く、當時の事情より想像すれば龜山には足利末期に至り恐らく陣屋の如きもの設けられしなるべく龜岡盆地の中央に高く、遙かに老の坂の峠を瞰下する此地は武將の必ず注目せる處なるべし。桑下漫録引用する處の龜山城地録には永正年間に既に城ありし如く記せども、當時は未だ我國築城術の發達せざる時代に屬し、後世の城廓の如きものあるべきにあらざれば、たゞ陣屋の如きもの存せしならむと想像せらる。

應仁亂後丹波の地は波多野氏最も顯はれ、久下長澤赤井の諸氏を服して一國を領し、八上城に在りて、東波多野を稱す。織田信長四方の攻伐を試むや、天正五年山陰を征せんとし、明智光秀、細川藤

孝を派す。光秀常に丹波の動靜を窺ひしに、丹後但馬の人 欺を光秀に通せしかば、波多野秀治其族宗長と共に兵を率ゐて之を征せしが、光秀覺を伺ひ、信長に請ふて藤孝、瀧川一益等と共に波多氏を攻む。時に天正五年十月なり。此時龜山城は今龜岡町の西端餘部に在り、波多野秀治の弟秀尙を主將とし城を圓岡城と稱し、専ら東丹波の防備につとめ、老ノ坂、沓掛方面に城砦を設けしが、光秀は明智光春等部下と共に本軍となりて篠村に進み、細川藤孝は其子忠興等と共に山城勝龍寺城より櫻田村田能越をなして龜山に進み、其威勢盛んなり。されば波多野の將士にして、光秀に降を請ふもの多く主將波多野秀尙亦走り、たゞ獨り福井因幡守貞政屈せずして奮闘せしも、持すること能はず城遂に陥り、光秀之に據る。波多野氏が篠山城も亦此時陥りしが、八上城を落すこと能はず、天正六年三月信長再び光秀等をして伐たしめ、光秀丹波に入り小山城を略し、高弘寺、馬堀城等を陥れ八上城は長圍の策を採り遂に謀略によりて天正七年七月八上城を取り、十月信長は光秀の爲に丹波一圍を興ふるに至れり。

以上の事實によりて見るに、光秀が初めて圓岡城に入りしは天正五年十月にして、其翌年三月再び丹波に入り、天正七年十月に至りて遂に八上城を陥れしなり。餘部にありし圓岡城を現在の城址に移し築城せしは恐らく天正六年三月より七年十月までの間なるべく、後の龜山城の丘阜餘部圓岡城の位置に比し、京師に對し亦、篠山、福知山方面に對しても、其防備に一層適切なる地點なりしを以てなる

べし。

本能寺の變は人口に膾炙するところなるも序を以て左にその概略を記すべし。織田信長は中國四國征伐の爲天正十年五月廿九日入洛して四條西洞院本能寺に館す。時に明智光秀は五月十七日安土を去つて坂本に歸り、廿六日出師の準備をして龜山に入り、廿七日愛宕に宿禱し、太郎坊に圖を探りて運を定め、廿八日西坊に於いて連歌師絶巴等と百韻の連歌を神前に納む。光秀の發句に「ときは今天が下知る五月哉」とあり、その意の存するところを知るべし。當時既に光秀の反形明かなりしなり。連歌終つて光秀龜山に歸り、六月朔日明智左馬助、同次右衛門等に心裡を泄し、夜闇にして二萬騎の兵を率ゐて發す。中國に向へば龜山より三草越をなさざるべからざるに急に馬首を東して、老ノ坂を越わ、山崎より攝津に入るの道を通せずして京都に向ひ、光秀軍裝を信長の上覽に入ると告げて、衆をして其行路を怪しまざらしめ、二日黎明入京して本能寺を襲ひしなり。

光秀山崎合戦に破れ、戦死するや一時龜山城は豊臣秀吉の管するところとなり、天正十一年織田信長の第四子羽柴秀勝(丹波少將)入部し、同十八年甲府に移り、同十九年より小早川秀秋居城し、文祿四年に至る。天正二十年秀秋が龜山町中專念寺、大圓寺、壽仙庵、栖隣庵、長徳寺の五ヶ寺に米二石宛寄進せしこと、其古文書の現存することによつて明かなるのみならず、文祿四年まで在城せしこと鎌山神社文書によつて明かなり。次で前田玄以龜山城主となり慶長四年に至る。此間或は石田三成の

城主たりしこと説くものあれどその事實なきこと云ふを俟たず。而して慶長四年八月岡部長盛龜山に二萬石を領し、上總下總領地を合して三萬二千石を領し、徳川秀忠又龜山附近にて二千石を加へ、慶長十九年、大阪陣には長盛父子大阪に赴き天満口の寄手たり、慶長二十年丹波に亂あるや龜山城にありて國中を鎮定し、元和七年八月龜山より福知山に轉封せらる。(岡部系圖)

元和七年より寛永十一年まで松平將監成重居城し、同年菅沼織部正定房入部し、龜山城四萬千石餘を領し、慶安元年卒す。定房が城下の神社寺院を保護し、寺社領の寄進をなせしこと各種史料に散見するところにして、又寛永十四年には領下の檢地を行へり。其子定昭其跡をつぎて、慶安元年龜山城三萬八千石を領す、(菅沼系圖)

次で同年松平伊賀守忠晴城主となり、三萬八千石を領し、寛文九年三月卒し、其子忠昭跡を繼ぎ貞享元年に至る。(御當家御系圖)貞享元年より久世出雲守重之城主となり、元祿十五年に至りて井上大和守正岑に至り高五萬石を領し、元祿十六年より青山因幡守忠重に封せられ、同俊春、同忠知の三代寛延二年まで青山氏の所領たり。

寛延二年正月二十三日松平紀伊守信岑篠山より國替入城し、これより八代百二十一年間松平氏藩主として明治維新に至れり。松平家譜により、其居城年數を記せば左の如し。

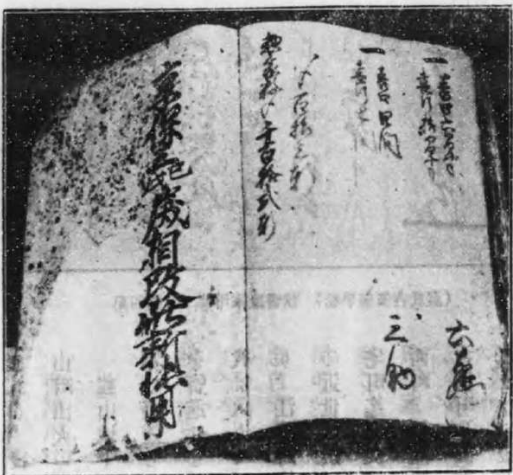
松平信岑 十四年

同 信直 十八年  
 同 信道 十年  
 同 信彰 十年  
 同 信志 十五年  
 同 信豪 廿七年  
 同 信義 廿三年  
 同 信正 四年 明治二年二月十三日版籍奉還を表す。

右の内松平信義は安政五年御朱印御用掛となり同時に大阪城代たり。文久三年二月外國御用取扱となり。文久三年九月老中の職を辭せり。嘉永元年には移封百年の祝賀を行へり。  
 舊幕時代に於ける龜山城主の變遷及び、其政治的沿革は既に略述せる如し、而して城廓の規模等につきては、築城時代以後の變遷を明かにすべき史料なく、こゝには松平氏居城時代に於ける城廓の状況を概説するに止むべし。

圖版第二に掲げたる繪圖は明治初年の城廓を示せる最も正確なるものにして、時に變遷ありしも南に大手門ありて新町矢田町に通じ、南東古世門は古世町新町に通じ、東方雷門は光忠寺に面し北して保津に通じ、其の南の馬場を櫻馬場と稱す。又北に保津門あり、西北方西門は北町、難水川を経て安

町に通ず。堀は難水川、寺川にそゞぎ、北天主閣の北下に廣大なる壕を穿ち、東三宅町より柏原町に通ずる處に番所を置き、外堀はそれより南昌壽院、宗堅寺、正誓寺に沿ひ、警顯寺の西より北して



圖三第 三保年龜岡町敷家帳 (矢野啓之助藏)

圓通寺大圓寺の西側を通じて安町地藏院の北にて難水川に合す。而して裏堀外堀の成立の何時の時代たりしや知るべからざるも傳ふるところにては慶長年間に出來せしもの、如く、又天守は今城址銀杏樹の處に相當し、元和年間岡部長盛伊豫今治城より移すと傳ふるも徴證を得ず。

城樓鐘は寛永廿一年菅沼定昭初めて、鑄造し二ノ丸樓にて十二時を打たしめ後京都及城下出火の節此鐘を撞き非常を知らせし如く、桑下漫録の撰述せられ文化頃には尙現存せし如し、其書に其鐘銘を左の如く記せり。

警時鐘

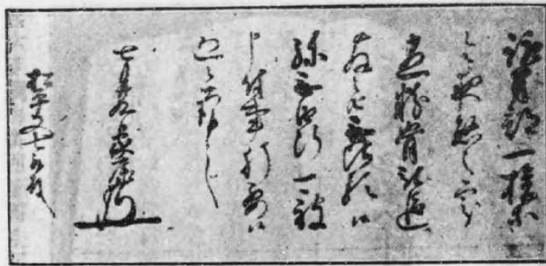
寛永二十又一年甲申四月十六日

城主菅沼左近大夫源定昭 新命治工長鐘

ごあり、後吳服町に樓を造りて、此鐘を懸けしが、元祿十六年四月龜山町出火の時鐘樓焼失し、此鐘亦破損したり。

龜山城下の都市としての發達はもとより、明智光秀築城の時より次第に發達せるものにて天正廿年には、町内五ヶ寺に小早川秀秋が寺領を寄進せしが如きは、城下發達の上に最も注意すべく、菅沼定芳の時代に入りて、次第に神社寺院の完備せることより想察すればこの頃より、江戸時代城下町の趣をなすに至れるなるべし。城下に於ける火災の近世に於ける重なるものは、貞享元年十二月本町麴屋より出火し三宅町迄焼失せること、元祿十二年三月西町大圓寺より出火して北町西町、紺屋町及び城内西ノ丸の一部を焼失せること及び天明三年四月古世町聖隣院より出火し、古世町、三宅町、突抜堀端屋敷を焼失せることなど最も著しきものなるべし。

たりと云ふ説は一般に信せらるゝところなれども遂に明徴を得ず。



第四圖 徳川家康書狀 (松平壽賀氏藏)

明智光秀等城廓造營の時諸神社寺院を破却し石材、木材等に使用し

第五圖

淺井長政書狀  
淺井榮次郎氏藏



尙舊幕時代に於ける沿革を知るべき史料の内、桂熊太郎氏所藏の朝鮮信使來還次第其他記録十三冊、松平壽賀吉氏所藏古文書記録類、糟谷莊一氏所藏の寛永十一年古世村地詰帳一冊、矢田啓之助所藏の享保三年龜山町家數帳一冊、垂水新太郎氏所藏の諸事控一冊、深海欽一郎氏所藏の諸記録等は江戸時代中期以後に於ける、龜岡町興亡の跡を考察し、行政民政に關する貴重なる史料を提供するものなり。而して龜岡町の發達に關係なきも松平壽賀吉氏所藏の徳川家康自筆書狀、同秀忠自筆書狀、松平定信自筆書狀二卷及び淺井榮次郎所藏の淺井長政自筆書狀一通、深海欽一郎氏所藏の武田信玄自筆書狀一通及林道春書狀等は史料として珍重すべきものなるべし。

第五節 保津川舟筏の沿革

保津川は水勢急激にして、巨巖怪石途に横はるを以て、舟楫を通ずること困難にして、往古は専ら椶筏の水運を利用せる如く、延喜式卷三十四木工寮に



凡丹波國瀧額津雜材直并桴功錢者、五六寸分板一丈四尺、柱直各卅七文、簀子一丈二尺、柱直各廿二文、樽一材直七文、自同津至大井津、樽一材桴功一文半云々  
 とありて、木材を筏に組みて、丹波より山城嵯峨に運搬せること知らるべし。其後桴筏のことは變ることなかりしなるべく、曆應三年の天龍寺造營、應永十三年の臨川寺造營、永正十年大嘗會用材、天正十二年の大坂城修築、文祿三年伏見城造營等常に保津川筏の便を利用したる如し。保津五苗團所藏の文書に豊臣秀吉朱印狀一通及び判物一通あり左の如し。

丹波國筏之事

- 一 貳 拾 人 舟井郡せき村
- 一 拾 人 同 田原村
- 一 貳 拾 人 桑田郡保津村
- 一 拾 五 人 同 篠村
- 合六拾五人

右筏之者河原長右衛門野々五兵衛尉、石川伊賀守、山口甚兵衛かたへ出之外に此通申付有御飯米令下行可召遣候也

天正十六年八月廿八日

寺澤忠二郎どのへ

今一通は

諸役令免除上者筏之儀彌向後可入精者也

秀吉 (花押)

十二月廿一日

丹波國保津庄筏士

十六人

篠村宇野敬一郎氏保管にかゝるものは、

丹波國いかたさしの事

- 一 貳 十五 人 うつ上下
- 一 拾 人 ほつ村
- 一 拾 五 人 山もど村
- 合五十人

右御用木其所々より嵯峨まで可相着候也

七月八日(秀吉朱印)

石川伊賀守どのへ

七七



第六圖 豊臣秀吉書狀 (保津五苗團財圖藏)

山中甚兵衛とのへ

今一通は

以上

當所筏差拾五人分任御朱印旨御用木木下候事不可油斷然者諸役被免除候  
彌可入精段肝要候也

天正十六年七月十八日

山口甚兵衛 (花押)

石川伊賀守 (花押)

山村筏士惣中

及び文祿二年十一月四日石川伊賀守書狀には

保津上木之事三間木千本貳間半五百本貳百木五百本者上之九木申請得  
候之上急度可有運上候將亦惣別之筏差假言申族候はゞ可申付候

文祿二年十一月四日

石川伊賀守

木村喜才殿

同 六助殿



第七圖 諸役免許狀 (管保氏郎一敬野字)

斯く豊臣秀吉は天正より文祿年間間に保津、篠村、宇津、關、田原等の諸村のものに筏師の特權

を與へて諸役を免除し、其事業を獨占せしむると共に、彼れの土木工營の大事業の便益に供したるに  
て保津川筏師が當時京都に於ける木材供給上に重用なる地歩を占めしことを知るべく、而もこの諸役  
免除の權は幕末にまで繼承せられたる如く、延寶四年龜山城主松平忠昭が山本村に與へたるものに又  
此事を記せり。

公儀筏役仕候に付従前之諸役免許之所不可相違候筏之儀精を入可相勤者也

延寶四辰年十一月四日

忠 昭 (花押)

山本庄屋

(篠村宇野敬一郎氏保管文書)

而して千代川村人見銀三郎氏所藏の川筋諸事記其他の記録に據れば、慶長二年保津村山本村に御用  
掛問屋始めて起り、其後御運上木改御役所は馬路村人見市之亟の管理する所となり、寛文四年九月龜  
山城主松平忠晴の時に至り、城主の直轄となり、人見氏其下に仕へ、運上のことを勤め、下山間運上  
假番所材木小屋は山本村木村勘左衛門の所管となり、此頃迄は材木把物入札の時は、京都奉行所へ  
届け、關東普請方京都組與力立會にて落札し、天氣よくば翌日谷間を船にて歸洛し、風雨なれば老ノ  
坂越にて歸るを例とせり。

享保二年嵯峨、梅津、桂の三所が筏賣買につき爭論生じ諸事世話方を定むることあり。寶永四年に

於ける筏一乗につき保津山本より、嵯峨、梅津、桂までの筏指賃拾七分より十七分内外までにて享保十一年頃に於ける保津山本よりの筏指賃を詳記すれば左の如し。

拾七	内四	嵯峨
拾七	内四	梅津
拾七	内四	着
拾八	内四	桂
拾八	内四	着

斯くて、北桑田、船井兩郡より採伐したる材木漸次頻繁に京都に運ばれたるも、此水流の險惡なることは、最も筏師の苦辛したる所にして、絶えず河川の修繕工事と浚渫の工事を行はざるべからず。今川筋諸事記に従ひて、其概略を記さんに、慶長二年七月北桑田宇津郷の中高瀬、大瀬、スベリ、堀戸、水戸、サルドヒ等の難所を切開き、同十年には周山村字宇野、森野、下中、等の大巖石を切り石工二百七十人、人足百五十人を要したり。次で寛永五年大ねち、まがり中等の巨石を初り石工七十五人、人足五十人を用ひ、寛文四年には堀戸裏の大石を切り、獅子ヶ瀬を作り、石工五十人、人足百二十人を使用し、寶永五年宇津山間のネリト、本すべり(石工二十五人、人足二百七十八人)を、同七年には宇津山間まご岩、いけ岩まがり上の下、大淵の下を切開き人足百二十人を使用し、これより正徳二年、享保十六年、元文元年をれ、大工事を行ひ、寛保三年は最も大工事を行ひしが、此年十二月より河川修理は如何に大破せる場合たりとも、其村の川内なれば其費用は其村にて支辨するなど、規定

し、延享元年及寶曆三年又大工事をなせしが、寶曆三年の時は長岩と稱するところにて人足八十人宛三日を通じて作業し、世木村より二十五人見舞人足を出せることなどありき。今川筋諸事記によりて上世木村より保津村までに至る井堰を擧ぐれば左の如し。

(井堰)	(所在地)	(井堰)	(所在地)
上世木井堰	上世木村	梶原井堰	西田村
世木宮村井堰	本宮村	下梶原井堰	觀音寺村
丁井堰	越方村	寅手井堰	川關村
高屋井堰	高屋村	馬路井堰	馬路村
千町井堰	船枝村	河原尻井堰	河原尻村
熊原井堰	熊原村	溝田井堰	大井村
神田井堰	雀部村	勝林島井堰	勝林嶋村
八町井堰	山室村	宇津根井堰	宇津根村
八木島井堰	八木島村	保津井堰	保津村
櫛木井堰	大藪村		

江戸時代に於ける梓筏の事業は凡そ上述の如しと雖、舟楫の便を此河に通せんとし、非常なる大金

圖をなしたるものは實に大堰川開鑿者角倉了以なり。山城嵯峨の人物倉了以は慶長九年美作國に赴き、和計川の急流を舩船自由に往還せるを見て。之を考究し、水勢と地勢とに従ひ多少の工夫を凝さ



第八圖 保津川

んには、如何に急湍と云へども船を通せざることあらざるべきを思ひ、先づ己が郷里大堰川開鑿工事を試みるに至れり。かくて慶長十一年春に至りて愈々其準備を整へ三月上旬より浚渫に取掛れり或は岩を碎き、或は淺瀬を深め、深淵を填むるなど、江戸時代の當時にては容易ならざる事なりしも、幸に計畫宜しきを得て、秋八月全く竣工するに至り、丹波山城はこゝに舟楫を通じ、保津川の急湍を降りて、之を賞する人は皆了以當年の苦心の賜なり。幕府の儒官林道春が嵐山の下大悲閣に了以の碑に銘を撰せるは人の知るどころなり。當時保津村濱には角倉役所として運送のことを司り、其運上を角倉に納めし如く、船數は幕末頃凡そ左の割合にて、使用せられたり。

山本村十艘、保津村十四艘、宇津根村貳艘、廣瀬村貳艘、鳥羽村五艘、河内村五艘、殿田村九艘、

世木中村六艘、

### 第六節 明治維新後の郡治

#### 第一 郡治概説

廢藩置縣の詔 慶應三年十月征夷大將軍徳川慶喜大政を奉還し、次で明治の改元と成りしも尙ほ舊態の存するものあり。明治二年以來列藩々籍を奉還し、同四年七月十四日廢藩置縣の詔を發せさせ給ふ。

此の間に於ける本郡内の沿革を尋ぬるに、慶應四年 明治元年 正月五日皇軍の總督西園寺公望の丹波に入るあり。馬路に於ける人見中川兩姓の士七十人出で、公を迎へ、薩長の兵三百餘人と合して公を護衛し、別に桑船兩郡に於ける弓箭組二百餘人の共に山陰鎮撫の軍に従へることあり。

龜山藩主松平信正（松平家第十三世）は慶應二年三月十四日封を襲ひしが、慶應四年三月十九日五條御誓の時には誓紙に署名し、明治二年二月十三日には京都御所に参内して藩籍奉還の上表を爲せり。然るに同年六月十九日東京宮城に参内せるとき、龜山を龜岡と改稱して（伊勢國龜山と混同すればなり）知藩事を命せられ、八月七日龜岡に歸り臣下を集めて、君臣の大義を斷ち士族と爲すを達す。

（當時藩主の家族九人の外に藩士六百二十八人、同家族二千三十四人）園部、篠山、高槻等各藩の本郡に關係あるもの歩卒五百三十五人、同家族七百二十四人、計三千九百七十五人）

も、概ね龜山藩の沿革に似たりしが、明治五年壬申三月四日舊藩知事一同歸京すべきの命あり、相次いで藩地を發せり。

久美濱代官所 明治元年五月二十日久美濱縣を置き三丹の幕領を管轄するや、本郡馬路にはその代官所を置けり。

京都府管轄 明治四年十一月二十二日に至り、桑田全部始めて京都府の管轄に屬し、基礎は確立せられて、明治新政の曙光を迎へしが、同年十二月龜岡に京都府支廳を新置し、翌五年三月十九日更に出張廳を置けり。

區劃、區長 明治五年五月布令を以て、各地方土地の便宜に隨ひ豫め區劃を定め、每區に區長並に副區長を置けり。然して當時は南北桑田を二郡と爲して二十四區、二百十九村を數へしが、南桑田をば第一區以下第十一區に劃せり。

戶長 同年同月布達に因り、庄屋、名主、年寄等都て廢止せられ戶長、副戶長と改稱す。

徳川時代に於て五人組の制度、又は名主、庄屋の事務一部の如き自治的要素を具備したる制度尠なからざりしもの、庶政の革新と共に全く官治行政に移れり。

園部出張廳 明治六年十一月三十日には龜岡に於ける京都府出張廳は廢止せられ、園部出張廳の管區に屬せり。

區劃併合 明治九年九月に區の併合を行ひ、桑田郡を六區となす。茲に於て各區町村金穀公債、共有地取扱、土木起工規則の制定あり。區町村は公共事業を起し、共有の地所建物を隨意に處分し、金穀を公借し得ると共に、地方に於て人民が地方行政に參與することを得せしめたり。明治政府地方自治の方針始て定まる。

郡、郡長 明治十一年太政官布告第十七號を以て郡區町村編制法の發布あり。翌十二年三月十四日桑田郡を割きて南桑田、北桑田の兩郡を爲し、郡長を置き郡政を管掌せしめ、南桑田郡役所を龜岡に置き、同年十月園部支廳を廢止せり。(郡内の區劃を廢し、組合を定め各組に戶長を置く)

南桑田郡役所創設當時の郡勢(明治十二年三月)

町	村	九十一
段	別	一萬二千八百五十七町三段二十七步二合
同土地價		二百三萬八千九百二十五圓十九錢八厘
戶	數	七千四百五十戶
人	口	三萬四千四百十六人

熟ら考ふるに、武家政を執りしこと茲に數百年に及び、其の間に於て郡は一地方の名稱たるに過ぎざりしが、再び地方行政の區劃たるに至れり。

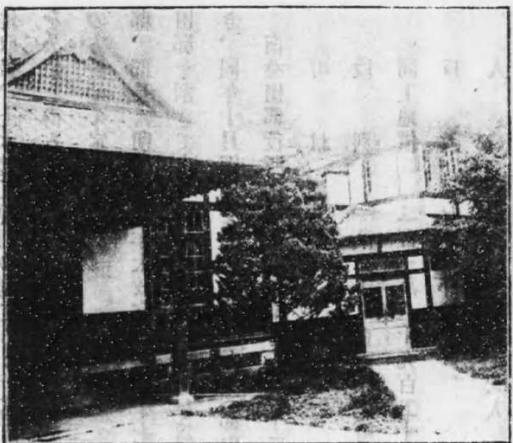
區町村會、戸長役場 明治十三年區町村會法の發布あり。  
同十四年八月郡内組制を廢し、毎町村又は數町村に戸長役場を置き其の數六十七に達せり。

同十七年六月内務省訓示により、聯合戸長役場を設置し官選戸長の制を定む。其の法たるや五百戸以上五箇村以内を聯合目安と爲せしが本郡に於て十六の役場を設くるに至れり。

町村制實施 明治二十二年四月一日町村制の實施に依り、從來の聯合町村を改めて一町十七箇村の新町村と爲し、新に命名せるもの多し。而して從來の村は之を大字と爲す。(明治四十四年十月一日改正實施)

町村長は公選に復舊し、更に町村會議員を置き町村の政務に參與せしめ、及び町村事務を監査せしめて、今日に及べり。

市町村發布の詔勅に「地方共同の利益を發達せしめ、衆庶臣民の幸福を増進することを欲し、隣保團結の舊慣を存重して益々是を擴張し云々」とあり。即



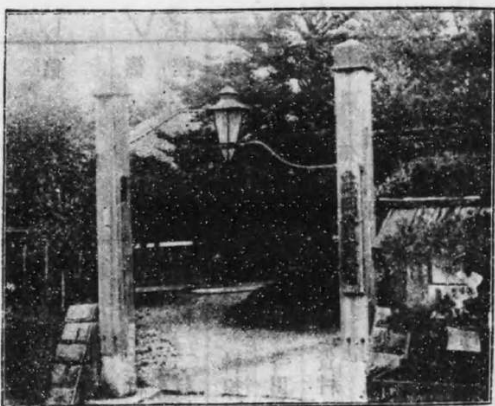
第九圖 南桑田郡公會堂及記念館

ち知る市町村制が舊慣に意を注ぎ、地方共同の利益幸福に意を留めたるものなることを。而して爾來三十餘年未だ自治の續の完全ならざる所以は、其因する所多々なるべしと雖も、封建施政の歴史を蔑

視し、人情習俗の歸する所を顧みず、單に形式の聯合を敢行し、其の間の調和を失へるに因るもの尠きにあらざるなり。

郡制實施 明治三十二年三月法律第六十五號郡制の規定は同年七月一日に施行あり。始て郡會議員を選舉せしは同年九月三十日なり。郡は郡長をして統治せしめ、郡參事會を常置して町村會決議の覆審に當らしめ、郡長は郡會の協賛を待ち郡の政務を行ひ、中央政權の分派として町村會、區會、町村長を監督す。

郡制實施せられて二十餘年を経過し、其の間諸般の實績を見たりしこと、後項記録するが如きものありと雖も、我國近時に於ける町村自治と府縣自治との進暢は、大正十二年



第十圖 總岡警察署

三月を以て郡制の廢止を斷行するに至らしめたり。

現今町村名	明治二十二年町村制實施前ノ舊町村名
龜岡町	中矢田村 三宅村 下矢田村 古世村 上矢田村 安町村 荒塚村 追分村 餘部村 宇津根村 猪阪 東堅 西堅 横町 突抜 京町 吳服 旅籠 矢田 新町 紺屋 内丸 西町 北町 安町 河原 本町 柳町 鹽屋
篠田村	篠村 王子村 山本村 馬堀村 柏原村 野條村 廣田村 森村 淨法寺村
東別院村	田能村 二料村 杉生村 中畑村 出灰村
西別院村	東掛村 神原村 小泉村 柏原村 鎌倉村 倉谷村 南掛村 湯谷村 大野村 柚原村 寺田村 萬願寺村 大槻並村 笑路村 犬甘野村 牧村 神地村
曾我部村	寺村 法貴村 中村 春日部村 犬飼村 西條村 南條村 重利村 穴太村
吉川村	吉田村 穴川村
稗田野村	佐伯村 太田村 天川村 鹿谷村 柿花村 蘆山村 奥條村
本梅村	西加舎村 東加舎村 井手村 平松村 中野村
畑野村	土ヶ畑村 千ヶ畑村 廣野村
宮前村	宮川村 猪倉村 神前村

大井村	並河村 土田村 小金岐村 南金岐村 北金岐村
千代川村	北ノ庄村 湯井村 拜田村 川關村 千原村 今津村 高野林村
馬路村	馬路村 大芝原新田
旭村	旭村
千歳村	千歳村 國分村 毘沙門村
河原林村	河原尻村 勝林島村
保津村	保津村
計(町一七)	(維新前の町村名と一致せざる點あるは維新後に併合せるものなり)

現今南桑田郡が管轄せらるゝ所の行政区劃は次の如し。(大正十二年六月現在)

地方行政区劃

京都府

南桑田郡役所

龜岡警察署

裁判區劃

京都地方裁判所

園部區裁判所

龜岡出張所

稅務區劃

大阪稅務監督局

園部稅務署

郵便區劃 大阪遞信管理局  
 鐵道省線區劃 神戸鐵道管理局  
 林區署區劃 大阪大林區署  
 陸軍管區 第十師團  
 海軍管區 吳鎮守府  
 憲兵管區 姫路憲兵隊 福知山憲兵分隊  
 備考 海軍管區は大正十二年三月まで舞鶴鎮守府に屬したり。

〔 龜岡、北町、馬路、佐伯 郵便局 〕  
 南條、東掛、東加舎  
 福知山運輸事務所  
 ・ 京都小林區署  
 第二十旅管福知山聯隊區

第二 歷代郡長

郡役所 明治十一年を以て郡區町村編制法の發布あり。翌十二年始めて郡役所を置き郡長を任す。本郡役所は最初龜岡町なる新町杉原邸、矢田町相原邸、吳服町近藤邸等に假設せしが、明治十六年を以て舊龜山藩作事場跡に新築せしもの現在の廳舎なりとす。

明治二十三年に至り郡制を發布し、郡を以て町村及府の中級自治團體と爲したり。然も理事者を公選せず郡長は依然郡行政長官として今日に至れり。

大正十二年三月(郡制最後) 現在の廳員編成及歷代郡長左の如し。

廳員編成	
郡長	九
郡書記	一
郡視學	一
産業技手	一
郡吏員	一
雇	一
使	三

外に郡道路技手一あり土木技手を兼ねぬ。

歷代郡長

就退年月日	氏名	族籍	備考
明治十二年七月一日就任	柳 嶋 誠	京都府士族	
同 十九年十月二十日轉任	石 田 眞 平	同 平民	
明治十九年十月二十日轉任	皆 川 悳	同 士族	明治二十五年十二月まで北桑田郡長を兼ねぬ
同 二十七年七月二十八日轉任	大 森 吉 五 郎	岡山縣平民	
明治二十七年七月二十八日就任	田 中 無 事 生	三重縣平民	
同 四十三年十二月二日卒去	松 永 立 五	佐賀縣平民	
明治四十三年十二月十七日就任	和 田 巍	京都府士族	
大正二年六月廿八日就任			
同 六年六月廿八日就任			
同 六年五月一日轉任			
大正六年五月十日就任			
同 十年二月九日轉任			
大正十年二月九日就任			
同 十二年二月二十四日退職			



大正十二年二月二十四日就任 福田増藏 同 府平民

○柳嶋誠氏 舊龜山藩士にして明敏の才あり。夙に藩主の拔擢するところとなりて藩籍奉還の局に當りしが、本郡最初の郡長たること八年にして天田郡長に轉せり。

○石田眞平氏 本郡吉川村字穴川の人にして性潤達なり。夙に府會議員に擧げられ、次で本郡長と成り北桑田郡長を兼任せしが在任九年、轉じて加佐船井の兩郡長に歴任せり。

○皆川惇氏 龜山藩儒の家に生れ碩儒皆川淇園の後裔なり。本郡長たること十有七年職を執る謹厚にして特に教育に熱心なりしが、在任中に卒去せり。

○大森吉五郎氏 本郡に於ける第一次の法學士郡長なり。性磊落にして諸般の新事業を爲すこと二年餘、京都市助役に轉じ、爾後官途多年現に長崎縣内務部長たり。

○田中無事生氏 法學士にして性閑雅なり。官界多年現に鳥取縣内務部長たり。

○松永立五氏 も亦法學士にして性温厚なり。現に栃木縣警察部長に奉職す。

○和田巍氏 本府警察界に勤績せしこと多年、京都市中立賣警察署長より本郡長に任じ、郡制最後の事務を執るに慎重なりしが、具さに要務を終へて退職す現に中舞鶴町長たり。

第三 郡會議員

郡會は明治三十二年三月法律第六十五號郡制の規定に依り同年を以て開設す、議員の定數は同制第五條に依り二十二名とし、人口二千人未満の町村は各一人、二千人を超へたる篠村曾我部の兩村は各二人龜岡町は三人を以て定員と爲したり。

郡會議員は初期の選舉より既に六期の改選を重ねたり、其間に於ける當選者並に異動交迭左の如し。初期の選舉は明治三十二年九月三十日に於て之を行ふ。

町村名	議 員	名
龜岡町	岡村 禎造 北村庄太郎 淺井 孫七	
篠田村	栗山治三郎 宇野多四郎	
檜田村	並河 常助	
東別院村	小西榮太郎 (中途死亡、補缺 長澤常三郎)	
西別院村	長澤 源吾	
曾我部村	齋藤安次郎 並河 糺	
吉川村	西田莊兵衛	
藤田野村	柳原理三郎 (中途辭任、補缺 鈴木松三郎)	
本梅村	大西 營	
畑野村	福井忠次郎 (中途辭任、補缺 人羅源藏)	
宮前村	藤村 權平	

大井村	並河 熙	
千代川村	八木保次郎	
馬路村	中川 敬造	
旭路村	川勝健次郎	
千歲村	廣瀬友次郎	(中途辭任、補缺 桂 文夫)
河原林村	岸八郎兵衛	
保津村	村上 茂助	

○明治三十六年九月三十日第二期満期改選を行ふ。

龜岡町	北村庄太郎	相原信太郎	中西源次郎
篠田村	栗山治三郎	田村龜太郎	
檜田村	並河 常助		
東別院村	高 丈太郎		
西別院村	芝本 善助	(中途辭任、補缺 長澤正義)	
曾我部村	宇古 要吉	齋藤與四郎	
吉川村	西田莊兵衛		

稗田野村	大石太三郎	
本梅村	森 國太郎	
畑野村	山内孫之進	
宮前村	藤村 權平	
大井村	並河良之助	(軍事應召、補缺 八木市次郎)
千代川村	廣瀬源三郎	
馬路村	淺田和一郎	
旭路村	川勝健次郎	
千歲村	廣瀬 倉太	
河原林村	桂 文夫	(中途辭任、補缺 桂與惣兵衛)
保津村	村上 茂助	(中途死亡、再補缺 石川善次)
		(中途辭任、三次補缺 桂 種次郎)

○明治四十年九月三十日第三期満期改選を行ふ。

町村名	議	員	名
龜岡町		垂水新太郎	谷口 嘉平
			矢田虎之助

篠田村	栗山治三郎	井内 將六	(中途辭任、補缺 木村權右衛門)
東別院村	川勝岩次郎		
西別院村	黒田 桂三		
曾我部村	川勝鐵之助	宇古 要吉	(當選無効、補缺 楠 謙吉)
吉川村	子安彦太郎		
本梅野村	大石俊太郎		
畑前村	加含源十郎		
宮前村	山内與三郎		(當選無効、補缺 東良善五郎)
大井村	柿谷武兵衛		
千代川村	村上惣太郎		
馬路村	八木市次郎		
旭路村	淺田和一郎		
千歲村	川勝健次郎		
河原林村	渡邊 城一		
保津村	關 宗太郎		
	長尾九右衛門		

○明治四十四年九月三十日第四期滿期改選を行ふ。

龜岡町	井上由之助	桑原 倉吉	上阪市之進
篠田村	大橋倍太郎	石野重太郎	
櫻田村	木村好太郎		
東別院村	荒木門次郎		
西別院村	長澤一之助		
曾我部村	法貴縫之助	並河忠太郎	
吉川村	佐藤 俵平		
本梅野村	稻荷熊太郎		
畑前村	森 國太郎		
宮前村	山内惣太郎		
大井村	西田幸太郎		
千代川村	並河 寅吉		
馬路村	俣野左平次		
旭路村	中川寅二郎		(當初辭任 再選舉 中川貞二郎)
千歲村	川勝瓶三郎		
	廣瀬紋之助		

河原林村 茨木 龍雄  
保津村 桂 種次郎

○大正四年九月三十日第五期滿期改選を行ふ。

町村名	議	員	名
龜岡町	矢田 甚吉	谷口 嘉平	中島真三郎 (中途辭任、補缺 東野嘉吉)
篠田村	大橋倍太郎	沼田 源二	
櫻田村	淺野邦三郎		
東別院村	堀井彌太郎		
西別院村	長澤恒五郎		
曾我部村	福岡菊次郎		(中途辭任、補缺 並河 札) 齋藤 久吉
吉川村	子安彦太郎		
種田村	大石儀三郎		
本梅村	森 國太郎		
畑野村	山内與三郎		
宮前村	森 桂		
大井村	小瀬佐太郎		

○大正八年九月三十日第六期滿期改選を行ふ。その當選者左の如し。

千代川村	廣瀬源三郎		
馬路村	人見 謙治		
旭村	蔭山 榮		
千歳村	小川福太郎		(中途死亡、補缺 野々村貞之助)
河原林村	茨木 龍雄		(中途辭任、補缺 遠山政次郎)
保津村	石川助太郎		

町村名	議	員	名
龜岡町	田中善之助	上阪市之進	岩崎庄太郎
篠田村	村田紋次郎	沼田 源二	
櫻田村	大西 英藏		
東別院村	長澤 謙吉		
西別院村	黒田 桂三		
曾我部村	近藤熊五郎		福知喜太郎
吉川村	曾我幸次郎		
種田村	竹岡太次郎		

本梅村	小林甚之助
畑野村	山内與三郎
宮前村	森與兵衛
大井村	佐野孫太郎
千代川村	八木玄蕃
馬路村	淺田和一郎
旭路村	川勝義十郎
千歳村	野々村誠一
河原林村	遠山政次郎
保津村	石川助太郎

○郡會議長は郡制第三十五條に據り議員中より選舉し、議員の改選並に議長自身の異動により改選するものにして明治三十二年以降、其任に當れるもの左表の如し。

郡會議長名	就職年月日	退職年月日
岡村 禎造	明治三十二年十月	明治三十三年四月十三日
中川 敬造	同 三十三年四月二十六日	同 三十五年一月廿五日

並河	同	三十六年一月十六日	同	三十六年九月(滿期)
川勝健次郎	同	三十六年十月廿二日	同	三十八年十月二十五日
西田莊兵衛	同	三十九年一月廿九日	同	四十年九月卅日(滿期)
垂水新太郎	同	四十年十月廿六日	同	四十四年九月卅日(滿期)
並河忠太郎	同	四十四年十月卅日	同	大正二年二月一日
並河忠太郎	同	大正二年二月十日	同	四年九月三十日(滿期)
小川福太郎	同	四年十月十八日	同	八年四月七日(死亡)
石川助太郎	同	八年四月十日	同	八年九月三十日(滿期)
田中善之助	同	八年十月十五日	同	十二年三月卅一日(郡制廢止)

第四 郡施行事項

明治三十二年以降南桑田郡會に於て可決實施せし事項概ね左の如し。

明治三十二年

一、諸規則制定

- (一) 郡會議員定數及選舉區選出議員數
- (二) 郡會議員選舉事務手續
- (三) 郡會々議規則
- (四) 郡會傍聽人取締規則
- (五) 郡會議員名譽職參事會費費用辨償額及支給方法

- (六) 郡參事會々議規則
- (七) 郡吏員定員
- (八) 郡吏員旅費額
- (九) 郡吏員給料及旅費支給方法

二、教員體操法講習開催

三、郡費補助

- (一) 郡農會
- (二) 蠶絲業組合

明治三十三年

一、郡參事會委任事項制定

二、郡費補助

- (一) 郡農會
- (二) 蠶絲業組合
- (三) 京都府教育會南桑田郡部會
- (四) 教員講習員派遣
- (五) 看護術講習生派遣
- (六) 寒天業獎勵

明治三十四年

一、規則制定並に改正

- (一) 有給吏員退職料、退職給與、金遺族扶助料及支給方法
- (二) 郡會議員名譽職參事會費、費用攤償額及支給方法改正

二、簡易看護術講習開設

三、麥稈真田講習開設

四、郡議事堂建築

一部工事(敷地買収、敷地開拓、建家移轉)

五、郡費補助

- (一) 京都府教育會南桑田郡部會
- (二) 郡農會
- (三) 蠶絲業組合
- (四) 寒天業獎勵

明治三十五年

一、郡費補助

- (一) 教育部會
- (二) 郡農會
- (三) 蠶絲業組合
- (四) 寒天業獎勵
- (五) 教員講習

二、議事堂建築(繼續事業)

明治三十六年

一、規則制定

- (一) 郡會議事堂使用料規程
- (二) 郡會議事堂使用料細則
- (三) 郡有財產積立規程
- (四) 郡金庫事務取扱規程

二、郡費補助

- (一) 教員講習
- (二) 教育部會
- (三) 產婆講習生派遣
- (四) 昆蟲學講習生派遣
- (五) 郡農會
- (六) 蠶絲業組合
- (七) 寒天業獎勵
- (八) 產牛組合

三、教員講習開催

四、郡議事堂建築(竣工)

明治三十七年

- 一、徵發馬匹輸送費支給規程制定
- 二、郡立高等女學校設置
- 三、教員講習開催
- 四、郡費補助

- (一) 手工科教員講習員派遣
- (二) 產婆講習生派遣
- (三) 郡農會
- (四) 蠶絲業組合
- (五) 產牛組合

明治三十八年

- 一、教員講習開催
- 二、タオル講習開催
- 三、郡費補助

- (一) 郡農會
  - (二) 蠶絲業組合
- 第二章 沿革

- (三) 産業組合
- (四) 産婆講習生派遣

明治三十九年

- 一、郡工事執行規程制定
- 二、郡立高等女學校建築用地買收並に開拓（買收坪數二百六十四坪）
- 三、郡有財産購買（二百〇四坪）
- 四、教員講習開催
- 五、郡費補助

- (一) 郡農會
- (二) 蠶絲業組合
- (三) 産牛組合
- (四) 産婆講習生派遣

明治四十年

- 一、實布埜里亞血精配付（本年度創始）
- 二、郡立高等女學校々々舎一部建築（理科、習字、圖畫、補習科教室の壹棟）
- 三、郡費補助
- (一) 教員講習

- (二) 産婆講習生派遣
- (三) 郡農會
- (四) 蠶絲業組合

明治四十一年

- 一、規則制定並改正
- (一) 郡參事會委任事項追加
- (二) 郡有財産積立規程改正
- 二、郡立高等女學校寄宿舎新築
- 三、郡費補助

- (一) 教員講習
- (二) 蠶絲業組合
- (三) 産牛組合

明治四十二年

- 一、郡吏員給料額規程改正
- 二、郡土木費支辨規程施行
- 左記土木費支辨道路に編入

- 1 攝丹街道、2 周山街道、3 高槻街道、4 池田街道、5 三田街道、6 四中筋街道、7 龜岡より畑野村に達する街道
- 8 出雲神社道



- 三、町村土木費補助規程施行
- 四、郡立高等女學校々々舎一部建築（普通教室、裁縫室及便所、門衛所、土塀等）
- 五、郡費補助

- (一) 町村土木費補助
- (二) 教員講習生派遣
- (三) 蠶絲業組合
- (四) 産牛組合

明治四十三年

- 一、南桑田郡褒賞規程制定
  - 二、教員講習開設
  - 三、郡立高等女學校々々舎一部建築（本館、附屬室、屋内體操場、表門、土堤、石垣等）
  - 四、同校敷地買収（二千二百四十一坪）
  - 五、褒賞規程に依る褒賞（七名）
  - 六、郡費補助
- (一) 京都府教育會南桑田郡部會
  - (二) 蠶絲業組合
  - (三) 産牛組合

(四) 實業獎勵

明治四十四年

- 一、郡有財産積立規程改正
  - 二、郡公報發行（毎月五日、二十日）
  - 三、褒賞規程に依る褒賞（四名）
  - 四、郡立高等女學校一部建築（物置、納屋、傳廊下、板塀、井戸屋形等）
  - 五、郡費支辨土木事業
  - 六、教員講習開設
  - 七、郡費補助
- (一) 町村土木事業
  - (二) 教育郡部會
  - (三) 蠶絲業組合
  - (四) 産牛組合
  - (五) 實業獎勵
- 大正元年
- 一、規則制定並に改廢
- (一) 郡樹苗圃設置並に樹苗交付規程

- (一) 郡旌表規程
- (二) 青年會事業獎勵規程
- (三) 郡褒賞規程廢止
- (四) 郡土木費支辨規程改正
- (五) 郡吏員給料額規程改正

二、郡費支辨土木事業

三、青年會獎勵

四、樹苗圃設置樹苗交付

五、旌表規程に依る旌表 (十名)

六、郡立高等女學校一部建築 (洗濯場、昇降口等)

七、郡費補助

- (一) 町村土木事業
- (二) 教育部會
- (三) 產婆講習生派遣
- (四) 蠶絲業組合
- (五) 郡米同業組合

大正二年

一、郡會議員名譽職參事會費費用辨償額及支給方法改正

二、郡費支辨土木事業

三、青年會獎勵

四、樹苗交付

五、旌表規程に依る旌表 (三名)

六、明治記念館建築

七、郡費補助

- (一) 町村土木事業
- (二) 教育部會
- (三) 產婆講習生派遣
- (四) 蠶絲業組合
- (五) 產牛組合
- (六) 郡米同業組合

大正三年

一、明治記念館建築 (竣工)

二、旌表規程に依る旌表 (三名)

三、郡造林事業

四、樹苗圃手入並樹苗交付

五、郡費支辨土木事業

六、郡費補助

- (一) 町村土木事業
- (二) 教育部會
- (三) 産婆講習生派遣
- (四) 蠶絲業組合
- (五) 郡米同業組合

大正四年

一、郡會議員選舉事務手續中改正

二、青年會獎勵

三、樹苗圃經營

四、郡物産陳列所開設

五、郡造林事業

六、旌表規程に依る旌表 (四名)

七、郡費支辨土木事業

八、郡費補助

- (一) 町村土木事業

- (二) 教育部會
- (三) 産婆講習生派遣
- (四) 蠶絲業組合
- (五) 郡米同業組合

大正五年

一、規則制定並改廢

- (一) 郡出納事務規程
- (二) 青年會獎勵規程
- (三) 郡粟栽培獎勵規程
- (四) 青年會事業獎勵規程廢止

二、郡費支辨土木事業

三、青年會の獎勵

四、粟栽培獎勵

五、旌表規程に依る旌表 (三名)

六、郡樹苗圃事業

七、郡造林事業

八、郡費補助

第二章 沿

- (一) 産婆講習生派遣
- (二) 町村土木事業
- (三) 教育部會
- (四) 蠶絲業組合

大正六年

一、郡土木費支辨規程中改正

- (一) 八木停車場街道
- (二) 高槻街道より茨木街道に達する街道
- (三) 出雲神社より船井郡八木に達する街道

二、町村土木費補助規程中改正

- (一) 高槻街道より茨木街道に達する街道
- (二) 出雲神社より船井郡八木に達する街道

三、郡樹苗圃事業

四、栗栽培奨勵

五、旌表規程に依る旌表 (五名)

六、學事視察員派遣

七、青年會奨勵

八、青年講習開催

九、郡費補助

- (一) 町村土木事業
- (二) 教育部會
- (三) 産婆講習生派遣
- (四) 蠶絲同業組合

大正七年

一、規定制定並改正

- (一) 農業に關する技術員設置奨勵規程

二、郡樹苗圃事業

三、郡物産陳列

四、栗栽培奨勵

五、技術員設置奨勵

六、郡統計調査

七、郡費補助

- (一) 町村土木事業
- (二) 教育部會
- (三) 學事視察

第二章 沿革

- (四) 青年講習
- (五) 傳染病豫防
- (六) 産婆講習生派遣
- (七) 蠶絲同業組合

大正八年

- 一、産業に關する職員退隱料退職給與金遺族扶助料及支給方法制定公布
- 二、ヂブテリア血清交付規程公布
- 三、郡立實業學校設立

大正八年九月二日農學校乙種程度の實業學校設置の儀文部大臣へ認可申請。同年十一月一日付認可

- 四、郡立實業學校資金特別會計設置
- 五、同上校舍建築 (大正九年四月十六日落成)
- 六、同上校地買收 (大正八年十一月四日買收田四段九畝九步、畑八畝二十九步)
- 七、同上實習地借入

大正九年

一、規程の設置及改正

- (一) 名譽職參事會員名譽職委員費用辦價額及支給方法中改正
- (二) 有給吏員給料額及旅費額並支給方法改正
- (三) 梁栽培獎勵規程設置

- (四) 郡立實業學校生徒獎學規程設置
- (五) 町村實業補習學校補助規程設置

二、郡立實業學校開校 (大正九年四月一日)

三、同上生徒獎學資金特別會計設置

四、郡費補助

- (一) 産婆講習生派遣
- (二) 教育部會
- (三) 蠶絲同業組合

五、郡道路線の認定

- |           |           |            |
|-----------|-----------|------------|
| 1 龜岡旭線    | 2 出雲周山線   | 3 出雲八木線    |
| 5 龜岡宮前線   | 6 八木篠山線   | 7 龜岡三田線    |
| 9 千代川東別院線 | 10 龜岡西能勢線 | 8 龜岡停車場後村線 |
|           |           | 別院際田向日町線   |
|           |           | 11 龜岡穴太線   |

大正十年

一、規則の設置及改正

- (一) 町村農業技術員設置獎勵規程改正
- (二) 町村土木費補助規則改正
- (三) 郡公會堂使用料規則改正

二、郡費補助

- (一) 産婆講習生派遣
- (二) 青年幹部講習會
- (三) 教育部會
- (四) 蠶絲同業組合

### 三、郡道路線の變更

大正十一年

#### 一、郡誌編纂

#### 二、郡長住宅電話架設

#### 三、郡費補助

- (一) 教育郡部會
- (二) 那農會
- (三) 郡蠶絲同業組合
- (四) 在郷軍人聯合分會
- (五) 郡青年團
- (六) 郡佛敎團

#### 四、郡道路線の廢止

#### 五、郡立學校を府へ移管

#### 六、郡有不動産動産權利義務及經費の一部を府へ移管

## 第三章 教育

我國の教育事業の根基は遠く應神天皇の御宇王仁來朝して學術の普及に努めたるに源を發し爾來今日に至る迄世は王政、幕政の幾變遷を重ね従つて文教の事も常に榮枯盛衰の状態を反覆せり。翻て之を本郡の教育史蹟に索むるに舊藩時代殊に松平氏の教育制度以外之れが史蹟の徴すべきものなきのみならず、元來我國の教育事業は何れの時代を擧ぐるも今日の如く所謂民衆に即したる教育事業は一として之を索むる事能はざるなり。従つて本編收むるところ僅に舊藩時代の教育及び明治時代の教育のみにして、他更に史乘に徴すべきものなし而して舊藩時代に於て學校教育は單に藩學校ありしのみにして、他は僅に渺たる寺子屋及び私塾或は有志の教化團體ありしのみ。教育普及の寥々たる實に大正聖代の今日に於て夢想すべくもあらず。以下項を分ち其の沿革の大略を叙述すべし。

### 第一節 舊龜山藩學制

藩内學事上の諸制度 延寶八年庚申(不詳)藩主二代松平康信丹波國篠山受封の時初めて略論語の義理を解するものにあらずれば郡奉行大目付以上政務に與かる職に任するを得ざるの制を定むと云ふ。

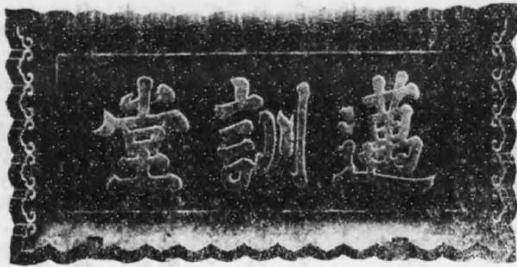
寛延元年戊辰八月藩主松平信岑同國龜岡(明治三年己巳六月以前は龜山と稱す)へ移封の後初めて(不詳)藩士

に命じ文武を兼習せしめ其の優等なるものを褒賞し、或は藩政に關與する職務に登庸する等の制を定むと言ふ。

文政七年甲申(卯)藩主十一代松平信豪の時學校に文武を兼合し、文は四書五經の講義武は弓馬槍劍の免許其の一科を能せざる者は給人馬廻(以上)中小姓徒士(以下)等の衛士にも亦登庸せず其の家祿の半額乃至其の七分を削るの制を定む。

士族卒の子弟教育法 延寶八年藩主二代松平康信の時には士分以上に令して論語を講習せしむるの制を立てたりと雖も別に儒官教授等を設けたるの記録なし、蓋し當時に在りては専ら就學のみに關涉して學派は藩士父兄の好尚に任せたる者の如し。

元祿五年壬申藩主五代松平信庸の時初めて儒官を聘し藩主の講筵に侍せしめ兼て藩士に經書を教授せしむ、其の後寛延元年戊辰八月藩主六代信岑龜山へ移封せしより文政五年壬戌十一月信豪襲封に至る迄教育方法考索すべき記録なし。



第十圖 邁訓堂 木額 (龜岡小學堂藏)

文政七年甲申藩主十一代松平信豪の時初めて學校内に文藝武藝の各教場を設け文藝分て四教場とす

曰く講義所邁訓堂と號す、曰く句讀及數學所廣徳館と稱す、曰く習字所鐵門館と號す、曰く習禮所(邁訓堂を兼用す)武藝亦分て五教場とす、曰く中條流劍術場曰く丹石流劍術場曰く天道流劍術場曰く真心流槍術場曰く空傳流槍術場曰く日置流(大藏派)弓術場是なり。但し馬術柔術砲術及練兵游泳等の武技は別に演習所を設け學校範圍の外に置く。

同時代より家老又は用人等政務に參與する者を以て學政を兼理せしめ文武共に教授助教を置く、文藝の教授は儒者之に任じ武藝の教授及文武助教は給人馬廻中小姓等の職に在て其の藝道に熟達する者に兼任せしむ。

同時代以來春秋に藩主文武の學藝を親試す藩主若し江戸藩邸に在る時は城代家老をして之を代理せしむ、但し此の時代より生徒の特異俊秀なる者は藩費を以て他邦へ遊學せしめ藩士にして文武の遊學を願ふ者は皆此を許す。

同時代より毎月三次(十日二十日三十日或は二十九日)特に儒臣をして邁訓堂に論語を講せしめ藩主之に臨み藩吏以下藩士及藩の子弟をして講義を解する者は皆登校聽聞せしむ。



第二十圖 廣徳館 木額 (龜岡小學堂藏)

但疾病事故あり欠席する者は其の理由を届出しむ。

慶應二年丙寅三月藩主信正襲封の時より従前文藝は特に經書のみを講習せしむるの教授法を改め經書歴史詩文の三科とし、武藝も亦専ら家方(流派の師範を世襲する者の家方世)古式のみを教ふるの制を止め新式實用を主として教授せしむ(是より以前は師範家其の流派を世襲するのみならず業方)

明治二年以後は更に句讀師を置き教授助教句讀師を専任とし復た他の職務を兼ねしめず。

此の時より藩士の子弟の俊秀なるものを簡み藩費を以て東京開成學校へ寄宿せしめ歐米語學を學ばしむ。之を留學生と稱す。

舊龜山藩の准下士(惣禮士)の子弟及卒(足輕小物)は従前藩立學校に入て文武を兼習するを許さず唯武術師範家に就き武藝を講習せしむるのみ。但文藝と雖隨意師に就き習學するは禁する所にあらず。

平民の子弟教育方法 従前藩別に方法を設けず、人民隨意家塾寺子屋等に於て學ぶに任す、但し明治二年己巳十一月以來藩立小學校を龜岡市街に設け教授助教等の職員を置き人民一般の子弟を教授(讀書・算術・習字)するの端緒を開きたれども日向淺くして藩を廢せられたるに付其の目的を達するに至らずして止む。

家塾寺子屋設置の制度 藩別に制度を設けず、藩師及寺子屋は他の檢束を受くることなく自由の開業するを得るものなり。但藩士にして家塾に通學する者も藩立學校教授時間外に於てすれば禁せず。

學校名稱

左に記するものは文政五年藩主十一代信豪の時校内に文武教場を合併せし以後の名稱に係る。

學 校 文武教場の總稱なり。以下單に學校と書するもの皆同じ。

九區に分つ。

邁訓堂

經書・歴史・講義詩文會及諸禮皆此處に於てす

廣徳館

句讀及數學を授くる處

鐵門館

習字處

中條流稽古場

中條流劍法演習の處

丹石流稽古場

丹石流劍法演習の處

天道流稽古場

天道流劍法演習の處

眞心流稽古場

眞心流槍術演習の處

空傳流稽古場

空傳流槍術演習の處

弓術稽古場

日置流大藏派雪荷派弓術演習の處

小學校

庶民の子弟へ讀書・算術・習字を授くる處

校舎の所在地名



學校 丹波國桑田郡龜山城二の丸外馬場町

但現今の京都府下丹波國南桑田郡第二學區龜岡横町五十一番戶逸訓小學なり。

小學校 丹波國桑田郡龜岡吳服町

但現今の京都府下丹波國南桑田郡龜岡吳服町二十八番戶士族太田敬之の居宅なり。

沿革要略 舊龜山藩の文教は藩主二代松平康信篠山受封の時(延寶)に起原すと雖當時の記録其簡約にして其の事蹟を詳にする能はず、蓋し初めて學校を創立せしは藩主五代松平信庸の時に在るが如し。信庸(元祿年度)儒者松崎祐之を京都より召し親ら心を文學に潜め且藩士の子弟を鼓舞して文教に勵精せしむと言ふ。

松崎祐之通稱は多助蘭谷と號す。別號は梅處五代の祖正次なるもの大和納言豊臣秀一に仕ふ。元和元年乙卯大阪城陥る正次去て山城伏見に居り、爾來祐之の父正俊に至る迄伏見の處士たり。祐之の父は醫を業とし、最眼科に善し後水尾上皇嘗て御眼を疾み玉ふ醫博士藥を奉るも効なし勅して正俊に之を療せしむ、御眼頓に癒ゆ、上皇之を嘉賞し爵法橋を賜ふ正俊爲に 天顔に咫尺する前後十三回、御物の賚賜數ふべからざるに及ぶと言ふ。正俊堀氏を娶り祐之を生む、祐之幼にして穎悟長じて伊藤仁齋に師事す、當時篠山藩主松平信庸京都所司代たり、信庸一儒士を得んと欲して之れを仁齋に諮る、仁齋答ふるに祐之を以てす、元祿五年壬申九月信庸終に祐之を召して之れを臣とし食

俸拾五人口を與へ侍史兼侍講に任用す、爾來信任最深く其の謀議する所皆能く行はれ故に信庸所司代たりし時は祐之常に侍して京都に居り、信庸老中たりし時は祐之も亦從つて江戸に行く事細大なく補翼至らざるなし、元祿中藩主信庸京職たる時幕府の命を以て諸陵を檢覈す、信庸祐之をして其の事を掌らしむ、祐之其の位置を古史舊記に案し身直に其の處に赴き之を索め考證覈査する前後十數年に及ぶ、故に其の編著の史徵に記する諸陵皆明據あり、信庸の嗣子信岑學を好み士を愛し又能く新附の民を撫し(信岑の時龜山へ封を移す)一代の藩治寧靜なりしも祐之薰陶の力預りて多しと言ふ。

祐之性温厚にして寡言藩主の寵異を荷ひ爵祿漸次に増進、晩年爵師傳を加へ祿二百五十石を受くるに至ると雖 其の舉止愈恪謹爰を以て閩藩之を畏敬せしと言ふ。祐之又書を能くし最古篆に精し、正徳元年辛卯六月筑後守新井嶼(白石)幕府の命を以て南都興福寺寶藏の古什を査す、中に朱印一顆あり古篆讀み難し、白石此を藩主信庸に示し祐之をして之を讀しむ、祐之注視する少時、曰く源家康代忠恕の六字なりと、坐に在る者感嘆す。是れより白石藩主に請ひ寶藏査畢る迄祐之を隨行せしめたりと言ふ。又正徳年間(年月不詳)韓使來聘す、藩主信庸幕府の命を以て接伴す其の應答文章悉く祐之の手に成る。又同時に幕府信庸に諭し祐之をして文徵明の書を模寫せしむ。寫成て筆力雄健眞に逼る、幕府之を激賞して賚賜あり事朝に聞ゆ、東山天皇參議風早公長卿に勅し祐之をして之を模

せしむ、祐之亦一本を模し藩主信庸に依つて之を上る、上大に之を嘉し亦恩賞ありしと言ふ。享保二年丁酉五月十日藩主信庸卒す、遺言して葬祭儀を祐之に作らしむ、祐之朱子家禮を折衷して葬儀祭禮を作る、以後藩主世々因襲して之を用ふ。享保十八年癸丑七月先藩主信庸の命を承けて編著せし歴史徵草稿略成るを以て之を藩主信岑に献す、蓋し其の大成を待たざりしは老病漸く多きを以ての故なりと言ふ。同二十年乙卯七月九日病で死す享年六十有二、丹波篠山大地山東北麓に葬る。傳へ聽く、祐之著述多しと然るに其の裔孫之を家に傳へず故に今之を知るに由なし。

信庸京都所司代の任に在りし時(元禄十年より正徳四年に至る)普く公卿縉紳に諮り、皇室の大典古儀に關する舊記

を蒐め儒臣松崎祐之に命じ史記を編著せしめ史徵と號す。其の徵として引く所の諸書皆原文を用ひ、一字を刪修せず同時に處十三輪希賢を其の邸に迎へ經史及宋明諸名家の語録を講せしめ且つ希賢をして王陽明語録に傍訓を加へ繙刻せしむ、現今世に行はる、傳習録是なり。

希賢が王陽明を祭る文に京尹篠山源君景仰其賢にして王陽明語録に傍訓を加へ繙刻せしむ、現今世に行はる、傳習録是なり。

德篤信其學政務餘暇使希賢傳習錄且考定刻行之希賢固辭不得叩奉殿命あるは信庸の命を受けたるを言ふなり。

寛延元年戊辰藩主六代松平信岑封を龜山に移す。信岑も亦學を好む、寶曆十一年辛巳十二月京都の處士皆川愿を聘し此れに食祿を與ふれども敢て臣とせず(其の子九に至つて藩に臣事せしこゝは小傳に見ゆ)時に就て其の教を受け又藩政の得失を顧問せしと言ふ。

皆川愿通稱は文藏淇園と號す、別號は筠齋生れて而穎異四五歳の時能く字を識る、其の父成慶試に

杜甫秋興八首を書して之を授けたりしに日ならずして誦を成す、其の弟成章と韓客を其所に觀る、席上唱和し時人を驚かす、爰を以て其の名夙に海外に馳す、愿志を持する堅忍不拔明教弘道を以て己の任とす、嘗て文を作り一老儒に示す、其の人數字を改竄す、愿就て其の義を叩く、老儒曰く此の如くすれば較々優なるを覺ふるのみと終に其の字義を辨解せず、愿私に歎じて曰く字義を知らざれば文固より作るべからず、又解する能はず經の明ならざる職とし是れに之れ由ると是れより意を字書に潜む、而して字書訓話往々假借其の眞を得ず、乃ち古人明字の例を類集し深く其の理を思ひ疑竇稍通すれば又諸れを象形に取り諸れを聲音に求め乃ち口の言ふ能はざる所の者を得之を易理に徴するに悉く然らざるなし、是に於て名物の義聲音に本づくを悟り曰く名は聲に生じ聲は物に生じ物は天地陰陽四時の常ある者に生ず。道德に統べ性情に貫き聲氣に發し民言に著る説卦傳に曰く神者妙萬物而爲言也と亦此の理致に外ならざるなり。凡そ聖人の道名を辨するを要となす名明なれば則物察に物察なれば則文義正當すと愿既に聲音の易理に本づくを知る音を定め象を記し推して以て古人の書を読む精緻の極と雖通曉せざるなし、是に於て先づ名疇六篇を作りて孝悌忠信仁義道德等の諸名物を審釋し又字義に推し聲音に考へて易原、周易擬議、四書譯解、二南訓闡、老子釋解、詩經助字法、左傳助字法、史記助字法等を作り大に文理を明晰せり。其の他問學舉要、易學楷梯、韓柳文評註、唐詩通解、習文錄、淇園文集、同文訣、同詩集、實字解、虛字解、續虛字解、虛字詳解、

助字詳辭、醫案類語等の著書率ね皆世に行はる。而して其の易に於ける力を用ふる最極む、或は義を思ふて未だ得ざれば則終宵睡らず晨起机に對し明を俟つ、其の食するに方るも亦勞ら之を讀み門生來り教を受け或は客と語る時と雖未だ嘗て坐を移さず、其の人退けば則ち復讀む初の如し、是を以て奴婢其の室を掃ふも毎に其の坐に及ぶなし、一日其の不在を伺ひ之を視れば坐席均置して色黯黒たり因て席を徹すれば牀已に腐れりと言ふ、其の勤勉此の如し。

文化二年乙丑門人と語り地を西隣に買ひ新に學堂を築かんとす、聞く者憐應各財を捐て工を助く、經年にして竣を告ぐ、命じて弘道館と言ふ、春秋先聖を祀り禮義を講習す。文化四年丁卯四月病で食せず尙且つ且夕學を講じ子弟を率ゐる平生の如し。五月十六日に至て病革り寢に終ふ。享年七十有四。親戚故舊門人皆父母を喪ふ如し。都下識るご識らざるご歎歎○惜せざるなし。葬の日遠近來會するもの無慮數千人京極阿彌陀寺先塋の側に葬る、門人私に諭して弘道と曰ふ。

愿人となり温厚沈毅物を容るゝに寛にして事を行ふに敏父母に事て至孝、其の父晚年風疾あり然れども尙遊覽を好む、輜出入し難し愿因て官に告げ一車を造り人をして輓かしめ、躬自ら看護して其の到らんと欲する所に行く母氏亦嘗て病む愿侍養撫摩其の側を去らず、母曰く吾病憂ふるに足らず唯汝が業を妨ぐるを恐る願くば汝學を勉め我を以て念と爲す勿れと愿復た強ひす。又兄弟に友に姉妹に厚し、最弟成章と善し季弟成均亦多才を以て名を知らる皆先に亡す、愿諸姪を見る猶子の如し

成均亡する後其の母を養て子と爲し配を擇で之に嫁す。其の門生を遇するや威にして嚴ならず愛にして狎れず。務めて其の善を誘し其の不善を戒む、縉紳先生學士大夫より閭里芻牧の子に至る迄之に遇する異なし、一室の内迎へず送らず、其の義に非れば權要と雖屈せず、其の禮に非れば重幣之を請ふと雖往かず、王公大人朝貴邦君弟子の禮を執る者極めて多く門籍に登る者凡三千人なりと言ふ。愿既に道を以て自任す、故に來る者拒まず往く者追はず、人と言ふ必ず服心を披き毀譽意に介せず、性酒を嗜み絲竹を愛す、而して未だ嘗て淫瀆せず、又書を能くし書を喜ぶ、晩年其の技大に進み遠近請ふ者門に滿つ然れども率ね意を退避に寄せ肯て人の爲に趨舍を爲さざりしと。愿寶曆十一年十二月を以て龜山藩主松平信岑の聘に應じ爾來其の藩籍に入ると雖藩主之を敬し敢て臣とせず、常に師に事ふるの禮を以て之を遇す。愿松平氏を娶る、(龜山藩老臣 照房の妹)先亡す、繼て小關氏を娶る、二男四女其の出なり、男允通稱は融藏父の業を承け始めて龜山藩に事ふ、食祿百石是れより同藩文學の臣となる。現今の京都府士族皆川惇は實に愿五世の孫なり。

寶曆十二年壬午(月日不詳)藩主六代松平信岑の時、儒臣奥平廣業等に命じ響きに松崎祐之が編著せし史徴を校合せしむ其の後儒臣三上休復、中島漁之を繼續し、寛政十二年庚申(月日不詳)藩主九代松平信彰の時に至つて成る、信彰幕府の允許を得て之を梓行す(奥平廣業早死故に履歷詳ならず)

三上休復通稱は忠八郎龍山と號す、學朱子を宗とす、業を柴野栗山に受け儒を以て藩主七代信道

九代信彰十代信志に歷事す、食祿百石、文政六年癸未十二月九日死す、享年六十五、其の子休享其の孫淵父祖の業を承け藩の儒臣たり。

中島漁通稱は徳大夫雪樓と號す、食祿百石世龜山藩の儒臣たり、藩主六代信岑より十一代信豪に至る五世に歷事し毎に侍講を以て出入風儀す。爵側用人に至る其の幼なる時、那波魯堂に學び、漢唐注疏を宗とす、然れども中年別に見る所あり、諸注家を折衷して著論する所多しと言ふ。文政五年壬午二月藩主十一代信豪史徵校合の功勞を賞し祿五十石を加賜す、漁性酒を嗜み音律を好む、醉は則吟哦し憶を發す、雪櫻集若干卷あり、然れども著述は好む所に非ず、曰く天下好書少からず、妄ぞ又剩すに此の覆醬の具を以てせんやと、晩年脚疾に罹る曰く四大假合將藥治する所にあらずと、棄て而して屑とせず、文政八年乙酉三月疾革る八日忽死す、享年八十有一。

文化十三年丙午四月、藩主十一代松平信豪幼年(五時に)にして襲封す、(舊藩主信正の實父)時に白川少將松平定信(樂翁)外戚祖父の故を以て後見たり。老臣松平熙房、奥平廣胖等旨を少將定信に承け幼主信豪を佐く熙房學政を督して財政を兼ね廣胖財政を督して學政を兼ね、表裏相賛け緩急相補ひ、以て藩主七代信直以來四代間漸次頽廢せし紀綱を一新せしと言ふ。文政十二年己丑四月信豪藩政を親らするの時に及び益々廣胖熙房の二老臣に信任し、二老臣も亦勵精圖治能く藩主を賛げ登庸する所の藩吏率ね皆文學に探る。富松畏命は學校教授を以て侍講を兼ね兩角融も亦學校教授を以て侍講を兼ね。當時郡奉行代

官以下胥吏に至る迄職に稱ひたる者多しと言ふ。

富松畏命通稱は段六萬山と號す。藩士富松命明の二男なり。幼にして京都に遊び業を鈴木恕平に受く、天保四年癸巳十一月藩學教授を以て初めて藩主信豪に仕ふ、食祿十人口後侍講を兼ね、畏命人となり剛毅、沈着にして果斷あり、當時老臣奥平廣胖松平熙房等藩治方を得たりと稱する者、畏命風儀の力多きに居ると言ふ。弘化三年丙午六月十八日病で死す享年五十有六。養子命順(實は藩士松山長益の三男)も亦京都に遊び中沼了造、大澤雅五郎(共に朱子學源開黨派)等に學ぶ、舊藩主信正の時藩學教授を以て侍講及び大目附を兼ね、食祿七十石、明治二年己巳十月姓を牧と改む。蓋し其の本姓に復するなり。四年辛未京都府權大屬に任せられ爾來判事補より判事に轉任し松山始審裁判所に奉職す。

兩角融通稱孫四郎王溪と號す。幼にして藩の儒學中島漁に學ぶ、後京都に遊び松本愚山を師とし又江戸に往き赤井嚴三の門に出入す、融初め漢唐注疏を宗とせしが晩年見る所あり専ら朱子註傳を主とし其の徒に授けたりと言ふ。文政十年丁亥八月藩學教授を以て侍講を兼ね。藩主十一代信豪十二代信義に歷事す、食祿十二人口安政七年庚申六月疾で死す享年六十有四。

同時代文政六年(月日不詳)老臣奥平廣胖理財方を得、藩主七代信直以來の負債を完清せしを以て同僚松平熙房と共に藩主の旨を受け學校を増築し、文武の教場を合一せんとす、時に大阪の用達(金融の用達をなす者)山片平右衛門なる者之を聽き増築に係る一切の費用を献す、蓋し當時廣胖等藩債を完済せしを以て平

右衛門此れを徳とし此の舉に及びたるものなり。

文政七年(不詳)増築諸教場成る。其の講堂に命じて邁訓と曰ふ(堂の扁額は白川少將)藩學に文武を合一せしは此の時に始まる(士族卒子弟)  
(教育法参照)

天保十三年壬寅十二月藩主松平信義立ちしが、三年にして幕府の奏者番たり、爾來寺社奉行大阪城代老中等の職に在りしを以て藩士四方に役し而して奥平廣勝、松平熙房の二老臣其の他文學の吏も亦漸次死没せしを以て信豪時代の學政漸く衰ふ。當時に在りて儒臣たりし者は三上淵(前以小傳を掲げた)足立竹亭(朱子)森田禎助(朱子學安積)等なり。

慶應二年丙寅三月十四日舊藩主松平信正封を襲ふ、故畏命の養子命順(畏命の小傳に)伏原明(道稱は弘讓)井野三門人初め朱子(宗)大石秀實(信正召して臣とす通稱は新造)等學校教授を以て侍講を兼ね其の他は先代以來藩臣たりし三上淵、足立竹亭及吉田大年(井野三門人)等教授たり。

舊龜山藩の學校は元祿正徳の際、文學のみを以て創し學派は漢唐注疏を宗とせし者にて(然れども當時は傍ら宋明語錄に心を盡めたる者)爾來信岑、信直、信道、信彰、信志の五代を經信豪に至る迄變易なかりしが(信正の時初めて改革せし事實は士族、卒、子弟教育方法の條に見せし外記すべきものなし)信豪の時學校に文武の教場を合併せし頃より漸く朱子註傳を用ふるに至れり。

但信正の時代に於ては課業に歴史文章等を加へたるに付従つて經書も亦朱子一派のみに拘せず、或

は王陽明劉念台倪元旦等の諸説を折衷するの學者も亦教授助教たらしむるに至れり。

### 教 則

藩主十一代松平信豪以前の教則は今日に傳はらず、信豪の時文武の教場を校内に合併せし以後の教則は左の如し。

教科書は四書五經(以上信豪時代の教科書に)温史綱鑑、易知錄、大日本史、日本外史、皇朝史略、十八史略、文章軌範、八大家文集等なり。(以上舊藩主信正の時添加せし分)授業方法の順序は句讀生講義生の兩積に分ち此等の生徒登校する時は共に先づ鐵門館(習字所)に入り筆道を習はしめ而して其の句讀生は登校の早きものより順次に五人乃至十人宛廣徳館(句讀所)に送遣して句讀を受けしめ、其の講義生も登校早きものより順次に三人乃至七人宛邁訓堂(講義所)に送遣して講義を受けしむ、句讀及講義了れば復た順次鐵門館に送還して習字せしめ放課時間に至て一同退出せしむ。

但鐵門館より廣徳館及邁訓堂の生徒を送遣する時は鐵門館教員之を監督し、廣徳館及邁訓堂より生徒を鐵門館に送還する時は廣徳邁訓の教員此を監督して生徒の放縱を防ぐ。

習字の教授は其の引受教員生徒の數を限り三十人乃至五十人宛分教す、手本を與へ清書を爲さしむる等に引受教員の意見に任じ別に制限を設けず。

數字の教授は生徒好んで此を修めんと希ふ者のみに限り句讀講義の時間外に於て之を教ふ、其の教

員は句讀講義習字の教員にして特に數學に通曉する者を簡み兼務せしめ、別に階級順序を設けず。

句讀の教授は四書小學五經に止め講義の教授は四書文章軌範五經に止め歴史及八大家文等の如きは教授員此が會頭となり會讀輪講をなさしむるのみ。

習字句讀講義の時間は辰牌より未牌に至る。

毎月一日、六の日は句讀、習字、講義を休み、一日は午牌より詩文會(教授より宿願或は即題を出す)、三日の日は未牌より教授員小學を講じ一般生徒に聽聞せしむ。八の日は未牌より簡易なる歴史(十八史略日)を會讀せしむるを通例とす毎月(一六の日を除く)卯牌より辰牌迄未牌より酉牌迄(三八の日を除く)は習禮及槍劍弓術等の演習時間とす。其の方法順序は諸流の教授員適宜に之を定め、別に制限を設けず。

但隆冬盛夏は卯牌より辰牌迄の時間を繰り上げ寅牌より卯牌迄とす。

學科學規試驗法及諸則 士族卒の子弟教育方法及教則の條に列記せし事實の外別に和學漢學洋學醫學等の科目を設けず。

文武兩道を學校に兼修せしめたるは、藩主十一代信豪以後の制度たることは士族卒子弟教育方法の諸項に記述せし如く文學と武との程度の比例は藩内學事上の諸制度の第三項に記述せし如し。

生徒學習の期限は八歳を就學期とし、二十一歳を退學期とす、故に二十一歳に至れば學校掛の藩吏及教授は其の學藝を考查し藩内學事上の諸制度に記述せる第三項及士族卒子弟教育法に記述せし第五

項の區分を定る者とす。春秋試験の法は士族卒子弟教育方法の第四項に記述せしが如く藩廳に於て藩主或は代理執政の面前に之を爲し學校係藩吏及教授は誤讀誤講の數を計査し其の誤謬なき者を優等とし誤謬少き者を次等とし誤謬最も多きものを劣等とす。優等次等へは書籍或は金員を賞賜する各差あり。春秋試験に於て褒賞するの外周年缺席せざる者を調査し半紙又は唐紙扇子等を賞賜す。文武皆同じ。

藩士の子弟八歳に至れば必ず入學せしむるの例なり、若し此の年齢に至り事故を告げず入學せしめざるものある時は其の父兄を罰するの法なり。「罰は差控或は謹慎と稱し閉戸せしむるものなり。但其の狀により日限に各差あり。」凡そ子弟を入學せしむる時は先づ此を其の支配頭に届け期日に至れば子弟に禮服(麻上下な)を着用せしめ父兄之を携へ學校に登り學校掛及教授の面前に於て扇子箱を献し(下士料として藩札五分を献す)束修の禮を行はしむ。此の時教授は學則を讀聽かするを法とす。其の旨仁義忠孝を重んじ文武を兼習すべしと言ふに在り

職名及俸祿 舊藩主十二代信義の時迄は(變應二年迄を云)儒官を除く外皆兼勤なること(亦他の職務を兼ねしめたる)士族卒子弟教育方法中に記述する如し、儒官は別に役高役米等なし、他より兼勤せし教授助教も亦其の家祿或は其の本職に附屬する役高の外別に役米を支給せず、然れども教授或は助教等を兼務する者は臨時賞賜(賞格は功勞の差に依り或は全員)の恩賜例あるのみならず郡奉行大目付側用人等の要職に異數の拔擢を受くるもの多し。但學校掛りは執政より一人、參政より一人、大目付より一人或は

二人、此を兼ね。 舊藩主信正襲封の後明治二年に追び(以下學制頒布前の景況)初めて學校文藝の諸教員を専任とせり。其の職名定員は左の如し。

但武藝及習禮の教員は藩兵の士官或は下士等より兼任せし者に付爰には其の職名を掲ぐるのみにして別に其の給祿を掲げず。

職名	等級	役米	定祿	人員
教授	二等	六石	二十二石	一人
助教	三等	四石	十三石	一人
句讀師	四等	三石	十三石	一人
鐵門館教員	五等	三石	十三石	一人
掃除方兼小使			五十三石	一人
以上文藝教場職員				四人
中條流教授				一人
丹石流教授				一人
天道流教授				一人

眞心流教授  
空傳流教授  
日置流大藏教授派  
日置流露荷教授派

以上武藝教場職員

大 參 事  
少 參 事  
大 屬

以上學校掛職員

職員概教

教授  
助教  
句讀師  
鐵門館教員

計三十七人

第三章 教育

内兼勤九人

學校掛

掃除番小使

計 七 人

内兼勤三人

生徒概數 但廢藩前の概數

句 讀 生

内 十 歲 以下

講 義 生

内 十五 歲 以下

計 凡 三百 人

但兩生とも習字及武藝を講習せしむるは前諸項に見はず如し。

東修謝義の有無 東修の禮を行ふは學科學規試驗方諸則の第五項に記述せし如し。但右の外謝儀を表せしむるの例なし。

學校經費 舊藩主十一代信豪以前の經費は今考へ難し依て信豪信義二代間を平均せし一箇年の經費

一三八

三人

四人

凡二百人

百五十人

五十人

凡百人

七十八人

三十八人

と舊藩主信正の時文藝教員を専務させし以後一ヶ年の經費とを区分して其の概略を左に掲ぐ。

但舊藩の制度米石或は金貨を備へ別に學校經濟を定めたるものにあらず、經費を要するに臨み教授

或は學校掛より會計掛へ諮議し更に參政執政の決を得て支出するを得る者也。

信豪信義二代間を平均せし一箇年の經費は左の如し。

一、米百四十石

一、金百十圓

内 譯

米百二十石 此の稱呼高六百石但百石、二十石の割 儒官四名俸祿

内

現米四十石

稱呼二百石

一人

同 六十石

稱呼百五十石

一人

同 二十石

稱呼百石

一人

二、米貳拾石

掃除番小使扶持米

一、金五拾五圓

雜 費

一、金參拾圓

褒賞諸費



一、金貳拾五圓

修繕費

舊藩主信正の時、文藝教員を専務とせし以後一箇年の經費

一、米六百拾五石

一、金千貳百五拾圓

内譯

一、米四百五拾五石

教授助教其の他俸祿

一、米百貳拾石

右役米

一、金貳百五拾圓

雜費

一、金貳百圓

褒賞諸費

一、金參百圓

修繕費

一、金五百圓

書籍買上代

概略右に記述する如し。此の他特別優等なる生徒を東京又は他藩へ遊學せしめたる經費及此等の生徒へ貸與へたる書籍の經費等は現今據り調べべき書籍なきを以て省く。

藩主臨校 藩主十二代信義以前に於ては子弟教育方法の第七項に記述せし講筵と正月五日讀初めを

除く外臨校せし例を聽かず。舊藩主信正の時に於ては生徒の輪講會讀等へも常に出席して講習を共にせり。

祭儀 別に聖廟の設なしと雖、正月五日讀初めの時、次項に關する祭場に於て先聖孔子の畫像を祭るを例とす。

其の次第左の如し。當日辰牌開校藩主以下皆麻上下を着す。上士(賜給人)堂の右楹より登り、下士は堂の左楹より登り、以て藩主の臨校を俟つ暫くして藩主至り、堂の玄關より登り其の席に着く、此の時一同禮拜、次に教授助教聖像の時物を献す、其の器邊・豆・盃・篋を用ふ。次に教授一員聖像及藩主を拜して設けの講座に着き孝經開宗明誼の一章を講す。畢て先づ藩主聖像を拜す。(祭場の裏)次に執政參議等拜す。(祭場の外)次に上士下士漸次拜をなす。(等級愈卑き者は拜するの座愈遠し單の別を分つ所なり)右畢て一同退散其の式登校の順序の如くす。

(右藩主松平子爵家にて明治初年調査せられたる稿本に依る)

### 第二節 舊藩時代及び維新前後に於ける私塾

維新前に於ける平民教育は私塾及び寺子屋と心學道話なりき。教科は日常必須なる讀書算の普通教育を施し、町村内先輩にして文筆稍秀でたるもの、家庭に就き、或は他より教師を聘し、有志の子弟教

育を受けた。殊に維新前の者に在りては元より學則なるものなく師匠の意に随つて聊繁簡難易の別を分ちし。雖も優秀生徒の個人的指導或は自習的教法及び注入的教授は一般を通じたる教風なりしが如し。維新以來泰西學術の輸入頻りに行はれて漸く教育の事も其の本然的性質たる民衆的色彩を加へ來りしも私塾に至りては未だ何等政府に於て保障せられたるものにあらざるのみならず、法令もこれなかりしを以て、制度の劃一を缺くこと甚だしく未だ充分に教育の目的を達する能はざりしなり。

今左に本郡に於ける私塾の主なるもの、沿革を掲げて其の一斑を窺はんとす。

**興學舎** 馬路村に起されたる私塾にして、本郡中最も古く顯はれたるものなり、塾主中條庸九は經學者にして美作國津山の藩士なり。嘉永年間本郡並河村に住居し同名の塾を開きしが、同年間馬路村兩姓人見氏中川氏等の招聘に應じて其の地に移り、中川東仙の邸に於て興學舎を創し子弟を教育す。塾主中條氏の養女梅野亦才學あり、父に代りて生徒を教授せり。梅野は庸九の後妻龍野の産む所にして後三輪田氏に嫁す。現時女流教育家の泰斗三輪田眞佐子女史は實に梅野其の人なり。

**歲暮舎** 千代川村字北ノ庄の私塾なり。塾主俣野玄慈近村の子弟を集めて教育す、頼支峰管て題して歲暮舎と言ふ。明治初年より十六年に及び生徒數常に五十名を上下せり。當時地方青少年殆ど此の門を潜らざるなしといふ。

**柳島塾** 明治八年龜岡藩士柳島誠龜岡町にありし授産會社内に私塾を開きて、英語、漢字、數學等

専ら實用を主として子弟を教育す。明治十二年恰も龜岡町字餘部に益科義塾の開かるゝに會し、遂に閉塾するに至れり。

**益科義塾** 本郡の有志垂水新太郎、石田眞平、森務、川勝光之助、太田一之等の主唱に係り、地方青年に中等教育を授け兼て法政の智識を與ふるがため龜岡町字餘部に設置したるものにして從來の漢學塾に一進歩を加へたるものなり、學科は漢學を主とし、英語、數學を隨意科とし、其の他普通學の教授を成せり。漢學は國史東洋史等凡て史類は輪講とし、經書は講義を主とせり。本塾の創立は明治十二年八月にして垂水新太郎、田中源太郎等其の社長となり、石田眞平、關樞、大石彦三郎等幹事として各事に當り、維持法を賴母子講法に採り、二圓掛五十枚を一組とし、之を郡内十組に分ち、則ち五百口を以て組織す。毎年三月、十月の二回に收金し元金は加入各部落に於て之を保管し其の利子を以て塾費に充用したり。而して其の不足金は社長并に幹事其の他の有志に於て之を分擔寄附したり。塾生は本郡を始とし船井、北桑田、大阪府、滋賀縣に亘り小學下等卒業以上の學力あるものを收容す。年齢は十四五歳乃至二十歳前後地方中流以上の子弟にして、遠隔者の爲に特に寄宿舎を設く。生徒數常に七八十人に及べり。教官に吉田大年、伏原有文、吉田武一郎、若松雅太郎、園田恒四郎等あり、相前後して塾主となり、大に精神教育に意を用ひ、就中意思の鍛鍊に注意し、言論の自由を尙び試業を用ひず、個性を尊重して其の啓培に努めたり。元より一長一短なきに

非ずと雖も、明治の中年より大正の初に當り、郡政に與り、村政に携はるもの多くは本塾の出身に俟つ。

明治十七年二月京都府立龜岡中學の龜岡町字横町(今の龜岡小學校第二教場の位置)に設立せらるゝや、塾生の多くを之に轉學せしめ遂に閉塾するに至れり。

**保津村夜學會** 明治三年二月北保津念佛寺に於て同志夜學社を設立せしを始めとし、明治四年三月更に五苗夜學を開設す、三餘學舎の前身なり。三餘學舎は明治十五年五月の新築にして當時設備の完全なる他に其の比を見ざりき、嘗て儒醫村上性山刀圭の餘同村小學校の句讀師たりしが本學舎の竣工するや請により入りて子弟の夜學教育に従事し、讀、書、算術諄々教へて老の至るを知らず、自ら名付けて三餘學舎といふ。而して本村夜學は何れも永く存續して大正元年に至りしが、恰も實業補習學校の設立と共に閉鎖するに至れり。

**北村塾** 北村龍象の私塾なり。依て假に名づく。氏は幕臣にして巖垣門の塾頭たり。維新の際新衛隊肝煎となりしが、明治元年本郡佐伯村に來り苗秀寺に於て暫時開塾し同年馬路村に移り典學舎の後を襲ひて開塾すること四箇年、俗に馬路の塾と呼ぶ。後美濃に在ること數年、明治十年の頃京都に來り華族會館分局及び同志社等に教鞭を執りしが、明治十七八年の頃再び馬路村に於て開塾す、時の人馬路學校と稱す。爾來こゝに育英に従ふこと十餘年。明治二十七年九月龜岡町字餘部に於て

盈科義塾跡の塾舎を費用し専ら地方青年の教育に當る。教科は漢籍を主とし傍ら法制經濟に及び時世の推移を酌量し生徒の希望によりて開講せり。明治四十一年塾を閉ち以來専ら社會教化に心をを用ひたり。

### 第二節 明治時代の學校教育

維新の大業成り内治の組織漸く整頓し中央集權の制略完成したるを以て明治四年七月文部省を設置し、翌五年七月太政官の布告を以て學制頒布せられ、全國の學政は文部省に於て之を統括し學校を分ちて大學、中學、小學の三等となし、全國を八大學區とし各區に大學校一を置き、一大學區を三十二中學區とし區毎に中學校一(全數二百五十六校)を置き、一中學區を更に十分して二百十小學區とし一小學區は人口約六百人にして區毎に小學校一(全數五萬三千七百六十校)を設くることとし、工業學校、商業學校、通辯學校、農業學校、諸民學校、廢人學校等は皆中學の一種と見做し其の他師範學校、海外留學生試業學資及び授業料等に關して周到詳密なる規程を設く、本府は第四大學區に屬したりしが當時我が南桑田郡は北桑田郡と合して桑田郡と稱し、十九小學區に分てり。

第一區	篠村	第二區	古世村	第三區	安町村
第四區	東掛村	第五區	柚原村	第六區	寺村

- 第七區 穴太村
- 第八區 西加舎村
- 第十區 並河村
- 第十一區 小川村
- 第十二區 馬路村
- 第十三區 北保津村
- 第十四區 美濃田村
- 第十五區 神吉村(今ハ北桑田郡)
- 第十八區 上中村(今ハ北桑田郡)
- 第十九區 比賀江村(今ハ北桑田郡)

此の新らしき學制に於て國民全般の普通教育を以て國家の事業とし兒童の就學を以て父兄の義務となし、小學校學齡は滿六年より滿十四年迄八箇年間と定められ、これを上等等に分ち各八級より一級に至る。六箇月を以て修業期間とし、始めて入學する者は八級に入り順次一級に進む、春秋二季は必試験を行ひて進級せしめ一級を卒業する時は大試験と稱し學校關係者の臨席するは勿論父兄親族より知事、參事、典事或は屬官等の臨席あり、受験生は其の日態々着衣を更めて登校し學校は校門に幔幕を張り頗る盛儀を極む。

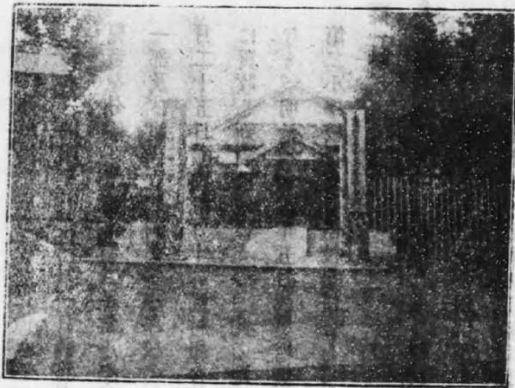
明治十年九月學制を廢し教育令布告せられ義務教育年限十六箇月と定められ爾來十八年八月教育令の改正に伴ひ初等、中等、高等の三等に分たれ、更に十九年四月小學校令の發布に會し小學校を尋常高等の二に分ち修業年限を各四箇年とし尋常小學校の教育を義務教育と決定せられしは初等教育史上特筆すべき一改革にして、我が南桑田郡に在りては龜岡町字横町(現今龜岡小學校第二教場元の京都府立中學校跡なり)に郡下唯一の高等小學校を設立せり。後二十三年勅令を以て小學校令發布せられ、三十三年の改正より四十年三月の改正に及び義務教育を六箇年に延長し、四十一年四月より各小學校に實施せられ以て今日に至る。

本郡の教育亦之に應じて國運の隆昌に伴ひ、今や一町村一校十八箇の尋常高等小學校の設立を見るに至れり。以下其の沿革の概要を掲ぐべし。

第一 小學校教育の沿革概要

龜岡町

明治四年字吳服町に小學校を開きしが、同五年六月舊藩文武の學校邁訓堂の校地校舍を充用し邁訓小學校を置く、當時桑田郡第二學區に屬し新町以東の龜岡町及び篠村字柏原の兒童を收容せり。兒童數常に二百名を上下す。嘗て藩學校の祭儀に則り、釋奠の禮を行ひしは他に其の例を見ざる所なり。同年十月字本町以西の兒童を收容して字安町に成章小學校を設置す。兒童數約二百五十名にして之を桑田郡第三學區とす、明治二十年七月邁訓校を邁訓尋常小學校と改稱し、成章校を成章尋常小學校と稱し以て二十四年の廢校



第三十圖 龜岡尋常高等小學校

に至る。

明治二十四年四月十六日従來の邁訓成章兩尋常小學校を合して龜岡尋常小學校と改稱し本校を邁訓校跡に分教場を成章校跡に置きしが、明治三十四年二月十一日を以て字内丸に一大校舎を新築し之に移る。同四十一年四月一日義務教育年限六箇年に延長せられ、學級數増加し校舎狹隘の爲め、女兒童を分離して新に第二尋常小學校を創設す。當時俄に校舎の設なかりしを以て龜岡尋常小學校の一部及び組合立龜岡高等小學校の一部を借用して八學級の兒童を收容せり、斯くて明治四十二年三月二十五日龜岡町外十二箇村組合立高等小學校廢せられしを以て其の校地並に校舎の大部を龜岡町に買收し新設校地に充つ、此の地は舊龜山藩政廳の遺跡にして嘗て京都府立龜岡中學の校舎たりしなり。明治四十五年五月改築増築の功を竣へ大にその面目を新にせり。越て大正十年四月十日新設第二小學校を廢し兩校を併合して龜岡尋常高等小學校とし以て今日に及ぶ。

## 篠村

明治六年六月一日學制に基き篠村に小學校を開き、王子、篠、山本、馬堀、廣田、淨法寺、森の諸村を以て組合とし之を桑田郡第一小學區と稱す。

明治十年京都府知事榎村正直扁額を書して安詳館と命名す。同年五月女紅場を設く蓋し本郡に於ける女紅場の嚆矢なり。明治十一年四月柏原村を第二學區の龜岡より分離して安詳校區内に編入す。

明治二十年小學校令の發布に伴ひ、安詳尋常高等小學校と改稱し、同二十六年三月尋常科に補習科

を置き、同二十九年十一月高等小學校を開設す。同三十四年四月尋常高等を併置し安詳尋常高等小學校と改稱す、同三十六年五月に至りて附設女子手藝學校を開校せり。村人井内義一は創立以來の校長として明治四十五年に至る。大正七年六月大に校地を擴張して本館講堂を新築し、各種の設備大に整ふ。

## 檉田村

本村の小學校は明治十年四月二十五日の創立に係り、校名を種善と稱す。

明治三十七年四月二箇年高等科を併置し、同四十一年四月義務教育年限延長に伴ひ高等科を廢し、越て四十三年四月再び新制二箇年高等科を併置し、種善尋常高等小學校と稱す、大に校舎校地を擴張し以て今日に至る。岩鼻貞固は創立次來句讀師となり又校長として明治三十七年迄勤續せり。

## 東別院村

明治六年十一月始めて學校を開く、本郡第四學區に屬す。同十二年字鎌倉に分校を開設し以て本村教育の便を圖る。同十八年三教室を増築し二十年七月十一日小學校令に據り履信尋常小學校と稱す。同二十七年鎌倉の分教場を廢して本校に合併し、同三十七年四月二箇年修業の高等科を併置し同六月裁縫學校を附設す。四十一年義務教育年限延長の結果校舎を修築し、四十四年四月新制による二箇年修業の高等科を併置して履信尋常高等小學校と稱す。

## 西別院村

本村の學校は元知新館と稱し明治六年二月柚原村に創設す、地勢の向背により明治九年犬甘野村に分教場を設置し幼年生のみを教授せしが十一年遂に獨立分離して里仁高と稱せり。而して明治十三年又々牧村に煥章小學校を開き茲に牧、神地の二村は知新校より分離せり。

明治二十三年自治の制度により新村成り西別院村と稱するに至り里仁、煥章の二校を廢し字柚原に校舎を造營し二十四年十月開校式を舉行して立生校と稱す。明治二十九年五月二箇年の補習科を設置し三十六年四月補習科を改めて二箇年高等科を併置せり。同年九月附設裁縫學校を併置し越へて四十一年四月義務年限延長につき一時高等科を廢せしも、更に同四十二年四月二箇年程度高等科を併置し立生尋常高等小學校と稱し以て現今に至る。

## 曾我部村

明治六年七月より明治十三年の間寺村に養正校、穴太村に偕行校あり。明治十四年養正校より分立して犬飼村に種徳校を創立し同十七年に至る。明治十八年養正、種徳の兩校合併して育頭小學校と改稱せしが、明治二十二年町村自治の制に従ひ育頭校の學區に偕行校の學區を併せて曾我部村と稱するに至り育頭、偕行の二校を廢し七月字南條に一校を經營して曾我部尋常小學校と稱す。

次で明治三十四年二箇年の高等小學校を置き、尋常高等の名を冠す、三十六年裁縫學校を附設し、

同三十八年實業補習學校を附設す。同四十一年義務教育年限延長せられ、再び尋常小學校となり、同四十二年二箇年程度高等科を併置して曾我部尋常高等小學校と稱す。大正十二年十一月校舎を新築し更に面目を新にせり。

## 吉川村

明治十五年五月穴太村偕行校より分離獨立して吉田村に一校を創立し有秋校と稱す。吉田穴川兩村の經營する處なり。同校に掲げたる有秋館記事によれば、當時村民の教育に對する遠望深慮と其の經營苦心の跡歴然たるものあり。

明治二十年八月有秋尋常小學校と改稱し、同三十五年八月裁縫科を加設し、明治四十一年四月小學校令改正の結果義務教育年限延長せられ、三學級に編成す、大正三年十月現在の位置に校舎を新築し、同時に器械標本等設備大に整頓せり。斯くて大正四年四月高等科を併置し、有秋尋常高等小學校と號す。

## 稗田野村

明治六年一月十一日、佐伯村苗秀寺方丈内に教授を開きしを以て本村小學教育の濫觴となす。斯くて同八年八月五日同村字垣内俣に校舎新築竣工し之に移る。樂群校と名付く。

明治二十年四月樂群尋常小學校と改稱し、同二十六年五月二箇年の補習科を附設す。同三十七年三

月補習科を廢して二箇年程度の高等科を置き、又樂群裁縫學校を附設す、同三十九年十二月實業補習學校を開き翌四十年五月には三十年來の舊校舍を捨て、字佐伯小字源ノ坊に校舍を新築し之に移る。

明治四十一年四月義務教育年限延長せられ、四十三年高等科を併置し、新校舍も爲に狹隘を訴ふるの狀況に在り。

#### 本梅村

明治五年始めて校舍を西加舎觀音堂に定め、小學教育を開く、當時桑田郡八番學區に屬せり。明治八年四月平松村に校舍を新設し成器校と稱す。同十年四月九岡に可養校を置き、越へて十九年四月成器校を本校とし可養校を分校とす。當時畑野村は此の學區に屬したりしなり。

明治二十二年四月町村制實施に伴ひ、前記二校を廢して字井手に校舍を新築し、本梅尋常小學校と改稱す。明治三十一年四月十五日龜岡なる南桑田郡高等小學校より分離して本村に本梅高等小學校を特設す、同三十四年四月右尋常高等を併置とし、三十六年四月附設本梅裁縫學校を設置し本村婦女教育の便を圖れり。

#### 畑野村

小學校の制度ありてより、明治二十年迄は平松の成器校并に加舎の可養校に於て本村兒童を教育せ

り。依つて本村に學校の興りしは實に明治二十年七月一日千ヶ畑に達徳簡易小學校及び分校を土ヶ畑に設置せしを濫觴とす、而して同年七月十五日發蒙簡易小學校と改稱し同二十四年四月發蒙尋常小學校といふ、越へて三十六年三月末日分校を廢して本校に合併し三十八年九月十三日新築校舍落成し之に移轉す。明治四十一年度義務教育年限延長の結果二學級に編成す。大正十一年四月一日修業年限二箇年の高等科を設置し畑野尋常高等小學校と稱す。

#### 宮前村

本村の教育は明治五年第八學區の加舎村に設置せしに始まる。明治八年神前村分離して進善校を興し、同十三年宮川村分離して威能校を設け、同十五年猪倉村又分離して育生校を開けり。斯くて明治十九年宮川、猪倉の二村合して明倫校を宮川村に設置せしが、同二十二年町村制の實施と共に神前、宮川、猪倉の各村合して宮前村と稱し、字宮川の明倫校と字神前の進善校と一村二箇の尋常小學校あり。

明治三十七年宮前尋常小學校と稱し、明倫校を本校とし進善校を分教室に充つ、而して同三十九年遂に現在の位置に新校舍を設け、村内の兒童等しくこゝに集りて教育せらるに至れり。從來本村の學校が久しく離合常なかりしは一に地勢の然らしめし所にして、兒童通學の便否を顧慮したるに依るものなり。

## 大井村

明治五年八月並河村字北條三番地に校舎を設け教授を開始す。教室僅に二棟、教員僅に三名なり、以て當時を想見するに足る。明治七年一月組合村を並河、土田、南金岐、北金岐、小金岐、宇津根の六箇村とし、戸數三百六十六之を桑田郡第十八番學區とす。五月成基校と命名して學校の基礎漸く定まる。八年六月校舎を並河村字北條五十二番地に移轉す、十一年五月裁縫教場を開きこれを柔和舎と稱す。明治二十二年町村制實施と共に大井村立とし成基尋常小學校と改稱す。

明治二十八年二箇年の補習科を置き、三十二年又裁縫科を附設す、越へて三十六年五月附設裁縫學校を設立せしが、四十一年義務教育年限六年に延長せられ、翌年修業年限二箇年高等科を併置せり、大井尋常高等小學校これなり。

## 千代川村

明治五年五月十四日小林、湯井、北ノ庄、拜田、千原、川關、今津、小川、高野林の九箇村聯合小川村に小川校を設立す。之を桑田郡第十一學區とす。同七年集成校と命名し同十三年七月校地を北ノ庄の東南端に定め校舎を新築してこれに移る。

明治二十年小學校令に依り集成尋常小學校と稱し、二十二年町村制實施に伴ひ千代川村立と成す、同三十年補習科を設置せしが三十四年之を廢し三十六年四月高等科を併置し集成尋常高等小學校と

稱す。九月附設千代川裁縫學校を設置し同四十一年小學校令の改正に依り義務教育年限延長せられ従つて校名亦舊に復す。明治四十二年修業二箇年高等科を併置し再び集成尋常高等小學校と稱して今日に至る。

## 馬路村

本村小學校は明治五年四月二十五日の創立なり。舊地頭杉浦氏の陣屋を明治元年人見中川兩姓の者に賜りしを充用して校舎となす。當時馬路村、河原尻村兩村聯合の學區なりしが、明治七年千歲これに加入せり。明治十八年旭村同寅校の高等科を合併し、同二十年従前の小學校を廢し致遠尋常小學校とす、蓋し小學校令發布の結果なり。二十一年オルガンを購入し唱歌、裁縫の二科目を加設するの件を關申し認可を得たり。オルガン使用の唱歌教授及び裁縫科の加設は本郡に於て其の嚆矢なりきといふ。

明治二十五年馬路、河原林、千歲、保津の四箇村を組合とし二校を置く致遠校學區元の如し。三十年馬路、旭二箇村組合高等小學校を致遠校内に開設す。此の際千歲河原林兩村は分離して各尋常小學校を設置せり。斯くて同三十六年四月一日高等科を併置し致遠尋常高等小學校と稱せしが四十一年義務教育年限延長せられ、尋常小學校となり翌四十二年四月新制により二箇年程度高等科を併置し致遠尋常高等小學校と稱す。



## 旭 村

美濃田、杉、山階、印地、小口、出雲、中村、江島里の八箇村を聯合して、第十四學區として明治五年九月三十日本村小學校を開く。明治九年九月第四區旭校と稱し千歳村と組合を分離す。同十二年三月同寅小學校と稱し二十年七月同寅尋常小學校と云ふ。同三十六年四月高等小學校二箇年を併置し、同年八月裁縫學校を附設す。

明治三十九年四月従前の校舎即ち字栗坪第四十番地より字年角第二十四、二十五、二十六番地の現地に改築移轉す。工費一萬三百六十六圓、本村出身者にして大阪の豪商たる岩井勝次郎の寄附する所なり。同四十年四月高等科三四學年に延長し本村の教育機關大に整備す。

## 千歳村

本村の教育は學制頒布以來學區の制に倣ひ國分村以北は馬路村致遠校に、以南は保津村彰常校に於て教育せしが明治三十年四月九日現在の地に一大校舎を新築し全村の兒童を收容す。翌三十一年四月一日裁縫科を設置し三十四年二箇年程度高等科を併置し千歳尋常高等小學校と稱す。超て三十六年五月千歳村立裁縫學校を附設す。四十一年四月義務教育年限延長の爲從來の高等科一二學年は尋常五六學年に更まりしを以て自然高等小學校は廢せられ、尋常小學校六學級に編制す。翌四十二年三月豫て高等科の組合校たりし龜岡高等小學校の組合解散せられ、こゝに於て再び本校に二箇年程度の

高等科を併置し以て現今に至る。

## 河原尻村

本村は字河原尻及び字勝林島の二部落より成り、町村制施行以前の因習に従ひ學制頒布以來より前者は馬路村小學校に後者は保津村小學校に於て各學校組合を組織せしが遂に明治三十年七月四日字河原尻に獨立して一校を創立し、村の名を冠して河原林尋常小學校と稱す。同三十三年講堂を新築し輪奐大に更る。明治三十五年度四學級に編制し三十七年五月一部の學年に二部教授を開始す。超て三十八年高等科を併置し五學級に編制す。同四十年二部教授を廢止し翌年又高等科の併置を廢す。爾來義務教育年限の延長に伴ひ兒童數漸次増加し明治四十三年度に於ては其の學級數は六學級となり、更に新制によれる高等科は一時龜岡町に委託せしが大正二年四月本校内に二箇年程度高等小學校を併置し學級數は實に創立當時の倍加を見るに至れり。

## 保津村

本村の小學教育は明治五年七月二十二日を以て始まる。始め毘沙門、國分、勝林島を併せ四箇村の組合學區なりしが、明治二十八年三月本村獨立の學校を組織するに至れり。創立の當時第十三學區に屬せしが、明治十五年第二十一番學區と改稱し翌年四月字大年に改築してこれに移る。而して明治十七年又々第八番學區に變更せらる。

明治二十年彰常小學校を更めて彰常尋常小學校と稱し三十七年二箇年の高等科を併置して彰常尋常高等小學校と改む。爾來再び高等科を廢し四十三年三月新制により再び二箇年程度高等科を併置して今日に及ぶ。現在の校舎は明治四十五年の新築にして今の保津尋常高等小學校之れなり。

第二 其の他の學校教育

龜岡中學校

明治十七年二月本郡唯一の青年教育所たりし盈科義塾廢せられ、更に京都府立龜岡中學を龜岡町字横町に創立す。當時山城の三山木、丹後の宮津等所謂京都府郡部に於ける三中學と稱して一時本郡に男子中等教育の便を得るに至りしかども、明治十九年七月中學令の發布と共に廢せられたり。中根激、中原雅郎等相次で校長となり、垂水新太郎其の幹事として經營に努む。嘗て盈科義塾教官たりし園田恒四郎も其の教諭たりき。

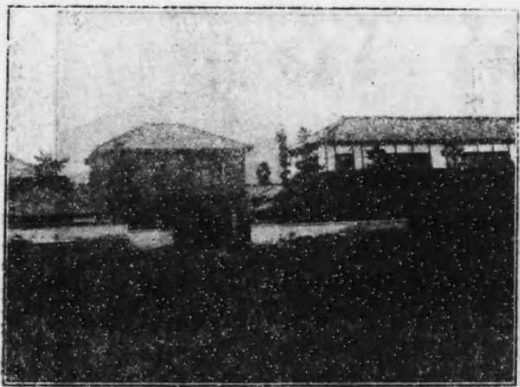
龜岡高等小學校

明治二十年八月二十日府立龜岡中學校廢校の後を受けて小學校令に則り本校を創設す、時の郡長石田眞平之が管理者となり、柴田忠克其の初代の校長たり。明治二十九年三月篠村、馬路、本梅、旭畑野の五箇村或は獨立し或は別に學校組合を組織し、或は兒童を委託して分離せしを以て、以來龜岡町外十二箇村の組合とし龜岡高等小學校と稱す。明治三十六年淑慎女學校を附設し一時兒童數六

百を超へしが、明治四十年三月小學校令の改正に伴ひ、義務教育年限延長の準備として組合の小學校競つて一二學年の高等科を併置し、龜岡町外近村二三を除く外は高等科三學年以上の兒童のみを送りしを以て兒童數頓に減少し三百餘名となる。明治四十一年度義務教育六箇年に延長せられ、次て四十二年三月郡内の小學校殆ど新制二箇年程度の高等科を併置し、遂に同年三月二十五日を以て是に二十有餘年の歴史を有せる龜岡高等小學校は廢せらるゝに至りぬ。其の敷地并に校舎の大部分は龜岡町に買收せられ、現に龜岡小學校第二教場は其の敷地を擴張して其の校舎を改造し更に新築を施したるものなり。

高等女學校

明治三十七年三月廿六日文部省の認可を受け南桑田郡立高等女學校と稱し、舊龜岡高等小學校の一部を借用し同五月一日を以て授業を開始す。府下郡立女學校の嚆矢なり。職



第四十圖 京都府立龜岡高等女學校

員十一名生徒總員百十三名、四學級組織にして時の郡長皆川惇校長事務取扱たりき。同三十八年三

月始めて二十二名の卒業生を出し、補習科を設置す。校舎は五箇年の繼續事業として三十九年敷地々均をなし、四十年特別教室先づ成り、四十一年寄宿舎、四十二年普通教室、四十三年本館成り、

茲に十一月を以て落成式を擧ぐ。爾來倉庫の新築、生徒昇降口の擴築、寄宿舎敷地の擴築、家事實習室の新築其の他各種設備の改善を重ね、大正十一年十一月郡制の廢止と共に京都府に移管せられ府立龜岡高等女學校と稱す。

府立龜岡農學校

曩に郡立女學校の創設せらるゝや、之に伴へる男子中等教育機關の缺如せるは甚だ遺憾とする所なりしを以て、明治四十三年郡長皆川惇教育調査會を設けて専ら本郡に於ける男子教育機關の創設を慫慂せしが機運未だ到らず、爾來歴代の郡長之れが調査研究に従事し松永郡長に及び時恰も歐洲大亂終熄の後職業教育勃興の時運に會し遂に本校の設立を見るに至れり。即ち校地を龜岡町字餘



第五十圖 京都府立龜岡農學校

部にさし大正八年十一月一日其の認可を得同九年四月一日を以て開校す。

本校の目的は實業學校規定乙種程度により農業に關する知識と技能を授け躬ら其の業を操り得べきものを養成せんとするに在りて、本科二箇年補習科一箇年別科二箇年とし、地方の狀況を斟酌して其の教科を鹽梅せり、設立の始め特に維持資金七萬圓を募集して其の基礎を固くし、又一萬餘坪の實習地を有して教室其の他の完備せる他に多く其の比を見ざる言ふ。大正十一年十一月郡制の廢止と共に京都府に移管せられ府立龜岡農學校となる。

實業補習學校

本郡に於ける實業補習學校の濫觴は明治中世に發達せる青年夜學會、及び附設裁縫學校にして、明治三十七年十二月一日、日露戰役記念事業として龜岡町に小學校附設龜岡實業補習學校を設立せしを初めとし漸次曾我部、種田野、河原林、吉川等に設けられ、其の他は青年夜學校を興して補習教育を行へり。大正二年龜岡町の補習學校を町立とし、大正三年度より府費の補助を受けた。爾來補習教育事業は當局に於て非常之を重要視するの傾向を呈し之に携はれる教員亦熱心に事に當り。大正八年八月府訓令を以て實業補習教育施設要項公布せられ今や郡内各村其の設けあらざるなく、女子は凡て晝學とし男子は或は朝學に或は夜學に其の發達目覺しきものあり。

(本章南農教育及學制頒布五十年に依る)

## 第四節 教化團體

## 持養舍

龜岡町字紺屋に開かれたる心學の道場にして、石田梅巖の正統を繼ぎたる手島堵庵が師の道を祖述せし以來のものなりしが如し。心學の道場は京都、江戸、關西、中國の要部に於て百六十個所に及び、當時我が平民教育界に貢獻する所尠からず。而して持養舍は其の一にして龜山藩の施設に係る。明和の頃より明治維新に至るまで地方の社會教化に盡したるもの、如し。其の遺跡は明瞭ならざれども、字紺屋より本町に至る道路の西南端の邊なりと察せらる。

石田梅巖通稱勘平貞享二年乙己九月を以て丹波國桑田郡東懸村に生る。嚴格なる家庭に人となり、二十三歳にして京都の商家に奉公し常に神道を欽慕して其の濫輿を窮め、三十五六歳の頃了雲老師に就いて悟道徹底し、四十二三歳の時に及んで奉公を止め専ら神儒佛の三教を窮め、四十五歳初めて講席を開く、是れ我國心學の始祖にして、自宅の門前に貼出されたる揭示に曰く

何月何日開講

席料入不申候

無縁にても御望の方々は無遠慮御通り御聞可被成候

と惜い哉時運未だ熟せず、聽衆毎に尠少なりしも諄々教へて倦まず京都大阪より河内和泉に及び特に傳統の正確にして兒孫の繁榮するものあり。延享元年甲子九月を以て天壽を終る。著書二部

都鄙問答(元文己未七月上梓 齊家論(延享甲子五月上梓)あり。大正六年十一月十七日正五位を追贈せらる。

手島堵庵通稱源右衛門京都の人なり。梅巖の門に學び自費を投じて四方に遊説講演其の普及に努む。人足下男の輩に至るまで翕然之に應じ、門下多數の學者を出し以て祖道を紹述し、遂に心學道話を大成せり。天明六年二月六十九歳を以て歿す。(以上心學起源抄錄)

## 生徳社

- 明治十八年五月舊龜山藩主并に藩士及び郡民有志者百餘名を以て創立を發起す。特別社員北垣國道以下三十五名、正社員一千五百名に達し、地を龜岡町形原神社の東隣にトし社屋を假修館と號す。皇典研究、文學、武術、諸禮式、産業等は事業の主なるものにして、社員は左記要項を遵奉せり。
- 一、金匱無缺の皇室を仰ぎ朝旨を遵守すべき事
  - 二、古典を講明して國體を辨明すべき事
  - 三、古今の成績を推考して國家の實益を謀るべき事
  - 四、社中知識を交換して漸次開明の域に進むべき事
  - 五、社中勤儉以て家産を勵み餘暇を利用して文武を講究すべき事
  - 六、神明を敬するは報本反始の意なり私慾に惑溺して邪神を妄信すべからざる事

斯くて社則細則を設け大に社旨の普及に努め、明治二十三年四月二十一日山科村勸修寺御庭前に於て山階宮殿下村雲尼公殿下に本社薙刀部の技を台覽に供し奉りしを初めとし、其の後小松宮、久邇宮、賀陽宮の各殿下台覽の光榮に浴し、殊に明治三十一年十月 今上天皇陛下未だ東宮にましませし時、京都大佛殿御巡覽の節御召によりて天道流教師美田村顯教以下社員の薙刀術を台覽に供し奉りしは本社之最名譽とする所なり。

明治三十七八年戦役の起るや、在郷軍人の武術練習を奨励し益所期の目的を達することに力を盡したりしが、明治四十一年七月假修館を南桑田郡武徳會に合併せり。

### 教育會

不文則的會合時代 明治七年五月邁訓小學校に釋奠式を舉げ、生徒成績品並に教育の參考たるべき書畫器具類を展覽し、龜岡町は郷社神祭の山鉾を裝飾して其の盛興を添へたり。これ當時最も率先せる所に屬す。明治八年郡内各校職員は邁訓小學校に集りて京都府屬片山勤より小學校教授法を傳習す。是蓋し本郡教授法講習の始なり。明治十三年三月龜岡成章小學校に於て各校職員は初て鉛筆書と簿記學を傳授せり。これ安詳校井内義一が豫め本府師範學校に習ひ歸りて傳授せしところにして、明治十七年六月には郡内各校職員の爲め遊佐盈作を聘して體操科を傳授せり。本郡體操科の初なり。

郡教育會時代 明治二十一年南桑田郡教育會を組織し、會長に石田眞平副會長に柴田忠克幹事に井内義一、小林公松當選せり、規則第一條に「本會ハ教育上ノ智識ヲ交換シ、以テ本郡普通教育ノ普及改良及ビ其上進ヲ圖ルヲ以テ目的トス」と其の活動の目標を定め以下會員の資格事業部會總會等の分類より其の會計法に及び二十五條を制定す。以來屢講習會を開き殊に明治二十六年四月圖書購入規約を設け圖書を購入し會員篤志者に閲覽せしめたる如きは所謂本郡圖書館の濫觴として推すべし。

京都府教育會南桑田郡部會時代 明治二十七年九月二十二日會員百十一名總代柴田忠克の名を以て京都府教育會規則第二十六條に基き部會設置を申請し月の二十六日認可に接し皆川惇其の部會長となる。爾來本會の事業は殆ど毎年夏季に於て學術の講習會を開きしこと及び明治三十二年三月井口徳太郎、岡本清川、村上捨次郎、加舎稔、山本安恭、井内義一等發起人となり基礎金募集をなしたること、明治三十六年通俗講談會の爲め郡費壹百圓の補助を得て篠村、馬路、曾我部、本梅の四個所に開催したること同四十一年六月十三日淇園會を興し皆川淇園を追薦し鴻儒皆川淇園を編したる等は其の主なるものなりしが、明治四十四年四月郡長大森吉五郎部會長となり、時世に鑑み本會の事業を擴張し、學術講演會、通俗講話會、巡回講演會、山陰觀光旅行團組織、實業講演會、青年講習所設置等大に青年教育、社會教育の振興、及び地方自治の改良發展を企劃し、規則を改正して研

究部、講習部、社會教育部、編纂部の四部を設け、四十五年七月七日には實に南桑田郡第一回青年大會を龜岡第一小學校に開き出席者二千名に及び。同日を以て旌表式を擧げ各小學校の聯合展覽會を龜岡第二小學校に開き生徒成績品、職員製作品、先哲遺物、古文書、民政資料並に郡物産品、青年會製品等を展列せり、これ本郡未曾有の盛舉にして爾來本會の活動に紀元を劃し、大正二年七月郡長田中無事生部會長たるや益其の事業の充實を圖り、大正三年十二月研究部に於て大正農村青年讀本甲乙の正續各編合計四冊を編輯し、大正四年八月編纂部に於て雜誌南桑第一號を出し同年十一月七日 今上天皇京都へ特別鹵簿の行幸あり、部會長並に幹事は部會を代表して、京都御苑に奉迎し、同日 天皇即位禮を京都皇宮に擧げさせ給ふに依り大典記念南桑教育を編して之を會員に頒つ。爾來歐洲大亂の後思想上其の他の影響を受けて本郡教育部會の活動をして益其の緊要を思はしむる時松永會長和田會長を経て以て今日に至る迄。其の間大正十年八月南桑田郡婦人會組織せられ、大正十一年十月三十日學制頒布五十年記念に際しては祝典を擧げ、教育功勞者垂水新太郎、井内義一、山本安恭、淺井榮次郎、柴田忠克の五氏を表彰し、會員に「教育第一」の記念徽章を頒ち益教化事業の發展に資する所あり。

(大典記念南桑教育に依る)

#### 青年團其の他の團體

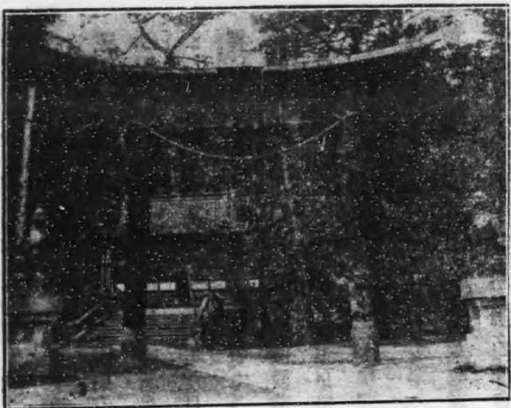
舊藩時代より若衆若くは若連中と稱し習慣により各町村に青年の團體ありしが、明治の初め時世の進運に伴ひ會名を付せしものにて、殊に日清戰役に刺戟せられて起りたるもの甚だ多く。事業として夜學會を開き或は火防水防乃至神事の事に當り稍組織的の會合を成すに至れり。明治三十七八年戰役に際しては夜業に勵みて恤兵の資を供し、出征者家遺族の援助保護慰問に任じ大に見るべきものありき。從つて青年會の基礎漸次強固となり、明治四十一年以後は多くは其の地の小學校を中心として活動し來りしが大正四年九月内務文部兩大臣の訓令に基き、青年團と稱し自發的團體とし修養に重きを置き爾來其發達目覺しきものあり。

是に於て明治四十五年郡青年團設立の必要を感じ其の年七月七日第一回南桑田郡青年大會を龜岡小學校に開き郡内二千有餘の青年を一堂に會して講演并に運動競技をなし會則を定め役員を選び獨立の一團體として活動するに至れり。爾來毎年講演會、運動會、幹部講習會等を開催し、大正十二年に於ては各町村青年團檢閲をさへ行ふの盛況に向へり。

其の他郡内の教化團體として在郷軍人會、佛教團、及び各村に或は一部落に設置せらるゝ處女會、婦人會、老人會、少年團乃至報德會等の設置漸次多きを加へ今や各其の本義に向ひて活動を促進しつつあり。

第四章 神 社

第一節 龜 岡 町



第六十圖 嶽山神社

嶽山神社 大己貴尊を祀る、本社は初め醫王谷に在りしが今字上矢田面降山に鎮座し、山陰街道を北に距つること約十町、景勝の地を占む。社傳に據れば、和銅二年の創建にかゝり、延喜式内の官社として撰録せられたり。後慶長に至りて、領主岡部長盛社殿を造營し、社田を寄進し、寛永年中領主菅沼氏亦社領を寄せたり。今本社には其沿革を物語るべき古文書記録等所藏せらるゝもの尠からざるを以て、今これによりて其變遷を辿るべし。現在の社殿は權現造にして文化十一年の造營に係るもの、如きも、今本社に現存せる棟札には寛正年間以後のもの存し、皆其時代のものに屬す、左に其二三を掲ぐべし。

奉爲御寶殿之柱並大床造營事

寛正三年壬午八月十日

大工 藤原重宗 謹白

正一位嶽山大明神御遷宮如先儀

慶長六年辛丑五月十一日

別當 沙門金剛佛子新坊乘祐

第十七圖 慶長六年棟札

嶽山神社藏



(表) 寛永十六年己卯九月二十八日

奉再興嶽山大明神御寶殿並切石等成就所

城主菅沼織部正定芳

別當 天台沙門新坊乘欽

(裏)

奉爲御寶殿之柱並大床造營事

奉 行 森 五郎兵衛

牧野 藤左衛門

龜山總代

矢 田 意 運

近 藤 勘 之 丞

大工丹波桑田郡龜山

藤原朝臣家次

本社造營の一端を窺ふに足るべく、應仁亂後一度社運衰退せしを慶長寛永の頃に至りて再興せられ面目を一新したるなるべし。

天正十九年五月十一日豊臣秀秋其臣渡邊勘右衛門に命じて、本社に禁制を出し、戰亂の巷より之を保護し、同年五月十六日寄進狀を出して社領を寄す。

爲嶽山大明神御供料燈明御祈禱料宮分内三石五斗四升七合寄進之上彌於御神前懇祈専用也

天正十九年五月十六日

渡邊勘右衛門尉

龜山別當新坊參

文祿四年十月豊臣秀以又重ねて禁制を出し、社領三石五斗五升を寄進せり。慶長六年龜山城代北條左衛門社頭の荒廢を憂へて、違亂の者を嚴禁し、慶長十四年三月三日城主岡部長盛再び禁制を出せり、其文に

禁 制

一 嶽山社塔山林之竹木伐採事

一 牛馬於山林飼事

一 社内壘石取事付社頭花紅葉折取事

右所定如件

慶長十五年庚戌三月三日

岡部内膳正長盛

とあるより見れば、此時既に櫻花、紅葉等境内に多く、賽者の花を賞するもの多かりしを知るべし。寛永十一年菅沼織部正定芳は龜山城主となりしが、其翌十二年正月境内神社八幡宮に神領を寄せて、源家並に自家の繁榮を祈り、寛永二十年菅沼正昭其封を繼ぐや、八幡宮領として、十七石餘を寄進し、松平氏城主たりし後殊に崇敬の意を致せり。



江戸時代を通じて天台宗大智院別當寺として本社を管理し、祈雨祭、厄除祭等屢々行はれたり。矢田社祠記には寛文十一年大智院鐘樓の棟札の文を掲げたれば、之を録すべし。

表 寛文十一年庚戌八月十五日

奉新建鐘撞堂龜山城忠晴公家臣當町氏子中敬白

裏 兩社別當天岡面降寺大智院法印圓實

奉建立鐘撞堂事龜山城主從五位下源姓松平伊賀守忠晴公

町奉行 大田原五郎右衛門包美

龜山總代 吉岡茂左衛門義信

深海九兵衛正次

杉原市右衛門

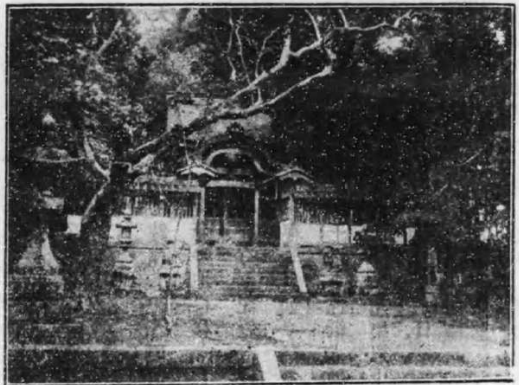
大工

西町 長左衛門爲次

清兵衛爲次

境内は社殿の壯嚴と相俟ちて、風致に富み鹽魚庭落葉には矢田二十景を掲げ、又矢田八景と稱するあり、古來文人墨客の杖を曳くもの跡からざりしを知るべし。

明治六年郷社に加列し、例祭は十月之を行ひ、其渡御式の盛大なる郡中其比を見ざるところなり。



第八十圖 走田神社

**走田神社** 字餘部に鎮座し、彦波瀲武鸕鷀草葺不合命、彦火出見命、豊玉姫命の三神を祀る。延喜式既に本社名を載録すれども、史料等徴すべきものなく、其沿革を明かにすることを得ざるは遺憾とする所なり。明治六年郷社に列す。境内は鬱蒼たる老樹繁茂し、不鳴川一名音無川の岸に沿ひ、社畔冷泉の湧出するを垂乳の池と云ふ。例祭は毎年十月二十四日に行はる。祠官若林氏はもと近江蒲生郡若林城主なりしと云ひ、戦國末期江州の混亂に際して、此地に移居し、走田神社祠官として永く相傳して今に至れるもの、如し。若林弘太郎氏所藏系圖)

三宅神社

字猪阪に鎮座し、倉稻魂命を祀る。延喜式本社名を撰録するも、其創建等今詳かならず、

又社頭荒廢せるは惜しむべし。社傳には天正年中兵火に遭ひ、天明年中再び燒失したりと云ふ。三宅は屯倉の義にして、若し日本書記記載の安閑天皇二年五月置かれたる丹波國蘇斯岐屯倉が此地なりとせば或は國府の所在地を推定する史料を供するものなれども、今粹かに斷じ難し。

**伊達神社** 字津根に鎮座し、五十猛命を祀る。延喜式伊達神社は本社<sup>の</sup>往古を物語るものなるべし。

**天満宮** 字上矢田に鎮座し、菅原道真を祀る。社傳に據ればはじめ、山城國久世村にありしを、南北朝兵亂を惶れ、現今の地に移したりと云ふ。其後小早川秀秋、菅沼定芳等の崇敬特に厚かりし如く、社藏天満宮正徽は近時の記録なれども社傳の一端を窺ふに足るべし。もと本社別當寺藏林院には多くの貴重なる史料存せし如くなるも近時散逸したるは惜しむべく、今後奈良天皇、後陽成天皇の宸筆神號及び家仁親王以下色紙六通一軸等を存し、尙左の一通の古文書を藏せり。

貴坊寺屋敷竹木伐採又充稟以下違亂有間敷候此旨堅被申付候條若於相背輩者可爲曲事恐々頓首

天正十八年五月 日

石田九良右衛門信慶 (花押)

山田次兵衛忠頼 (花押)

八田藏林坊御同宿中

これによりても、戰國時代城主小早川氏の庇護の厚かりしを知るべし。

## 第二節 篠 村

**篠村八幡宮**

字篠にあり。其創建は詳ならず、本社所藏の緣起に「抑當社新八幡宮者人皇七十一代帝



圖九十第 足利氏尊氏狀 (宇治郡關所寺藏)

後三條院御宇延久三<sup>辛亥</sup>年帝都御守護のため勅宣を下給ふ、奉行を卜部兼延に命せられ河内畷田の神靈を此地に遷して勸請し奉る御鎮座なり。往昔度々爭亂の有て、依て當國之衛者弓箭を以て帝都御守護し奉る事有、翌年五月十三日源賴義公當社に御參籠ありて靈夢を蒙らせ兇徒を鎮め萬民を撫育し給ふ、其靈感に依て篠村之庄寄附せらる事有」云々とあれども他に信據すべきものなし。然れども篠村は吾妻鏡文治二年三月二十八日の條に

紀伊權守有經、爲御使、被宛申丹波國篠村莊、於松尾延朗上人、本是三位中將重衡卿所領也、後爲義經之勸賞地也、而豫州奉寄附上人、々々雖辭、依不等閑領納之後、爲令富慰民戸、止乃貢、勸百姓、(中略)

豫州逐電以後可返上由被申之處、本自豫州者傳領之主也、爲本主有寄奉志由被仰遣畢云々此上人者、多田新發滿仲八代苗裔、對馬太郎義信對馬守云々義親男也

とあれば、此地がもと源義經の所領にして、後同じく源氏の累族たる僧延期の知行せしことを明かにして、源氏に縁故深ければ八幡宮の鎮座も故なきにあらず。恐らく鎌倉初期の創建ならむ。

本社所藏の足利尊氏願文は既に人のよく知れる所にて、史徵墨寶亦之を掲げて其考證を載す。其願文左の如し。

敬白 立願事

右八幡大菩薩者、王城之鎮護、我家之廟神也、而高氏爲神之苗裔、爲氏之家督、於弓馬之道、誰人不優異哉、依之代々滅朝敵、世々誅兇徒、于時元弘之明君、爲崇神、爲興法、爲利民、爲救世被成繪旨之間、隨勅命所舉義兵也、然間占丹州篠村宿、立白旗於楊木本、爰於彼木之本、有一之社、尋之村民、所謂大菩薩之社壇也、義兵成就之先兆、武將願速之靈瑞也、感淚暗催仰信有憑、此願忽成、我家再榮者、莊合嚴社壇、可寄進田地也仍立願如件

元弘三年二月二十九日

前治部大輔源朝臣高氏 敬白

此願文の事は梅松論及難太平記に詳にして、梅松論に「當將軍尊氏重て討手として御上洛、御上洛は同四月下旬なり云々四月二十七日將軍は御領所丹波國篠村に御陣を召る、抑々將軍は關東誅

伐の事累代御心の底にさしはさまる、上、細川阿波守和氏、上杉伊豆守重能、兼日潜に繪旨を賜て、公御上洛の時近江國鏡驛において披露申され、既に勅命を蒙らしめ給ふ上は、時節相應天命の授所なり、早々思召へきよし再三諫申されける間、當所篠村の八幡宮の御寶前において既に御旗を上らる、柳の大木の梢に御旗を立てられたりき、是は春の陽の精は東よりきさし始む、隨て柳は卯の木なり、東を司て王とす、武將も又卯の方より進發せしめ給ふて順に西にめぐりたる相生の夏の季に朝敵を亡し給ふべき謂なり」と記し、難太平記は「丹州篠村八幡宮の御前にて御旗揚給ひしに御願書を引田妙源建武元年難訴決斷書番文妙支に作り建武元年難訴決斷書番文妙支に作る書しとは見わたり、同時に兩御所の御上矢を一ツ宛神前に被進しに役人二人有けり、一人は一色右馬介、一人は今川中務大輔也」と記せり。太平記の願文は五月七日とあれども誤謬たること辯を待ず、而して紙背の華押は高氏の自筆なるべし。尊氏が後醍醐帝に歸順せんと決せしは三河の八橋にての事に屬し、難太平記に「三河國八幡に御着の時云々それよりしてひしと御むほんの事おほしめし定て爲上杉兵庫入道御使、先吉良上總禪門に被仰合して御返事に云、今までおそくこそ存すれ、尤可目出云々其後人々にも御談合有けり」と記せり。而して繪旨を受けて後在國の同族等に書を發し、又篠村に在て小東牘を作り使人の髻中に納め、天下諸族に應援を請ひしなり(史徵墨寶考證)

其後建武二年三月二十二日篠村八幡宮所藏足利尊氏寄進狀には

丹波國篠村庄新八幡宮別當職并免田參町事所補任也可被致祈禱精成之狀如件

建武二年三月二十二日

○足利尊氏  
花

押

理智圓御房

とあり。理智圓御房の何人なりや明かならざれども、此時篠村八幡宮が醍醐三寶院の所管となりしならむか。

更らに尊氏は建武二年九月二十四日に上總梅左右を丹波篠村八幡宮に寄進せり(三寶院文書)

寄進 篠村八幡宮

上總國梅左右栗飯源事  
五郎跡

右爲當寺領、守先例 可致沙汰者、奉寄之狀如件

建武二年九月二十四日

(足利尊氏)  
源 朝 臣 (花押)

其後同三年二月一日には丹波佐伯莊地頭職、觀應二年正月十六日には同國佐々岐莊等を寄附し、醍醐三寶院をして其別當職を掌らしめたり。三寶院所藏の尊氏自筆文書に

丹波國しの村の八幡宮別當しきの事もとのごとくわんれい候べく候あなかしこ

觀應二 十月廿六日

尊 氏 華 押

三寶院僧正御房

この文書の三寶院僧正は賢俊僧正なるべく、賢俊が尊氏の信任厚きところなりしは人の知る所なり。

今醍醐三寶院所藏にかゝり、應永六年三月二十二日の御教書に添へたる寺領目録には篠村八幡宮社領として左の如く記し、

一 篠村八幡宮別當職

社領丹波國篠村庄、地頭方佐々岐、河口、黒岡光久保葛野新郷、上總梅左右

正長二年七月二十九日の醍醐寺方管領諸門跡等目録亦これと同じく、文安六年四月十四日の三寶院門跡管領之寺家諸院家諸職並所領敷地山林田圃等目録には

丹波國篠村庄、同國佐伯地頭方、同國黒岡庄、同國佐々岐河口觀蓮  
名寺同國光久保以上篠村八幡宮領

と記して、前掲文書よりは社領減少せる如し。滿濟准后日記應永二十一年八月の記事に由れば此年八幡宮造營の事ありて、將軍は金三萬疋を寄進せる如し。

應永二十一年八月二十九日(滿濟准后日記)

篠村八幡宮爲造營三萬疋寄進之、地處龍神云々

同 年同月三十日

公方様御出云々仍參申了、御對面篠村造營事畏申

同年九月十二日

篠村八幡社頭修理番匠楡皮師且下行

又同書永享三年十月二十五日の條には

篠村八幡宮御殿御裝束以下用意寸法等爲存知、吉田神主兼富朝臣今日下向了、此子細申付久世入道了

とありて、幕府が吉田兼富をして丹波篠村へ特に赴かしめしなど其崇敬の厚かりしを知らるべし。其後龜岡藩主累代當社を祈願所として尊崇し、明治六年六月に至り村社に列せらる。

**桑田神社** 字山本に鎮座し、保津川の急流を下瞰し櫻樹多く、風光明媚なり。もと請田大明神と稱せしが、明治十年桑田神社と改稱し、大山咋神外二神を祀る。延喜式桑田神社は今何れの社なるや斷じ難し。世俗沓神と稱し、足痛を癒したまふと云ふ。江戸時代には篠村庄七郷村民の崇敬厚かりし如く、本社の特當寺を向陽山神宮寺と云ひ、寛文十三年八月、本村七郷の民、本社の梵鐘鑄造のこどありき。

**村山神社** 字森に鎮座し大山祇命を祀る。延喜式既に本社名を載録す。社傳によれば往古社頭廣かりしも、兵燹にかゝりて、焼失し、應永二十七年領主渡邊六郎頼方社殿を再興したることありと云ふ。社殿は宮山と稱する高地にありて、其西側は境外社有の遊園地にして森公園と稱し、藁橋たる老樹

の間に、四季の花樹多く栽われ、山色紫明、形勝の位置を占む。

**王子神社** 字王子に鎮座し、速玉之男神、伊弉諾尊。伊弉冉尊を祀る。

### 第三節 檜 田 村

**檜船神社** 字田能に鎮座し、大己貴命を祀る。社傳には和銅二年の初め、村内福井に在りしと云ふも詳ならず。今本社所藏に係る貞應元年の棟札は長さ二尺二分、幅下部にて八寸、上部にて七寸一分あり、本社沿革を明かにする最も貴重なる史料にして、文字磨滅して稍讀難き處あるも其全部を左に載録すべし。

(表) 當所鎮守大明神宮

貞應 丙午 同十二日

九月一日 丙午 棟上 同日 甲戌 宮

錢五十文了奉加進爲後

貞應元年 壬子 九月八日注之 僧定勢

(裏)

當所大明神御正躰貳躰 願主藤井國方縁共佐伯氏女

大明神御本地觀音

願主佐伯末清同守安縁共女末貞縁共女

女體御前本地大日如來

詞貞永藤井氏女  
願主佐伯末貞供御衆同守安同

黒迦羅御前本地阿彌陀佛貞文各丁縁共□

右奉爲懸意趣者信心施主各二求滿願成就圓滿子々孫々安穩泰平殊庄内安穩諸人快樂也

貞應二年歲次癸未三月三日 爲向後注之

即ち之に據れば貞應元年に至り、現今の地に遷座せりと云ふ社傳も明證し得べく、又貞應元年九月一日上棟のごとありしこと明かなり。其後寛正二年、大永三年、天文十年、元龜元年、慶長四年及び江戸時代に數度の修造ありしものゝ如し。

本社奉祀の神像二軀を拜するに、其内一體は殊に蟲害甚しく尊容を拜すること能はざれども、共に鎌倉時代以前の製作に係るものなること明かにして、又本社に沿革の古きを物語るものゝ如し。本社の宮寺は神宮寺と稱せしも、今穴太寺に合寺せらる。神宮寺安置と稱する佛像二軀今田能の小堂字に在り、就いて拜するに一つは木造大日如來座像にして、丈三尺二寸あり、一つは木造聖觀音立像にして、丈二尺九寸あり、共に破損修覆の跡多きも、其手法様式鎌倉時代を降らざる時代の製作なるべし。

太神宮 字中畑に鎮座し、豊受姫命を祀る。元祿十一年遷宮のごとあり、後寶曆四年社殿を再興せらる。

#### 第四節 東 別 院 村

鎌倉神社

字鎌倉に鎮座し、大己貴命、少彥名命、事代主命を祀る。其沿革を詳にせざるも、社傳

には永正十二年二月井上和泉守宮座を二十六人と定め、社殿を造營したりと云ふ。其後慶長十四年

二月龜山城主岡部長盛當社を以て祈願所となし、山林全部を免除地となせり。

素盞鳴神社 字南掛に鎮座し素盞鳴命を祀る。

春日神社 字東掛に鎮座し、天兒屋根命を祀る。社傳には天文十九年石田紀伊守長保神領を寄進した

ることありと云ふ。

天満宮 字柏原に鎮座し、菅原道真を祀る。二料大西春藏氏所藏の享保十九年の棟札によれば、本社

はもと金輪寺の管理したるところにして、享保十九年社殿の修理ありしことを知るべし。

徳神社 大字神原に鎮座し、大山祇神を祀る。

稻荷神社 大字倉谷に鎮座し、倉稻魂命外二神を祀る。

#### 第五節 西 別 院 村

多吉神社 字柚原に鎮座し、高皇産靈神、神皇産靈神の二神を祀る。

**太歳神社** 字牧に鎮座し、素盞鳴尊、大己貴命、奇稻田姫命を祀る。本村長澤重道氏所藏の太歳明神要書には左の棟札の文を載録すれども、今迭失して無きは惜しむべし。

當所三所御神殿棟上

永仁四年丙申三月初日

大工 清 宗

其他此記録によれば、天正十年領主長澤采女正により元和元年長澤政綱によりて再建せられたるを記し、又寛永七年三月三日には神前の梵鐘成り其銘文には本願中澤半左衛門尉政綱、新兵衛、彌兵衛助左衛門、三右衛門、二右衛門、六介、久太夫、五郎右衛門、中澤五郎兵衛、頼繩、大工攝津嶋下郡福井村藤朝臣惣助の名を列記せり。又寛永七年庚午七月十三日の奥書ある大般若經もありし如く、

本社の別當寺院を松岳寺と稱せり。

**大歳神社** 字寺田に鎮座し、大己貴命奇稻田姫命を祀る。

**大宮神社** 字萬願寺に鎮座し、天照大神、素盞鳴尊、大宮能賣神を祀る。

**松尾神社** 字大甘野に鎮座し、大山咋神、市杵島姫命を祀る。

**素盞鳴神社** 字大槻に鎮座し、素盞鳴尊を祀る。

**白髭神社** 字神地に鎮座し、猿田彦神、天兒屋根命、應神天皇を祀る。

**素盞鳴神社** 字笑路に鎮座し、素盞鳴尊を祀る。

### 第六節 曾我部村

**與能神社** 附神宮寺遺址 寺村に鎮座し、事代主命外三神を祀る。曾我部小學校より南數町曾我部村



第十二圖 與能神社

の平坦地を俯瞰し、形勝の地位を占む。其創建沿革を詳にせざるも、延喜式舊官社にして、日本三代實錄仁和二年十一月十四日の條には「丹波國正六位上爲與能神從五位下」ごありて此時神階昇叙のごとありしを知るべし。與能は與能の誤なるべし。本殿は三間社流造にして、近時の造營にかゝるもの、如し。

本殿の前右方に石燈籠一基あり刻銘に曰く。

第四章 神社

應永二十一年甲午七月二十五日

道 一八六 敬白

ごあり、所謂橘形佛燈にて笠蕨に缺損あるは惜むべきも、相好優美、彫造精巧なる古燈籠にして、よく室町前期の様式に合し、而も本郡に於ける唯一のものたれば、其保存に考慮すべきものと認む。今本社所藏に係る慶長八年九月十一日の棟札は(横二尺五寸、右端にて堅一尺六分)當時社殿造營に關することを明かにすることを得るを以て左にこれを録すべし。

〔表〕

先建立者文應元庚申年十月十日仁建立也、慶長元丙申年後七月十三日仁地シン仁遊里くつれ候ヲ六ヶ村爲氏子慶長八癸卯年八月二十四日御棟上仕建立候而九月十一日仁天臺山ヨリ法印御下候而

御遷宮仕候也

(種子三)古本願者心曉坊賢運(花押)

川上村

並河與兵衛

原田與兵衛

六島六大夫

並河重右衛門

法貴村

法貴三郎右衛門

齋田甚太夫

寺村

岩崎丹後

並河藤右衛門

岩崎助右衛門

並河喜介

中村

和田右衛門

福知新介

春日部村

川南市右衛門

定佛久右衛門

犬飼村

井口藤右衛門

福知孫介

松岡忠右衛門六助



第二十一圖 曾我部村與能神社藏石燈籠

願主ノ人者時神主心曉坊賢運寺村住人時ノ岩崎佐渡守子也、右建立者現世安穩氏子繁昌息災、延命諸願成就皆令満足如件

慶長八年癸卯九月十一日

賢 運 (花押)



(裏)

先神主並河藤兵衛子仁而候へ共落候て心曉坊之かうが御道具以下取候て屋敷等も被取置候處を寺村岩崎佐渡守取立神主をもち道具下を仕候て置申候田畠共心曉坊名付仕置申候鳥居の前みそより上山を開き、是も田より茶の木をうゑ置申候田畠共に九ヶ所程我等才覺候而付置申候惣道より上は皆々心曉坊の分也

山林皆々心曉坊有之社頭安全寺内富貴如件

慶長八年九月十一日

心曉坊賢連 (花押)

夜野宮大工者寺村大工□□

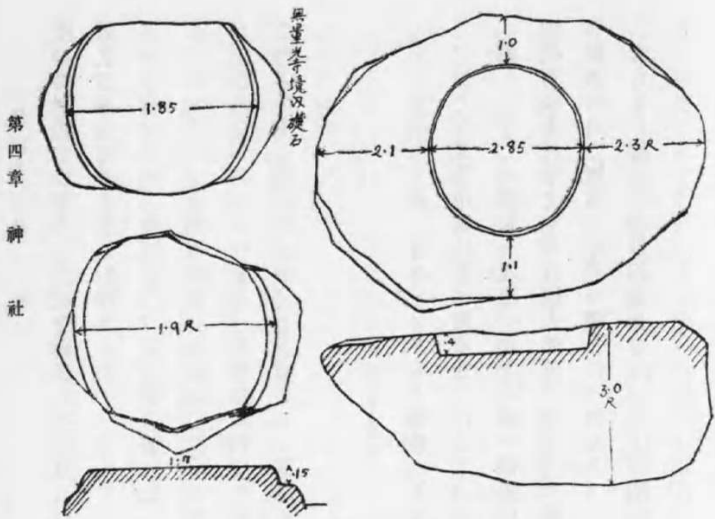
同馬場條村彌介仕手□

川口大工彦右衛門也

□□□月五日

攝州郡山□□

これに據つて見れば社殿はもと龜山天皇の文應元年に建立なりしを慶長元年京都大地震の震動の爲に破壊せられ、其の後漸く七年を経て慶長八年岩崎氏等の寄進によつて本郷の大工の手により再建せられたるもの、如く、而もこれより社運も漸く隆昌に赴きしもの、如し。然れども今の社殿は慶長の面影を存せざるは惜むべし。



圖二十二第 曾我部村神社礎石形状實測圖

第四章 神社

これより先足利初期の書寫に係る諸國神名書(京都六條八幡社所藏)には丹波九座の内夜野大明神とあり、其後江戸時代に至りては、藩主の崇敬亦厚かりし如く、明治六年郷社に列せられ、曾我部一村の氏神として歸敬する所たり。

而して上代に於ける本社の本社の昌運を物語るものは別當寺たる神宮寺の沿革なるも不幸古文書記録等湮滅して今それを知るに能はざるも、幸に寺址の礎石及び古瓦一面今保存せられ、ほゞ創建の時代を考察することを以て茲に併せて記述し置くべし。

傳ふる所に據れば與野神宮寺は嵯峨天皇の御代の創建に係り僧空海天皇の勅によつて神宮寺奥院露堂に於て護摩修行を行ひ、後嵯峨

院の時村山、興野等の八庄を神領に寄進せられしと云ひ、又口碑には口の院を二階堂と云ひ奥院を露堂と稱したりと云ふも詳ならず。

今本村を大字寺村と云ひ、或は堂の前と云ふは由緒なきにあらず、江戸時代に於ては社域に明星山三光寺ありて天台宗に屬し東叡山末たり、中興を僧心曉坊賢運とせるも、今廢滅しほほ同地域に淨土宗無量寺あり、今無量寺境内毘沙門堂の前にかゝれる鰐口は徑七寸九分厚さ二寸一分あり、二重圍の中央に稍精鍊を缺ける蓮瓣あり、周圍に左の如く名を鐫出せり。

けい長二年九月吉日口志

いはさきいさき

文字磨滅して甚だ讀みがたきも、慶長二年なること明かにて、本郡に於ける最も古き鰐口なる如く、而も三光寺中興の時に雕造せられしものなるべし。

而して今この無量寺北東、現今本社御旅所となれる裏側桑畑の東田畑中にて發見せられたる堂塔礎石は本村字犬飼井口徳太郎氏の庭園内に移置かれ、其中塔婆中心礎石と見るべきもの一個及其他四個あり無量寺庫裡の踏石に一個あり。

もとより礎石の位置移轉せられたれば、往時の規模を察すること能はざれども、個々の礎石は中央に造出しあり、ただ大礎石のみ特別の裝置を見られ、今所藏者井口氏庭園の手洗水鉢となり居れ

るを以て、多少の變形なきにあらざるも全體より見てこれを柱心礎として塔婆址の礎なること疑ふべからず。而して礎石の發見せられたる地域の東側は坊垣内と云ひ、北側を地藏垣内と云ひ、今興野神社のある處を宮垣内と稱し、礎石のありし所は俗に二階堂と稱する所にしてこれより奥院（露堂）と稱する所に通ずる如し。此の附近道路の改修等ありて地形の變遷せるを以て、今堂址土壇の跡等を發見し得ざれば配置を考察すること困難なれども、略この大塔を中心として北東に堂宇の存せしことを想像せらるべし。而して明治二十年頃此地域開墾の際礎石ありし附近より、圖版に挿入せる如き直徑六寸、厚さ一寸四分の優麗なる疏瓦を發見することを得、二階堂光尙氏の珍藏する所となりたるを以て、今これを一覽するに及び、神宮寺の建立の年代が奈良朝に屬すること疑を容れざるに至れり。

即ち本疏瓦は複瓣華文を有せるものにして、中房大にして十八個の蓮子を容れ、八葉の蓮瓣周圍に展開し、縁は斜面に波紋帶を置きて凸起せり、其の様式全く奈良朝に屬す。

本郡に於て古瓦の發見せられたるは、千歲村國分寺及出雲神社と篠村となり。而して千歲村は國分寺、丹波一宮の所在地として當時文化の中心たりしこと想像し得らるゝ所なるが、他面曾我部村が本郡に於ける往古文化の中心たりしこと、この堂々たる大伽藍の存在せると、穴太寺の創建せられたることによりても窺知することを得むか。

八幡宮 字中に鎮座し應神天皇を祀る、沿革詳かならざれども社傳には、永正三年、天正八年等に改築し、慶長三年以後數度の修造ありし如く、又辻左近基嘉、細川頼元に仕へ其子孫本村に住して、本社を崇敬し、社領の造營、神領を寄進したりと云ふ。

天満宮 字犬飼に鎮座し菅原道真を祀る。

小幡神社(字穴太) 社地は小幡川に沿ひ喬蒼たる老樹の間に鎮座し開化天皇外二神を祀る。寺傳に據れば崇神天皇の十年道主命將軍となりて、丹波に至るや、其皇祖父開化天皇を祀り、和銅元年大神伯麻呂國守となるに及び朝命を奉じて、社殿を造營し、延喜式また本社を載録せりと云ふ。其後の由緒記録古文書存せず舊觀を想像するを得ざるは最も遺憾とするところなり、寶曆十一年本社神主及走田神社神主等が書寫したる神主代々記録一冊は近時の筆録にかゝり遽かに信すべからざるも本社沿革を稍想察するに足るべき史料たるを以て、今これに因りて其概略を記述し置くべし。應仁の大亂以後神社寺院の所領の押領せられ、或は廢滅に歸せしもの多かりしが、本社亦守護の押領する所となりしか、永正六年四月將軍足利義尹(義植)御教書を下して守護の横暴を停止せる如く其文左の如し。

丹波國小幡神宮境地、穴太郷内東限長谷川、西限朝日山、依爲毎年十五度大神事等、重役官人在所自往古以來惣テ所不勤公儀課役也、更應仁亂後無道之輩度々成達亂削削、於境地不恐神慮令忘

却勅條事、大不可然、早任先例於當地雖爲向後、諸事可停止守護之綺者也

義尹 卸 判

永正六年四月三日

而して徳川氏に至り、慶長年代に於ける本社境内四至は

東は小幡河神を限り 南は小幡川を限り

西は愛宕山峰を限り

北は御船池を限り

神河

城山

瀧水

神明裏

の範圍を示せり。元和年間に至り、本社神寶、什物等を散失し、又神主は其邸宅を燒失したるも京都寺社奉行の裁許によりて再び、舊觀に復せる如し。而して社殿造營の棟札寫を見るに、左の如く文和六年より享保九年に至るまで十二通を存せし如く、殊に文和六年の棟札が果して書寫の當時に完存したりとせば、古き本社沿革を物語るものとして貴重なるものにして、往昔より信仰の厚かりしを明證するものなるべきなり。

正一位小幡大明神御修覆棟札之寫

文和六丙申年

奉造營御宮殿棟札屋船天神地祇守護之所

二月朔日

神主

伊 輪 丸

明應元年六月

棟札奉造立 大施主香嚴院大樹君

神主

五位源信將恭識

永正元年正月  
奉造營御本宮

大擅越管領大主細川政元  
神主

仁木九郎大夫壽祐謹封

慶長二丁酉年

奉修造御宮殿屋船水波女天祇地祇加護之攸神主四品加賀守  
十月十五日

擅越氏講

和泉伊佐伊賀渡

筑後大入衛門

西寺山野加

今關伊本勢

慶長十八癸丑十一月  
奉修覆御社頭

丹波國惣社神主

正一位小幡大明神

上田辨源光嘉

攝宮別社末社

氏講御寄進且越齋上齋藤喜和輔

氏講擅頭

海內泰平天長地久大祈攸

仁木上田齋藤野山萩野氏

惣氏子中

寛永五戊辰年十月  
奉修覆御屋根檜皮葺  
正一位小幡大明神  
太神宮  
末社  
御寄附主  
松田氏

上田神主九郎兵衛

御茅葺  
御板葺

奉加人

大工傳藏

惣産子中

屋根久次郎

慶安五千辰年五月  
奉修理御屋根天下泰平五穀豐饒村内安全如意所

神主

上田九郎兵衛

正一位小幡大明神

奉加人惣氏子并惣産子中

奉御修覆御屋根替天下泰平五穀成就祈修  
寛文五乙巳年九月

神主

上田九郎兵衛  
和泉守正長

御寄進

齋藤四氏講

上田三氏講

丸山氏講

萩野氏講

伊賀殿氏講

正一位小幡大明神  
奉造立御本宮天長地久屋船水波女八百萬神守護  
天和三癸亥年

四品神主加賀守嫡流和泉守正長

御寄進氏講 奉加入

祈願主松田藤十郎

當村五名跡中惣氏子中

寛永五年四月吉日

奉御表葺修理八百萬神守護棟札

正一位小幡大明神

神主 上田元右衛門

惣勸化産子中

享保二丁酉年八月吉日

奉修理御屋根替八百萬神守護御棟札

正一位小幡大明神

神主 上田元右衛門

勸化惣氏子中

享保九年九月吉日

奉修理御屋根八百萬神守護之所

正一位小幡大明神

神主 上田元右衛門

惣勸化産子中

明治六年村社に列し、一村の崇敬社たり。



第二十三圖 藤野野神社

### 第七節 吉川村

蛭子神社 字穴川に在り、篠山街道に沿ふ。延慶年間勸請するところにして、毎年十一月二十日例祭を行ふ。

### 第八節 藤田野村

藤田野神社 龜岡より篠山に通ずる街道に沿ひ、老樹鬱蒼たる所に鎮座し、保食命、大山祇命、野推命を祀る。延喜式既に本社名を載録するも、記録文書等湮滅して、其由緒を明徴すること能はざるは最も遺憾とする所なり。社傳に據れば、和銅元年大神朝臣伯麻呂始めて丹波國守となり、同二年本社を創建すと云ふ。又貞觀五年七月清涼殿より燈籠を賜はり、寛喜二年七月には藤原貞家勅使として参向し、後水尾天皇寛永二年には古式先例によりて勅祭を執行せられたり。明和七年以後龜山城主松平紀伊守勅使代理として毎年祭

典に列し以て恒例と爲し、歷代藩主の崇敬厚く、又南桑一郡の崇敬社なり。明治六年郷社に列す。例祭は毎年十月二十三日之を行ひ、七月十五日の燈籠會は佐伯の燈籠祭と稱し、賽者殊に多し。

**河阿神社** 字柿花に鎮座し、豊玉姫命、鶴鳴草葺不合尊を祀る。社傳には元中八年管領細川頼元厚く當社を崇敬し、地頭吉岡正春をして社頭を管せしめ、慶長元年守護代前田玄以社域九町歩を免除地とすと云ふ。

**若宮神社** 字佐伯に鎮座し、大鷦鷯尊を祀る。社傳には往古多氣神社と稱せしに、嘉慶元年再建せられ若宮神社と改稱せりと云ふ。

**御靈神社** 字佐伯に鎮座し、大日本根子彦國牽天皇、彦五十狹芹彦命を祀る。

### 第九節 本 梅 村

**廣隆神社** 字中野に鎮座し、素盞鳴尊を祀る。其沿革明かならざるも社傳には仁明天皇の承和年間の創立に係り、正嘉元年寛文九年寶永年間等の修造ありしと云ふ。明治六年六月村社に列す。

本殿は一間社の流造にして近代の造營にかゝるもの、如し、而して今社殿内に正嘉元年及び寛文九年の棟札を藏す。正嘉元年の棟札は竪六尺六寸四分、幅四寸四分文字判讀すれば左の如し。

正嘉元年丁巳吉法公國 郡國宗 綾部國行沙彌

大梵牛頭天王 棟上神主藤井延重 祈座 大工

綾部吉弘 安藤次郎

八月十九日 僧聖會泰利國 同斧行光阿佛

棟札の様式全く鎌倉時代に屬し、豊麗なる世尊寺流の書風見ゆ、此の棟札は正しく正嘉元年當時のものにして、棟札としては、本郡隨一の尊重すべきものたるは勿論にして、府下に其の類の尠きものなるが如し。

**屋簷内神社** 字東加舎に鎮座し、奇稻田姫命、大山咋命を祀る。社傳には、長徳元年の創建に係り、元祿九年再建せられたりと云ふ。

**出雲神社** 字井手に鎮座し、大巳貴命を祀る。天正年間社殿の改築ありしことを傳ふ。

### 第十節 畑 野 村

**西山神社** 字千ヶ畑に鎮座し、素盞鳴尊外二神を祀る。社傳には文明年間山内豊前守秀深の嫡男彦左衛門尉秀賢本村に來住して、殊に本社を崇敬したりと云ふ。寛永年間本村に法常寺の創建せらるゝや、開山佛頂國師屢々本殿に祈願するところありき。

### 第十一節 宮前村

**篠葉神社** 字猪倉にあり、彦火々出見尊外二神を祀る。社傳に因れば、延喜年間の勸請に係り、後承應年間再建せられたりと云ふも詳ならず。又近世に至り領主村上氏厚く當社を崇敬し社領を寄進したりと云ふ。明治六年村社に列す。

**宮川神社** 字宮川にあり、伊賀古夜姫命、譽田別命を祀る。もと神野神社と云ひ、延喜式内社なりしと傳ふ。社傳に因れば、天正五年明智光秀の兵燹に罹り、社地を現今の位置に移したりと云ふ。江戸時代に入り正保四年、享祿二年等に造營の事あり、明治六年村社に列す。

**佐々尾神社** 字神前にあり、天照大神外二神を祀る。其由緒沿革詳ならず、口碑には應仁亂に村内谷奥に遷座ありしと傳ふ。森與兵衛氏所藏の記録に因れば、正徳五年三月七日今の社地に遷座し、社殿の造營等ありしもの、如し。明治六年村社に列す。

### 第十二節 大井村

**大井神社** 字並河の鎮座にして、御井神、月讀命、市杵島姫命を祀る。本社は既に延喜式載録の舊社なるも、今史料存せず、其沿革を明かにすること能はざるは遺憾とすところなり。口碑に社に酒

美豆男神、酒美豆女神の二神山城松尾神社より鯉に乗りて大井川を浜らせ給ひて、此地に鎮座せり

と傳ふるは、山城松尾神社との關係を示せる興味深き傳説にして、山城松尾神社との關係は別項論述するところなればこゝには省略すべし。

社傳に本社は和銅三年の創建に係り、貞觀八年競馬を許され、天正四年社殿兵燹に罹り、同十二年豊臣秀吉社殿を再興し、造營の奉行片桐且元自ら正一位大井大明神の扁額を自署して奉納し、其後高槻城主遠山長貞鯉口を寄進せることありと。此等什寶の今現存せざるは惜しむべし。江戸時代には本村東光寺は別當として本社を管理せる如し。明治六年郷社に加列し、例祭は現時十月十六日行はる。

### 第十三節 千代川村

**岩城神社** 字北の庄に鎮座し、市杵島姫命を祀る。社傳には寶徳二年細川勝元本社を崇敬し、社頭を擴張し、神領を寄進したりと云ふ。



大井神社 圖四十二第

宮垣神社 字川關に鎮座し、伊弉冉尊を祀る。

天満宮 字小林に鎮座し、菅原道真を祀り、俗に休天神と云ふ。

八幡宮 字拜田に鎮座し、應神天皇を祀る。

松尾神社 字湯井に鎮座し、大山咋神外二神を祀る。

### 第十四節 馬 路 村

天満宮 字馬路に鎮座し、菅原道真を祀る。

小川月讀神社 字馬路に鎮座し、月讀尊を祀る。延喜式名神大に撰録せられ、貞觀元年五月二十七日從五位下より從五位上に進めらる。本郡屈指の大社なりしならむ、今史料湮滅して其沿革を明かにすること能はず。社傳によれば應仁の頃大堰川洪水の爲社地を流失し、一時廢絶したりと云ふ。大日本史神祇志に此社もと小川村にありしと書せるは恐らく、事實なるべく而して小川は山城松尾社の社領なりしなれば山城松尾月讀神社との關係ありしこと疑ふべからず。

### 第十五節 旭 村

松尾神社 字今時に鎮座し、大山咋神市杵島姫命を祀る。

梅田神社 字印地に鎮座し、天兒屋根命を祀る。今本社所藏に係る古棟札數通は、本社沿革を物語る

貴重なる史料なれば其内一つを左に録すべし。即ち其一つは長さ一尺八寸一分、下幅三寸五分、上幅三寸八分あり、其文に曰く、

梅田社御棟上建武五年寅正月晦日大工藤井重宗午剋沙彌兼蓮房助成比丘尼信阿彌一貫文比願主藤井成次敬

(裏 面)

梅田社御上葺棟上長祿三年卯正月廿六日始二月七日造營修大工藤右吉以上□□□願主權律師體敬白

とあり、これによれば、南北朝時代建武五年に社殿の造營あり、その後百二十年餘を経て後花園天皇長祿三年に再建せられたるもの、如く、江戸時代に至り、寛永十八年二月、元祿十五年、延寶八年、明和九年等に修造、屋根葺等ありしこと、各棟札の存するところによりて明かなり。今社殿は一間社流造の小社にて、室町時代造營にかゝるものを江戸時代に至り修復したるものならむ。

社傳には細川勝元厚く本社を崇敬し、寶徳二年神領を寄進せりと云ひ、又八木城主内藤氏の鬼門除として祀られしとも云ふ。

太神宮 字經塚に鎮座し、天照太神を祀る。

### 第十六節 河 原 林 村



日吉神社(河原尻) 本社は近江國日吉神社の分祀にして大山咋神を祀る。今其沿革を詳にすること能はざるも、龜岡町遠山末一郎氏所藏の記録文書等によりて、ほぼ慶長以後の由緒を明かにし得たるを以て左に之を録すべし。同氏所藏の記録はもとより後世の筆録にかゝるものなれども、棟札の記事の様式等信すべきものゝ如し。

本社はもと嘉吉三年 後花園天皇に再興せられたるものゝ如きも、文祿五年閏七月震災の爲に破壊せられ、後慶長二年豊臣秀吉が天下統一の時代に至りて再び造營せられたり。その造營の際に於ける棟札の文左の如し。

芙木對馬守行秀 八木治介

八木勝左衛門爲勝

八木久作重次 大工石見守藤原朝臣宗次

中津川左介秀次 中村新介貞清

湯淺藤助宗政

芙木平八長政

上算大工八木助右衛門朝臣政家

于時慶長二丁歲

大日本國六拾餘州丹波國桑田郡河原尻村日吉山王造立

八木助重爲政

中村勝介貞政

芙木掃部助

中津川勝太秀家

此時之神主藤兵衛尉吉京

九月二十七日

湯淺藤左衛門宗行

湯淺市重宗重

芙木喜右衛門秀勝

湯淺才次

右之十六人年行事

白 敬

然るに其後屢々修理を加へしも次第に頽破しければ、寛文七年代官鈴木伊兵衛の時に至りて、所謂六名字の侍、芙木慶知平、中津河一郎兵衛、八木左太夫、湯淺庄左衛門、中村喜左衛門、矢木某等の人々によりて、同年三月十七日造營せられ、其後變遷を経て今日に至れり。毎年四月十四日例

祭を行ふ。

若宮神社 字勝林島に鎮座し、神武天皇を祀る。往昔愛宕の若宮祭神火産靈神を祀りしを以て、若宮

大権現とも稱したり。

### 第十七節 千歳村

出雲神社 字出雲に鎮座し、大國主命、三穗津姫命を祀る。本社は其沿革古く、又史料の徴すべきもの多く存するのみならず、本社所藏の古文書亦其由緒を辿り得べき貴重なるもの尠からざるも、其詳細を本郡誌に記述すること能はざるは遺憾なりとす、今は其概要を左に記述すべし。

社傳によれば當社は元明天皇和銅二年の創立に係ると云ふも其徴證を得ず、今本社所藏の神社古繪圖には和銅二年四月十五日云々の記載あれども、此年月は後世の譌入なるべく、畫風其他より見て、鎌倉時代に作製せられたるものなるべし、

然れども中古に於ける神社の規模を知るに最も貴重なる古繪圖なるべし。嵯峨天皇弘仁九年名神に



出雲神社 第五十二圖

預り、延喜式名神大社に加列し。承和十二年從五位下に、貞觀十四年從四位上に、元慶四年正四位下に、延喜十年正四位上に神階を進められたるは三代實錄等に明かなる所なり。參議源經頼の日乗たる左經記萬壽二年七月一日の條には、

前文缺

炎旱日久、農業可損之由間事間、乃自明日、以九口僧、於出雲神社、可修不斷大般若讀經之由、遣仰留守所、又自國上洛下人令申云、昨日暮立快下、田畠豐潤者、彌可祈年穀之由、重又遣仰留守所之、

とあれば、後一條天皇の御代本社に炎旱を祈られしことあるを知るべし。壽永三年八月三十日後鳥羽院々宣によれば、玉井資重なるもの地頭と稱して社領を押領せしを停止せられたること見ゆ、此時出雲社は山城蓮花王院を本家として、其社領を知行し、蓮花王院より能盛法師なるものを社領庄園の預所として管せしめしなるべく、されば後鳥羽院の崇敬厚かりしこと知るを得べし。(吾妻鏡壽永三年九月廿日)、然るに本社所藏天福二年三月の北條泰時、時房連署の幕府御教書によれば、此時社領々家として西園寺家を雍して、知行したる如し。中古盛時に於ける神社所領の範圍は史料乏しく之を想察することを得ず。然れども預所、公文所、政所、田所等の庄官の任命ありしこと文書によりて明かなれば、社領も甚だしく廣大なりしなるべし。

曆應四年花園院院宣(本社所藏文書院宣寫)によれば丹波守護代荻野朝忠社領を押領せるを以て本社は

之を領家に訴へ、領家の申請により足利尊氏に命じて其濫妨を停められし如く、荻野忠朝は丹波に

ありて尊氏に抗せしものなり。而して鎌倉末期に至りては、

本社は丹波國一宮と稱せられしこと文書に散見する所にし、これより社運は益々興隆の機運に向ひ、殊に足利尊氏の崇敬と庇護によりて、社領は更らに寄進せられ、社殿完備するに至れり。(本社所藏文和三年閏十月二十一日足利尊氏御教書等)應仁文明の戦亂の時期に至りても、尙足利幕府其他豪族の崇敬變ることなく、巻頭圖版第二十に掲げたる聰明丸(細川政元)の立願文は本書にして、殊に史的興味を感ずる所、政元が攝津平定に最も苦慮せる時、本社に此願文を捧げ、攝津治定の上は神社を造營し、社參すべきを云へるなり。

戦國亂離の時に當りても細川氏は本社を保護し其社殿修造料として段錢課役を徴することを認め、(文明八年十二月幕府御教書) 永正五年丹波守護代内藤貞正が細川澄元に叛せし時左の願文に納め、社領安堵の事を誓へり。(本社所藏文書)

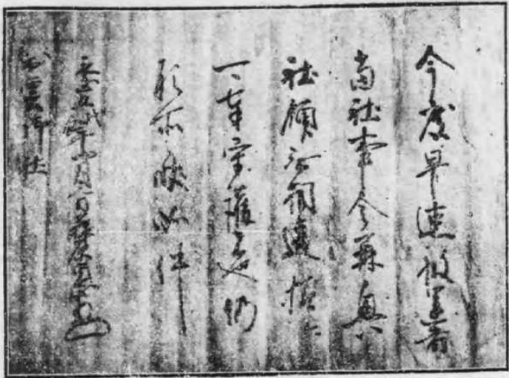


圖六十二第 神宮寺政所下文 (出雲神社藏)

今度早速被運者當社事令再興社領無相違様仁可奉守護者也仍願所之狀如件

永正五戊辰年四月三日

出 雲 神 社



（藏社神雲出） 文 願 正 貞 藤 内 圖六十二第

かく豪族諸將の本社に祈願するは、當時本社之神威高く、又實勢力の渺からざりしを想像し得べきを明かにするものと云ふべし。

尙足利時代に本社沿革につきては、宮司廣瀬待郎氏所藏に係る古文書等に徴すべきもの渺からざる如し。

江戸時代に於ける本社は著しき事蹟を見ず、其末期に至りては社運廢頽に傾きし如きも、明治四年に至り、社運再び興隆の時に向ひ、明治四年國幣中社に加列せられ、一般の崇敬ますく加はるに至れり。

本社本殿は三間社流造にして、屋根檜皮葺なり、貞和元年足利尊氏の建立するところにして、本郡に於ける隨一の優秀なる古建築にして、明治三十九年特別保護建造物に指定

せられ大正三年大修補を行ふ。今本社に貞和再建以後修補の際に於ける棟札の足利時代に屬するもの三枚（内二枚廣瀬待郎氏藏）現存す。

（一）、長五尺九寸三分（中央）幅下部にて三寸、上部にて三寸一分厚五分弱あり、其文左の如し、

一宮出雲社上御前御造營勸進之沙門永佐生國備前國之住源隆家 弘治參年丁巳三月二十六日大

工藤原宗次

（二）、廣瀬待郎氏所藏にかゝるものにして、長（中央）六尺二寸、幅下部にて三寸五分五厘、上部にて三寸六分五厘あり、其裏に「筆者巖邊寺家靜坊」とあり、表の文左の如し。

一宮奉御上葺御願主尾州中島郡清次住人藤原山田金介重次

御大工藤原宗次 御座疊大工備後守同小工三郎衛門 天正十二甲年十月廿日 敬  
小工平重宗同藤原宗次 御密多羅水願主名藏三河守

（三）、廣瀬待郎氏所藏にかゝるものにして、長（中央）六尺五寸五分、幅下部にて三寸五分、上部にて三寸四分あり、其文左の如し。

一宮奉御上棟 御願主源右守大夫殿 守護代内藤輝忠文貞  
御奉行僧都頼善 御大工藤原宗次小工平重宗

御代菅産田兵庫入道祥蓮 同林次貞左衛門入道妙傳  
文安貳年乙丑十一月二十六日  
引頭藤原國重沙汰人福西景二 田所光弘敬白

裏面に

御遷宮米十二月七日定 播磨國清水寺住侶金剛佛子頼善

筆者 金光寺住侶巖盛

右文中、願主右享大夫とせるは細川勝元なり。播磨清水寺は本社神宮寺の本山なりしなるべし。本社所藏の御鎮座御帳臺裏書の左の文と合せり。

敬白

御遷宮造立奉行金剛佛子頼善大願主右京大夫殿守護代内藤彈正忠郡代産田兵庫入道代管林次郎

左衛門入道妙傳

于時惣管福壽九十三歳

後福貴光貞三十八歳今西入道子筆主

奉行同宿播州清水寺東光坊清憲三十大工藤原宗重

今社殿は本殿の外に拜殿神饌所、奏樂舎、社務所等あり、境内攝社末社多し。

神社の背後一帯の山を千年山と稱し、大嘗會にも詠まれたるところ、遠く愛宕の高嶺に連接し、風景絶佳なるを以て、文人墨客の吟詠を遺すもの尠からず。而して千年山の連峯本社境内に隣接せるを御影山と稱す、古文書等に據れば往古社領の一部なりし如し。此附近の山より、十數個の古瓦を

發掘し、現存せり今一々について茲に考證すること能はざれども、平安朝より鎌倉時代に至る様式のもの多く、中には紋様特異のものあり、恐らく本社神宮寺址より發見せるものなるべし。本社神

宮寺がもと堂塔完備せしものなること想像するに難からず、本村極樂寺安置十一面觀音立像は神宮寺安置のもの傳へられ、其製作奈良朝より平安朝初期に亘るもの、如く考察せらる。

尙徒然草に兼好法師が本社獅子狛犬のことを記せる所に「丹波に出雲といふ所あり、大やしろをうつしてめてたく作れり、はたの何かしとかやする所なれば」云々と云ひ、本社が出雲大社を勸請せるものなるを記せり。思ふに山城北部殊に愛宕郡には出雲郷の地名ありて出雲氏多く占居せしこと、正倉院文書に明かなるのみならず、同地方に出雲神社と稱するもの二社あり、本社とそれらと關係は更らに考究を俟つべきものなるべし。

本社祭禮は毎年十月二十一日行はる、而して四月十八日に行はる、花祭は顯著なる盛儀にして、往古此祭儀の盛なりしを明かにすべき古文書等今廣瀨待郎氏所藏にかゝるものにあり、近時之が復興を見んとするは喜ぶべし。



圖八十二第 出雲神社出土古瓦 (出雲神社藏)

**八幡宮** 字毘沙門に鎮座し、應神天皇を祀る。社傳によれば、石清水八幡宮別當寺たる神應寺の別院を本村に營む時本社を造營したりと云ふ。

**愛宕神社** 字國分に在り、伊弉册尊、火産靈尊、大國主命を祀り、明治六年村社に列す。社域は牛松山の麓に在りて、保津川の清流を俯瞰し形勝の地を占む。今本社に沿革由緒等は記録湮滅して明かにすることを得ざるは遺憾とする所なるが、社傳に據れば山城葛野郡愛宕神社以前の鎮座にして元愛宕と稱し、繼體天皇の勸請にかゝると云ふ。

神殿は鬱蒼たる老樹の間に在りて南面し、檜皮葺の一間社流造にて、梁木九尺六寸、桁行十尺六寸あり、神殿を拜するに、天井扉、向拜等多く近時の修覆にかゝるもの、如きも、肘木、懸魚、斗等の一部に鎌倉時代の様式の存せるを見るべく、恐らく本郡に於ける最古の古建築物なるべし。本郡には古建造物の存するもの尠く、ただ國幣中社出雲神社が鎌倉末期の造營に屬し、而も壯嚴によく、完存せるのみ。されば本社の如き一層其の保存の法を講すべきを感ずるものなり。而して本殿最近の修補は大正五年に竣工せるものにして、其の時除きたる古材の一部は社庫に保存せらる。地方の崇敬殊に厚く、又社殿にある狛犬一對は正徳年間の修覆になれるもの、如し。

## 第十八節 保 津 村

**請田神社及八幡宮** 請田神社は古來松尾神社とも稱せられ字岩尾に鎮座し、保津川の急湍に臨み形勝の地を占め、明治六年村社に列し、大山咋神を祀る。而して又保津川の急湍を隔て、對岸篠村字山本にも桑田神社と稱するものありて大山咋神を祀る。而して延喜式丹波桑田郡松尾神社はその何れを指せるものなりやは、今日それを考定するの不可能なるは云ふを俟たず。

もとより本社の創立等中世以前のことは詳かならざれども、社傳に據れば、永祿年中兵火に罹り、以後保津村字宮の上に遷座せしも、寛永年中再び舊地に復座すと云ふ。現時遙拜地と稱するもの字宮の上にあり、これ永祿以後一時遷座の社跡なりと云ふ。後節に述べむとする八幡宮は即ちこの社跡内に鎮座す。本村には僧文覺の開基なりと傳ふる文覺寺あり、同寺所藏の古文書の中、正親町天皇の永祿六年六月十四日の繪旨及後陽成天皇天正十六年九月二十三日の繪旨に據れば、高雄神護寺が天文十七年七月の兵火に罹り、數ヶの寺院亦共に回祿に歸せしことを明かにせることにより考察すれば、この文覺寺も當時同じく兵燹に罹りしなるべく、その隣地に鎮座せる請田神社が永祿年間に焼失の爲め他に遷座したりと云ふ社傳は蓋し誤なかるべし。江戸時代に至りて歴代領主の崇敬するところとなり今請田神社所藏の左の寄進狀によれば領主管沼織部正定芳より山役米の内より二石を社に寄進したる如し。

丹波國桑田郡保津村

八幡宮

請田大明神

御神領之山貳石地之所令寄進事也依如件

寛永十三丙子年十月二日 菅沼織部正定芳 (花押)

兩 社

別當神護院

其他慶安元年松平忠晴以下慶應年間に至るまで歴代藩主の寄進狀あり。

右古文書中の八幡宮は現時保津村字宮の上に鎮座せるものにて、社傳には寛永年中村上三右衛門の創立に係り、保津一村の鎮守なりと云ふ。今社殿を拜するに一間社の小社なれども、其形式春日造に屬し細部の彫刻、彩色等徳川初期神社建築の特徴をよく示し、優秀なる古建築なりと認む。委員は社殿に昇りて仔細に檢したるに、社殿横木の裏に左の如く記されたるを辛じて讀むことを得たり。

なむ八まん大ばさつ 朝長 寛永十三年九月七日

なむ八まん

村上 兵衛

もとより板に記したる落書の如きものなれども、其書風は江戸時代初期のものなるべく、この建築が寛永十三年頃の造營なること明かなるのみならず、又神社建築として割合に尠き春日造を探りたること等により貴重なる古建築なるべし。而して前段掲げたる寛永十三年菅沼定芳の文書は、恐らく本社殿の造營終りたるを期として、米二石を社領に寄進せるものならむ。(圖版第三十三参照)又古文書に記載せられたる村上氏は古來本村の門閥と稱せらるゝ五苗の一にして、桂吉之丞氏保管文書の徳川家康朱印狀によれば

丹波國桑田郡山内村千五十八石四斗二升、猪倉村二百九十五石八斗三升、太田村百四十五石七斗

五升、合千五百石之事宛行訖可領知者也

慶長九年八月晦日 (家康朱印)

村上右兵衛門尉とのへ

とありて村上氏が徳川氏の初期にありて居然たる豪族たりしこと知るべし。又寛永寄進狀に見へたる別當神護院と稱する寺院は往時八幡社の南方にありしなるべく、今神社所藏の鰐口に「丹州保津村神護院、享保七歲十月十一日、奉御寶前」と園内に記されたるもの存し、又延寶七年秋に、神護院梵鐘鑄造の爲奉賀帳を作り翌八年四月鑄造されたる洪鐘は今存し其銘文は又兩神社並に別當寺の由緒を知るに足りたるものなれば、やゝ近代のものに屬すれども左に載録すべし。

丹州桑田郡保津之生祠者正一位請田大明神也、又有八幡之古宮而俱祭奉之者也尙矣、寺曰神護院其爲邑也、垂一千斤其爲產氏也、有五流焉事公卿之門而食秩祿者不知其幾多也、竄神明之靈庇歟、古來欠鼻鐘者何哉、故募化於五流之氏閱功於一器之美鳴吼于四時號令于八表其規模偉乎哉乞銘于予乃爲

銘曰

華鐘維新	耳聞祥臻
呂律相均	鏗爾知神
慶越城闔	云思武臣
聲清且淳	能被天人
保社前津	觸浪驚鱗
法器通屯	村邑醇醇
劫石有磷	逸響無泯

延寶八歲次庚申卯月初八日  
前妙心靈峰老衲九十歲誌之

冶工

丹州馬路村住  
我孫子 庄兵衛 藤原政信  
同 惣兵衛 政澄  
同 吉兵衛 政至  
桂氏 長尾氏

永井氏  
石川氏  
村上氏

## 第五章 寺院

## 第一節 龜岡町

**昌壽院** 字三宅に在り、禪宗に屬し、本尊阿彌陀佛を安置す。

**光忠寺** 字古世に在り、淨土宗智恩院末にして松平氏歴代の菩提所たり。境内墓域にはその墓碕を存す。

**聖隣庵** 東堅町に在り、禪宗天龍寺派に屬す。本寺は豊臣秀秋の子聖諦院菩提の爲に建立せられたりと云ふ。天正廿年七月廿七日豊臣家より米貳石を勤行並に修理料として寄進せらる。境内織田信長墓と傳ふるものあれど信じ難し。毘沙門堂安置の毘沙門天像は、往古國分寺の鎮守なりしを、明智光秀が龜山城鎮守の爲に二の丸に安置し、後豊臣秀秋本寺建立の時、此堂に移したりと傳ふるものなり。

**稱名寺** 西堅町に在り、淨土宗智恩院末たり。和泉式部の墓と傳ふるものあり。

**嶺樹院** 西堅町に在り、臨濟宗に屬す。

**地藏堂** 横町に在り、源頼政の守本尊を安置すと傳へられ、俗に矢の根地藏と云ふ。

**正善寺** 矢田町に在り、眞宗大谷派に屬す。本堂に現存せる襖繪二枚は桃山時代の作品なるべく、もと廿四枚ありしと云ふ。

**宗福寺** 矢田町に在り、淨土宗智恩院末なり。

**専念寺** 鹽屋町に在り、淨土宗に屬す。本堂に本尊木彫阿彌陀如來を安置す、其尊容足利時代の製作にかゝるもの、如し。寺傳に本寺はもと玉蓮寺と稱し、天正十六年黒谷法山僧正が信長の外護によりて建立せしと云ふ。寛文十六年松平忠昭が徳川秀忠以下三代の靈牌を納め、その香領として矢田の中二十石を寄進せること、本寺所藏の古文書に見ゆることなり。又小早川秀秋が各貳石を寄進せる龜山五ヶ寺の一なること前に述べし如し。

**普顯寺** 鹽屋町に在り、眞宗本派に屬す、境内墓地に中島雪樓、輕森野揚の墓あり。

**西願寺** 柳町に在り、淨土宗に屬す。本寺安置の觀音菩薩像は和泉式部の守本尊と傳ふるところなり。

**團通寺** 紺屋町に在り、禪宗に屬す。本寺所藏涅槃像の大幅は鎌倉時代の優秀なる製作なるが如し。

**法華寺** 本町に在り、日蓮宗に屬し、京都本圀寺末たり。寺傳には寛政六年の開創に係ると云ふ。境内墓地に富松萬山の墓あり。

**本門寺** 本町に在り、寺傳によれば本寺は花園院延慶年間京都に創建せられ、其後變遷を経て、應仁亂後丹波に移り、慶長中此地に移寺せりと云ふ。



**壽仙庵** 本町に在り、淨土宗智恩院末にて、もと本丸の地にありしを文祿年中今の處に移すと云ふ。境内裏敷に小野木縫殿助公知の墓あり、小野木公知は福知山城主、丹波の守護波多野氏の屬下にして、關ヶ原戰役石田三成に黨せしが、遂に破れて京都に自害し、此地に葬ると傳ふ。明和七年小野木公知の爲に石塔婆を建て、鹽野和貴(龜山の人、二條家の太夫)其牌に公知の生涯を刻銘せり。

**大圓寺** 西町に在り、淨土宗智恩院末なり。寺傳には後奈良天皇天文廿五年周公上人の開創するところにして、寛永廿年焼失し、正保二年再建せりと云ふ。今本寺所藏の棟札によれば本寺は寶永七年四月の再建に係り、文政九年修覆を加へたるものなるが如し。

本堂の一部に安置せる鑄鉄薬師如來座像一軀は高さ一尺七寸あり、その尊容、衣紋豊麗にして、明かに藤原時代の優秀なる作品にして、而もその鑄鉄製なるは我國稀に見る所にして、府下に於ける貴重なる一古佛像なるべし。又本寺所藏の曼陀羅圖はその畫風より見て、平安時代の傑作なること明かにして、尊重すべき遺品と云ふべし。

**法得寺** 安町に在り、眞言宗に屬す。

**西光寺** 安町に在り、淨土宗に屬し、治承年中の創建と傳ふ。境内に方尺餘の五輪塔の臺石あり、その四面に種字を刻し、且つ建武三年の刻銘文あり、其書風、文體其時代に屬し、本郡に於ける最古の金石文なるべく、其大きさより見て南北朝時代の顯著なる人の墓碑なりならむも今考究するこ

と能はざるは遺憾とす。もと龜山城に在りしと傳へ、加塚の墓地にも同様式に屬する臺石ある如し。

**西岸寺** 字古城に在り、淨土宗に屬す。

**長興寺** 字餘部に在り、禪宗に屬す、境内に福井因幡守墓と稱するものあれど微證を得ず。

**陽雲院** 字上矢田に在り、禪宗妙心寺派たり。本堂安置の木彫阿彌陀如來立像は近世の製作にか、れども、優秀なるものに屬す。

**法藏寺** 字津根に在り、淨土宗に屬す。

**宗堅寺** 西堅町に在り、禪宗曹洞派に屬し、幸雲山と號す。寺傳によれば後土御門天皇明應年間の開創に係ると云へども其沿革を詳にせず。はじめ長徳寺と號せしもの、如く、天正二十年七月十七日豊臣氏が勤行並に修理料として米二石を本寺に寄進せしことは、其文書の現存することによりて明にして正保年間、松平忠晴の藩主たりし後は寺領三石を寄進せられたる如し。寛永六年松平成重が龜山城主たりし時其母久松寺殿の爲に再建し、名を久松寺と改め、寛永十一年菅沼定芳が當城主たるや、又名を宗堅寺と改めたりと云ふ。本寺境内墓域には城主菅沼定芳其子菅沼定昭等の墓碑あるのみならず。殊に定昭卒去の時には其藩士等殉死せるもの多く、それらの墓碕亦其地域にあり。

## 第一節 篠 村

**大恩寺** 字廣田に在り、淨土宗に屬す。本堂には本尊阿彌陀如來を安置す。像は木彫にして丈臺座共

に二尺四寸五分、其彫法より見て鎌倉時代を降らざる製作なるべし。

**寶泉庵** 字山本に在り、臨濟宗に屬す。其沿革詳かならず、今本寺の保管に系る六百卷の寫經は元神宮寺のものにして蓋し本郡稀に見る古寫經なり、鎌倉時代の書寫に屬するもの多く、其奥書に左の如く載録せるものあり。

永曆元季大歲十月卅日午時許奉書寫了

願主美州管東郡饗庭御庄定使藤原吉包女弟子伴氏一部六百卷己果願心畢云々

一校了

建保四年十一月五日午刻於春日安居房以慈蓮坊本一校了爲口以所生切德生々世々值遇般若出離

生死

**如意庵** 字山本にあり、臨濟宗に屬し字野豊後守を開基とす云ふ。其開創緣由を詳にせず、門側小堂に安置せる木彫藥師如來座像は元東榮寺のものにして丈三尺五寸五分あり、其尊容を拜するに豊麗なる相容、衣紋より見て、恐らく平安朝時代を降らざる作品なるを認むべく、ただ其修補の痕甚だ拙劣なるは惜しむべし。

**國恩寺** 字森に在り、淨土宗に屬し、智恵院末たりき。寺傳に據れば延曆十七年の創建なりと云ふ。今本寺は廢亡して、記録文書煙滅し、其沿革を辿るに由なきも、徳川末期の編纂にかゝる桑下漫錄等に當時本寺所藏の古文書を載録せり。其文言稍信するに足るが如く、それによれば、寺運の

隆昌なりしは足利時代に屬し、殊に足利氏發祥の地たる篠村八幡宮に近きを以て、特に崇敬し、厚く之を庇護したる如く、尊氏以下歴代の將軍屢々御教書を與へて寺領を安堵し、武士の押妨を止め、領家花山院家よりは渡邊六郎頼方なるものを派して、寺領庄園の雜掌たらしめし如し。



第九廿圖 原柏堂安置木造迦迦佛來座像

今安川由太郎氏保管の源空畫像は墜二尺八寸横一尺一寸五分あり、稍後世加筆の痕なきにあらざるも、極めて優秀なる畫像にして、南北朝時代を降らざる時代に畫かれたるもの、如し。

**釋迦堂** 字柏原に在り、淨土宗に屬す。寺傳に據れば清瀧山茲福寺と云ひ、元大寺なりしも經德年中兵火に遭ひて記録焼失し、僧淨頓坊

明徳正年草庵を營みて、釋迦像を安置すと云ふ。今蝮蛇除の守として賽者絶わざるもの、如し。

龜岡の盆地は往昔國府の所在地、若しくは其の近接地なりと推察せらるべき地方なるも、今何等古き史蹟の遺存せるものなく、甚だ遺憾とする所にて唯本寺本堂に安置せる佛像の如き其の古きもの、一なるべし。釋迦佛像是木彫座像にして高さ臺座一尺四寸、佛像丈二尺八寸五分、全部金箔を

押せり。佛像の跣踏せる裏面に左の銘文を墨書せり文字磨滅して稍讀み難し。

應永卅

十月 日

施主 淨嚴

慈阿

律

□平

源隆良

南

これによれば本佛像は足利初期の製作にかゝること明かにして、もとより佛像としてはやゝ近代に屬し彫刻刀法優秀と云ふにあらざるも、此の時代の作品としての大作なるべく、而も其の銘文によりて製作年代の明かなるは最も珍重すべく、又尊容衣紋等比較的修補の跡尠きは喜ぶべし。

德壽庵 字馬堀に在り、臨濟宗天龍寺派に屬す。

法林寺 字篠に在り、臨濟宗に屬す。

種樂寺 字篠に在り、眞宗大谷派に屬す。

宗蓮寺 字篠に在り、曹洞宗に屬す。

普門軒 字篠に在り、臨濟宗妙心寺派に屬す。

意泉庵 字王子に在り、臨濟宗天龍寺派に屬す。

### 第三節 檜 田 村

妙樂寺(字杉生) 龜岡町より矢田を経て檜田村に通ずる道の東側に在り。臨濟宗に屬し妙心寺雜華院末たり。本寺の沿革等は之を詳にせず徳川時代に至り、後水尾天皇、明正天皇、東福門院の御歸依ありし名刹たり。

本尊木彫九面觀音立像は丈四尺三寸四分、蓮坐高さ一尺八寸あり、其一部に破損ありと雖、其尊容豊麗にして或は平安朝期の製作に係るものなるべきか。寺傳によれば往古本郡東別院村と三島郡との間に七堂伽藍の壯大なるものありしが、遂に廢滅に歸し、其寺安置の佛像の一體今本寺に安置せられたりと云ひ、龜岡町宗堅寺所藏記録(近時の筆録にかゝるものにして遽かに信すべからざるも)には觀音像胎中より永仁六戊戌三月七日丹波國桑田郡河人郷給村妙樂寺云々と記されたるものあり

きと云へり。(本寺の由緒等に就きては尙記述すべきものあるも、記録等今)

(本寺に藏せず、爲めに一覽するの機会を失ひたるを遺憾とす)

妙音寺 字中の畑に在り、臨濟宗に屬し琴松山と號す。寺傳によれば、文祿年間の開創にかゝり寛永年間中興すと云ふ。

### 第四節 東別院村

甘露寺 字南掛に在り、曹洞宗に屬す。本寺は本郡に於ける名刹なるも、古文書記録等由緒沿革を徵すべきもの今存せざるは遺憾とするところにして、南北朝時代の創建に係るものなるべきか。丹州供御山甘露寺縁起は近世の筆録なるも寺傳の一端を知るを得べきを以て、左にこれを載録すべし。

#### 丹州供御山甘露寺記

供御山甘露禪寺者在丹之西南隔洛數里餘也斯地哉層巒崢嶸分空谷嶮岨也深樹蒼鬱分枯木嗟峨也以前著舊所聞記之書曰元弘元年尊氏冠後醍醐帝未遷幸南都一時光嚴院即位前避洛幸過此地一望視梵居齒遂登駕問法於住持仙翁々々答以三教外旨時獻甘柿一枝於御床院云山菓如甘露味法尙然也便書賜供御山甘露寺號也勅頓營茅舍於寺外留車旬餘而歸幸也干今名其遺蹤曰王留嶋院場也院踐祚後有詔召仙入宮殿敬以師禮賜錦伽黎閣金佛便地藏薩埵像長可二寸靈異難測也勅更建供山蘭若殿堂樓閣高廣爽

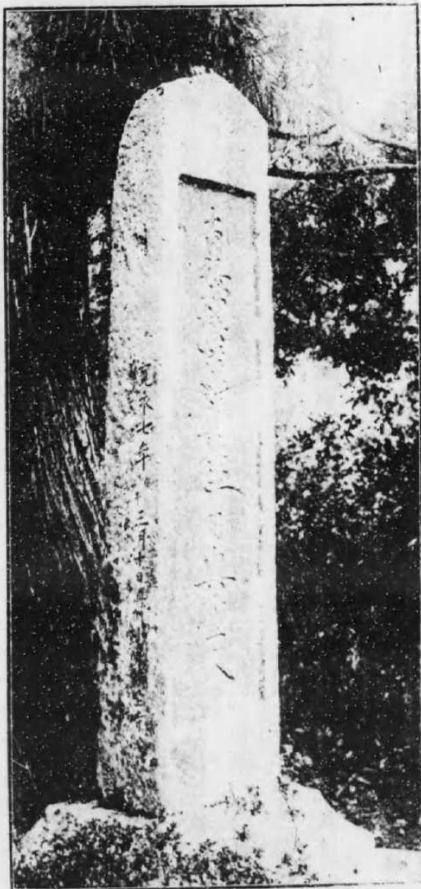
麗金碧翼々殆角逐金闕也淨侶雲如集成叢林也爰天正十年豐臣伐明智山崎高山郷地頭右近卒貲首二十餘輩走山崎向明智軍手截數甲豐臣太賞之與攝之五箇丹之別圍合爲采邑近歸野鉢法而阿闍提也十七年三月入甘露寺答撰細徒踏破佛像燒梵軸等以寓居之其妻侍妾耽嬉酒常好騎馬破莊院開騎奔場也自是廢亡但在一字耳也住持芬雄以再興爲念竟以寛永二十一年三月出衣資求材欲更造梵宇甫在經營一舉還邇民俗嘉而走晝茅霄絢敢恐其後者幾數哉幽才厨車門廊不日而落成也矣一日乞予求寺記予乃伸孟八郎解云見此寺山號感多夫建法幢直接龍地齊令歸一味平等无爲佛海則是甘露寺也施法於貞三令翻邪趣正則是供御山也如斯化則服肱奉首盡忠自爲麴藥鹽梅舟楫霖雨治邦元々快樂也夫弘道憑明師護法囑王侯此故孤獨布金陵皇造利鷲嶺附囑彌綸三界三寶興隆群類普救嗟呼偉哉

#### 剃頭樵了元記

戰國兵亂の時本寺亦兵燹に罹りし如きも、承應二年に至りて永平寺英峻堂宇の再興を企て、今本寺所藏の承應二年二月丹州別院供御山甘露寺鐘鐺勸進帳は木板印刷せるものにて、その廣く募財せしを想像するに足るべし。本堂安置の木彫十一面觀音座像は臺座を除きて高さ二尺八寸あり、その尊容雄剽にして彫法より見て、鎌倉時代末期の優秀なる製作なるべく、蓋し東外院金輪寺佛像と同型

のものたり。木彫阿彌陀如來座像はもと萬願寺と南掛との堺阿彌陀堂にありしと傳ふるものなるも、近時の製作にかゝるものなるべし。

春現寺 字東掛に在り、曹洞宗永平寺末たり。下の方小山の上に大日堂あり。



圖十三第 碑墓人上奥日 (寺堅好村院別東)

好堅寺 字小

泉に在り、

日蓮宗に屬

し僧日奥を

開基とす。

日奥は不受

不施派の開

祖にして、

京都妙覺寺

僧日典に學

び後同寺に住す。慶長四年徳川家康が千僧會の招きに應せず、對馬に流され居ること十三年赦されて歸り、寛永七年寂す。宗義法制論、守護正義論、斷惡善論等の著述あり。今本寺所藏に係る日奥書

狀一卷(漢文)あり、慶長七年三月八日流鏑地對馬より發せるものにして、自筆本にあらざる如きも、

其近き年代に書寫したるものなるべく、本寺との關係を述べたる處亦尠からず。即ち文祿四年日奥は山城雞冠井石塔寺に在りしが、京洛に近きを以て忌避せられ、丹波小泉なる本寺に追放せられ、其



圖一十三第 像來如師藥彫木置安寺輪金村院別東

間六年他宗の迫害を受け、門弟皆離散し、寺は將に破却せられんとするまでの運命に立至りしが、慶長四年遂に流罪せらるべきことに決し、同年六月二日此寺を出で、大阪に出で、二十六日對馬に配流せられたるなり。本寺境内に日奥の墓碕あり、高さ七尺三寸餘にして、其刻銘左の如し。

華洛妙覺貫首守宗旨制誠當山鍾居口口  
南無妙法蓮華經 日奥聖人  
寛永七年庚午三月十日丹州小泉好堅寺

又寛永十八年在銘の梵鐘本寺に懸れり。日蓮宗と本寺との關係は史實の上、極めて興味深きを覺わ、本郡に於ける名刹たりと云ふべし。

**徳園寺** 字柏原に在り、眞宗本派に屬し、蓮如上人の舊跡なりと傳ふ。

**金輪寺** 字柏原にあり、眞言宗に屬し、祥王山と號す其沿革詳ならず。本堂に木彫阿彌陀如來座像(丈一尺八寸)、藥師如來座像(丈一尺六寸五分)、如意輪觀音座像(一尺三寸五分)三軀を安置す。各像を拜するに何れも、同時代同佛師の手に製作せられたるものと覺しく、其尊容、刀法等共に優秀にして、平安朝時代の面影を存すれども、明かに鎌倉時代末期にかゝるものなるが如し。

**清泉寺** 字小泉に在り。臨濟宗に屬し妙心寺末たり。本堂の側には式部内侍の塔と傳ふる寶篋印塔墓あり、高さ二尺九寸二分、四方に種字を刻すれども、其塔の形式近世のものに屬す。

**常樂寺** 字柏原に在り、臨濟宗妙心寺派に屬す。其創建等詳かならず、天正の頃妙心寺派となり、快川和尚の弟子傳心和尙を開山とす。享保二年再建に當りて、瑞雲山常樂寺と改む。

### 第五節 西別院村

**極樂寺** 字大槻並に在り、曹洞宗永平寺末たり。

**積善寺** 字萬願寺に在り、曹洞宗永平寺末たり。寺傳に據れば、天平年中此地に法相宗萬願寺創建せ

られ、十二の塔頭子院ありしも、悉く兵火の爲烏有に歸し、此等の僧徒農に歸して、萬願寺村を興し、ただ一小庵を結びて萬願山積善寺と稱せしと云ふ。現存せる梵鐘の銘によれば元祿四年播丹の境永澤寺住持本寺に入りて再興し、曹洞宗となせる如し。

**毘沙門堂** 大宮神社側にあり、別當寺院の遺跡なるべく、堂内木彫大日如來、毘沙門天、十一面觀音立像等あり、何れも足利末期の製作にかゝるものなるが如し。

**青峰寺** 字寺田に在り、曹洞宗永平寺に屬す。寺傳によれば正應四年宗觀和尚の創立にかゝり、天正十七年義觀首座之を再興し、寛永年間惠林逸能和尚を以て中興開山とす。

**梅相院** 字牧に在り、淨土宗智恩院末たり。寺傳には往古阿彌陀寺と稱せしが、天正中領主長澤采女現在の地位に移して、堂宇を建立し、八王山長福寺と號し、後領主前田氏の菩提寺となり、其法號によりて梅相院と稱すと云ふ。

**龍洞寺** 字神地に在り、曹洞宗永平寺末たり。貞享四年梵覺和尚現在の地に堂宇を建立し、再興したりと云ふ。

**慶善寺** 字犬甘野に在り、淨土宗黒谷末たり。

**常泉寺** 字犬甘野に在り、曹洞宗永平寺末たり。

**西光寺** 字笑路に在り、曹洞宗永平寺末にして、開山は字治興聖寺萬安英種和尚を勸請し、明和年間

現在の伽藍を再興す。

**本誓寺** 字大甘野に在り、眞宗本派に屬す。

### 第六節 曾 我 部 村

**無量寺** 字寺に在り、淨土宗に屬す。堂内に木彫聖觀音立像を安置す。丈五尺五寸五分在り、彩色剝落したるも胡粉の痕見ゆ、もと天台宗三光寺毘沙門堂内に在りしものにして、其手法稍古く恐らく鎌倉前期の作なるべし。

**桑田寺** 字寺に在り、日蓮宗に屬す。もと、郡内眞言宗の惣寺たりしと傳へ山上に在りしと云ふ。

**慈雲寺** 字法貴に在り、臨濟宗妙心寺末たり。同寺檀中法貴縫之助氏所藏の青銅壽塔は高さ一尺八寸、周圍二尺餘あり、極めて近世のものに屬すれども、本村出身者として名を成し、老中稻葉正則以下に仕へ、六十七歳致仕して郷里に歸りし法貴氏のことを録せり。其全文左の如し。

卜禪世丹波桑田郡法貴村産、故以法貴爲氏、初名權兵衛直孝後改宮部丞右衛門、幼從父直景赴紀之和歌山、父歿五歳而歸舊里十二歳、而輩仕、五歳及江丹播三州都司五味備前守豊直君、君卒仕嗣子豊旨君、致力累功四十六年干茲也、五十七歳而又仕前國老相州小田原侍從稻葉美濃守正則公、繼而仕嗣君前所司越州高田侍從丹後守正通公、亦移居於越後知相越二州郡重十年干茲也、速大馬氣袞上書乞骸骨六十七歳而致仕、傳家諱於男右衛門直庸而號卜禪居士、初娶松平越中守公之家臣神足氏女有二男三女也、曩昔促妙心寺飯門禪師遊福場久矣、今晩暮退居茅室而釣閑寂、寔濱考盤尚谷口優游而歡娛送瑞喘不亦幸乎、方今錫綱塔鏤夫妻法號、又記平生之一二於其脊、以傳于後昆也、元禄八年乙亥七月直孝諭超古稀自誌、

**清明寺** 字南條に在り、淨土宗鎮西派に屬す。本尊木彫阿彌陀如來座像は佳作と云ふにあらざるも鎌倉末期の製作にかゝるものなるべし。

**山王寺** 字犬飼に在り、天台宗に屬し、後山の石庭賞觀すべく形勝の地を占む。本寺の開創は明かならざれども、正徳年間邑人福知吉太夫朝房、本堂を再建し、眞言宗より天台宗に改め、東叡山輪王寺末となり、現時は叡山安樂院末となれり。

**穴太寺** 字穴太に在り。本寺は天台宗にしては府下に於ける名利なり其沿革を辿るべき史料尠からざるも、今其詳細を記すこと能はざるを以て、左にその概略を記すべし。

扶桑略記に據れば村上天皇應和二年丹波桑田郡曾我部の長者宇治宿彌宮成の建立にかゝるものとす。寺傳に其後花山法皇西國巡禮の衰頽を歎かせ給ひ、之れが中興を企圖し、西國第廿一番の靈場と定められしより、堂塔伽藍よく完備し、丹波屈指の古刹として寺運紹隆なりしが、其後天正の兵燹に罹りて、堂宇灰燼に歸し、其後漸く再建せられしも亦享保年間火災に遭ひ、諸堂宇、古記録等多く烏有に歸せり。

現在の堂宇は徳川末期の再建にかゝるものにして近年修理を加へられ、本堂多寶塔、常念佛堂、庫裡、鐘樓等存す。本堂安置の本尊木彫聖觀音立像一軀は感世の作と傳ふるものにして、世人の崇敬厚く、明治卅六年國寶に編入せられし所、其彫法等明かに弘仁期の優秀なる佛像なるを知るべし。

今本堂の東常念佛堂に安置せる阿彌陀如來座像は木彫にして丈二尺八寸三分あり、刀法の雄到にして衣紋の整美せる鎌倉時代を降らざる作品なるべし。

本寺も多くの古文書記録等を所藏せしも、今現存せるもの割合に尠きは惜しむべきも、而も尙本郡内にては最も多く保存せられたる寺院とすべし。古文書としては足利義持の御教書は最も本寺沿革を物語るものにして堅一尺四分横一尺五寸あり、其文左の如し、(圖版第十二参照)

花 押 (足利義持)

山門西塔院末寺丹波國穴太寺同寺田畠注文在之執行職等事早任代々公驗并當知行之旨稔運全領尤可專興隆之狀如件

應永十八年八月廿四日

足利義持が延暦寺西塔の末寺たる本寺の寺領を安堵したる御教書にして、田畠注文今存せざるを以て、其所領の範圍を知ることを得ざるは遺憾なり。尙應永十年の御教書によれば、幕府が特に本寺を庇護し、勘料段錢等の徴發を停止せる如し。



第三十二圖 穴太寺 (曾我部村)

穴太寺縁起一卷は延寶年間狩野永納が書寫したるものにして貴重すべく、其他僧天海書狀及び江戸時代の寫經の優秀なるもの所藏せらる。

**金剛寺** 字穴太に在り、臨濟宗天龍寺末たり。寺傳には佛國々師を開山とし、正應二年の開創にかゝり、天正年間玉堂和尚の中興にかゝると云ふ。

本村は圓山應舉の出生地にして、幼にして本寺盤山和尚の門弟たりしことありき。今應舉の筆にして本寺所藏にかゝる、波濤圖二曲屏風一雙、二十八幅、群仙圖十二幅、山水圖十三幅は國寶に指定せられたり。

### 第七節 吉川村

**淨光寺** 字吉田に在り、もと淨土宗なりしが、何時の頃よりか、現時の眞宗に改めたりと云ひ、蓮如上人留錫の遺跡なりと傳ふ。

**光尊寺** 字穴川に在り、眞宗に屬す。寺傳によれば、山本重右衛門光信なるもの、本願寺准如上人に歸依し、寛永五年寺號を得て、本寺を開創すと云ふ。

### 第八節 蕪田野村

**瑞巖寺** 字奥條に在り、村の北十二丁餘にして獨鈷拋山千手寺と峰を連接し、形勝の地を占む。臨濟宗



に屬し山城東福寺末たり。寺傳並に本朝高僧傳に據れば開山大通禪師享徳元年始めて此山に入り瑞巖寺を創建し、將軍足利義尙の歸依する所となり、鎌倉五山の一たる淨妙寺に轉住せしが再び歸山して長享三年正月寂すと。其後六世を経て僧文虎の時明智光秀丹波を領するや、本寺本堂を破壊してこれを龜山城の造營に用ひたりと云ひ、又文祿五年七月の地震の爲、他堂宇倒壊したりと云ふ。文虎の歿後三十餘年間無住なりしも、寛永二年三月曹洞宗僧萬安來りて住し、其後住再び定まらざりしも、明暦二年東福寺僧見叟來り住するに及び、寺運隆昌に赴き其後二代を経て、正徳三年僧幹山の時に至りて現時の鐘樓を鑄造し、享保六年壇徒の施財によりて今の庫裡及び山門を建立せり。現時の本堂書院等は皆近代の建立に係るもの、如し。

本寺所藏の開山大通禪師畫像は巾一尺五寸三分、長さ三尺一寸五分餘のものにして上部に贊文あり。今墨跡剝落して明かに認むること能はざるも明暦二年の書寫に據れば左の如し。

瑞巖莫諾主人公

觀面分明一禿翁

底事欲<sub>カ</sub>言<sub>カ</sub>不及

飛毛漏泄大圓通

長享二戊申臘月念日

### 雞足山比丘暮齡九十一書

禪師の畫像は他に類を見ざるのみならず、而も本畫像の贊文は禪師示寂の前年九十一歳の高齡の筆蹟たるを以て、極めて貴重なる史料なるべし。其畫風はよく室町時代に於いて頻繁に製作せられたる禪僧畫像の風趣を帯び、而もその優秀なるものならむ。

又前述の僧幹山は佛學に秀優なるものにして、有名なる元享釋書の注釋本たる元享釋書便蒙十二冊を著はせり。本寺所藏の同書版本奥書には

瑞巖比丘智逢便蒙<sub>未徒師貞修</sub>

正徳五年以族兄雲嶽元水居士遺材翻刻也

とありて、而もこの書が當山にて開版せられしことは、近世の事蹟に屬すと云へども、この僻陬の地に於ける開版事業として注目すべきものならむ。尙濟北集亦此僧によりて注釋せられ開版せられんとせしも、果さず、近時東福寺に於いて出版せられんとするが如し。

**神藏寺** 字佐伯小字院の芝にあり、今臨濟宗妙心寺派に屬し朝日山と號す、上佐伯村より六町餘西南に當る山の中腹にありて形勝の地を占む。山の麓院の馬場と稱する所ありて、孝謙天皇御讓位の後此處に在はせしとの口碑あれど信じ難し。丹波佐伯庄は東寺文書、醍醐三寶院文書に篠村八幡宮所領として見ゆる所なり。

本寺の由緒沿革は詳ならず、傳ふる所によれば、延暦元年僧最澄の開基道場にして一條天皇の正

暦年間佛堂伽藍を造營し塔頭二十六院あり、後治承四年源頼政の擧兵のことあるや、當山僧徒、三井寺と應じて兵を擧げ、爲に一時平氏のため所領を沒收せられ、堂宇頽廢せしが、四條天皇嘉禎元年僧達を本寺の荒廢を歎きて僧舎を再建してこれの中興し、其後應永年間細川頼之の僧坊を造營するありて一時輪煥の美を致せしに、天正三年明智光秀のために兵燹に罹り一字を餘さず燒亡したりと云ふ。

江戸時代承應二年淨土宗僧願西來り現時の本堂及び庫裡を再建し、其後一度無住となり頽廢せしも、延寶七年龜山城主松平伊賀守忠昭妙心寺派の僧高隱を請じて中興し、今日に及べり。本寺所藏の棟札には「承應二曆、大工洛陽四條坊門通」とあり、又延寶三年十一月の記録には當時に於ける本寺の境内四至を記せり即ち左の如し。

神藏寺藥師山境内之事

- 一 東は二王門よりあみた谷のすゑの杭迄
  - 一 西はよこ尾の峰迄
  - 一 南はあみた谷迄
  - 一 北はきつたての尾山道限
- 以上

延寶三己卯年十一月十五日

本堂藥師堂は六間四面の建物にして稍廢頽し堂内に藥師如來像を安置せり。像は丈三尺一寸の木彫座像にして臺座及光背は近世のものに屬すれども、藥師の尊容豊麗にして、其の衣紋の流麗なる其手法等より見るに藤原盛期の優秀なる作品たるべく、本郡に於ては千歲村國分寺本尊と共に稀に見る傑作と云ふべし。而して脇侍日光、月光佛立像は近世のものに屬し、修覆の痕多きは惜むべし。境内に燈籠の竿の部分と思はるゝ圓筒形の石あり、左の銘文を刻せり。本郡に於ける金石文の一として保存すべき價値を認む。

永祿戊午

大僧正宥尊

十一月二日

尙本寺所藏にかゝるものにて近時山麓に池を開鑿中發掘したる三鈷數個あり。長さ三寸三分餘のものにして金鍍金の痕跡あり、様式優美精巧にして或は平安朝の製作にかゝるものならむか。

**苗秀寺** 字佐伯に在り、曹洞宗總持寺派に屬す。寺傳に據れば往昔佛伽宗なりしを寛永二年山城石清水八幡宮別當寺神應寺僧石峰來住して曹洞宗に改めたりと云ふ。

**龍潭寺** 字太田に在り、臨濟宗妙心寺派に屬す。本寺は本郡屈指の名刹なるも、其沿革をこゝに詳記

すること能はざるを以て、その概略を記述すべし。

山城龍安寺開祖雪江は嘗て此地に大梅寺を創設せしが、其弟子特芳（大寂常照禪師）明應初年大梅寺に遷住し、細川氏の家老松井越前守宗信亦同寺に隱退し、堂宇再建して金龍山龍潭寺と稱へ、特芳を開山とす。こゝに於いて細川氏の後援により寺領は寄進せられ、寺運隆昌に赴き、伽藍堂塔完備するに至れり。其後隆替ありしが、江戸時代にありては、瑞龍院、福壽庵、青嚴院の三寺存せしが、明治維新の際廢寺となり、現在の堂宇の内三寶殿は享保十四年、庫裡は文化年中方丈は嘉永年中の建立に係れり。



第三十三圖 藤原綱秀知行安堵狀 (龍潭寺藏)

今本寺には僧雪江を初めとして、室町時代禪僧畫像の優秀なるもの尠からず、雪江和尚畫像並贊、特芳和尚筆蹟、大休和尚贊雪江和尚畫像等あり。殊に特芳の弟子大休がものしたる壇越松井宗親畫像並贊は最も貴重なる史料にして、現に本寺に珍藏せらるゝは喜ぶべし。縦二尺九寸、横一尺二寸三分あり、其贊に曰く

越州太守藤原朝臣松井雪江守慶居士壽像贊

木公榮冬期郎能持晚節藤氏嘗曰其祖曾執朝權名喧四海德溢、八挺奉右典源家則指塵草下諸將任前太守越前則旁求野外遺賢進退以禮忠孝兼全羅世之騷亂而蹤迷淡路遇時之嘉運而生還太田錦繡照闕里旌旗領山川加之、慕洋嶼風衣孟三拜入龍潭室、紙燈再燃、百八摩尼轉回佛祖一條白棒打定坤乾杜遷飄然孤僧、早謝塵事李源元來信士未盡俗緣葛洪井畔、秋老丹陽廓裏雲連噴、續箕裘業子孫萬年時享祿三祀龍集庚寅夏五吉辰前妙心現居龍潭大休叟贊

ごあり。本寺所藏の龍潭三世圓滿本光國師見桃錄は大休の自筆本として貴重すべし。

境内廣濶にして、北に山を負ひ、老松古杉、奇岩怪石の間に鬱茂し、其風致支那天目山に比せられたり。

**積善寺** 字柿花に在り、淨土宗西山派禪林寺末たり。安永二年、明治元年六月の兩度の火災に罹り、記録焼失して、其由緒を詳にせず。

**千手寺** 字鹿谷に在り、臨濟宗妙心寺派に屬す。龜岡町より、西北一里餘、麓より緩かなる坂を登ること十丁許り、西北は峯巒起伏し、東南は開放し、形勝の地を占む。殊に櫻樹多く、陽春爛熳の候には杖を曳くもの多し。寺傳によれば本寺は大同二年僧空海の草創にかゝり、大師が唐より歸朝の途、明州の海上より、本國に向ひ獨鈷を大空に抛げ、歸朝の後春日神社に詣で、抛げし獨鈷の所在を求めしに、神託により白鹿に導かれて此佐伯の地に至りしと云ふ。その地を鹿谷と稱し、山號を獨鈷

抛山と云ひ、千手観音を安置せるより千手寺と稱すと云ふ。今記録文書等湮滅して其沿革を明かにせざるも、後小松天皇の應永十年鎌倉建長寺の僧蘭溪來住して禪刹を中興し、天正五年六月内藤備前守と明智光秀と此地に戦ふや、當山内藤氏の陣所となりしを以て兵燹に遭ひ、寺運衰頽を極めしが、其後妙心寺禪岩和尚再興して妙心寺に屬せしめ、安永三年有栖川宮家の御祈願所となりきと云ふ。

観音堂には木彫千手観音座像を安置す。今本寺所藏の左の棟札の文は観音堂の沿革の一端を知るべき史料なり。

寛永十五年戊寅年

観音修理堂再興普沼織部正殿

霜月十八日

堂再興大工八左衛門

寛文五乙巳年

柿花村大工右衛門藤原重家

奉観音堂再興修

三月吉日

現住悦首座

これによれば観音堂が城主菅沼氏によりて寛永年中再興せられ、寛文年中再び造營せられたる如し。本寺所藏の妙法蓮華經の寫經の八卷は其の書風雄勁にして、鎌倉時代を降らざる時代のものな

るべきも、奥書なきは惜しむべし。

延福寺 字天川にあり、眞宗大谷派に屬す。

### 第九節 本 梅 村

桂林寺 字平松に在り、曹洞宗に屬し、本尊藥師如來を安置す、其沿革由緒詳ならず、傳ふる所に據れば、開基は僧道元にして創建後大に荒廢し天正三年に至り、第十六世僧九天磨龍に至りて再興せられ、號を桂林庵と改めしと云ふ。境内に馬頭観音堂あり、其の建築近時のものに屬するが如きも、今天文年間の棟札を殘存せり。横二尺三寸四分、堅最も廣き所にて八寸九分蟲喰、破損の跡あるも、左の如く墨書せり。

丹州桑田郡上村平松村天王寺馬頭観音ノ御圖子也

右趣者天下太平殊當庄所願成就富貴長久息災延命砌也

時天文二十二年十一月廿五日

番頭 禰 宜

志所 敬 白

大工 宮川新右衛門尉

宗 正 作

これに據つて見れば本寺はもと天王寺と稱せしが天文二十二年戰國亂離の際兵燹の爲燒亡せしこと明かなるが如し。或は中野廣峰神社の別當寺にあらざるか。而して本寺鐘樓に懸る梵鐘は本郡屈指の古鐘にして宮前村金輪寺の梵鐘と共に其の保存の價值あるを認む。梵鐘は徑一尺八寸七分、厚さ二寸一分あり銘に曰く

諸行無常 是生滅法 生滅々已 寂滅爲樂  
乃至法界平等利益者也

時長者中間檢校番頭衛門

丹波桑田郡上村平松村天王寺鐘也

時天文十一年壬丑十月十八日

大工 三條

藤原 國久

鑄工

南工 衛門家次

又馬頭觀音堂の南に五輪塔一基あり。高さ六尺四寸五分あり。表面磨滅して讀み難きも銘文略左の如し。

法 華

一千部塔

種子□□

□□天王寺□□

天文二十一年

この僻地に足利末期に屬する古金石文の二種保存せられたるは本郡に於ては稀とすべし。

**延福寺** 字西加舎に在り、眞言宗高野山末にして久壽元年僧文覺の創立にかゝると傳ふ。又寺傳によれば正和元年僧祐辨之を再興し、藥師堂、大師堂、鐘樓、仁王門等の堂塔伽藍完備せしと云ふ。今本寺に正和元年の寄進狀一通存せり、後世書寫せしもの、如きも、一史料として左に掲ぐべし。

(花 押)

寄 進 丹波國野口庄内牧村

栗林鹽賀

合四至限東道 限南田緣 限西津 限北瀆

右栗林者爲御願圓滿息災延命、現世安穩、後世善所、永所被寄附藥師堂之敷地也、雖未來際不可有違亂相違、仍爲後代龜鏡寄進之如件

正和元年十二月三日

尙境内に十三重石塔婆あり、其様式優雅にして鎌倉時代を降らざる製作にして、宮前村寶林寺、金輪寺の石塔婆と共に、本郡内他に類を見ざる古石塔婆なり。

永徳寺 字中野に在り、曹洞宗に屬す。

### 第十節 宮前村



第卅四圖 天三文覺鐘銘 (宮前村金輪寺藏)

興に依りて、一切經藏其他諸堂宇を建立し、南谷、北谷に數百の堂宇峙立し隆昌を極めたりと云ふ。然れども今古文書記録等の存するもの尠く、其往時の盛運を徵すること能はず伽藍又近代の建立に係れるもの、如きは、最も遺憾とするところなり。

金輪寺 字宮川に在り、天台宗寺門派に屬し、元京都六角住心寺の末寺なりしも、今は聖護院末たり。寺傳に因れば、桓武天皇延暦年中西願上人の開基に係り、一時寺運衰頽に傾きしも、寛治年間梅尾の明恵上人の再

本堂には本尊藥師如來を安置す。脇侍木彫毘沙門天立像は丈三尺三寸九分にして、臺座、光背、左右手指等皆後世の修補に係るもの、如きも、其様式より見て、鎌倉時代の製作なるべし。

今本寺所藏の天文六年正月十日足利義輝以下連署の奉賀帳一通は足利時代末期に置ける足利幕府の崇敬厚きを知るべき貴重なる史料なりとす。又明應四年後土御門天皇繪旨一通(寫)あり、其文左の如し、

當寺一切經藏繪同田地山木等事以近例爲兩谷相談致其沙汰宜奉祈德化地久聖運天長者繪旨如斯悉之以狀

右 少 辨 (花押)

明應四年十月廿五日

神尾山金輪寺南谷衆徒中

これによれば、足利時代本寺が南北兩谷に其塔頭の存せしことも想像せらるべく、今山の中腹に或は山門の址寺の遺跡と認むべきもの尠からざるは、其往昔を物語るものなるべし。尙本寺所藏の唐櫃一箇は其箱側面に左の如く朱書せり。

敬 白

奉施入大般若經一部六百卷

幸賢新阿

正和三年甲寅卯月八

第五章 寺 院

もとより、古來本寺のものにあらざりしもの、如く、或は住心寺等より傳來せしものならむも、其朱書の書風等明かに鎌倉時代のものにして、古唐櫃として保存の價値を認むるものなり。又大涅槃像は足利時代の優秀なる作品なるべく、住心院傳記一冊は史料の缺を補ふに足るべし。

本寺境内に二基の石塔婆あり。一は五重石塔にして高さ一丈五尺餘其様式平安時代の製作と覺ゆるも、其基石の銘文に延暦二年云々と後世に雕刻せりと思はるは最も惜しむべし。今一は九重石塔にして、高さ二丈餘其刻銘左の如し。

正應五年歲次壬辰二月八日

願主宮河講中

勸進沙彌實念

ごあり。正應は伏見天皇の御代に相當し、かゝる古塔が此地方に完存せられたるは稀とすべく、寶林寺の石塔と共に其保存の道を講すべきものならむ。

境内鐘樓に係れる梵鐘は本郡最古のものなるべく、(もと塔頭寶藏坊にありしも、明治六年今の處に移したりと云ふ。)其銘文左の如し。

本願人

池坊

阿闍梨

玄傳

西光坊

高教

西中坊

朝海

西坊

善教

天文參年二月六日

斯く古梵鐘と云ひ、古石塔婆の今に保存せられたるは、本寺が名利として往時寺運の紹隆なりしことを窺知せしむる最も有力なる史料なるべし。

本寺後方寺域に賴三樹三郎の碑あり、當山住職たりし大橋默仙、賴三樹三郎と親交ありしを以て、三樹三郎が江戸に於て斬殺せらるゝや、默仙江戸に到りて其遺骸を品川に葬り、其頭髮を持歸りて當山の境内に埋葬し、有志と相謀りて此碑を建てしなり。又醍醐三寶院の修驗者にして勤王の志厚かりし櫻井新三郎の碑も賴氏の碑の側にあり、默仙等の造立するところなり。

**寶林寺** 字神前にあり、禪宗臨濟派に屬し、曹溪山と號し、京都大徳寺末たり。本寺の縁起等は今古文書記録湮滅して詳ならず。

今本堂に安置せる釋迦如來座像は高さ四尺六寸、藥師如來座像は高さ三尺八寸、阿彌陀如來座像は高さ四尺四寸(何れも臺座を省く)あり、尊容を拜するに其豊麗なる相好、衣紋、臺座蓮瓣の優秀なる明かに平安朝期の製作に係るものにして、其光背等著しく破損せるは惜しむべし。境内に九層石塔婆あり。正應の銘文を刻せり。

石塔の様式形體明かに鎌倉時代のものにして、金輪寺境内の古塔婆と共に本郡隨一の古金石文た

るべし。寺傳に因れば、釋迦佛以下及び此石塔も、共にもと字神前にありし古刹寶澤寺のものにして、天正年間明智光秀が同寺を焼滅せしかば後に至りて、本寺に安置するに至れりと云ふも、詳かならず。

### 第十一節 畑野村



第三十五圖 法常寺本堂

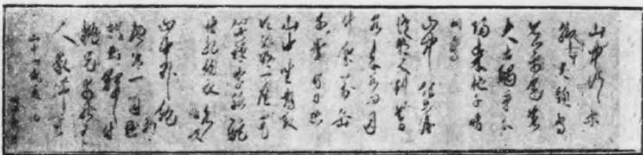
料を拜受し、爾來 明治天皇、明治六年に至るまで相勤む。寛文七年四月廿八日、後水尾院太上天

皇聖壽七十一歳の御時の御齒一枚を賜ひ、朕百歳の後も永く山門に鎮護せよとの院宣あり、今に於て奉安せり。寛文十二年三月十九日、太上天皇宸翰を染めさせられ、勅願兩翼の如くこの聖旨あり、爾來一絲派大本寺と稱す。同天皇亦延寶三年三月十九日開山一絲和尚へ定慧明光佛頂國師號の宸翰を賜ひ、同六年五月廿九日勅願寺の繪旨を賜ふ。貞享三年七月十三日、常紫衣地の寺格を賜ひ、位次等は相並南禪第一之上利との繪旨を降下し、第三世禪巖より第十二世桂林に至るまで、歴代の住持は、勅請の繪旨を賜ふの恒例なりしなり、是を以て、後水尾院天皇が延寶八年八月崩御ありしより、御歴朝の御大喪には泉涌寺及び般舟院に就て、獻經參吊を勤め皇后の崩御にも同じく勤む、御中陰中には御法事料及び御手道具の類數品を御遺物として拜受し、御歴朝の龍牌を奉安し國諱ごとに、御法事料及び御戸帳の切地などを賜ふの例ありしなり。貞享年中より明治二年東京へ遷都に至るまで、毎年御所の御流の、御翠簾二枚と御疊表十枚とを下賜せられし恒例ありたり。故に世に宮中の御内儀寺と稱せり。他の門跡寺院に次ぐの待遇を賜ひ、宮中の大禮及び御惱等すべて慶吊ごもに時の住持參朝して、天機并に御機嫌を奉伺するの例なりき。寺祿は開山佛頂國師の在世中は、千ヶ畑の官租を割きて之を賜ひ有司に詔して、優禮外護せしめたまふ。其米金の數は詳ならざるも、僅に僧員五六口の資を給せられしと寺傳にあり。靈元院天皇貞享二年六月より年々御内帑より御合力米八石宛を賜ひて、明治天皇明治六年に至るまで拜受す。亦孝明天皇慶應元年十月より年々



内帑より御合力金六拾兩宛を増賜したまひて、明治六年に至るまで拜受す此の外臨時に講堂御修理料を賜ひて、寺門の山林田畑等ごの所得を加へ、寺門を永續し來りしなり。明治天皇明治七年より從來の金穀御下賜を改めて、御金百圓宛を持旨を以て、寺門永續の爲め、宮内省より年々御下賜の特典を蒙むり、今に於て拜受せり。當山は、山城西賀茂の靈源寺と、兩翼大本寺の一として、古來一絲派として獨立せし由緒ありしも、明治七年、官命に依り時の形勢を重んじ、法系の緣由に依り、妙心寺派に隸屬し、特殊の優遇を享く、現今は末寺十二ヶ寺を有す。伽藍は明治十年四月不幸にして庫裏及び方丈を烏有に歸せしも爾來原基礎に再築せり。住持の代數は今に至りて十四世にして、勅創より今を距ること實に貳百八十四年なり、勅創より以來、數々勅使を差遣して寺門の興廢を視察せしめらる。

當寺の開山一絲和尚は、諱を文守、別號を桐江散人、又は耕閑子養風子など、いふ。佛頂國師は滅後の勅諭號なり。京都の人俗系は村上源氏にして、今の公爵岩倉家の祖、木工頭具堯卿の第三子、母は園左中將基繼卿の女なり。後陽成院天皇慶長十三年二月廿七日に生る。後水尾院天皇元和元年に八歳を以て、皇太后中和門院、召して内整たらしむ。同七年に十四歳皇太后の懿旨を以て、相國寺の勝定院主雪岑峯長老に就て、内外典を習學せしむ、敏悟超邁にして、書を見て再び過ごさず、人威な驚異す。寛永二年に十八歳、後水尾帝、召して官に任じ、皇儲の傳たらしめんと勅ありし



第三十六圖 山中四儀儀佛頂國師筆(法常寺藏)

も、師陳志篇なる一文を奉りて固辭す。同三年に十九歳春三月和泉國堺港の南宗寺に往いて、澤庵彭禪師に參謁して、始めて禪要を叩問し、參究すること累日なり、遂に横尾山心王院の聚俊律師に就いて、落髮受具して出家得度す。同四年に二十歳、亦澤庵の左右に侍す、孜々として禪要を參詳し、同六年に二十二歳、澤庵が或事に依り出羽國上山に誦せられし時も、師之に従ふて侍すること、半歳餘にして歸洛し、洛西の岡村に閑夢庵といふを結べり、師が養高の處なり。近衛信尋公、烏丸光廣卿等の縉紳を始め、道俗の參尋するものに多く、同八年に二十四歳、後水尾帝仙院に師を召して、禪宗の法門を叡問したまひ、奏對旨に契ふて、大に嘆賞を加へたまふ。これより道價日に高く、天皇深く御歸依ありて、頗る優遇を賜ふ。初め信尋公と、光廣卿と、臣等多く僧侶を見るに、未だ文守の如き英邁なる者はあらず、と齋しく奏するを以てなり。然れども、師の性甚だ煩を厭ふて、同九年に二十五歳丹波國桑田郡千ヶ畑村に入り、一艸庵を結んで、之に移居す。同十一年春に烏丸光廣卿は師の爲に別に一小庵を創して桐江といふ。傳へいふ光廣は、この前年に、太上天皇の内命を奉じて、尺八を吹いて普化僧に假裝して山中に入り造訪す、款語數日和歌を留めて去ると、洛に歸つて、太上天皇に内

奏す、實は内帑を賜ふて造營せしめらるゝなり。道俗日に參尋するもの多く、是を以て、太上皇、詔して莊田を置かんと欲す、師力めて之を辭す、師は平素皇室の式微を慨嘆し、幕府の專横を憎惡するの、素志あるに因る、亦當時の五山十刹の華侈の蔽を矯めんと欲せしなり、加之、祿を受るときは、幕政の煩あり、尤も師の欲せざるところなり、同十二年に二十八歳、太上皇、華鐘を賜ふて、晨昏を警しめ、更に僧堂數椽を茅構し、僧堂に擬し、寮舎を造つて、以て四來の僧侶の安息所と爲したまふ、同十五年に三十一歳、夏六月師疾に染む、太上皇、官醫を遣して治せしむ効あらず、召して京に至らしむ。久しからずして山に旋りしも、其八月に、太上皇、詔して靈源庵を、洛北の西賀茂に創し、師が憩錫の地として賜ふ。十一月五日を以て師入庵す、同十七年に三十三歳、太上皇召對するの間、數々山居の勝槩を叡問したまふ、茲に因つて、師山居の偈十篇を作つて進覽す。上皇大に悦びたまひて、御和の歌あり、師の偈と、もに、宸翰を灑いて之を賜ふ、此の一卷は國寶に編入せらる。同年の春太上皇第一皇女なる、深如海院宮文智女王は深く佛乘を信じ、屢々尼と爲らんことを請ふ。是に於いて詔して許して師に依つて剃度受戒せしめ、法號を大通文智と名づけ、常に師に參禪の要を御問して、頗る堂奥を究めたまひ、後に大和山村に圓照寺を創めて之に居たまふ。同十八年春に三十四歳、太上皇勅して法常寺を桐江庵の北に勅建して、師を以て開山祖として之を賜ふ。同十九年冬に三十五歳、太上皇、和歌を以て、三則の公案を發揮し、宸翰を染めて之を賜ふ。

師御韻を次いで三頌を獻す、同二十年春の末に三十六歳、近江國高野の永源寺の懇請に依り、同年八月同寺に轉住して、法常靈源を兼任す。四方の名僧高士雲の如くに集る、正保二年六月に三十八歳、疾あり養生數月に亘るも痊へず、太上皇、詔して京に赴いて治せしむ、其九月に永源に還る、太上皇詔して官材を賜ふて、永源の方丈を一新し皇太后東福門院も亦内金を捨て、助建す、同三年春正月に三十九歳師の病また再發す、遂に自ら起たざるを覺ふ。太上皇又中使に命じて、醫藥に京師に就かんことを詔するも、師謹謝して而も肯へて赴かず因つて詔して、官醫を遣し、又有馬の温泉を取つて浴を賜ふに至る、其恩遇の優渥なる此の如し、然れども其三月十九日午時遂に寂す。師は風神明徹に、龍頭虎視、頭腦聳直に、清く修ふして甚だ癯す、說法機に隨つて誘掖し、其見る者悦服せずといふことなし。亦文詞清藻、當時に聞ふることあり、其法を嗣く者、石鼎頭、如雪巖、鳥丸光廣の如き、其最たるものなり、近衛信尋公も深く師を歸信し、往復の消息等現存せり、其他の交友には、小堀遠州、瀧本松花堂、板倉重宗等あり、遺著の禪書に、緇門寶藏集、大梅夜話等の數篇あり、世に行はる。滅後に遺徒なる當山第二世雪光の編集せし、一絲和尚語錄五卷あり。寛文七年四月に、後水尾帝に奉獻せしに、皇情大に悦びて勅して、板に鏤めしめ、其資を賜ふ、第四世晦之は、之を重編して佛頂國師語錄五卷年譜一卷となし、靈元院太上天皇に奉獻せしに、天皇享保三年八月に、宸翰の勅序を賜ふて、共に世に流布せり。師の遺物數品は寺寶として珍製せり、其儉

素なる一物として、聖者の影迹ならざるはなし、師の遺髮塔は、寺の後庭に在り、淵默塔と名づけ、遺骸は彼の永源寺に收藏せしなり。

當山の古文書に依つて、當山の十二境として、傳ふるもの左の如し、第四世晦之和尙の撰むところといふ。

九路峰 千偈水 降天室 卽心軒  
聖者窟 伽藍廟 荷衣沼 松花堂  
飛雲嶺 曼玉林 桐江菴 羅浮苑

淵默塔は、方丈の後苑の上にあり、開祖が常に坐禪せられし舊地に、國師の遺髮塔を建て、名づけて淵默塔といふ、後水尾帝第十二皇子貞敬法親王の御撰文にして、靈元院天皇第十皇子尊昭法親王の御筆に成る、髮塔銘を賜ふて、今に傳ふ。この外由緒ある建物には、本堂は本尊釋迦如來を安置す開祖存世中に開眼せし靈像にして安永三年の創建なり、光格天皇の勅を奉じ、恩賜金を主として營造せし、支那伽藍式なり。

開山堂は、寛政年中の創立にして、後水尾帝法體の尊影と、御歴朝の龍牌を奉安し、亦開山佛頂國師の木像を安置す。唐門は、檜皮葺の平唐門にして、寛永十八年後水尾帝が、當山を勅創の時、宮中より御舊殿と共に移させられし勅使門なり。境内の風趣の勝槩は春花秋葉四時の景致に富む

の靈區なり、この千ヶ畑なる一部落は、法常寺の開祖一絲和尚が、此地に山居せられしにより、明正院天皇御宇、寛永十一年の秋、徳川家光公へ、御使を遣はされ、本郡大井村と、院の御領と替へさせらるの詔旨あり、千ヶ畑を院御領とし、代ゆるに大井を小出伊勢守の所領となす。

歴朝の御下賜ありし、御物、宸翰、繪旨、口宣、女房奉書等數多所藏せり、亦和漢の書畫筆蹟等の什寶多し。

## 第十二節 大井村

常觀寺 字北金岐に在り紫雲山と號し、黃蘗宗に屬す。寺傳によれば、桓武天皇の御創建に係り、其後一旦廢滅に歸せしが、永祿十一年領主股野但馬寺、此名利の復興をはかりしかば、正親町天皇華溪菊禪師に勅して、寺領三百町を賜ひて、再建せしめられしが、後再び荒廢に歸せりと云ふ、元祿四年鐵眼禪師一切經板刻の爲勸化せし時、その一遺場として其門弟正智公因をして造營せしめ以て、寺運を復舊せり紫雲山常觀禪寺記は近世の筆録にかゝるものなれ共、本寺沿革の一端を窺ふに足るものなれば左に之を掲ぐべし。

### 紫雲山常觀禪寺記

山陰道丹波州桑田郡北金岐村有觀世音梵刹、乃桓武天皇勅建之所、號紫雲山常觀禪寺後山巖然林

岳幽邃遙望、門前弘河湯々可謂補陀之淨刹也。考其聖像當山之東南三百步許有栴林茂盛故稱栴木原中有一大樹王、延曆二十三年八月十八日忽雲起風卷雷聲闐々大地震動而樹王倒折中有大悲像、金光燭漢紫雲覆地都民驚怪乃造栴木原見一如意輪觀自在像、儼然坐於栴林中村民異之奉其像、卽就此山創茅宇、卽以栴木爲座以安置之、俄有老僧至莫知其所自來乃曰善哉大悲無刹不現身、我於此地爲開山之始祖乎、衆人怪問曰大德爲誰耶曰吾名無得言訖、詣像前禪誦精進無得上人不知其姓氏其術如神疑、是大悲應化後莫知所終其像靈威特甚、四來謁者日接踵於道時平城天皇聞大悲之靈特勅建金殿及二層寶塔本殿、扁曰圓通閣、又設辯財天祠爲護伽藍神並賜莊田三百町永資僧膳、遂成大名藍題以今名干時大同元年三月十八日也、自時厥後羅元亨建武之亂爲寇賊所侵荒涼、衰微至永祿十一年十一月二日本郡主股野但馬守念名山聖跡以奏朝廷皇帝正親町院勅華深菊禪師主之特賜本田三百町、由是山川復煥然生色、菊禪師卽但馬守第三子小字菊千代九年方舞象因夢感出家三學並進聲光著聞、天正七年因明知日向守之戰悉皆零落自此無修治者至祿年間攝之坂陽瑞龍鉄眼光和尙之徒正智公因遊此地、觀勝境有興復之志遂修葺之以其師爲中興之祖、屬黃檗派下於巖此山自始迄今及九百歲矣、其間隆替不一而了不可勝者非大悲之靈應乎

右

懷王師兄所撰載在伽藍記當代住持正智禪師袖紙來請山野手書因應其需云

元祿丁丑三月上浣

佛國大隨圓書

而して本堂安置の木彫如意輪觀音立像は、割合に修輔の跡を見ず、恐らく足利時代中期の製作に係るものなるべし。

**願成寺** 字並河に在り、臨濟禪宗妙心寺派に屬し、瑠璃光山と號す。寺傳には元明天皇和銅年間の創建にかゝり、始め天臺宗に屬せしが、文明十六年妙心寺雪江和尚之を禪寺に改め、天正年中兵燹に遭ひて一たび焼失したりと云ふ。本寺の西二丁餘の處に字仁王門と稱する地名ありて、元願成寺仁王門の在りし處と傳へ、現今本堂の礎石にも往時の礎石を用ひしと思はるゝものあり、本寺沿革の古きを想像するを得べし。本堂は方三間の寶形造にして、本尊藥師如來を安置す。藥師如來は木彫座像にして、丈二尺八寸七分、二重圓光あり、尊容を拜するに、兩手、衣紋其他に甚しく近世の修覆の跡を見るは遺憾なれども、尙鎌倉時代の製作なること疑なかるべし。

**法然寺** 淨土宗西山派に屬し、粟生光明寺末たり。往古天臺宗地藏寺と稱せしと云ふも、其沿革明かならず。本尊木彫阿彌陀如來立像は足利時代の製作にかゝるものなるべし。

**高福寺** 法隆山と號し、淨土宗鎮西派智恩寺末たり。寺傳によれば一遍上人の開基にかゝり、更らに長享二年三月本村眞繼筑後守が先靈菩提の爲に再建せりと云ふ。

正福寺 野寺に在り、淨土宗に屬す。  
善隨寺 字金岐に在り、眞宗本派に屬す。

第十三節 千代川村

嶺松寺 字北の庄に在り、淨土宗に屬し、もと北の庄東の田圃の中にありしが、戰國時代兵燹にかゝり、此地に移りたりと云ふも、其沿革詳かならず。觀音堂の棟札は近世のものなれども現存し、古傳を徵するに足るを以て、左に掲ぐべし。

子安十一面正觀音菩薩御丈三尺惠心僧都之御作也、干時若州小濱心光寺代六世行蓮社梵譽上人良童琳甫大和尚、元祿十六年癸未歲八月十四日即於彼靈場付與予給、故十方壇越以助成一間半四面之堂於建立而、以安置且爲師恩法恩自利自他也

大工 川關村 八木甚右衛門藤原朝臣爲重

同 八木喜兵衛爲直

同 八木五郎兵衛爲由

同 八木半七爲房

時寶永四丁亥十二月二日

願以此切德普及於一切我等與衆生此具成佛

住持 心蓮社覺涼風圓通 (花押)

これによりて、觀音堂が元祿十六年の再建にかゝること明かなるべし。

淨福寺 字湯井に在り、朝日山と號す。天和年間に建立せられたりと云ふ。

光福寺 字北の庄に在り、眞宗本派本願寺末にして、文明年中の創立にかゝり、寶曆年中一度焼失したりと云ふ。

臨生寺 字小林に在り、淨土宗に屬す。

小松寺 字千原に在り、淨土宗に屬し、金華山と號す。寺傳には小松内大臣重盛が育王山より將來せし、十一面觀音石像を守本尊として厚く崇敬せしが、本村出身の妙善なるもの重盛の寵を受け、養和元年此尊像を奉じて此地に安置し觀音堂を建立せしと云ふ。

宗福寺 字川關に在り、臨濟宗妙心寺派に屬す。因果居士の舊跡なりと傳ふ。

第十四節 馬路村

長林寺 字馬路に在り、梅嶽山と號し臨濟宗妙心寺派に屬す。江戸時代末期の記録たる本寺所藏の祠堂料簿によれば北岳和尚を開山とし、天正十一年の創建にかゝるとするも詳かならず、幕末には塔

頭に少林菴、友松菴、妙雲菴、陽雲菴、淨泉菴等ありし如し。

慶應寺 字池尻に在り、臨濟宗妙心寺末たり。

導養寺 字馬路に在り、七間三面の堂宇にして、中に釋迦三尊を安置す。

照明寺 字馬路に在り、眞宗本派に屬す。

### 第十五節 旭 村

元明院 字美濃田に在り、眞言宗に屬し東寺末たり。寺傳によれば本寺は和銅元年元明天皇の勅願に

影三十七圖

旭村元明院安置 木彫阿彌陀如來立像



より創建せらるゝと云ふ。後堂塔大破せしを、安元々年小松内大臣平重盛之を再建し、七堂伽藍完備し、上ノ坊、中ノ坊、下ノ坊、尾崎ノ坊、東ノ坊、池ノ坊等の塔頭子院ありしが、

天正年間兵燹に遭ひ、一旦焼失せしを、天正十五年僧宗俊更に之を中興したりと云ふ。今記録古文書等史料の徴すべきものなきは遺憾とす。文化十三年秋改作せられたる本寺古繪圖を見れば當時山

門、五重塔、本堂、護摩堂、坊舎五屋等ありし如し。

今庚申堂に安置せる木彫阿彌陀如來立像は高さ三尺五寸(光背を含む)、臺座一尺二分ありて、背面に左の銘文を刻せり。

爲秦姓子孫永久

奉皇太子願一刀三禮刻之授

推古六戊午年三月十五日

秦川勝大臣廣隆宿彌

就いて、佛像の尊容を拜するに其相貌、衣紋等優麗にして、其刀法より見れば、明かに平安朝期の優秀なる製作なるべく、もとより右銘文は後世の偽作なるは惜しむべきも、其書風稍古く、決して近世の作爲にあらず、秦氏の勢力圏たりし此地方にかゝる記事の見ゆるは興味を惹くところなり。本寺東の方面にして寶篋印塔一基あり、高さ四尺二寸餘、其形式より察するに其種塔婆としては、古きに屬し、室町時代初期のものなるべし。

光徳寺 字杉にあり、曹洞宗に屬し、永平寺末たり。往古は本村の東南千歳山頂にありて岩鍋山岩平寺と稱し、今尙其寺蹟を知ることを得べし。應永廿二年僧賀屋該寺を本村南字寺山の麓に移し、伽藍を完備し、將軍足利義晴亦寺領を寄進し、境内には貫道庵、衆昌軒虎竹庵、榮昌寺の四寺存して、

寺運紹隆を極めしが、天正年間兵燹に遭ひて、堂宇灰燼に歸せり。其後永祿八年再建せられ莊嚴山光徳寺と改稱せしも、寶曆八年七月また火災に罹り、纔かに現時の堂宇を遺すのみとなれり。今本寺所藏の古記録は多く近時の筆録にかゝるものゝみにて、江戸時代後期の有様を明かにすることを得べきも、古傳を徵すること能はざるは遺憾なりとす。

本堂安置の木彫聖觀音立像は丈五尺餘、其手法より見るに室町時代の製作にかゝるものなるべし。

**大雲寺** 字美濃田に在り、臨濟宗に屬し、相國寺末たり。文祿四年十月僧龍舟を開基とす、現今の堂宇大正八年一月焼失せしを大正十一年再建せるものなり。

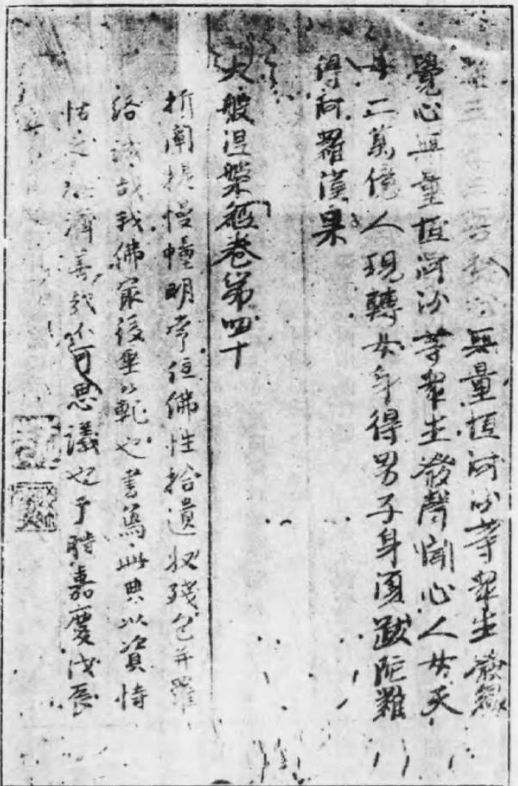
**眞神寺** 字山階に在り、臨濟宗に屬し、妙心寺末たり、寛永十二年十二月僧蒲礪の開基と傳ふ。

### 第十六節 河原林村

**極樂寺** 字勝林島に在り萬年山と號し臨濟宗東福寺派に屬す、應永年間在泉希讓和尚の開基に係ると云ふ。寛文二年僧菊隱の時に至りて現在の地に移りしが、明治初年以來次第に荒廢し明治四十四年再建せるもの即ち現時の堂宇なり。境内藥師堂地藏堂等あり。

今本寺に、もと若宮神社にありし木彫地藏菩薩立像(丈一尺二寸二分)、同毘沙門天立像、同不動明王座像等あり、優秀なる製作と云ふにあらざるも、其年代は鎌倉時代を下らざるものゝ如し。又本

寺所藏の大般若涅槃經四十卷は蓋し貴重なる遺品にして其卷第四十の奥書左の如し。



圖八十三第 僧在泉大般若涅槃經卷第四十 (河原林村極樂寺藏)

折闌提慢幢明常住、佛性拾遺收殘包并羅絡誠哉、我佛最後垂範也、書寫此典以資持怙之極濟善哉、不可思議也、干時嘉慶戊辰春分日也

(在泉) 印

(希讓) 印

かにして、嘉慶戊辰は後小松天皇嘉慶二年に相當す。本郡内諸寺院に所藏せらるゝ古寫經類鈔から

ざるも、多く其年代近世に屬し又鎌倉時代の書寫にかゝると考察すべきものあるも、其奥書なきを遺憾とす。今本寺にこの寫經四十卷の完存せるは珍とすべし。僧希讓は越中の人、三聖院普門寺、東福寺に住し應永十年三月海藏院に示寂す。

**地藏院** 字河原尻、日吉神社の側らに在り、眞言宗に屬し、日吉神社の別當寺にして、京都寺昌院末たりき。嘉吉三年の造營にして正學坊を開基とすと云ふも詳かならず。

**寶光寺** 字河原尻に在り、臨濟宗妙心寺派に屬し、明治廿五年寶陀山福林寺及東光山大日寺を合寺したるものなり。福林寺は慶長十一年桃岳和尚を開基として造立すと云ひ、大日寺は元和三年松首座を開基として造營せられたりと云ふも(川原尻村後鑑)明かならず、寺傳には福林寺は元祿元年の開創と云ひ、大日寺は享保九年の開創と云へり。

**延命寺** 字河原尻に在り、淨土宗西山派に屬し、京都永觀堂末たり。大同年間僧道忍の開基と云ふも信すべからず。本堂に安置せる地藏菩薩像は延命地藏と云ひ、賽者尠からず。

**超願寺** 字河原尻に在り、天正年間の開創とも云はれ、寺傳には元祿年間の開立と傳ふ、淨土宗西山派に屬す。

## 第十七節 千 歳 村

**園分寺** 字園分の西方約六町にあり。臺地の端に位して南西に平野を瞰下する景勝の地なり。現在の園分寺は僅に三間三面の本堂と門、鐘樓、庫裡のみの小寺院なれど、境内には古の堂塔の礎石の存するあり、古の規模を見るを得べし。

現状は南端山門を入れれば其の東々南に一邊約六間高三尺の土壇あり、十七個の礎石整然として存し、中央八尺内外の柱心礎を繞りて三間三面の平面をなす。個々の礎石は中央に小突起あるのみにして多くは荒作りなり(今突起の見わざるものも存せり)。ただ柱心礎のみ特別の裝置あるを見る。全體より塔婆址なること疑を容れず。

門の西方には前者と約三十間を距て、門より塔婆址に至ると略ぼ等距離に約四十坪の隆起部あり。今畑となれり。礎石を見ざるも是れ亦た土壇なるべし。大さの前者と略ぼ相同じく形状の角に近きは注意に値す。本堂は門の北約二十間にあり。庫裡これの東に隣り、南西五六間に鐘樓存す。今庫裡の南方に礎石一個あり。又た鐘樓の側に同じく一個埋もれたり。前者には表面中央に約一尺の圓形突起を有せり。

古堂塔の配置は今上述の土壇及び礎石の位置より推考するに、門を挟んで東西にある二個の土壇は共に塔婆址なるべく、東方、礎石の完存せるは東塔址にして、西方は西塔址に當るべし。然らば中門は現存門の位置より猶南にありしなるべく、金堂は門の北、講堂は本堂の北の邊に求むべきか。



庫裡及び鐘樓側の礎石二個は此の金堂又は講堂の礎石の遺存せるものならん。配置が塔婆の二なること、礎石の手法等奈良時代に多く認むる所にして、是等は草創當時のものなるべし。発見の古瓦、殘礎と共に注意すべきは今猶寺内及び附近に布目瓦の數多く散亂せる事なり。往々文様の見るべきあり、京都田坂謙一氏の採集せる遺品の如きは其の一例にして、疏瓦の文様は一種の特色を有す。手法より見て奈良朝を下るものに非ざるべし。

一般國分寺の草創の如きは、續紀天平十三年載する所の聖武帝の勅に依つて知られ、本寺の如き亦それに基づき營まれたるなるべきが、其の沿革に至りては僅に『延喜式』主税上に丹波國分寺料を載するのみにして他に史上の微證を認むべからず。僅に発見の瓦の内に平安時代と考へらるゝ花瓦片のあるより當時に造作工事のありしを推測なし得るのみ。

寺傳に依れば、天正年間明智光秀の龜岡築城の際焼失せられて全く荒廢したるを其の後寶曆年中護勇比丘(天明八年歿)再興して今日に及べるなりと云ふ。されど此の荒廢再興に就いては現に本堂前に所吊の金口に

元祿十四天辛巳十一月吉日

國分寺正圓坊寄進

の銘あるものあり。元祿に國分寺の現存せるを示して、未だ俄に寺傳の儘を信すべからず。

本堂安置する所の本尊藥師佛座像(木彫)は既に國寶に編入せられたる優秀なる彫刻なり。佛像什寶としては田植地藏、行基菩薩像、護勇比丘像(以上本堂安置)仁王像(山門)阿彌陀像(庫裡安置)等あるも、特記を要するものにあらざるが如し。什器としては上述金口の如き其の主なる一なり。

**神應寺** 字毘沙門にあり、曹洞宗に屬す。もと八幡宮別當寺院たりし如く、毘沙門堂には毘沙門天を安置す。

**養仙寺** 字國分に在り、臨濟宗妙心寺派に屬す。開創は寛正四年なりと云ふも詳かならず、本堂安置の木彫地藏菩薩立像は高さ三尺七寸(臺座共)あり、足利時代の製作にかゝるものなるべし。

**藏法寺** 字江島里に在り、臨濟宗妙心寺派に屬す、もと眞言宗なりしが、寛永年中南深和尚の時禪宗に改めしと云ふ。

**金光寺** 字中に在り、淨土宗智恩院末たり。寺傳には文覺上人の開基と傳ふ。

**耕雲寺** 字千歳に在り、臨濟宗妙心寺派に屬し、開基を鷺雲禪師とすれども、其の沿革詳らかならず。

**極樂寺** 字出雲に在り、淨土宗智恩院末たり。其の開創近世に屬し、現在の堂宇は安政三年の建立

なり、本堂安置の本尊阿彌陀如來座像は屢々修覆の痕を見るも足利初期の製作なるべく、別に小堂内に安置せる木彫聖觀音立像は丈六尺二寸五分、臺座高さ一尺七寸五分あり、光背等は後世のものなれども、尊像は明かに平安朝初期を降らざる時代の製作にかゝり、後世の修補はその尊容を損すること多しと云へども、相好、衣紋の優麗なる手法はよく其時代を示せり。本像は恐らく出雲神社神宮寺の佛像なりしなるべし。

**東光寺** 字出雲に在り、臨濟宗に屬す。寺傳には本寺は往昔千年山金仙寺の遺跡なりと云ふ。金仙寺は仁和年間圓仁の開創する所にかゝる古名刹なり。千年山集に引證せる小右記天元五年六月廿二日の金仙寺に關する記事は秘閣本に缺くも、疑なかるべく、天元は圓融帝の御代にして其沿革の古きを知るべし。安藤朴翁在世の時久我通名其幽居を訪ひ、金仙寺に登り左の懷古の詩を賦せしこと、千年山紀聞に載せたり。

寛平草創梵王臺 物換星移已廢頽

源氏兄弟栖隱處 登臨只見白雲堆

寛平草創梵王臺とは金仙寺を指せるなるべし。其後觀應年間の兵火に一旦中絶し、明德年間再興せられしが、永正年間及び天正年間の兩度兵火に遭ひ、文祿年中僧淨泉山麓に草堂を營み、金仙寺の遺佛を安置し、寺號を東光寺と改めたり。(安藤朴翁の誌せる東光寺鐘銘の跋文による。本記事は

元祿年間の筆録なるを以て、悉く信すべからざるも暫く誌して後考を俟つ)

往昔金仙寺の遺址は東光寺を距る八丁餘登攀するところにあり、編者は實地調査するの機會を失ひしも、今東光寺境内東南邊の生垣中より發見せる古瓦片は經一寸一分餘ありて、紋様等なきを以て今猝かに斷じ難きも、金仙寺の往昔を物語るもの、如し。

**東林寺** 字國分に在り、黃蘗宗に屬す。本堂は文政年間の再興に係り、安置の木彫聖觀音立像一軀は丈三尺二寸あり、其手足の部分其他に拙劣なる修補の痕を認むるは遺憾なれども、尊容端麗にして恐らく平安末期を降らざる製作にかゝるものなるべし。

## 第十八節 保 津 村

**洞泉庵** 臨濟宗に屬し、妙心寺末たり。寺傳に據れば今の寺地は、往古天台宗東光山平安寺の寺地に於て、文祿年間村上助左衛門が自庵を以て、洞泉庵を開創したりと云ふ。

**文覺寺** 臨濟宗天龍寺末なり。堂宇は安永四年の建立なりしも明治十六年村内大火の爲め類焼し其翌年再建せられしものなり。左の縁起は寛永年中文覺寺住職の筆録したるものにして、其前半史實と合せずして、信すべからざるも、慶長以後の沿革は略ぼこれによつて知ることを得るを以て、左に録すべし。

## 文覺寺緣記

夫丹州桑田郡保津之庄内文覺寺者古來此處者傳云、古者文覺初發心之時業體修練事相受行、而所秘在之密門也矣、今據釋書等之記而竊取意而云之、文覺姓藤氏俗名盛遠其父親衛校尉持遠之子也、其末生已前父母憂其家無子而無後而參籠長谷之觀世音而所得之一子也、其母不幸產畢死矣父持遠不忍見斯赤子之被背燕若吐甘之慈母而在其喪歟、柳將有所其期而竟方人歟強負之來、而就當庄内春木<sup>(桂氏)</sup>二郎入道道善之宅而令斯養息之道、善得而以容之矣、日夜以望其長閱焉乳養之也、及三歲父持遠亦死矣道善殊哀憐而粗至其成立矣、渠其天賦膽大兇惡而面皮亦厚矣、其起居出入夸、疾走矣、日喚聚四隣之群兒首、而奔登山野蹈損田畠、而飽得人之憎矣雖野老村叟亦不得制之退後而令透過矣、乃至其十有三歲而元服字而號盛遠矣、既而追其亡父之家業、而辭熟處歸上而備宮掖衛兵曹矣、及其十有八歲誤斬愛婦之首矣引此逆緣、而雍髮矣、難行苦修而扶桑州内之靈區無利不遍遊矣、後正發憤竭力於修營而終以得遂神護構復之志矣、可謂法社之良匠矣、夫文覺因生緣之所以而平居歸仰大慈悲父而常念恭敬矣、卽此處鎮座之彫像是其守護之本尊也、故人依持物之願主而釋名而號文覺寺者乎矣、然此遺蹤湫隘而有徂方方一間茅葺之小堂而且無福無緣也、故雖文覺之所憩一箇之藍坊亦無矣、庄内之老翁欲便斯香火而夫婦縋之者或寡寡獨一之者使之居焉、是皆雖欲留脚而滯在茲、賤者之性癖而股肱怠惰也、晨朝日沒堂上之香火亦不務之雖庭上吹塵又是怠洒掃、匪當意

之又徒而私散錢等而易得用之矣、起臥尿溺而汚却悲體鎮座之梵地之故乎、疥癩跛壁之疾痛皆切其身矣、庄内之見之聞之者不知其自業之所致而訛云、大悲憐而作斯崇而恐怖、而近傍斯門者或寡矣、其如斯而若可棄捐後來恐尊像亦到成烏有乎、可惜許可惜許、茲慶長年中天龍派下之徒有珍翁玉座元者應合村之招請、而盤結草庵而爲禪座之地、而以居焉、座元少欲知足耽枯澹寂寞而其生以終焉、其弟浩甫座元繼其寒席而膝下不温煙好箇時節、前之太守菅沼氏定芳公仁端之所發存法社興隆之義免地高二石寄附、而令賑濟一箇半箇矣、其高躡之定輝公亦克法之矣後之太守松平氏忠晴公其高躡之忠昭公亦克循由斯舊規而令足慰半外館内之寂寥矣、於戲斯四君之澤施永以存此軌則實功德無量者乎、先是三四十年前吾師浩甫因事而立志仍舊基潤色而以隱居焉、後復令其弟星守首座居焉、首座不幸短命而早罹疾病、其臨亡之端的就斯法咒周慶遺語其慈母之恩田與此後住而以寂了矣、柳貧道無力而修復之浩甫之於文覺雖殊德異發憤而遂其志者與夫神護構復之文覺同其志者乎、一笑如上之件々今因寺社執事二殿之尋覓之而以記之矣、

寛文十年戌三月 日

天龍派末文覺現住周慶

卽ち之れによれば、領主菅沼定芳が寺領二石を寄進して、寺運を興隆せしめ、後松平忠晴以下歴代の藩主亦之を庇護したる如し。而して今本寺所藏にかゝる正平五年十二月十七日後村上天皇繪旨一

通、永祿六年六月十四日正親町天皇繪旨一通（神護寺燒失に關するもの）及び天正十六年九月廿三日繪旨一通は皆神護寺宛のものにして、神護寺に關係し、本寺に直接關係なきも、史料としては貴重なる古文書たるを失はず。

**養源寺**

春徳山と號し臨濟宗妙心寺末たり、天正二年村上和泉守清國の創立にして九養竹菴と稱し妙心寺開山十一世の法孫南化國師の開基に係る寛文年間祖運和尚之を中興し元祿九年今の寺號に改むと而して本尊釋迦如來立像一尺五寸文珠普賢の三尊佛を置く寺傳之を恵心僧都の作と云ふも證すべき史料なきを惜む、尙寺域に一小堂宇ありて十一面觀音立像二尺五寸、聖觀音立像二尺三寸、地藏尊立像三尺、不動尊座像二尺三寸、の古き尊容を拜するも年代作者を詳にせず

**福性寺**

臨濟宗相國寺末にして、萬治年間の中興にかゝり、後弘化三年再建せられたるものなり。

**極樂寺**

小字西垣内に在り、眞宗本派に屬す。

## 第六章 古墳及史蹟勝地

### 第一節 本郡の古墳

南桑田郡の地は四周に山岳を繞らせるも、中央保津川の流域に形成せられたる龜岡の盆地を擁し、東南老の坂に依りて山城に通ず可く、丹波諸郡中最も形勝の位置を占めたり。されば其の城内各種の遺跡に富み、最近石器時代に屬する遺物の千歳村出雲社の境内にて發見せしを傳ふるあり。我が上代の墳壘に至りては遍く郡内に散在して、内に前方後圓墳をはじめ方形墳、圓墳あり、墳の單獨なるもの或は數十基の群集するもの等種々の類を含み、特色ある構造を示せるもの少なからず、それによりて古代に於ける此の地區の開化の狀を察し得るものあるは極めて顯著なる事實なりとす。

今是等の遺跡の分布の狀態を通觀するに、例へば櫻田村田能上保、東別院村日向等の如くや、僻遠の山地に存するものなきにあらざるも、概括するに其の主なる所在地は盆地を圍む山麓より山腹に亘る地帯に限られたるかの觀あり。而して更に精査せんか、丘陵麓の臺地には墳壘の大形にして且つ單獨のもの點在し、丘陵腹には封土の大ならざる圓墳の群在せるの事實を認む可し。これを實例に就いて檢せむか、千歳村車塚、保津村の車塚、篠村王子の三ツ山古墳、野條の古墳、淨法寺の古墳、池尻の坊主塚、千代川村小學校背後の一墳等は前者の例にして、千歳村出雲、同國分、千代川村、稗田

野村、鹿谷等の古墳、法貴犬飼寺村宮條等の犬飼、曾我谷兩川の灌漑する小平地の周圍にある多数の古墳は、其の後者に屬するものなり。此の山腹にある古墳群は其の敷臺地にあるもの、數十倍に達するも孰れも略ぼ相似たる構造を有し、共通せる性質を示せるに反し、前者に至りては、少數の間に外形區々たるものあり、内部の構造また必ずしも一ならず、内に特殊の形式に屬するものあるは、兩者の營造の年代と關聯して注意に値する事實と云ふ可きなり。次に東南の篠村よりはじめて其の主なる遺跡に就いて一々の構造特質を記する處ある可し。

## 第一 王子の三ツ塚古墳

篠村の東南字王子の西山にありしもの、現在に於いては墳の舊形をどごめざるも、凡そ二十年前之を穿てる際出土せし鏡其他の遺品を傳ふるあり、郡内に於いて特記す可き古墳の一とす。土地所有者なる栗山信太郎氏に就いて聽くに塚は低き丘陵上に築造せしものにして、其の名の示す如く大形の古墳を中心として三個の丸塚東西の一直線上に並び、各個の距離約二間あり。大なる塚は徑約十五間、高さ二間半にして、小は共に徑約七間、高さ一間内外あり、各塚共に表面を苔くに礫石を以てし、また埴輪圓筒を繞らせるものなりしと。而して遺物を發見せしは附近の竹藪に土入れを行ふべく封土を削れる際に鏡其他の主要なる遺物の存したるは中央の大塚なりと云ひ、其の構造、内部に栗石を以て積成せる矩形の石室あり(但し天井石を缺けり)と。室の底面は封土の表面下約二間にして、其の略

ぼ中心に當れる處より背面を上にして二尺四方の杉材の上に置ける鏡を發見し、附近より多數の滑石製勾玉を出し、また直刀身五六口ありしと云ふ。是等の遺品中、勾玉と直刀身とは散佚せしも、同時に發見したる管玉棗玉、小玉等は上記栗山氏今なほこれを藏し、鏡と硬玉製勾玉一個とは東京帝國大



圖十四第 王子三ツ塚古墳發見繪文神鏡

學人類學教室の有に歸せり就いて見るを得可し。即ち勾玉一個は硬玉の白綠斑の石質より成れる丁字頭にして長一寸一分餘あり、形整美、頭部の穿孔の一端大に他端小さく一方より貫通せる式なるは稍特異なり。栗山氏藏の管玉は碧玉製の細形にして、徑一分長さ五分四厘のもの一個なるも、棗玉は其の數三個、小玉は青色のもの百餘個あり。棗玉は孰れも長さ二三分の小形なるも、表面に葉狀の刻線あり一個は滑石なるも二個は硬玉と覺しく黃綠色を呈し半透明なり。

鏡一面は出土の遺物中特筆す可きものにして、徑三寸九分あり、鏡背の文様内區に環狀孔を伴へる神獸を肉刻し次の半圓方形帶の方形格には一字宛の銘あり、全文は

吾作明竟幽凍三岡大吉長生

と讀まる。而して外區には飛禽與其他の繪紋様を配すること挿入の拓本に見るが如し。此の鏡と同様式の鏡は伯耆國西伯郡宇田川村大字中西尾、山城國葛野郡川岡村百ヶ池等の古墳より出土せることあり。其の形式、内區の構圖手法は支那後漢の元興、永康、熹平等の年號銘ある鏡に類似し、外區は晋の

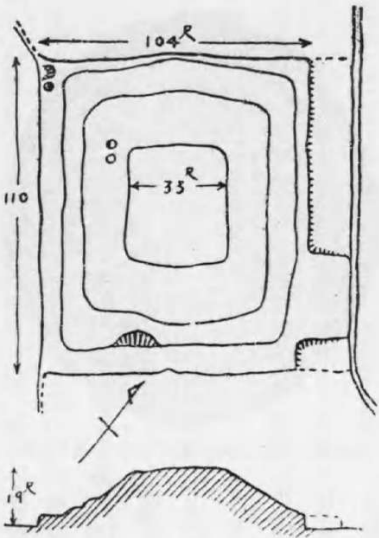
泰始九年、齊の建武五年鏡等に一致せり。

從つて其の製作年代は略々支那の六朝の初にありと推測して誤りなかる可し。果して然らばこれを藏する古墳の年代自ら推察し得られ、また被葬者が當時支那よりの舶載品を獲たりし事を確められて興味を惹く。なほこの事後段に論ず可し。

### 第二 野條の古墳

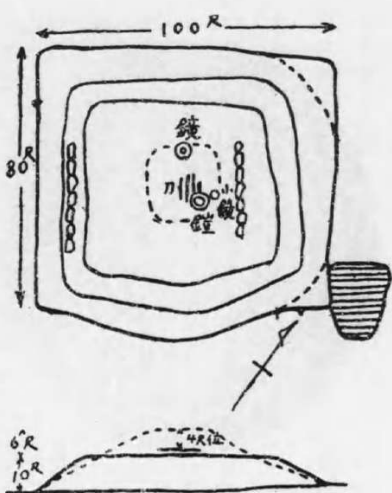
篠村の西方野條の臺地上には三基の著しき古墳あり。其の二は村の東方、大字篠との間にあり、他は村の北東方、小字イカの辻の田圃中に存す。

前者の一は今は道路封土の中央を通じて爲に形を損せるも、もと南面の前方後圓墳なりしが如く、現存後圓部の高さ二間内外あり、欄樹を生せり。他の一は右の塚の西南に接して存し、土俗俗に樹塚と



圖一十四第 野條の樹塚古墳外形圖

呼び完全なる方形を呈し、また後者は俗に瀧の花の塚と稱して大正七年二月上部を穿つて多數の遺物を見出せる顯著なる墳壘とす。



圖二十四第 篠村瀧の花古墳外形圖

呼ぶ完全なるもの云ふべく而も構造古式に屬するが如きは研究上重要視す可きなり。次に瀧の花の塚は樹塚の北方にあり、現今にては開墾せられて塚の外形一邊八十尺、他邊百尺、高さ約十尺、階段なき方形の狀を呈せるも、もとは面積約百坪、高さ二十尺を超ゆる封土にして、凡そ三

十年前一度上部數尺を削りたる事あり、更に大正七年二月に開墾を行ひて著しく形狀に變形を來せりと云へば本來の形の如何なりしやは俄かに定め難し。此の再度の削平に際し遺物を發見せしものにして、發掘者中井七郎兵衛氏の告ぐる處内部の構造は石棺、石室等より成る式にあらず、石築物としては封土の西南邊に近く一列の石並びあり、北東部にても表面下深き處にこれに對應する石列存せるのみなりと云ひ、遺骸埋葬の位置は封土の略ぼ中央の地下約四尺の部位と覺しく、この所に砂利層あり、中より銅鏡大小二面、鏝一具、直刀四口、劍身一口、木片等を發見せり、而して是等遺物の存在状態は砂利層のほぼ中央に刀劍身五口あり鏝は其の東に接し、側に小鏡一存し、大なる鏡は直刀より北西方稍々距たれる位置に鏡背を上にして同大の木片上に置かれて出土せるものなりと云ふ。



影拓鏡古 發墳古化の瀧 圖三十四第

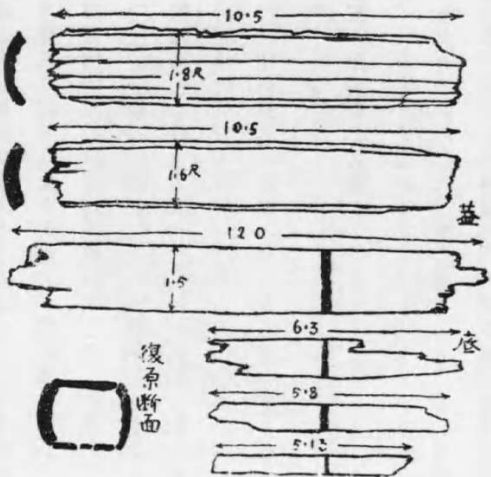
是等の副葬品は發掘の不用意なりしが爲破砕して鏝の如きは單に桂甲の式なりしを推し得るに過ぎざるも、其の鏡の一は幸にはほ形を存して文様より變形四神四獸鏡と名づく可く徑四寸五分、縁高二分

あり、今ま面に鏽を生せるも、破損面に就いて見るに良質の白銅より成れり。構圖は大形鈕を繞りて一種の有節重弧紋帶あり、内區には異形の神獸を配し、縁に至る間に外行鋸齒紋帶二波紋帶一を置くこと挿入の拓本に見るが如し。此の鏡と同式のもの備中都窪郡山手村宿寺山古墳より出土して今ま東京帝室博物館に藏す。文様鮮明なるも模倣の迹の著しきものあり、まさに木邦鏡作部の鑄造と見る可し。他の一鏡は破砕甚だしく圖様明ならざるもまた同じ性質の鏡と覺しく、推定徑約三寸なり。刀劍の類は何れも普通の式にして殆んど拵の微す可きものなし。最も大なる直刀は長三尺二寸あるも他は二尺五寸内外のものなり。此の古墳葺石あり、埴輪圓筒また存す。この後者は燒方に黃褐色と赤茶色との二種を見る。破片の少なからざるより推して封土を圍繞せしこと察せらる。而して其の部位は上邊なりしか。

### 第三 淨法寺の古墳

同じく篠村の淨法寺にも古墳の存するもの二三あり、村内にある一基の如き、また村の南西より土器を發見せる處の如き、其の例なるも、中にて特に記す可きは村落の北方小字中村にある木棺を藏せる古墳なり此の古墳は緩かなる傾斜面に築ける圓墳にして、今ま僅かに東西約四十尺南北五十餘尺の矩形封土を遺すに過ぎざるも、もとは一反歩内外の大きなりしと云ふ。土地所有者沼田源二氏の告ぐる處に依るに、三四十年前封土の一部を削れることあり、其の後漸次縮小を來せしが、十餘年前道路の

改修に當り大いに土砂を採掘して中心に達し木棺を發見し遺物をも得たるなりと。  
 塚の現状、封土の高さ十尺に満たず、大部分赤茶色の粘土より成り上部を覆ふに約二尺の腐植土あり、



圖四十四第 淨寺古墳發見木棺圖

前後の側は全く存せざるも、蓋、左右側の三部はほぼ原形を存し、蓋は厚さ二寸の扁平なる板にて長さ

葺石埴輪圓筒共に見當らず。この封土の西側の斷層面の中央に當り幅四尺、長さ七尺の東西に長さ四所あり、是れ木棺の埋没せし部位にして、本来の埋没状態は棺の位置現存封土の表面下約三尺に蓋水平に存し、この上部約二尺は粘土層にして、層と腐植土との間に薄き朱層あり、粘土層中棺の上部に直刀二口並び存し、棺の附近より管玉（碧玉製、長八九分の太手のもの）十數個を獲たるも、棺内には何等遺物なかりしと云ふ。  
 木棺の構造は圖示の如く、細長き式にして、棺かと思はる、緻密なる質材を用ひ、蓋、側部、底等を組合せて成れるものなり。底は數個の破片となり、

十二尺餘あり、兩側は之に反して稍々外側に彎曲あり、丸木を刳りて作れる面影をどむ。而して長さは共に十尺五寸なり。上代の木棺の制を徵す可き貴重なる遺物となす。此の棺材發掘者より京都帝國大學に寄贈して、今同大學文學部陳列館に藏せり。沼田氏の談に依れば三四十年前封土の東方を削れる際にも木棺と覺しきものを發見し、七八年前まで、幅三尺、長五尺の木片存せしも其の後行方を失へりと云へり。果して然らば此の墳も二棺ありしものか。腐朽し易き木棺のかく遺存せるは一は粘土を以て被はれたる爲なる可きか。

#### 第四 餘部狐塚古墳

龜岡町の西南、餘部村大字風口の北方にあり、安行山の西北麓、茨木街道に接して曾我谷川の岸に近く築けるものなり。此の處南北に長き小臺地ありて、塚は其の北半に存す。従つて北東より望む時は一見南面の瓢形墳の如き外觀を呈するも、まさに丸塚の一特殊例とすべく、封土は東西に長き橢圓狀を呈し、其徑約十三間高さ八尺内外あり、今は上部に欄樹を生せり。表面芝草を以て被はれ何等構造上の部分を見るなきも、塚名より察する時は内部に石室を有するものなる可きか。

#### 第五 法貫の群集墳

曾我部村の領内には次項擧ぐる犬飼の古墳群をはじめ、其の東界をなす山麓地帯、即ち南條、寺村、宮條等の部分に横穴式古墳の點在少なからず、其の寺村東櫻峠にある一基の如きは前年發掘して直刀、



提瓶、杯等の遺物を出せるあり、今ま其の一部を同地の小學校に藏す。されど曾我部村に於ける古墳として先づ指を屈す可きは實に大字法貴にある群集墳とせざるべからず。此の墓原は明治四十五年春岩井武俊氏の調査に依りて世に知らるゝに至れるものにして、氏の詳細なる報告載せて當時の「歴史地理」誌上(二〇ノ一)にあり、約三町歩の緩かなる斜面に大小五十個の古塚の群在する處、稀に見る遺跡なりとす。

古墳群の所在地は村の北端より西に入る二三町の處にして靈仙ヶ谷より東に流れたる數條の脊陵の尾の一部に當るや、平臺狀をなせる部分なり。孰れも内に横穴式石室を有する圓墳にして美道の口は概ね南面せり。石材の採掘と自然の破壊とによりて五十基中封土石室の二つながら見る可きものは僅かに數個に過ぎざるも、これを概觀するに、封土は小形なるもの多かりしが如く、ただ東端に近く存する稻荷の小祠の建てる一基のみ高さ四間を超ゆる大封土にして、恰も全群中の盟主たるかの觀を呈す。墳の内部の構造部分たる石室の構造は殆んど全部花崗岩の自然石を用ひて營造し、石室の平面は所謂撥形なるもの多く、而して封土に比して著しく細長き式に屬せり。現在稍々形を遺存する二三に就いて見るに、古墳群中北西隅にある一基(岩井氏の第十七號)は封土なほ見る可く、石室は美道の天井部を破損せる外、ほぼ原形を存して支室の長約十三尺、幅五尺三寸、高さ八尺あり、前方に續く美道は今長さ十七尺を存し、通算するに總長五間あり、大さ群中第一と云ふ可く、室の架構また見る可きものあり、圖示せしは此の入口部の寫眞なりとす。前者に次ぐ大さの塚は分布區域の中央の南部にある一(岩井氏の第二十三號)にして室と美道との長さは併せて二十九尺なり。ほぼ中央部にある一墳は、其の石室所謂撥形の細長き式にして口部の幅約二尺五寸、奥幅三尺三寸に對し長さ十五尺を數ふ。初に擧げたる石室古墳の西方にある一基は室の架構の特色あるものにして、側壁の用材は割石を用ひ、殆んど垂直に積み上げたもの、また支室と美道部とは左右、天井の三方に於いて區別ある處、多くの石室と趣を異にせり。支室長約十尺幅五尺に近く、美道は幅約三尺五寸にして、長さ十五尺を超へたり。

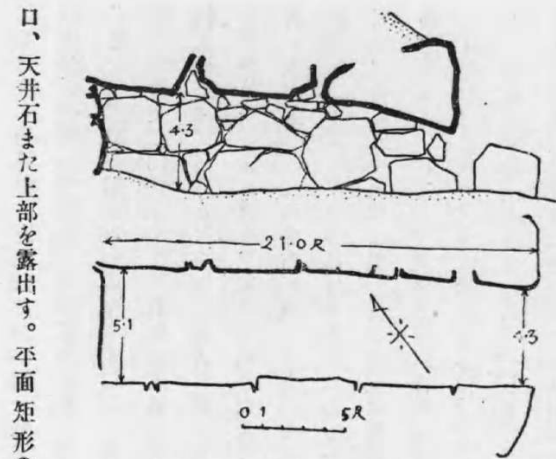
本群集墳發見の遺物に就いては今日何等傳ふる處なく、従つて其の性質を究め難きも、如上の遺跡を觀る時は古來有名なる河内郡川の千塚及び近時顯著となれる同國道明寺山の群集墳との酷似を發見す可く、古代に於ける共同墓地を想起せしむると共に、また此の附近が古く開發せられたる事實をも察



第四十五圖 法貴群集墳の一石室

し得て感興を惹く。本郡内には以下述ぶるが如く古墳の群在地少ならず、されど本郡の如き小地域に群在するは他に類例なき處、まさに特記す可き遺跡なりとす。

第六 犬飼の古墳群



圖六十四第 犬飼天神垣内塚の室測圖

口、天井石また上部を露出す。平面矩形の簡單なる形を取れるも、圖示の如く側壁は大小の石材を

法貴の北方同じ曾我部村の内犬飼の南西丘陵腹に他の古墳群あり。靈仙ヶ嶽の東北麓に近き傾斜面に營造せるものに係り、もと十數基を存せしも漸次破壊して今や數個に過ぎざるに至れり。形式孰れも丸塚にして壇輪なく横穴式石室を主軸とする點に於いて法貴のそれと軌を一にせり。但し現存墳中天神垣内にある一基は封土の周圍に護石を繞らせる點を特異となす。此の墳は直徑五間、高さ約一間あり、圓形の封土に割石を含むのみならず、周圍には高さ二尺五六寸の石材を繞らして境界を明示せる處本邦墳墓中稀に見る處なり。塚の主軸は横穴式石室にして封土の中央に南東面して開

巧みに積み上げて、上部に至るに従ひ若干の縮約を示し、大石三を以て頂部を覆ふ處架構の見る可きものあり、全長は二十一尺にして室と羨道の區別なくただ幅入口にて四尺三寸なるに對し奥にて五尺

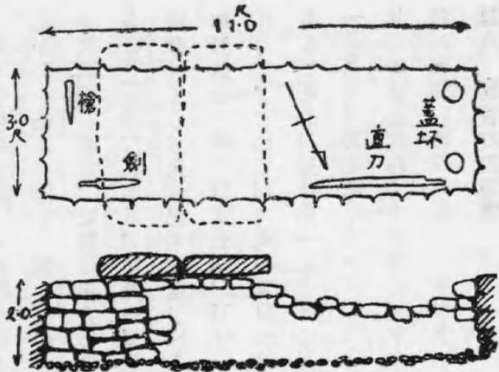
一寸となれるを見るのみ。構造よりして此の墳蓋し横穴式石室の盛時に屬するものならんか。

本古墳群に於いては今ま副葬品の微す可きものなし、ただ曾我部村小學校に犬飼字家庭出土の陶質の埴、蓋坏等を藏するは相接近する地域なるを以て、遺物の一端を推察するの資ともならんか。

第七 穴太の塚

穴太村落の南東の脊陵上古墳の指摘し得べきもの三四の中其の端に近く形勝の地に築かれたるを小字口山の俗稱塚古墳となす。本塚は海拔百七十米突を超ゆる高燥の地にあり、圓塚にして徑約八間、高さ一間内外を數ふ。大正七年九月上旬用水溝改修の爲上部に露出せる石材を採取せんとして石室に

掘り當て遺物を發見せしもの、當時實地の調査を行へる島田貞彦君の報する處考古學雜誌(九ノ一二)



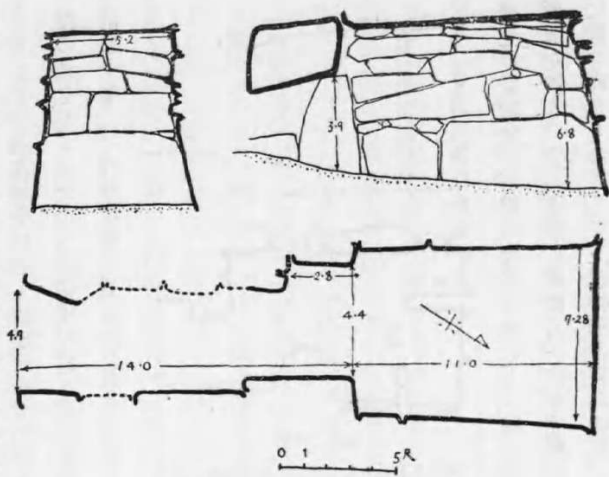
圖七十四第 穴太の塚古墳石室の測圖

に従ふに室は東西に長き竪穴式石室にして、全長十一尺、幅約三尺、高さ二尺あり、周壁は徑七八寸の栗石を積み重ね、天井部は厚さ五寸内外の平石六個を以て覆ひ、氏の調査の際はなほ其の二石を遺存せしと云ふ。而して室の底部には礫石層あり、厚さ三寸餘にして、上に遺物あり、蓋杯二個（徑四寸）西端に存し、北壁の西方には柄を西にせる直刀一（長三尺二寸）、また東方に、莖を東に置ける劍身（長一尺六寸）あり、槍身一個（七寸八分）東隅にありしを報せり。

副葬品として氏の記する處、以上の外に曲玉三個（瑪瑙製一寸一分一個、滑石製一寸三分五厘一個、玻璃製四分一個）白玉五個、刀子一（長三寸八分）あり、是等は孰れも今は東京帝室博物館の有に歸せられしが、これと別に現在曾我部村小學校の所藏となれるものには瑪瑙の勾玉一個と直刀二口分とを見る。此の勾玉は長一寸一分に近く、形整美、頭部の穿孔の双方圓錐形をなせるもの、また直刀身の一は莖の一部を缺くのみにして、身の全形を見る可く、長二尺四寸あり、其の一の責と二の責の部分共に銅鏽を遺存するを擧ぐ可きなり。塚には埴輪圓筒の繞れるなく、また葺石なし。遺物より推すに我が墓制の後期の營造とすべきが如きも、其の主柩の竪穴式に屬するは注意に値す。

### 第八 鹿谷の古墳群

曾我部村の北方種田野村鹿谷の域内に存するもの。行者山の南に延びたる尾の西南麓に近く鹿谷の人家に接して圓形封土の點在を見る。然れども此の古墳群また古くより石材採取の目的を以て室を破

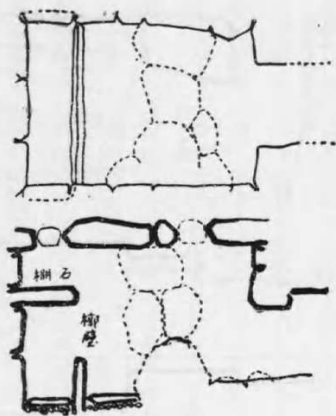


圖八十四第 鹿谷古墳の石室一室の實測圖

の存するなきも、亦た以て本古墳群の性質を察するを得んか。

壊し、今ま完形を存するもの殆んど稀なるに至れり。圖示せる一は村落の北方約五町の山腹（此の所標高百十米突）に幸に遺存せる石室の實測圖なり。此の塚にありては今は封土の上部を削平して畑地となせるを以て、其の完形を見る可からざるも、もごより傾斜面に營める丸塚たりしや疑を容れず、石室は南三十度東に面して開口し、横穴式の系統に屬し支室と羨道との區別の明なるもの、支室は長十尺を超へ、前に今は羨道部約十四尺を存す。此の後者は破壊や、大なるも支室は略ぼ完存して構造を徹し得可く、側壁は花崗岩の割石を用ひて断面梯形をなす如く積み上げ大石一個を以て長十尺幅七尺に近き天井部を覆ふ處大洞の一墳に比して架構の更に優れたるを見る。今何等遺物

鹿谷古墳群の現状は以上の如きも、こゝに特記す可きは嘗て此の群内に石棚のある石室の存せし事實なりとす。該古墳今は全く破壊せしも小字茶ノ木山にありしものにして、當時の屈書に依るに周圍に埴の址をどめたる二段築成の稍々大なる丸塚なりしが如く、其の中央に南面の横穴式石室あり、明治二十年代に石材探掘の爲これを穿てるものなりと云ふ。石室の構造は既に早く故若林勝邦氏に依りて學界に紹介せられしが(考古學會雜誌一ノ七)今は後



圖九十四第

鹿谷古墳群の石室の石棚にあり石室の形状

藤守一君惠與の圖に依りてこれを見るに發掘當初既に石室の中央に崩壊せる部分ありしが如きも構造は上述の現存石室と相似たる室と美道との區別ある系統に屬せること容易に察せらるゝも、其の奥壁面より扁平なる石材を挺出して石棚を作り、またこれと對應する底面には柳壁を立て、敷くに栗石と扁平石を以てせる特殊の設備を加へたるものなり。(圖參照)

發見の當時此の石棚の西隅に轡あり、棚の下、柳壁内に直刀及び金銅珠片等を存し、また壁の前に陶質器を置き、室の西壁には直刀一口を立懸けありしと云ふ。此の遺物の配列より見るに遺骸は柳壁内に置かれしものにして上述特殊の装置は蓋し、其の爲に作られたるものと解せらる。石室の玄室内に

石棚、柳壁等を設けたるものは肥後筑後等九州の古墳に其の類多きも、近畿にありては紀伊海草郡岩橋の千塚、越前敦賀郡松原村穴地藏古墳其他二三例あるのみ。されば此の石室の如きは其の分布の上より見て特記に値するものなり。ただ早く破壊して今は存するなきを憾となす。

### 第九 千代川村の百塚

本郡の西北端を占むる千代川村の内辻山、向ひ山、北庄山等の中腹に散在せる古墳群なり。地は同村西方山續きの東斜面にして、前に保津川あり、龜岡の盆地を俯瞰し得る處、古墳の總數は五六十に上る可きか。本古墳群は岩井武俊氏の調査發表せしものにして(考古學雜誌一ノ六)與ふるに百塚なる名稱を以てせり。氏の記述に従ふに古墳は孰れも圓形にして、大さ周回十間高さ二間より周回五十間高さ四間に至るの間にあり、横穴式石室を主躰として、其の入口は南面せるもの、如し。完存せる石室に就いて見るに室は前項鹿谷のそれと同じく玄室と美道との區別の、天井左右壁ともに存するものなり。字辻山にある完存の石室の一は高さ三間徑約十間の封土内にありて、玄室の長さ十尺を超へ、幅六尺あり、前に長さ七尺五寸の美道を存せり。不規則なる自然石を積み重ねて成るもの、其の玄室の奥天井石の一段低きはや、異例に屬す。同じ辻山の竹藪中に存する他の一は現存美道部長約七尺、玄室十二尺あり後者は高さ八尺一寸其の用材は上部に至るに従ひ小石を用ひ、巧みなる架構を示す。而して天井石は玄室美道共に各一石なり。

百塚發見の遺物に就いては岩井氏の報告何等載する處なきも、大正七年の頃土人此の地の一古墳を發掘して若干の鐵器と共に多數の陶質器を獲て京都帝國大學に齎せし事あり、當時の所見に依るに孰れも齋甕の系統に屬して大形壺埴其他各種類に亘り、此の種陶器として完美の域に達せるものなりき。以て副葬品の一斑を察し得可きか。

以上の百塚と共に併せ記すべきは千代川村に於ける別箇形式の古墳の存することなり。即ち其の一は魚澄學士の實査せし同地小學校の背後にある丸塚にして、封土に埴輪圓筒を繞らせる古式のもの、又其の二は昨年四月拜田峠の改修に當り偶然發見せし一古墳にして、箱式棺を藏せしと云ふ。此の後者今破壊し終りて見るを得ざるを憾むも前者と對比して以て附近の古墳の永續年代を推す可きなり。

#### 第十 保津の車塚及其他の古墳

保津の車塚は同村大字家察使の西方の緩傾斜面にあり、今は封土小雜木のある芝地となりて田圃の間に介在せり。周圍削られて封土の縮少を來せるが如きも本來前方後圓形なりし面影をこごめ、前方部を西南にして、前後の長徑約二十間あり、後圓部大にして其の高さ二間を超ゆ。芝草の爲埴輪の有無を詳にする能はざるも、其の外形に於いて郡内千歲村の車塚と並び稱す可きものなり。

保津村には此の車塚の外なほ古墳の指摘す可きもの少なからず、今其の一二を挙げむか。一は車塚

の北東北方約三町の小字火無にある俗に牛塚と稱する墳壘にして、其の二は北保津の北東丘陵端の前年發掘せられたる古墳なり。後者は同村の桂千代造氏に依るに石室ありて、内部より多數の陶質器を出せりと云へるが今ま實物の散佚せるを惜む。蓋し横穴式系統に屬する後期のものと見る可きなり。

#### 第十一 國分の古墳群

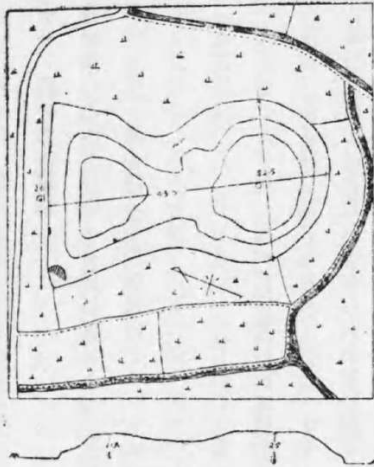
國分村落の北東、丘陵の緩傾斜面にあり。今は字石松に封土を遺存するもの約十基あるも、其の半ばは石室を掘り取り終れる殘骸に過ぎず。本古墳群また上述の犬飼、鹿谷、千代川等の古墳群のそれと同じく埴輪並に葺石を缺く徑五六間の圓塚にして、内部に横穴式石室を有するもの、室の架構は今も村の北端溜池の近くに存する一基に就いて見るに、法貴、犬飼等の石室と殆んど異なる處なく、同じく小形に屬せり。但し同村内府道の西方田圃中に石室の上部を暴露せる一は、内部埋もれて精査を缺くも外觀上長さ四五間に達すべく、やゝ大形に屬するが如く見ゆ。

本古墳群に就ては大正四五年の頃石室の用材を採掘せし際多數の遺物の發見あり。當時各種の陶質器（所謂齋甕）と共に高麗青磁の皿を發見せしを以て一部人士の注意を惹けるも、當時其の果して本來の副葬品なりしや否やに就いて學術調査を行はるゝことなくしてやみ、遺物また散佚し終れり。

#### 第十二 千歲村車塚古墳

千歲村出雲の部落を西に去る約七町の田圃中にあり、地は馬路村との境に接す。塚は其の名の示す如

く北西北面の前方後圓墳にして、今ま封土上樹木なく全面芝草を以て被はれ、極めて整美の外形を現はせり。外形圖示の實測圖に見る如く、前後の長徑四十三間半、後圓の徑二十二間半、同高二十五尺前方端の幅二十五間、その高さ二十尺内外あり、兩丘の均衡よく、二段築成の痕をぞとむ。但し今は後



千歲村塚外塚形圖 第十五圖

圓の上部は稍々削平せられ、爲に背後の部分の傾斜の少しく急なれるを見る。封土に就いてはなほクビン部には第二段に造り出しを加へたるが如き迹あるを擧ぐ可し。塚の周囲は現在水田となれるも、圖にも見ゆるが如く、幅六間内外の部分一段低くして、其の周圍を繞りて邑道及び小溝等あり、明に環渥の原形をぞとめてこゝにも其の墓制の整美せるものなるを示せり。塚の内部構造に就いては今これを徹す可き資料を闕く。其の外面的設備に就いても全山を被

ふ芝草の爲、葺石、埴輪圓筒共に其の有無を確め難きも、封土の處々に礫石の露はれたるより推せば葺石の存在はこれを肯定して可なるが如く、埴輪圓筒に就いても、今ま出雲神社に本墳出土の圓筒破片一個を藏するより其の存在を認む可し。但し其の圍繞の方式等は固より明ならず。なほ余は調査の際後圓の一隅にて赤焼の土器片を獲たるを附記す可きなり。

### 第十三 出雲の古墳

出雲村落の北方、出雲神社の鎮座する山麓地帯にも古墳の存するものあり。今は封土又は横穴式石室



出雲神社背後の石室古墳 第十五圖

の石材の暴露せるもの六基を數ふ。中に就いて特に見る可きは神社の境内に接せる廣瀬待郎氏の邸内にある一基と其の北西約三町の山徑の傍にある俗稱稻荷塚の二者なりとす。此の稻荷塚には西面の石室ありしも今は破損して精査すべからざるも、前者は幸に外形を遺存し、其の一部に石室の上部を露出するあり、特に昨大正十二年九月所有

者廣瀬氏が、該石室の内部を調査して興味ある資料を獲たるを以て注目し、底徑約四十尺、高さ十二三尺の圓形封土をな

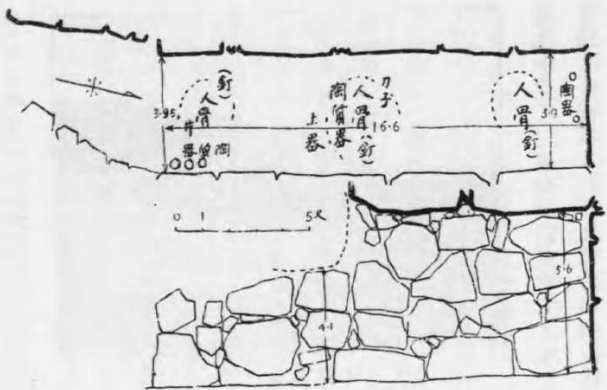
實地に就いて見るに此の塚は竹藪中の緩傾斜面に存し、

す。もと其の中央よりや、東に偏して石室の天井石と東側壁の石並びの一部と南北に長く露出せしが、而も内部に土砂充滿して其の構造を詳にせざりしを以て、廣瀬氏これを遺骸として精査を加へたるなり、然して其の結果石室は挿入の實測圖に見るが如き南面の細長きものにして、全長約十六尺六寸、幅約四尺あり、獨り天井部に於てのみ羨道と支室との區別を設けたる單形式に屬し、側壁の架構の如きは稍々粗なる感あり、ただ支室と羨道に亘る五個の大なる天井石を巧みに置けるを著しき點とす可きなり。

石室の構造は以上の如きも研究上重要視す可きは室内に於ける遺骸並に副葬品の存在状態なりとす。

これに就いて専ら調査の事に當れる廣瀬氏の告ぐる處頗る明確にして、遺物は凡そ三ヶ所より見出されたるなり。即ち第一は奥壁に接する天井石の下方に當れる部分にありしものにして、石室の底面より稍々上方の土中に人骨あり鐵釘と共に少許の朱及び木炭片存し、また奥壁に接して長頸埴と有蓋高坏(破損)の二陶質器を見出せる一群なり。

次に第二は支室の前端の部分にして、同じく人骨片を中心として小石、鐵釘と共に刀子、高坏蓋附淺鉢等を存せしもの、また第三の遺物の發見地點は羨道の入口に相當り、東壁に接して蓋附淺鉢三個相並び、西壁部に近く、前者とは斜の位置に釘の類あり人骨と木炭また若干を遺存せしと云ふ。如上の配列によるに本古墳には三個の遺骸の葬られたることを容易に認め得可く、而も其の位置よりして是



圖二十五第 雲神社背後石室古墳實測圖

等が一時の埋葬にあらざるを察せらるゝ點に於いて興趣多し。

さて發見の遺物中土器の類は大部分破砕せしも、復原して器形を見る可き陶製品に長頸埴一個高坏二個(内一個有蓋)蓋附淺鉢五個、器蓋一個等あり、なほ同種の破片若干と共に多數の薄手彌生式の壺片を存せり。是等の器中奥の部分より出でたる長頸埴(高七寸九分)と高坏(有蓋、但し此の蓋缺損あり、高坏のみの高さ四寸一分)とは齋瓮として普通の形なるも、前方にありし蓋附淺鉢の類は蓋何れも内被せにして上に寶珠形の鈕あり、薄手にして一見前者よりも新しき手法を示せり。陶器以外の遺物中著しきは鐵釘にして、今は存するもの二十餘あり、内形の全きは七本にして、長さ孰れも三寸内外、頭部を少く折れ曲げたる形式なり。身になほ木片の遺存せるは、其の木棺所用のものなるを察せしむる資たり。刀子一口は鋒部に缺損あるも、ほぼ形を見る可く、莖の著しく長き式にして、推定

全長五寸に對し、約五分の二を占む。

これを要するに本古墳は其の構造に於いて上來數へ來れるものと大差なく、遺物また豊富と稱し難き

も、後者の發見状態より推して、本來奥に葬られし遺骸の爲に作られし横穴式石室に後更に二個の陪葬のありしを知り、而も其の各の遺骸が恐らく木棺に納められしならんことを想察し得るは、他方個々副葬遺品の示す年代の相違と共に、此の種草制の性質を考ふる上に緊要なる寄與たる可し。此の點に於いて本古墳はまさに特筆せらる可きものとす。

#### 第十四 池尻の坊主塚

魚岡盆地の北端に近き馬路村池尻の西方の道傍にあり。田圃中にある完好なる芝山にして、一邊約三十四歩の方形をなし、現存高さ約十五尺あり。今は南西隅の封土少しく削られたると、上邊の中央に深さ二三尺のや、大なる凹所あり下部に礫石層の露出を見る。埴輪圓筒見當らざるを以て確證を缺くも現状よりせば、まさに方形墳とす可きか。果して然らば古墳として比較的類例の稀なる方墳が本郡に二基を數ふることゝなる可し。馬路村長の談に



第五十三圖 池尻の坊主塚

従へば上部の凹所は前年道路改修の際一部分土砂を採掘せし迹なりと。然して當時礫石層に遇ひて發掘を中止せりと云へば、主要部はなほこの下方に遺存するものにして、礫石は其の周圍を包めるものとす可きか。記して後考を俟つ。

本坊主塚の北西約一町を距てたる旭村字市場の地内に同じく一基の古墳あり、俗に天神塚と云ふ。雜木の繁れる截頭圓錐形墳にして、葺石あり、高さ十尺を超ゆ。

#### 第十五 結語

以上列記する處ありし多種多様の形式構造を示せる本郡の古墳墓に就いて先づ考ふ可きは其の一々の營造の年代ならざる可らず。既に初にも一言せし如く群集古墳にありては大體に於いて外形を一にし其の内部構造横穴式石室なるを常とするも獨立の墳丘に至りては其の單に外形のみならず、内容に於いても其の制同じからず、其の構造を究め得たるものに就いて見るに、淨法寺の古墳が木棺を主躰とせるをはじめ、野條の瀧の花塚は中心礫石層より成り、王子の三ツ山古墳は一種の簡單なる竪穴式石室を主躰とする等種々の異なる形式を存して其の一々に就いて考査するの要を覺ゆ。

我が上代古墳墓の年代研究は近時基本となる可き資料の續出に依りて頗る進歩の域に達し、從來の面目を一新せるの觀あり、されどあらゆる古墳の形式を通じては適確の年代を比定する如きは今日に於いてなほ難事に屬せりと云はざる可からず。從來我が古墳墓の沿革を論するの學者は我が古墳を大



別して前後の二期に分ち、前期は特色ある前方後圓形をはじめ宏大なる墳壘を起して、墳上、石棺若しくは竪穴式石室を營み、内に遺骸を葬り、繞らすに圓筒埴輪を以てせるもの、また後期は封土圓形を主とし内部に堅牢なる横穴式石室を築き、副葬するに多數の陶質器の類を以てする式となし、前者の盛期を應神仁德兩帝代に置きて我が墳墓制の固有の特色を發揮せるもの、また後者は推古天皇前後を中心として奈良朝に及べる形式にして、漢土の影響に基く形式なりと解せり。此の見解は信據す可き歴代の陵墓に基準を置きて立論せられたるものなるを以て近畿の古墳にありては略ぼ正鵠を得たるものと云ふ可く特に後者の年代觀の如きは輓近南朝鮮に於ける古墳の學術調査事業の進歩に依りて彼我の横穴式石室の關係頗る明確となり、引いて其の本邦に於ける盛行の年次を推測せしむるものあり、他方此の種古墳の副葬品の研究と相俟つて本邦の横穴式墳墓の隆盛の時期を用明推古より奈良朝に至る期間とするの誤らざるを示せり。果して然らば上來記述する處ありし、本郡各所の此の種群集古墳の年代は自ら推察せらる可きなり。

所謂前期墓制の年代觀も其の頂點を應神仁德天皇の御世に置くことは宏壯整美なる兩帝陵の實際より確證せらるべく、従つて本郡古墳中形の完美せる同式の千歳村車塚の如きはほぼ相近き時代の營造と解す可きに近し。但し此の期に於いては其のこゝに至る發展の徑路の究明のなほ缺けたるものあり、近時學者の意を用ゐつゝある支那古鏡鑑を藏する墳墓の調査研究は、此の年代推定の可能性多き遺物

に依りて如上の不明なる分野を開拓する企圖に外ならず、而して徐々に効果を收めつゝある状態なり。本郡の獨立の古式墳には支那古鏡鑑の發見せられたるものあり、其他遺物を藏するものを存して一層局限せる年代を考定し得るの望あるは愉快とする處なり。此の見地よりして試みに二三の推定年代を附せんか、王子の三ツ山古墳は上述副葬の古鏡の年代によりて寧ろ應神仁德代以前にありしと見る可く、野條の瀧の花塚は内部の構造と同一の古鏡を出せる備中都窪郡山手村寺山古墳と對比して、また相似たる時期なりしと解して可なるが如く、淨法寺の古墳に至りては發見の管玉其他より推して寧ろ時代の稍下れるものなるを認めざるべからざるに似たり。

年代論に就いてなほ記す可きは本郡に二個の著例を存する方形墳なりとす。從來の本邦考古學者は此の種墓制を以て用明推古兩帝代の前後に支那の墓制の影響に基きて一時行はれたる特殊の形式とするに一致せり。然れども吾人が各地の古墳に就いて調査する處に依るに、方形墳には如上の年代に屬すると思ふべきもの、外、更に古き時代の墳壘實在せり。支那魏晉代の作と認む可き三角縁神獸鏡を副葬せし出雲荒島の方墳の如き、また封土に所謂前期墓制を特徴づくる組合せ長持形石棺を瘞めたる播磨御國野村林堂古墳の如きは明に此の後者に屬するものなり。而して右の兩者の構造上の差違も考查して本郡の二方形墳を見る時は樹塚坊主塚ともに自ら同式墳中の古い系統に加ふ可きものなるを思はしむ。

如上の年代觀にして大なる誤りなしとせば既に擧げたる分布上の事實と對比して郡内の古代に於ける開化の中心區域の何れにして又其が如何に推移せしかの問題も自ら推測せらる可きなり。既に年代の推定を了せり。然らば是等の墳墓は何人の奥城なる可きか。其の墳に葬られし人士の何人なりしやの考察は當然多くの人の聽かんと欲する處ならん。されど却いて考ふるに、此の種の問題を決定するは當時の記録を存する場合に限る。我が上代の古墳は不幸にして全然其の資料を缺くを以て、學術的見地に立ちて、これを定むることは全く不可能と云ふ外なき事情にあり、蓋し不得止のことに出づ。但し吾人は千歳村車塚の如き宏壯なる墳墓及び野條の樹塚の如き整美なる封土が一人の被葬者の爲に築かれたる事實に想到する時は、彼等の社會的位置の高き人士なりしを斷じて誤りなく、また三ツ山古墳の如く内に支那製の遺品を藏するものにおいて、其の早く海外の文化にも浴せる人士なりしを推察するに難からず、而して是等古墳の年代が何れも古きものなるを併せ考ふるに於いて、自ら龜岡盆地を開發せし有力者なりしとする想像にも導かるゝなり。

横穴式石室は支那に於いて當初は王者の墓として起れるもの、其の我が國に傳へられるや、また個人の墳墓として營まれしものありしも、其の構造の數次の葬送に適合するを以て、其の盛行するに及び帝王の高貴を以てしてなほ復葬の行はれたること、例へば推古天皇陵、聖德太子の御墓に見る處の如く、特に後者にありては一石室内に三個の御棺を添められたるものなり。かくて此の墓制は漸次家族

墓となれりとは學者の説く處なり。今は本郡の遺跡に就いて考查するに、中に鹿谷の一墳の如き、埋葬に對する特殊の設備を施し、單墓と認む可きものあるも、同時に出雲社背後の一墳に見る如く、明に一室に順次埋葬せし實證を示すあり、多數の群集墳に至りては此の後者の性質を具備するものとして、其の群集の事實より古代に於ける一種の共同墓地的の性質を想起せしむると共に、又た各自の所在地の分布よりして郡内に於ける當代民族の古據の状態を察せしむるものあるを覺ゆ。此の點より見れば群集墳の特に多き曾我部の盆地に奈良朝に壯なる伽藍の營まれまた千歳村國分に國分寺の營造ありしは決して偶然にあらず、かくて古墳の精査に依りて上古の開化の状態はじめて、髣髴せらる可きなり。古墳の史蹟としての價值實にこの點に存するものと云ふ可し。

## 第二節 史蹟勝地

### 第一 龜岡町

醫王溪 醫王溪は字下矢田に在り、坂上康頼と云ふもの世々矢田郷の地を領して、常に當社の祭神を尊敬し、神助を得て、遂に醫術に通じ、針博士醫博士と稱せられ、初め從五位上に叙せられ、丹波宿彌の姓を賜ひ、世人醫王と呼ぶ。故に康頼が住みし處を世に醫王谷と云へり。然れども信すべき徵證を得ず。舊藩主松平氏は此地に藥種を栽培したりと云ふ。河南南畝の詩に曰く、

醫王溪畔舊蹊斜ナリ、 到處耕樵三兩家、

誰リ識ラ當年栽藥地、 如今唯ク採ク款冬花、

安行山 安町村に在る小丘阜なり。俗に算木山或は著山とも云ひ、この山の著蕨を以て簾竹を作るを龜山藩小吏の内職ごしたりと云ふ。往昔安倍安行の棲みし處にて朝廷の天文臺なりしと云ふも、もごより信すべきにあらず。近年此地より瓦版經を發見したりと云ふ。

賴政塚 字古世に在り、隣村篠村字淨法寺に接近せる小丘上にあり。源賴政の屍を竊に葬りし處と云ひ宗堅寺の僧雪峯其所管なるを以て、信僞を決せん爲之れを發掘せしに石棺の出づるありたりと云ふ。碑あり、文は龜山司城松平敏 東溪大夫の撰文にして、安政己亥六月の建設に係り、左の銘を刻せり。

惟是源公之墓骨朽名存千載安固

藩儒中島雪樓の詩に

藩國大夫松子求 立レ碑探得古項丘

可レ憐埋レ人英雄恨 不朽花芬春又秋

とあり。然れども、この事俄かに信すべからず。

石井熊之丞墓 宗堅寺境内墓域に在り。「大仙院明道智白居士、享保六年、丑稔閏七月二十五日、俗名

石井熊之丞友邦、行年五十六歳卒、本國藝州廣島、生國攝津大阪、不孝子石井源太建之」と刻せり。元祿十四年五月石井熊之丞兄弟が伊勢龜山にて亡父宇右衛門、亡兄兵右衛門の仇赤水之助を討ちしは、脚本龜山斬に因て、人口に膾炙し、屢々演劇に上場せらるゝ所なり。府下何鹿郡中上林村に石井齡治氏ありてこの仇討に關する記録を所藏す。もと濱松藩青山氏の藩士にて石井兄弟仇討成就の後、國替の爲元祿十六年丹波龜山に移住せしなり。神戸市石井源太郎氏は兄熊之丞の遺裔、前記石井齡治氏は弟半藏の後裔、然して同村石井榮太郎氏は其宗家なりといふ。河原林村極樂寺所藏にかゝる正徳二年極月十六日地藏堂造營に關する記録に石井熊之丞宛の書狀あり、又龜岡町淺井榮次郎氏所藏の記録にも、龜山藩に於ける石井氏の屋敷田畑等の記事を見る。本寺に現存する墓碣は蓋し信すべきものなるべし。

關周防墓 昌壽院墓地に在り。寶曆十三年十一月建立せし碑なり、龜山藩醫内田氏の撰する銘文を刻す。銘によれば周防は幽仙齋と號し、楠木正成の十一代裔と稱し、慶長九年四月卒せり、蓋し關氏の女は正成の子楠木正時の妻にして、周防は正時の後裔なりと云へる如きも考證の史料なし。

## 第二條 村

旗立柳 篠村八幡宮の西北路傍の古樹にして、今石垣を繞らせり。足利尊氏旗立の舊蹟と傳ふ。

老ノ坂 老ノ坂は今乙訓郡大枝村に屬し、篠村字王子と接す。山城丹波兩國の境にして、大兄山(類

聚三代格)、大江山(萬葉集卷二十)、大枝驛(兵部省式)、於伊山(園大曆)、とも記せり。往古より丹波に通ずる要衝に當り、其名既に顯著なるところ、古來歌枕として屢々詠せられ、「大江山かたふく月の影さへて、鳥羽田の面に落つるかりかね」(慈圓)、「大江山生野の道は遠けれとまたふみも見ず天の橋立」(小式部)など一々枚舉するに違あらず。

往昔此地關を設けられしことを傳へ、中世以後殊に幕府が京都に開かれてより後は、戦亂ある毎に老ノ坂峠は京都に對する脅威となり、篠村に於ける足利尊氏の舉兵と云ひ、應仁文明大亂には丹波軍が絶えず此峠を越えて京都を脅かし、永正八年の戦亂亦同じく、明智光秀の如きは、此峠を越えて、波多野氏を撃ち、龜山城(當時圓岡城)攻落の時又此地を通過し、光秀反旗を擧げて本能寺に主君織田信長を討たんとするや夜陰此峠を越ゆ。さればさきに丹波の豪族波多野氏は龜山城に對する「傳へノ城」として馬堀、山本等に要砦を築き、此峠を監視せる如し。江戸時代に於いては此峠の守護は主として龜山城主これに當れり。

かく此地は交通の要衝なるを以て、往還の行人亦多く、峠の茶屋なども備はりたりしも、山陰線鐵道の成るに及び次第に往時の面影を存せざるに至れり。

地藏堂 俗に小安地藏と云ひ、昔市森長者なるもの産婦の難死を救はん爲に建立したりと傳ふ。

首塚 舊街道峠の西、町餘の處に在り。源頼光、酒吞童子退治の時首を埋めたりと云ふ傳説地なり。

増井清水 舊街道の傍に在り。古樹生茂れる中より清水したる。峠を越ゆる旅人常に此清水にて湯をしのぎたりと云ふ。

### 第三 東別院村

熊野權現宇湯谷の山上に在り。此山は此附近に於いて尤高く、丹波、攝津の一部を瞰下し、山上には古石塔ありと傳ふ。村の東方往古温泉湧出せしと傳へ、今字萬願寺長澤一久氏にその湯壺なりと云ふを所藏するも、往古寺院に設けられたる湯船なるべし。

### 第四 西別院村

松尾山古城址宇笑路村の妙見街道の左側に在り、長澤因幡守の居城にて、天正年中落城せしと云ふ。戦國時代丹波にて最も勢力ありしを久下、波多野、赤井及び長澤の四氏とし、波多野秀治が明智光秀に滅ばさるゝ頃には久下、赤井、長澤の諸氏波多野氏に壓せられたりき。此城址が長澤氏の一族のもの、居城たりしことは疑なかるべし。

### 第五 藤田野村

五輪石塔婆 向條に在り、總高九尺二寸にして、五輪石塔婆の様式としてはやゝ古く、刻銘磨滅して稍讀み難きも判讀すれば左の如し。

桂 源 五

宗 金 塔

寛永十三年丙子九月十八日

本村苗秀寺に存せる位牌には寛永十一年甲戌年九月十八日「剛玉宗金居士俗名桂源五」ごあり、桂源五の事蹟等尙考究すべきものならむも、かゝる壯大なる古五輪塔の存せるは本郡に於いては尠かるべし。

佐伯の芝及院の馬場 佐伯の西南にある原野にして、佐伯の芝は龜岡藩の訓練場たりしところ、院の馬場は孝謙天皇御乘馬の所なりと傳ふるも信すべからず。

菰川 明智光秀が神藏寺を焼き、本尊薬師佛を菰に包みてこの川に流せし處と傳ふ。

櫻天神の奇石 櫻天神社の附近より産す、接觸變岩として有名なる櫻石なり。(地誌參照)

城址 今佐伯村に城址と傳ふるもの二あり、一は佐伯の東北、高岳と稱する丘阜にして、一は佐伯の西、丸山と稱するところなり。もとよりその位置今考察し得べきにあらず、而も城廓と云はんより陣屋とも稱すべきものありしならむか。本村大石和太郎氏所藏の大石系圖には大永三年大石直季が將軍足利義晴より三千石を賜ひ、佐伯に一城を築き、又永正八年京都船岡山合戦には大石持高が丹波より出でて細川高國の軍に黨し戦ひしこと見わたり。されば大石氏が戦國時代に佐伯の城主たりしことは想像せらるべく、今同氏の珍藏にかゝる八月朔日付(年不詳)前田玄以書狀には大石彌三郎、

加舎勘左に宛て禁裏守護に馳せ參すべきことを云へり。恐らく前田玄以が龜山城主たりし間、即ち文祿四年より慶長四年までの間のことなるべし。

第六 本梅村

城址 字西加舎にあるは秦與兵衛之丞の城址にて、字平松に在るは森美作守の城址と傳へ、共に織田信長の爲に滅ばされしと云ふ。

判官嶽 字西加舎に在り、源義經が鶴越に赴く時通過せしところと云ふ。

第七 宮前村

神前北山 八木城主内藤備前守の居城たりしが、天正年中明智光秀が丹波を略守すると共に此城また陥りたりと云ふ。

神尾山 戦國の頃此地の豪族野々口、西藏坊の據りし處にして、明智光秀が波多野氏と激戦せし處と云ふ。

第八 大井村

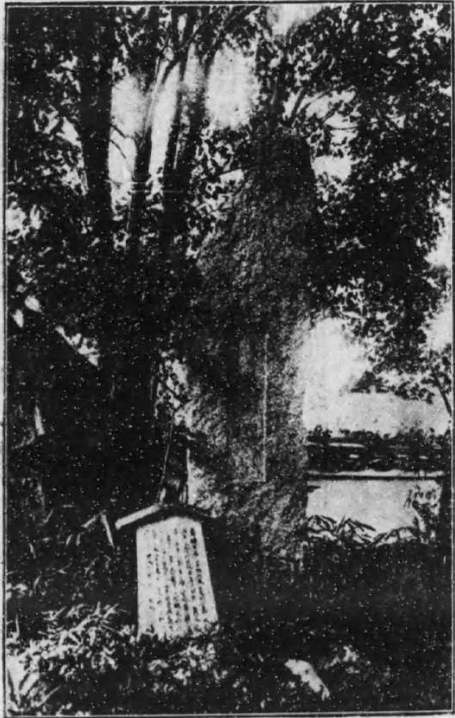
主基田 大井村は往昔仙洞御料所たりし如きも、今記録散逸して、徳川時代以前のこと知るべからず。寛文年間には仙洞御料として、並河村は漁獵を禁せられしことあり。本村並河熙氏所藏の主基田實行録は嘉永元年孝明天皇の御時に於ける記録にして、其事情を詳細にすることを得べく、又櫻町天

皇の御代大嘗會拔穂を並河に命せられし時風早大納言の禁裡にて詠せし左の和歌を甘露寺大納言の自書せるもの存せり。

稻 春 哥

並 賀 村

皇の千代のはしめにつきそむるなみかの村の八束穂の稻



第百四十五圖 操 櫻 (千代川村小林天満宮内境)

第九 千代川村

千原高卒塔婆 口碑に據れば、北條時頼剃髮して後、諸國を行脚し、丹波に入りし時、船井郡吉富村神田の西光寺に錫を止め、法華經を讀誦し、一石一字の法華妙典を書寫し、之を千原の大道に埋め、其上に十二間餘の卒塔婆を建てたるなりと云ふ。

慶長年間領主は之を建替へて、石垣を廻らし、供養料として米三石を寄進せしが、其後新に建立する毎に米一石を寄進し、明治八年榎村京都府知事巡視の時移轉を命せしかば小松寺の境内に移したりと。時頼脚行して此地方に到りしこの事は猝かに信じ難し。

操櫻 字小林天満宮内にあり、貞操阿長の家に在りしと云ふ。(著名の人物、長の項参照)

第十 馬路村

三日市 三日市は往古國分寺の裏門町に當り、毎月三日市をなしたる所と傳ふ。國府が此附近に在りし、當時に貨物の集散市場たりしか。

第十一 旭 村

和銅の松 松尾神社を離る、こと約二町の西部に老松二株合して一株の如くに見え、廻り二丈餘高さ二十間ありて、枝四方に繁茂す。和銅年間より生立ちしと傳ふるを以て和銅の松と云ふ。

第十二 保津村

扇の芝 北條氏の家臣小林太郎忠重保津庄に住し、其嫡男左近將監時盛が北條高時に仕へ、故ありて故郷保津に歸り此處にて切腹せりと傳ふ。

保津川の急湍 保津川の水勢最も激して絶景をなすは、篠村字山本より嵯峨に至るまでの深谷にして、北は愛宕の峻嶺岨ち、南は老の坂峠の山脈連り、三里の洞峽ただ水の怒號するを聞くのみにし

て、奇勝到る處に在り。五六月の頃には杜鵑花、霧島兩岸に錦をなし、時鳥鳴き、河鹿の聲を聞きつゝ、嵐山の景勝に出づるを得べし。今保津村及び山本村に保津川降り遊船の乗場を設け、遊客の便宜をはかれり。

## 第七章 著名の人物

### 第一節 龜岡町

**山脇東洋** 名は尙徳、字は玄飛、一の字は子樹、本姓は清水、父を東軒と云ふ、母は駒井氏龜山に生まる。東軒は醫術を山脇玄修に學ぶ。玄修は法眼に叙せられ朝廷の醫官たり。東洋幼弱にして俊偉、母氏の訓育嚴正なり。七歳の時に句讀を卿卿に受け、十三能く文を屬す。十八歳にして父を喪ひ、爾後唯母訓に従ふ。弟あり共に書を樓上に讀む、母子其の楮子を徹し飯食と行刑の外は漫りに下ることを許さず。兄弟相扶け母訓に是れ従ふ。玄修これを聞き駒井氏に乞ふて子養す、由りて山脇氏を冒す時に享保十一年なり。翌年玄修死し東洋襲ぐ齡十三。儒醫兼修し博覽強記なり。一日儒家林東溟の塾に史記の輪讀あるを聞きて臨場し、感興して其の文を誦誦背讀して諸生を驚かせ、談話梅花の詩に及ぶ。東洋曰く我に梅花の癖ありて其の詩を知ること少からずと。衆其の言の矜なるを疑ひ、吟誦せんことを望む。東洋聲に應じ擧ぐる所和漢古今に涉り二百首に垂んとし、坐客をして驚倒せしめたり。

其の儒道に於けるや初は宋儒の性理説に心酔したるが、醫術研究上その説の齟齬する所を發見し、遂に六經に溯り諸子を探りて其の要諦を求尋し、一旦豁然として開悟す。時に年三十餘以來古學を主と

し、醫道に於ても漢の張仲景の古方に従ひ、治方施療神助あるが如し。門下より吉益東洞、長富蘭菴を出だす。後藤良山、香川秀菴、同牛山、稻若水の如き大家も抗衡すること能はざりしと言ふ。

著書には醫則一卷、臟志二卷、濟世能言三卷、文集六卷あり。臟志は寶曆四年官に乞ひ死囚の遺體を解剖したる實驗録にして古來の虛構空論を一蹴し去りて、世醫の迷宮を打開せり。

評者曰く東洋の長所三つ、曰く古學唱道、曰く古書翻刻、曰く解剖實驗と。同十二年八月十三日歿す享年五十八深草に葬る。

**松平新祐(藩老)** 諱は敏、字は子求、號は東谿、長澤惟政の次子、年八歳にして龜山藩士松平格房の養嗣と成る、藩主松平信道の命ずる所なり。學あり、氣概あるを以て擢んでられ年十七にして國政に參與し功績を擧ぐ。寛政二年庚戌國用給せず財政殆んど敗る。藩主紀伊守信志大に之れを憂ひ、婦翁白川樂翁に謀る。樂翁新祐を識り之を江戸に呼び藩政の更新を謀る。新祐所見を叙べて容れられ、即時歸藩し同志數人と合議し、急に節儉律を嚴令せんとして中途病に罹り、病むこと半月寛政二年庚戌十月二十一日其の家に卒す享年四十七惜むべし。然れども其の懷抱の實施せられたるは其の靈を慰むるに足るべく、墓は城下專念寺にあり、碑は皆川淇園の撰文に係る。

因に初代松平新祐戰功あり。藩主祖先松平家忠以來の功臣にして主家と相終始せり。

**奥平與三左衛門(藩老)** 名は廣胖、字は潤郷といふ。祖父廣知は龜山藩老に擢んでられて在職四十

一年節堂府君の名あり。父廣問は繼で執政と爲り又存古府君の名を留む。

廣胖六歳にして父を喪ひ祿七百石を襲ぐ。寛政十二年々寄と爲り、享和二年番頭を兼ね、文化三年會計總官と爲る年甫めて二十四なり。此の時に當り藩政大に弛み倉廩府庫乏きを告ぐ、廣胖之を患へ松平新祐と共に改正に従事せるに讒者あり。藩主松平信志の爲めに罷められ、藩是亦大に敗る。

文化十三年藩主松平信豪の十七歳にして嗣ぐや、政法愈々碎け國用日に苦む。外戚松平定信(白川樂翁)茲に廣胖の意見を採用し、翌年勘定の事に與らしめて効を見る。文化二年番頭と爲り、政治に幣務に面目を一新し、就職五年にして老職に昇る。其の爲す所は自ら大阪に赴き金銀を豪商に借りて一時窮迫を凌ぎ、國用を節して不急の事を止めしめ、藩人を以て亦勤儉力行公役に就き民力を藉らずして士功を爲さしむる等、徳川初代の如くせしを以て、重臣争ひて祿米を獻じ費用を助くるに至り、領民の獻銀するもの陸續として絶わす。倉廩充ち府庫盈つ。乃ち大阪の債を償ひ、餘金を士民に分與して勤勞に報へり。

文政十二年祿二百石を加賜せらるる時に姫路藩老河合隼之助、桑名藩老土方縫殿之助と合せて日本三家老と稱せられたりしもの、白川侯を喪ひて權臣憚る所無く、廣胖偶々疾に罹り起たず、不快の念を持し天保八年卒す年五十四。百姓感泣するものあり、士林飲泣するものあり、謚して淳古大夫と言ふ。

**皆川淇園(藩賓師)** 名は愿、字は伯恭、通稱は文藏にして淇園は其の號なり。有斐齋、節齋の別號



を有し、私に諭して明經又弘道といふ。父の名は成慶、號を春洞と爲す。

淇園は享保十九年甲寅十二月八日京都正親町坊(中立賣室町西)に生る。其の生るゝや室鳩巢の歿せる年に當り、圓山應舉に後るゝこと僅に一歳なり。淇園生れて四五歳能く文字を知り、杜甫の詩を誦誦す。乃ち師に就かしむるに能く文章を誦す。十五歳の頃詩文大に進み、其年朝鮮入貢するや淇園弟成章(成章は後に富士谷氏を冒す)と韓客を城南に觀て、席上唱和し文名大に揚る。

平素字學に心を潜め、意義を象形に求め、音韻に徴して名物の義は聲音に生じ、聲音は易經に基づくを知り、易、詩書、周禮、儀禮、四書等の釋解を作り、以て一家言を立つ時に年二十六なり。寶曆九年己卯私塾を開けるに弟子來り集り、終には三千に達せりといふ。

諸侯中最も淇園を尊信せしは平戸侯松浦靜山にして、宮津侯、膳所侯等亦之を敬重せり、我龜山藩主松平信岑は寶曆十一年辛巳十二月淇園を聘し、待つに賓師の禮を以てし、時に就て其の教を受け、又藩政の得失を諮詢せり。

淇園初は藩主支系松平氏の女を娶り、次には藩士小關氏の女を娶る。

淇園は詩を能くし、又書畫に巧なり。性は温厚沈毅にして、能く人を容れ親屬に厚し。著書の多きは世儒の及ぶ能はざる所にして茲に枚舉するを得ず。文化四年丁卯五月十六日歿す、年七十四京都阿彌陀寺に葬る。

淇園の子を灌園と爲し融藏と通稱す。孫を善と言ひて誠藏と通稱せしもの、相次いで龜山藩に仕へしが、善の子惇氏は久しく南桑田郡長に勤績せり。

**中嶋雪樓(藩儒)** 名は漁、字は潛叟、雪樓は居所の號にして、通稱を僊太夫といふ。世々龜山藩儒にして、家系中拔萃の人なり。初は岡白駒に師事し、業成り帷を下して京都に假居したるも、本藩に召還されて校務を執り、藩主信直以下五侯に歴仕して毎ねに侍讀を爲す。文政八年乙酉三月八日歿す、其の墓は城下誓願寺に在り。其の學諸家を折衷し、兼ねて詩文音樂を學習し、其の奥を窮む。又佛典に涉るを以て能く淡白自持し以て足れりと爲す。死歲八十一。偶あり曰はく

講學得<sub>レ</sub>壽<sub>ヲ</sub> 八十一年 適歸何<sub>ニ</sub>物<sub>ヲ</sub> 非<sub>ハ</sub>聖<sub>ニ</sub>則<sub>テ</sub>賢

嘗て人あり、慧可斷臂の圖を出だし贊を請ふ。其の詩に曰はく

庖丁手裏發<sub>ル</sub>研<sub>ヲ</sub>刀 不下就<sub>ニ</sub>全牛<sub>ニ</sub>視<sub>中</sub>一毛<sub>上</sub>

面壁九年何<sub>ノ</sub>所<sub>レ</sub>得<sub>ル</sub> 徒<sub>ニ</sub>令<sub>ニ</sub>慧可<sub>ヲ</sub>シテ<sub>シ</sub>雪中<sub>ニ</sub>勞<sub>セ</sub>

此の一贊以て其の禪味の輕淺ならざるを卜すべし。

**三上龍山(藩儒)** 名は休復、通稱は忠八郎、龍山と號す。學は朱子を宗とし、業を柴野栗山に受け、儒を以て藩主松平信直以下四侯に歴事し、文政六年癸未十二月九日歿す。享年六十五、本門寺に葬る。

龍山の子休享、孫淵ともに父祖の業を承け、藩儒たり。

**富松萬山**(藩儒) 名は畏命、通稱は段六、萬山と號す、藩士富松命明の三男なり。幼にして京都に遊び、業を鈴木恕平に受く。天保四年癸巳十一月藩學教授を以て初めて藩主松平信豪に仕へ、後に侍讀を兼ね。畏命人となり剛毅沈着にして果斷あり、小藩中に在りて陽明の異學を唱ふ。當時の老臣にして藩治の方を得たりと稱する者、畏命風議の力多きに居ると云ふ。弘化三年丙午六月十八日歿す、享年五十有六。墓は城下法華寺に在り。

萬山は恩師鈴木恕平の遺命によりて春日潛菴を教育し、春日門下より西郷隆盛を出だせり。春日は緒紳久我家の世臣にして京都烏丸一條下る町に住し、薩摩藩邸、後の同志社大學敷地)に近く西郷の京に在るや常に相往來せしものなりと言ふ。

**兩角融通**(藩儒) 通稱は孫四郎、王溪と稱す。幼にして藩の儒學中島雪樓に學び、後に京都に遊びて松本愚山を師とし、又江戸に行き赤井嚴三の門に出入す。文政十年丁亥八月藩學教授を以て侍講を兼ね。藩主松平信豪、信義に歴事し安政七年庚申六月歿す。享年六十有四その墓は稱名寺に在り。

**富松命順**(幕末藩儒) 萬山の養子なり。(藩士杉山長益の男にして書家杉山巖の兄なり。)京都に遊びて中沼了造、大澤稚五郎等に學ぶ。藩主松平信正の時に藩學教授を以て侍講及び大目附を兼ね、明治二年己巳十月姓を牧と改む。

同四年京都府權大屬に任せられ、後に松山裁判所に奉職せしも不幸壯年に病歿せしは惜むべし。

**大石秀實**(幕末藩儒) 通稱を新造と言ひ本郡佐伯の人なり。幼より志ありて學事に従ひ、江戸に遊學して中村正直の門人と爲り折衷學を修む。藩主松平信正に採用せられて藩學教授と爲り侍講を兼ねしが、維新後文部助教と爲りて本府に勤め、中學校長と爲りて、四國に赴きしが明治二十年龜岡に歸り、同三十一年八月十一日歿す。

因に言ふ。幕末松平信正の代に藩學教授にして侍講を兼ねし者は大石秀實、富松命順の外に伏原明(通稱は弘)あり。其他は先代以來儒臣たりし三上淵、足立竹亭、吉田大年等教授たりき。

**奥平小太郎**(勤王家) 名は穆、小字は小太郎、古海と號し藏六山人の稱あり。父の枕山、祖父の翁山世々儒學を傳ふ。龜山藩老奥平氏の支族にして小太郎は同藩の士塀和氏より入り嗣ぐといふ。小太郎弱齡にして昌平齋に入り、小石川水戸藩邸弘道館に入り、藤森弘菴の私塾に遊び、當時の豪俊に交はり、慷慨家の伍伴に與し、京に還りて梁川星巖、頼三樹と論議し、大に共に爲す所あらんとして安政戊午の忌諱に觸れ、藩獄に幽閉せらる。其の獄にあるや嘆嗟慷慨の聲往々壁外に漏る。無聊の餘給與の塵紙を捻りて塵紙に糊し、自作の詩文を字形にして一卷とす名を南冠集と命す。往々端坐し終日終夜默念することあり、終に牢中に死す年僅に二十六。或は言ふ刑死なりと。

城下宗堅寺に「翁山埋骨家」、「枕山先生墓」あり。然して「遜齋墓、萬延紀元庚申年閏三月二十日卒」と

刻せるもの實に小太郎を葬るといふ。  
因に言ふ。藩士阪部四郎右衛門弟某氏また俊才にして小太郎と俱に水戸に遊べるも不幸早世せしとぞ。

市川大八(龍の口事件) 龜山の徒士にして江戸龍の口事件に功を爲せりと言ふ。

文久元年辛酉六月二十九日辰の刻江戸城に櫓太鼓の報時あるや、龜山藩主松平信義は老中の職を帯びて登城せんとし、路を龍の口に取れるに、忽ち一士あり躍り出でて大刀を揮ひ輿側に突進し來れり。輿側の從士抜刀して之に向ふ、徒士の市川大八は前列に在り退走して其の腕を扼し、之を路傍に投ず。數人これを押へ犯者の刀緒と大久保留次郎の刀緒とを以て之を緊縛して本邸に護送し、一行は君輿を擁して走り進む。

前には本多侯の一行あり。後には水野兩家の二列あり、幕進して本多侯の行伍中に混入す。本多の列士其の故を知らずして驚走す。水野の二列亦亂進し、四家の士卒一團となりて城門に入る。門衛亦大いに驚騒して守備を嚴にし、之を暫くして事體を知り得て鎮靜す。

犯者は水戸侯の臣にして小石川水戸本邸住落合郷右衛門の伴落合鏞之助三十二歳、口供に由れば逆上したる而已と云ふ。本邸にては番番をして嚴重に守らしめ、之を町奉行に報告す。奉行所より同心十名來り之を携へ歸る。之を檢査するに衣中に一通の斬姦狀と記せるあり。藩主豊前守が井伊大老直弼

の姻戚にして腹心なるを以て國家の爲に誅罰すと書けりとぞ。

大八は柔術の名人なり。父權太夫は賞せられ大八の爲には別に一家を立てしめらる。

深海鑿水 又適齋と言ふ。河原町の人に於て祖に知足翁あり。富と徳とを兼ねて藩主の賞する所と爲れり。鑿水は積善の家を嗣ぎて通稱を善左衛門と言ふ。蓋し父祖の名を襲ふものなり。

鑿水は儒醫皆山の甥にして好學に於ける蓋し其の因あり。加之皆山の兄を龜六と言ひ頼山陽門下の人なるありて研學の縁を有す。鑿水夙に頼三樹三郎の勤王を助け、常に大橋喝蟾、橋本椿室(北海道より來る。其墓は加塚に在り)と交り、維新の際に選ばれて久美濱縣大屬と爲る。

石井熊之丞(仇討) 宗堅寺墓地にあり。「大仙院明道智白居士、享保六年丑稔閏七月二十五日、俗名石井熊之丞友邦、行年五十六歳卒。本國勢州廣島、生國攝州大阪、不孝子石井源太建之」と刻せり。

(第十六章第二節参照)

#### 其他の諸家

書家 河南南畝 荒川白雲 塚和芳雷、倉橋江聲、杉山巖等は共に藩士にして書を能くせり。

畫家 石川技山 笠置丹嶺(藩醫)、小谷文鱗(後に水壺と號す) 齋藤竹處(士分にして専念寺に墓あり) 小島夕霞(士分) 吉弘棗園(墓は稱名寺) 日比拜山(漫遊を爲して書畫を能くす)

儒醫 深海皆山あり、河原町に住みて詩書畫を能くす。

深海香蘭は夙に書を學び秀畫の評ありて早世す。

歌俳家 神門全瓦、文旨舎芝蘭女史(安町に住む深海氏なり)櫻桃菴北川湧瀧(江戸より來り藩の小卒たり)矢部節齋、輕森野揚。

矢部節齋 藩士なり。名は致知、通稱は八郎兵衛、又良洞菴主と號し、桑下漫錄十二卷の著書あり、桑田兩郡の事を誌し造詣の深きを見る。(墓は法華寺)

輕森野揚 また藩士なり。通稱を代右衛門と言ふ。「しぐるゝや失ひもせず山の月」の一句は富士裾野の石に刻せられて、當時日本三俳人の一に數へらる。城下誓願寺に墓あり、釋圓壽と刻し句を鐫る曰く「眼を留めて居れば三十日も月夜かな」辭世に曰く「いざ行かん蚤蚊の世話の無い在所」。始は半月亭といひ後に老々菴と號す。

## 第二節 篠 村

渡邊六郎 渡邊美作守成周なる者廣田村に城を築き據守すと言ひ、其の裔孫渡邊六郎頼方應永の頃西行して戰爭に従事し和ありて歸住すと云ふ。附近一帶の山嶽に伴ふ所領の傳説等あるも明瞭ならず。

大恩寺に位牌あり、智光院前作州王應勝岩大居士慶長四年己亥三月二十五日と刻す。別に石塔あり。

近藤正慎 山本の人本姓は栗山、幼名は金彌と云ふ。父栗山理右衛門は保津川に擬して文化年代に宇治川を改修し一旦舟を通じたりしも、東奔西走の功を全ふせずして奈良に客死せり。正慎幼より京都に出で、僧となり、清水寺成就院役者を勤む。成就院忍向殊に其才を愛し、遂に院務一切を掌理せしむ。天保十三年四月歸俗し、龜山西堅町近藤氏を冒し、終始忍向を輔けて國事に盡瘁す。忍向幕府の猜忌を避け西海に通るゝや、正慎嫌疑を以て京都西町奉行の廳に囚はれ、數次拷問せらるゝも敢て言はず。安政五年十二月遂に獄中に歿す年四十三。墓は八坂青龍寺に在り。明治三十六年十一月從五位を贈らる。

井内太左衛門 柏原の人にして、村正と成り施爲人望に背かず。聲譽四隣に延び、來りて難事を托するもの常に絶わす。村民を救濟せしこと數ふるに遑あらず。其の最なるものを寛政四年壬子に於ける葭池工事とす。其の事由は旱害救濟にあり。地は龜岡に屬し水は篠村を潤す。太左衛門を宣豐と言ひ、池畔に葭池碑あり。文政三年藩文學中島雪樓銘を爲す曰く

維民發志レ志ヲ 維君賜力ヲ

池塘畜レ潦ヲ 禾稼乃殖ユ

黎庶安全

永レ足ル其食

餘澤所レ及ブ

彼レ疆此レ城

片石勒レ名ヲ

不レ朽厥德

永井文右衛門 柏原村の孝子なり。父文八に至り先業大に衰へ、加ふるに水災に遇ひ家道將に傾倒せんとす。文右衛門兩親を慰め且つ勤め、晝耕夜作して倦まず。文八の背に鞭を發し其の命の窮まら

んどするや、神佛に祈願し介抱に盡瘁す。其の治癒するや節約勞苦して負債を償ひ、且つ孝養するも多年。藩主之を賞し、儒臣中嶋雪樓をして其の傳を作らしめ之を四方に示す。

栗山扶風 篠村の人にして歌人なり、香川景樹に學ぶ。

### 第三節 東別院村

石田梅巖 梅巖は貞享二年九月十五日日本村東掛の農家に生る。父を淨心と云ひ二十三歳初めて、京都に赴き上京商家に奉公せり。天稟穎脱なるに父淨心の薰育亦周到なりしかば、幼にして識見高く、商家に奉公するも常に修養を怠らず、日夜主家の爲に奔走して心身を勞せるも、深夜獨り靜かに人性に思ひを凝せり。初め神道を慕ひ、其學風一世を風靡せる吉川惟足に従ひしが、遂に神道の己が心の疑團を解くに充分ならざるを悟り、神道より離れしに、偶然の機會より小栗了雲なる禪僧に師事し、四十歳の時母の病を看護せる時、忽然として、年來の疑を散じ、所謂自性見識の見到に悟入せり。

梅巖四十二三歳にして、奉公を退き、四十五歳京都東車屋町御池上る所の東側に住宅を構へ、其創始せる心學の講席を開けり。その主眼とする所は、彼が苦心の結果得たるものを以て、當時の平民社會特に商人階級の精神的方面の救濟をなさんとせるなり。實に我國に於ける商業道德を説ける最初にして、組織ある社會教育の濫觴と云ふべし。初め聽衆は微々たるものなりしが、意とせず剩へ出講釋と稱して、近畿諸國に赴けり。梅巖の常に説く所は、四書、孝經、小學、易經、詩經、大極圖說、老子、莊子、近思錄、性理宗義、和論語等なりき。

梅巖一代の間、心學の提唱は極めて、みじめなるものなりしも、其高弟たる手島堵庵、杉浦止齋、木村南溟等の出づるに及んで、非常なる發達を遂ぐるに至れり。梅巖の舊邸址は本村に存し、春現寺に其位牌を祀る。(墓京都鳥邊山)

### 第四節 西別院村

黒田又兵衛 字牧の人なり。天保十一年を以て本郡に於ける寒天製造の業を創始す。當時新事業に對しては領主よりも村方よりも故障を陳ぶるを以て、又兵衛は百方苦慮し遂には有栖川宮御用の名稱を以てするを許さる。最初は各國の原料を以てせるも弘化元年よりは紀伊より、安政三年よりは伊豫より、慶應元年よりは加賀より産出する所の原料を加へ盛んに之を營み以て地方産物開發の端緒を開きたり。

其の子新六郎又よく父の業を襲ひて事業を擴張し、且つ其の改良に成効せり。

### 第五節 曾我部村

**圓山應舉** 式内小幡神社に納額ありて馬を畫く、裏面に記して曰く「父藤左衛門の命により應舉馬を描き男應瑞これが彩色を爲す」と。應舉は穴太に生れたればなり。

金剛寺に圓山主水(應舉)の來翰を藏す。又位牌あり「圓譽無三二妙禪定門、寛政七年七月十七日歿」と刻せり。蓋し金剛寺の檀徒たればなり。

金剛寺に藏する海波の圖五十七幅は國寶にして、應舉が祝融の災後を避けて此寺に在りし時に當り、滿堂の襖に畫けるものなり。

**六島止丘** 字川上の人、狂歌師にして加茂季應に劣らざりしと云ふ。薪炭を商ひ又は提燈の張替を業とす。其子夢中菴夢也カウチまた狂歌に巧なり。

### 第六節 稗田野村

**智蒙** 奥條瑞巖寺(禪宗)の僧にして元亨釋書の便蒙を編す。(第五章第八節瑞巖寺の項参照)

### 第七節 畑野村

**佛頂國師** 法常寺開山一絲和尚その人なり。法常寺は山號を大梅山と言ふ。大梅綱紀錄(當山八世鐵山鏡和尚筆蹟)に載す曰く、寛永九年壬申國師壽二十五歲當山へ飛錫、結草菴山居。同十一年

鳥丸亞相光廣郷當山へ、御訪尋、桐江菴出來。同年千加畑園部領なりしを大井村と交換して王領なる云々、(第五章第十一節法常寺の項参照)

### 第八節 宮前村

**岡本遷山** 大書家にして明和年間猪の倉の地に居れり。

**林叟** 猪の倉養玄寺の僧にして、菅沼宗澤と言ひ、林叟又は茗溪と號す。文政年間豊後國速見郡日出蓋下に生まれ、幼より學を好み書を好み、諸師に就き帆足萬里の門に入り藝術大に進む。一朝幡然従前の業を棄て、肥後國宇土郡井手村の養雲寺に投じ披佛し、南禪寺に入り七年間僧行を修め、安政三辰年丹波に入り、萬延元年四月此寺の住職と爲り、明治二十三年遷化す。此の後聲價頓に出で、梅竹の畫は人の最愛珍する所となる。

**大橋默仙** 宮川神尾山金輪寺の僧にして喝蟾と號す。木戸孝允等の傑士と舊交あり。且つ頼三樹三郎、櫻井新三郎等勤王諸士を援助したるの功績を以て維新後夙に度會縣小參事に拔擢せられたるも幾くも無く伊勢に歿せり。(第五章第十節金輪寺の項参照)

### 第九節 大井村

**並河彌右衛門** 儉齋と號す。大井村に生まれ山城に移り、京南鳥羽に家居す。農よりして商と爲り米穀を賣買し、二子誠所天民を教育するに全力を注ぐ。而して自己に一丁字なし、然も義理を解す。一日己は米を足踏しつゝ、二子の論語を復習するを聞く。其の讀んで吾が黨に躬を直くするものあり、其の父羊を攘む其の子これを證すと云ふに至る。彌右衛門曰く是れ何んの道理ぞ、儒學は斯るものかと、大に訝る。又讀んで曰く吾が黨の直きものは之に異り、父は子の爲に隠し、子は父の爲に隠す、直きこと其の中に在り。と言ふに至り踏む足を止め嘆じて曰く、然り然らざる可らずと。此父にして此二子ある宜なる哉。

**並河誠所** 誠所は長男にして伊藤仁齋の門に入り造詣淺からず。享保年中官許を得て畿内各地を涉獵し、輿地通史六十一卷を編輯して幕府に納め、神祠陵墓を明瞭にし浮祠邪祭を糺彈す。

又江戸に私塾を設け生徒に授く。其の學宏博を貴び經史老釋より兵法和歌文武の諸技に涉り、元文三年十月歿す、年七十一。大正六年從五位を贈らる。

並河天民は誠所の弟なり。共に伊藤氏の堀河塾に學ぶ。學日に進み、博覽考窮して師說に疑義を挾むに至り、別に一家言を爲せりと雖も仁齋の恩遇を忘れず。

兵書を愛し、醫方を諳んじ、和學に通じて和文を能くす。然も村夫子塾先生たるを欲せずして曰く、予にして名榜を掲ぐべくんば夫れ「天民」かと門人稱して天民先生と呼ぶ。

## 第十節 千代川村

**今津新田の開発者** 今津新田の開発に關する事は近世に屬することなりと雖、其開墾の大事業は、江戸時代初期に於ける本郡の發達を見る上に於いて、特に光彩ある事項なるのみならず、其開墾者の一人たる人見氏の後裔人見銀三郎氏に此等に關する史料を今に珍藏し、幸に之を閲覽すること得たれば左に之を略述すべし。殊に所藏の古文書等は多く其時代の本書なることは最も喜ぶべし。

三代將軍徳川家光の頃本郡馬路村に人見久兵衛あり、世々農を業とせしが、人と爲り篤實にして而も進取的なり、屢々村内の青年を集めて、利用厚生之道を説けり。

此頃千原、馬路、小川の三村に跨れる廣袤數十町の原野あり、俗に萬年芝或は中島と呼べり、久兵衛之を開拓せんことを企圖し、同志人見太郎兵衛、中川治部左衛門、人見彦之丞、中川嘉兵衛、人見傳助等と協議し、寛永二年時の領主五味備前守金右衛門に請願し遂にその許可を得たり。此時金右衛門が與へたる許狀及請狀左の如し。(圖版第十七參照)

丹州桑田郡馬路村、小川村、千原村之内八人講田中島荒廢地可開發之由無相違候御年貢儀者從當年隨田地之堪否可相納公役之儀五ヶ年令免除畢若於不皆濟者彼田地可附同百姓者也仍如伴

寛永貳年二月二日

金右衛門 印

馬路村

久 兵 衛  
 太 郎 兵 衛  
 治 部 左 衛 門  
 彦 之 丞  
 加 兵 衛  
 傳 助

新田御請狀之事

一丹州桑田郡馬路村小川村千原村之内八人講田中島、萬年芝、おこし新田の件無相違被仰付忝奉存候御年貢之件當年者壹つ五分、來年は貳つ取に御請申候來る卯の年よりは立毛隨相應に被仰付可被下候御公儀御役儀之儀當年より五ヶ年被成御免除忝奉存候五ヶ年過候は急度御役儀可仕候右御年貢御役儀以下無沙汰仕者右之田地被召上自餘之百姓に被仰付候ども御恨に存間敷候爲後日一札仕上申仍如件

寛永貳年二月二日

馬路村 人見久兵衛

人見 太郎 兵 衛  
 中 川 治部左衛門  
 人 見 彦 之 丞  
 中 川 加 兵 衛  
 人 見 傳 助

五味金右衛門様

右二通の文書に據れば、新に開發せらるべき荒廢地は八人講田中島萬年芝、おこし新田とも稱せられし如く、五味金右衛門は二月二日付を以て、之を許可し、年貢は土地の良否について納付せしめ、公役のみは五ヶ年間特に免除し、年貢皆濟せざるに於いては、それを沒收して、百姓に下附すべしと命じ、久兵衛以下六名は同日付を以て、その命に違背せざることを誓ひ、年貢は其年は一割五分、翌三年は二割と定め、其後は事情に應じて課せらるべしと答へたり。

而して同年二月廿八日八人講田中島爲六人御請申新田割付帳によれば、拾二石四斗一合四勺宛を平均に傳介、久兵衛、太兵衛、加兵衛、彦之丞、治部左衛門、及び貳石八斗三升六合を人見喜齋なるものに割宛て、即ち新田惣高は八拾五石七升七合にして、高七石八斗三升三合は小川分、七拾七石貳斗四升五合は馬路分たり。かくて六人には高下なく割宛て、凡ての公役、費用等亦六人に平均に負擔し益



々協力して開發に従ひしもの、如し。此割付帳は其時に於ける記載に係り六名各自署して花押を書せり。

而して寛永四年には、左の「いまつ町定次第之事」を規定して益々耕作の業に勵むと共に六人協同の精神を固めたり。

而して此時に此新田を今津と稱したりしく、移住するものも多かりしなるべし。

いまつ町定次第之事

一此衆中新町取立中に付萬事違談申あきない如何様之儀仕候ともいまつ町にてうりかいの物にそんごく此衆中として少も無高下はつふ可仕事

一あきないもどて何も入用如何ほど入候共無高下出し可申事

一此連判之衆之内もしいへんいたし申仁候は、田屋敷家右にいたし申あきないもどて如何ほどいたし置候ども残る衆へ無違亂御取可有候其時いちこんの儀申間敷事

一此衆中の外萬あきない事一切させ申間敷事

一右の條々違談いたし多分に付可申事仍後日狀如件

寛永四年八月廿六日

人見喜齋 (花押)

人見市亟 (花押)

人見彦亟 (花押)

中川加兵衛 (花押)

人見久兵衛 (花押)

中川太郎兵衛 (花押)

人見治部左衛門 (花押)

されば近郷の細民にして此事業によりて生計の道を得たりしもの尠からざりしなるべし。

而して此後此新田より徴せる年貢の賦割を人見氏の記録によりて記せば左の如し。

寛永廿年	一ツ	正保元年	一ツ
正保二年	二ツ	正保三年	一ツ八分
正保四年	二ツ一分	慶安元年	二ツ三分
慶安二年	二ツ	慶安三年	三ツ
慶安四年	二ツ三分	承應元、二、三年	二ツ
明暦元年	一ツ	明暦二年	一ツ五分

これによれば漸次收穫の増加したることも知らるべく、明暦元年の一ツは川水氾濫の爲收穫減せるを以てなり。正保四年二月領主は年々洪水の重りしを以て田島の檢地を行ひ、其上中下の田島の種別を

行へり。開墾當時より二十三年餘を経たる時代の新田の状況を明かにすることを得るを以て、左にその改直し水帳を録すべし。

丹波桑田郡中島新田改直し水帳

上田合壹町五反五畝貳十七步

土代一石四斗

分 米 貳十壹石八斗二升五合

中田合壹町六反六畝貳十一步

土代一石三斗

分 米 貳拾壹石六斗七升壹合

下田合五反壹畝五步

土代一石貳斗五升

分 米 六石三斗九升七合

上畠合八反九步

土代一石

分 米 八石三斗

中畠合壹町三反四畝貳拾七步

土代八斗

分 米 拾石七斗九升二合

下畠合八反四畝十六步

土代七斗

分 米 五石九斗壹升六合

反町合六町七反三畝拾五步

高合七十四石六斗三升一合

外ニ 八反五畝拾八步

永川

分 米 拾石四斗四升六合

二合口七町五反九畝三歩

高合 八十五石七升七合

右年々洪水に川成砂置永川に成以內證改直し上中下付替遺シ候自今以後此帳用可申候以上

正保四年亥二月十六日

五味備前守 手代中

その後寛文四年今津新田が龜山領となりてより後は、開發者の苗跡も次第に尠くなりしが、安永三年二月廿六日藩主に呈出したる人見氏覺書によれば、新田開發の六名の中馬路村に歸村せしものあるも、其外は家絶わて、纔かに人見久兵衛の跡のみ遺存し、此當時村居住者は漸次他より移住し來りしものなることを記せり。果して然りとせば、僅々百五十年餘の間に其變遷の著しきこと知るべく、或は河水氾濫の爲新田を退きしものもありしならむ。

今津新田由來記録(享和二年)には明暦元年大水にて川筋替り、堤二十間餘潰れ、河原尻と新田井手につき争ひしことを記せり。

長女 字小林の木工久助の妻にして二女子あり皆幼し。元文年間江戸に火災あり、賃錢の貴きを聞き久助東行し遂に止りて歸らず、音聞又絶ゆ。長女能く貞操を守り、縫針洗濯して、僅少の錢を得以て二女子を養育し、夫の愛せし一櫻樹を撫養し僅に以て情を慰め、枝を守り根を培ひ、人をして狠に近づかしめず、此の如き二十年許、二女子も樹と共に長じて村内に嫁す。元文三年花散り長女亦逝きて樹亦枯るに人呼びて櫻樹と名づけ長く其の枯株を存せり。その事蹟は近世叢話に掲げられ京儒賴復又於長の傳を叙す。

雪職 名は祖俊と言ひ川關宗福寺の住職なり。但馬八鹿の産、幼にして書を好み長じて京都池大雅に學び、圓山應舉と交りて書大に熟す。其の書は撲拙却て雅味あり幽靜閑寂甚だ風致あり。

寛政初年宗福寺に留守居し、寛政六年寅正月住職となり、文化十五年寅正月十五日歿す。享年七十九。

### 第十一節 馬路村

中條侍郎 美作國津山藩の臣にして陽明學を修む。馬路に於ける人見中川兩姓の爲に聘せられて典學社に教ふるごと約二十年に及び、萬延の始京都に移居し、更に津山學院に學長なること凡そ二十年なり。

因に言ふ。養女として典學者に助教せし者は後の三輪田眞佐子刀自なり。

中川吐月 は馬路に於ける俳人なり。

人見龍之進

中川祿左衛門 伏見鳥羽の戰役後、龜岡藩の向背一般の注視する所となりし頃、慶長四年正月勅使として西園寺公望三百餘人の部下を率ゐて馬路村に至りしが、人見龍之進、中川祿左衛門は人見中川兩姓の者を率ゐて、勤王の爲め之に盡し、食糧宿所を供し、龜山藩恭順の意を表するや、勅使は翌々日兩姓の者殊に人見龍之進、中川祿左衛門等を陣頭に立て、兩姓の者之に従ひて、園部に進み、更に人見、中川をして桑田、船井二郡の弓箭組を募集せしむ。兩人兩姓を代表して之が爲めに力を致せしより桑田、船井の兩郡勤王の爲に功を建つるもの多し。慶應四年三月廿七日西園寺公望に隨從して、伏見に赴きしもの、名を、今津村人見銀三郎氏所藏の伏見行名寄帳より抄録すれば左の如し。

保津村	出雲村
弓 村上 治右衛門	弓 廣瀬市 貞助
同 石川 祐市	同 眞繼兵 四郎
河原尻村	小口村
同 茨木 次郎市	弓 名倉角兵衛
同 惣左衛門	同 安藤 離左衛門
江島里村	今津村
同 野々村 彌一郎	同 人見 半太

同 人見市郎兵衛  
 池尻村 弓 中川惣兵衛  
 鎌 淺田藤之進  
 杉村 弓 川勝清兵衛  
 野條村 鎌 平井源左衛門  
 並河村 弓 羽野三左衛門  
 同 並河彌左衛門  
 同 松尾城三郎  
 金岐村 弓 渡邊治部右衛門  
 奥條村 鎌 岡村彦五郎  
 同 齋藤吉左衛門  
 同 西村友右衛門  
 猪倉村 鎌 宮本和助  
 弓 藤村茂市  
 牧村 鎌 長澤源五郎

同 和田庄兵衛  
 柿花村 弓 岡村角次郎  
 東加舎村 鎌 竹岡源藏  
 鹿谷村 弓 田彦市  
 同 竹岡孫左衛門  
 太田村 同 成田丹治  
 同 奥村正平  
 吉田村 同 曾我作之丞  
 同 西田庄兵衛  
 穴川村 弓 石田源太夫  
 穴太村 鎌 小島久之丞  
 同 齋藤彌兵衛  
 春日部村 弓 和田善藏  
 同 齋藤彌兵衛

川關村 弓 八木周祐  
 鎌 八木治郎左衛門  
 灰田村 弓 松井多助  
 鎌 八木治助

第十二節 千歳村

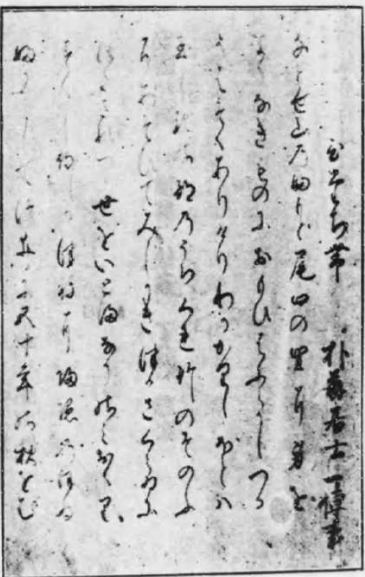
北ノ庄村 弓 俣野金右衛門  
 鎌 俣野勘右衛門  
 同 俣野兵庫  
 湯井村 弓 野々村祐右衛門  
 鎌 野々村典市

安藤朴翁 附惟翁、快翁、了翁、龜女

安藤定爲通稱は新五郎後に朴翁と號す。寛永四年丁卯四月十四日千歳小字小口に生まる。其の先伏見宮第六世邦輔親王の御子、邦茂王より出づ。王は親王御童年の御子にして御嫡子なる貞康親王生まれさせ給ひしにより、御父親王の思召に由り僧とすべく、之を鹿苑院に託し給へり時に京師は室町將軍の威令行はれず陪臣三好松永二氏の亂あり王竊に之を避けて御母方安藤家に依り自ら臣籍に降り、姓を安藤と稱し、名を惟實と改め給ふ。而して京師の餘波丹波に及び朋黨互に相闘ふて寧日無きも、小口には王子在ますとて來り侵さず、一村其餘澤に浴して之を敬慕すること倍々厚く、王も亦村民の爲に山林郊野に松杉柿栗を種植し、久遠の計を授け、又醫方本草學を講究し、藥を山に採りて之を

調劑し、藥囊を提げて病者を訪ひ之を救済し給へり。是に於てか村民の之を仰ぐこと父の如く又天の如くありしが、年老いて惟翁と號し抱琴園を營みて優遊自適以て終焉し給ふ。

長子定實通稱滿五郎小口を賜はり食邑とす。人となり齊力あり、陰かに志士を糾合し城砦を隣村出



第五十五圖 安藤朴翁筆常陸帶 (安藤健一氏藏)

雲に構へ之に據りしか、明智光秀の襲ふ所となり城遂に陥る、因て韜晦久うして歸住名を快翁と改む。慶長十年卒す。快翁の子定明新太郎と稱す、伏見宮貞清親王に奉仕し從六位上右京亮に任せらる。年老いて了翁と號す、寛永十四年卒す。

新五郎定爲は了翁の子幼にして父を喪ひ、母河合氏に養育せらる、河合氏は右馬允元熙の女なり。定爲幼より聰明穎悟、

十一歳にて父を喪ふ母の庭訓甚だ嚴、日夜獎勵書を讀ましむ。歳二十にして京師に出で三木主膳冬仲と共に下冷泉爲景の弟子となりて經義を究め、和歌を木下長嘯に、連歌を宇都谷の圓立法師に學ぶ。

二十三・四歳の頃學大に進み吟詠頗多し。二十五歳の秋伏見宮貞致親王御母儀小納言局定爲の姉と共に事に

より、竹園を出で定爲の家依り給ふ。定爲恪勤能く親王に奉仕す。承應三年七月伏見宮貞清親王邦道親王相繼ぎて薨去あらせ給ひて御繼嗣なし。定爲庭田雅純、三木冬仲等と相談し貞清親王の御嫡孫邦尚親王の御子貞致親王在ます由を京都所司代板倉周防守に進言し、且自ら其の館二條城に至りて事實を陳べ、又自ら江戸下向の任に當り斡旋大に努む。公議遂に貞致親王御相續に決す。是れ偏に定爲が力なり。明暦二年從六位上に叙し、右京進に任せらる。明年夏定爲三十一歳親王の姉姫宮將軍徳川家綱の

御臺所とせ給ふ。定爲供奉して東下家綱に拜謁す。是より後毎年歳首には江戸に下り伏見宮の賀使を勤む。萬治元年定爲三十二歳從五位下右京亮に進む。人となり瑞嚴忠誠にして氣力あり、能く輔弼の任を講くす。而して儒學書道より琴曲琵琶の技に至るまで悉名師を招致し、親王をして之を學ばしむ。己れ亦力を専らにして之を學び、委曲教導の任に當る故を以て大に眷遇を受け、累進して内匠頭從五位上に叙せらる。寛文九年四月十一日曾祖長松軒惟翁の百年遠忌に際し。丹州へ下向し東光寺に於て追福を修し、近郷の男女老幼二百餘人に齋食非時食を施す。歳五十二上書して骸骨を乞ひ、慈眼院果

山和尚西王寺契山和尚を師とし、經卷祖録の講説を聞き、座禪を修して隱逸の志を養ふ。五十四歳二月十五日果山禪師を戒師として剃髮し朴翁と號す。後播州網干の龍門寺盤珪和尚を訪ひて其禪要を叩き、又靜齋源公宗心法師智玄律師等を誘ひて中國西國の名山靈場を巡禮したる後、小口に歸り曾祖惟翁の設けたる抱琴園を修め、之れに隱る時方に貞享二年享年五十九歳なり。六十歳山家の記を作り、

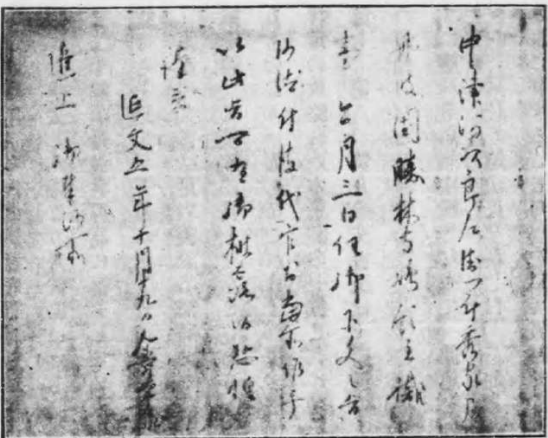
七十一歳の春徳川光圀卿の召に應じ水戸に中り常陸帶といふ紀行を著はす。前年伏見宮の賀師を勤めて東下せしより光圀卿の信任厚く、話次偶々大日本史禮儀類典編纂の事に及ぶ、定爲大に其擧を賛し遂に二子爲實素軒爲章年山を其臣籍に入れて之に與らしめ、躬は専ら京師に居り諸公卿間を往來し、數多の古文書を江戸に送り陰かに力を該編纂に盡したり。是れを以て卿の信任益々厚く款待至らざる無し。

定爲の妻龜子亦和歌に堪能なりしかば、朝廷の歌筵には必らず列し後水尾明正兩帝より今式部の稱を賜はる。定爲は元祿十五年八月歿す。享年七十六二子爲實爲章孰れも御大典の際贈位の恩典に浴せり。即ち爲實は從四位爲章は正五位而して定爲も亦昨大正八年十一月贈從四位追陞の恩典に浴せり。(安藤健一氏の記述に據る)

### 第十三節 河原林村

中津川秀家 龜岡町遠山末一郎氏所藏に係る古文書十一通は建武二年より延文五年に至る間のものにして、時恰も南北朝時代混亂の時に相當し、而も古文書はよく完存して虫損なきは最も珍重すべく、文書の内容また國史に關係するところ多きのみならず、本郡に關する所尠からず、これが周到なる研究は史實を補ふところあるべきも、今はただ、概説するに止むべし。而して、其文書十一通は最

後に掲ぐるが如し。(圖版第四第五第六參照)



圖六十五第 人壽常書狀 (遠山末一郎氏藏)

尊氏と和せる時に相當し、翌觀應二年二月廿六日高師直、師泰兄弟を誅せる事實より見て、秀家に忠

遠山末一郎氏所藏の遠山氏系圖に據れば、遠山氏は美濃土岐氏の支流にして、同國中津川村に住し、中津川氏を稱せり。文書に見ゆる中津川小次郎秀家は即ちこれにして、後に次郎左衛門秀家と改めし事、文書に見ゆる如し。而して第一文書の契約狀は元弘三年並に建武二年信濃三坂山、八幡原、黒田林の戰に戰功により、足利尊氏の恩賞を受け、秀家は土岐光家と共に約して、恩賞地を分割知行せんとする契約狀にして建武二年十月尊氏は後醍醐帝に對し奉り、叛旗を擧げし時なり。貞和四年九月の尊氏御教書は此年六月後醍醐天皇紀伊賀名生に行幸あらせられし時にして、秀家が尊氏に従つて紀伊の南軍に發向せんことを求めしものなり。觀應元年足利直義御教書は此年十二月足利直義歸順して

誠を致すべきを命じたるなるべし。

第四觀應二年山名伊豆守軍忠狀は東寺長者補任觀應二年正月十六日の記事に足利尊義、義詮父子が京都を退去し八幡より丹波路に落ちしことを記し、尊氏は更らに播磨に赴きしが、義詮は仁木頼章等と二千餘騎丹波井原籠に落ちしこと太平記などに見ゆる處にして、此時秀家が尊氏父子の爲に忠節を致せしを以て、五月に至り丹波守護代山名氏より感狀を與へしなるべし。

第五の文書は足利義詮の部將たる荻野朝忠が觀應三年に於ける丹波各地の合戦に軍忠を致したる秀家を證して義詮に言上せんとしたるものにして、此等軍忠狀は兵亂治定後恩賞に預かるべき徵證となるものなり。而してこれによれば、觀應三年五月より八月に至りて丹波各地に屢々合戦あり、殊に保津城の攻略に八木廣瀬の一族と共に功を致せるは、本郡史の上より見て興味を感ずる所なり。第六、第七、第八、第九の文書又は、同種のものたり。かくて延文五年に至り、足利氏は新たに飯尾彦三郎の領知したる小林寺(勝林寺島)の地を没收して味方として軍功ありたる中津川秀家に與へ、秀家はこゝに勝林寺島領主職となつて、此地を知行するに至れり。遠山氏系圖によれば此後永く、同氏は河原尻村に居住し遠山氏を稱したりし如し。尙同氏所藏の文書には戰國時代に屬する貴重なる史料あるも本郡に關することなきを以て省略せり。

(一)

契 約

度々合戦恩賞事

右子細者去元弘三年並當年信州三坂山八幡原黒田林度々合戦恩賞事雖及上奏光家依爲不階之身在京難治之間中津河小次郎殿仁所令契約也達訴訟上聞令入眼者宛給所領三分一所奉避渡小次郎殿也永代可有御知行若訴訟入眼之後致光家妨者光家宛給所領一圓不 被知行之時不可申一言子細候仍爲後日契約狀如件

建武二年乙十月廿九日

源 光 家 (花押)

(二)

紀伊國凶徒退治事就院宣 差遣左兵衛佐也早可發向之狀如件

貞和四年九月十一日

花 押 (尊 氏)

中津河小次郎殿

(三)

師直師泰誅伐事早可致軍忠狀如件

觀應元年十二月三日

花 押 (直 義)

中津河小次郎殿

中津河小次郎秀家申軍忠事

右今正月十九日自八幡御發向丹波路之時令供奉之所々要害並軍陣役等事隨分致忠節之條小林部令存知上は賜御證判爲龜鏡言上如件

觀應貳年卯月日

花 押 (山名時氏)

(四)

中津河小次郎秀家申丹波國所々致軍忠事

一奉屬當御手今年五月十四日押寄保津御敵城致合戰責落彼城畢

一同月十五日又屬御手押寄須智之城之刻彼則令沒落畢

一同月廿四日和久嶋松崎御陣之時同令供奉六月六日取上庵我御敵城上真弓岳被構要害之時同致警固者也

一同六月二十日取上高山寺 犬山之處御敵自城中打出責犬山之間致散々合戰則追籠高山寺畢

一同七月十四日八田御出之時令供奉之處御敵又楯籠保津之間自八田御發向之刻爲後攻於社本西田左

近將監之城八木廣瀬之一族相共數日致警固畢

一同八月八日保津城御發向之時同屬御手燒拂彼城令靜謐當所畢

右條々於御方軍忠拔群之次第御存知之上は早下賜御證判爲備向後龜鏡言上如件

觀應三年八月日

承候了 花押 (萩野朝忠)

(六)

中津河小次郎秀家申軍忠事

右自最初於瀧肩御陳致警固畢仍今月四日馳向野々村葛坂同六日致散々合戰追拂御敵之刻被疵弓手訖

此等子細一宮左衛門三郎朝宗存知之上者賜御證判爲備向後弓箭龜鏡言上如件

文和元年十一月廿日

承候了 朝 忠 花押

(七)

中津河小次郎秀家

事可有申御沙汰候哉軍忠仁候之間執申候此條爲申候者可蒙蒙八幡大菩薩御爵候以此旨可有御披露候恐惶謹言

文和元年十二月六日

尾張守 朝 忠 (紙背に花押有)

進上御奉行所

(八)

中津河小次郎秀家申軍忠事



一 於雀部城迄至テ六月十二日致數日警固  
 一同七月五日馳參宮田御陣以來於所々御陣致宿直  
 一同七月廿三日於三戸山御陣致忠節之處同廿四日御敵寄來之間於當陣大手致忠同廿七日被追懸彼凶徒等之時於小美以下所々致合戰被追越但州間足立又五郎入道城令没落 如此於所々抽功之條御見知之上者預御證判爲備後證言上如件  
 文和二年八月日  
 承候了 朝 忠 (花押)

(九)

於丹州致忠節之由萩野尾張守朝忠所注申也尤神妙彌可抽戰功之狀如件

文和二年九月五日

花 押 (義詮)

中津河小次郎殿

(十)

丹波國桑田郡内小林寺飯尾彦三郎跡事所預置也早守先例可致沙汰之狀如件

延文五年十月三日

花 押

中津河次郎左衛門尉殿

(十一)

中津河次郎左衛門尉秀家申丹波國勝林寺嶋領主 事今月三日任御下文之旨沙汰付彼代官村當所候畢  
 以此旨可有御披露候恐惶謹言

延文五年十月十九日

左衛門尉常家 (花押)

**嶋山禪師** 安永七年勝林島桂五平治の家に生る。左馬五郎と稱す、十五歳三河國東觀音寺萬年和尚の名を慕ひ、之に投じて剃度し、更に伊豫國龍潭寺に心鑑慈照禪師に參じ、左右に勤服すること十餘年、遂に大悟し、枝傳枝公の密印を承けて京都雜華院に住し位を妙心寺の第一座に轉す。院宇の荒廢を中興し文政己丑の年妙心住職となる齡五十二、弘化乙己衆請に由り諸老の上首と爲る。師性堅忍不撓至誠以て國に報ずるの概あり、晩年嘉聲天聽に達し生前特賜の禪師號を賜ふ。(妙心寺史參照)

第十四節 保津村

**村上養純** 保津の人なり。江戸に下り官醫となる。享保年代の事に屬すとは關正周の桑船記に錄せり。  
**村上半山** 醫にして詩文書畫を能くし、頼三樹三郎木戸小五郎等當時知名の士と交る。半山の子性山又名あり。

南桑田郡誌終

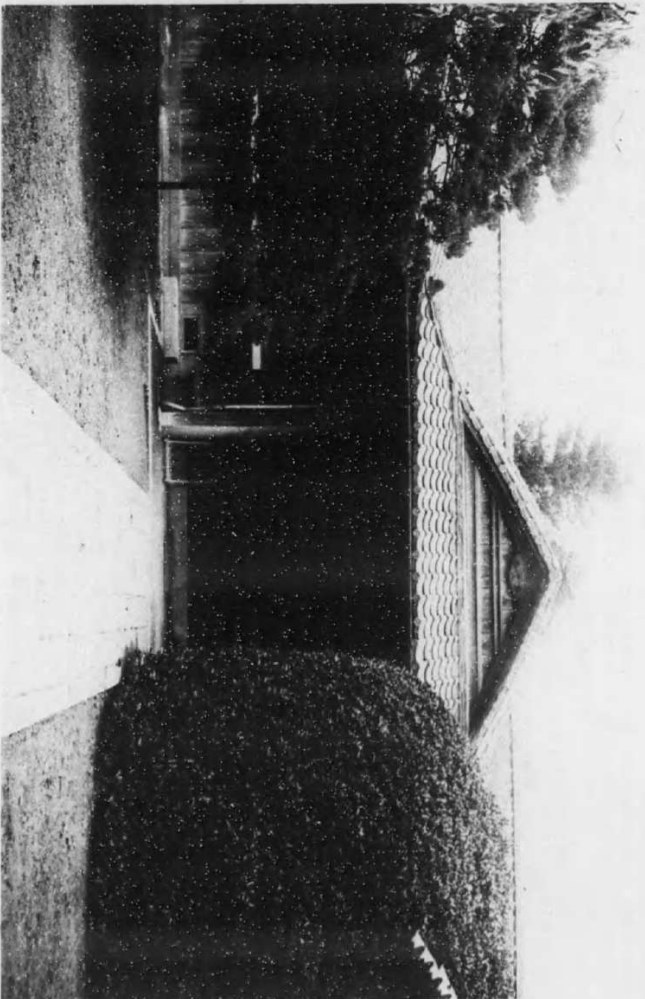
南条山湖邊

山... 湖... 邊... 南條山湖邊... 山... 湖... 邊... 南條山湖邊...

南條山湖邊

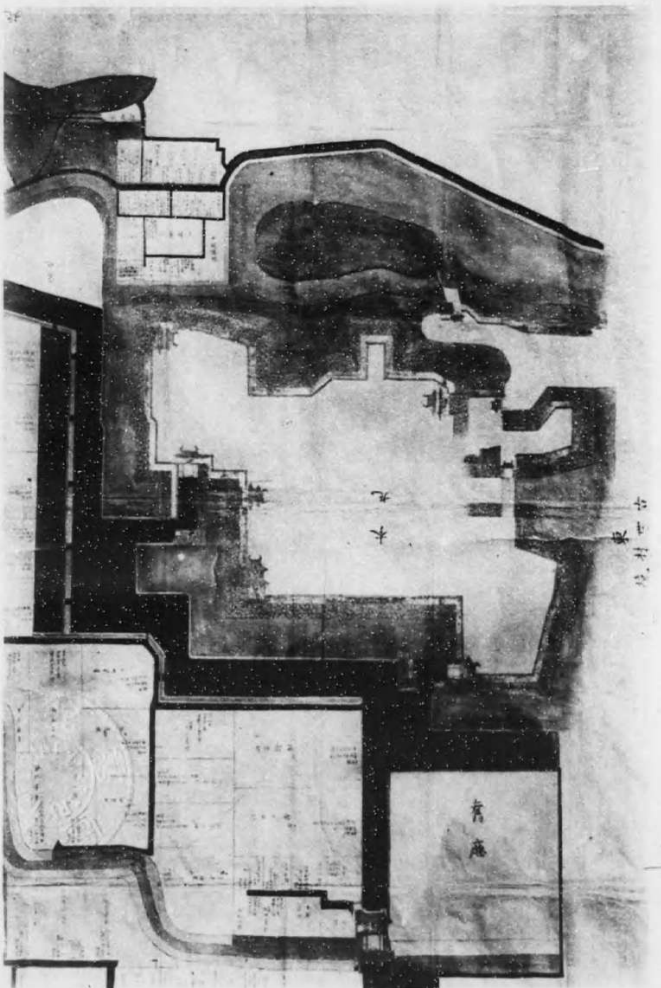
山... 湖... 邊... 南條山湖邊... 山... 湖... 邊... 南條山湖邊...

圖版



南桑田郡役所

圖版第一



龜山城古圖

龜岡町役場藏

圖版 第三



大圓寺安置鐵製藥師如來座像

觀應三年軍忠狀 (義野朝忠補列) 繪出末郎兵藏

中津討公所存念事并波國所或互奉書  
一奉備者即今年五月三日探弟伴津所助致公事並  
故談事  
一四日且更馬所本督等海者或到彼城則入波津年  
一四日當松地移律時同合家三月一日至屋成  
一此上與之安種書言將同致書同長  
一四日本月且更高上奉取自取打來書合同  
一或取令取別進取之書年  
一四日七月且更高上奉取又將取津之自  
一四日發同司及度及取之書也各將取之書也  
一相取日取取同去  
一四日且更高上奉取同將取津之自  
有世不許言軍是後群奉以長之上早下賜津津列  
為備高及取書件  
觀應三年八月日

取取

圖版第四

按冊明政志云  
 狹野尾長与那島  
 西頭中是起跡所  
 可加印也  
 志乘卷首  
 津浦本所印

足利義詮軍忠狀

淺山米一郎氏藏

圖版第五

師直師泰孫傳  
 奉早二波軍力  
 狀如件  
 詔嘉永元年二月三日  
 申津河本波所取

足利直義御教書  
 進山末一郎兵衛

圖版第六



右公諱大善陸者王城之鎮奉公處  
 所仰也而高氏為神之靈與公存  
 行焉高氏即人傳其德也  
 細故也森白位千帶其德也  
 為與在焉邦人高故也  
 隨物命所舉處其已然同自年之傳  
 福三日張於楊木本及於傳事者  
 社專三村氏所謂大善陸之社也  
 成德表也或將損述之靈瑞也成表始  
 仰信有奉此願思成我存亦為  
 在茲社壇可寄進也仍三  
 如中

然三奉三月十九日朝祭禮後相長

足利尊氏立願文

森村八幡宮藏

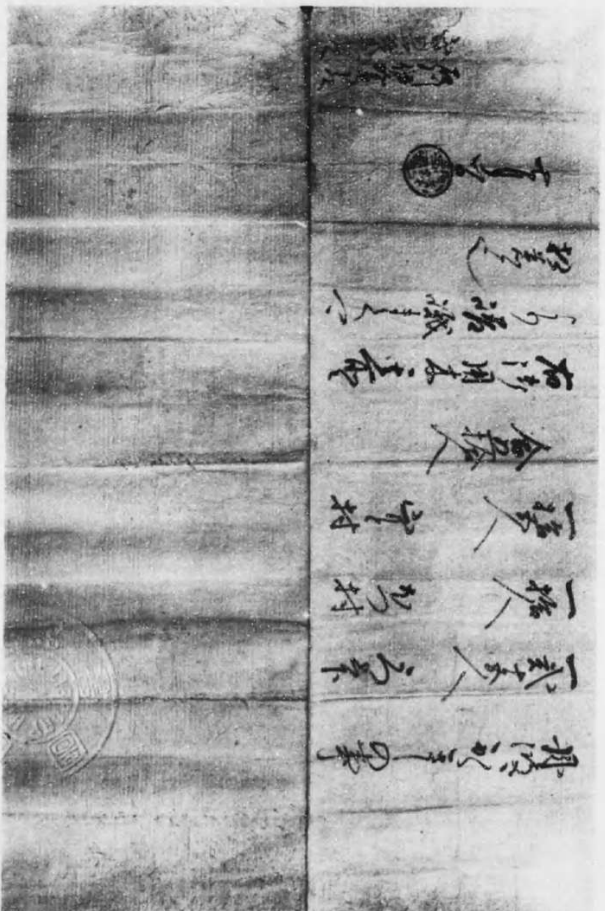
圖版第七



足利尊氏御教書

蘇村八幡宮藏

圖版第八



豊臣秀吉朱印帳

字野敏一郎兵衛密

圖版第九



石田梅巖畫像



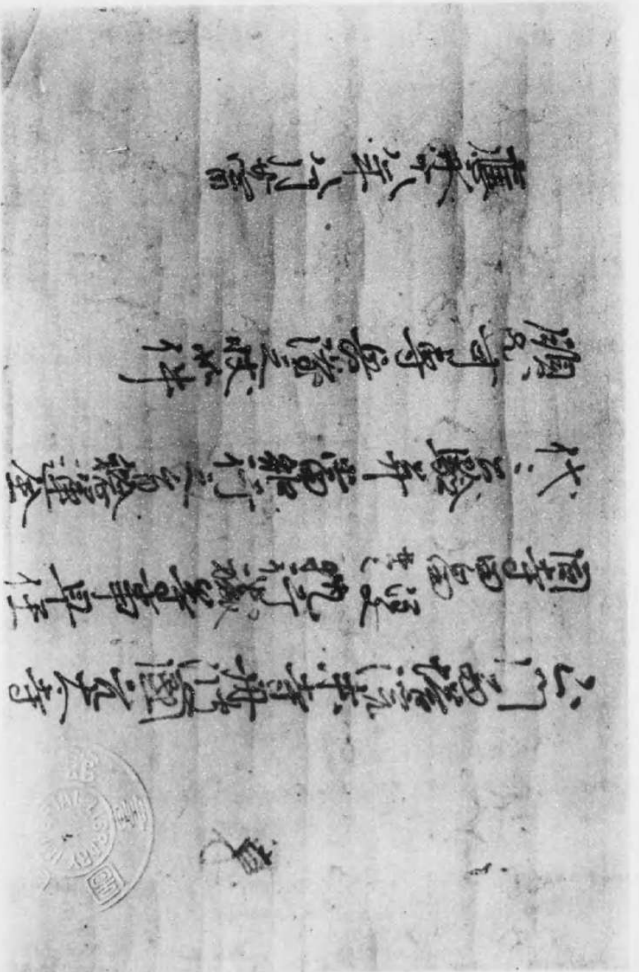
石田梅巖舊居

圖版第十一



曾我部村神宮寺址發見巴瓦

二陸家光會氏藏



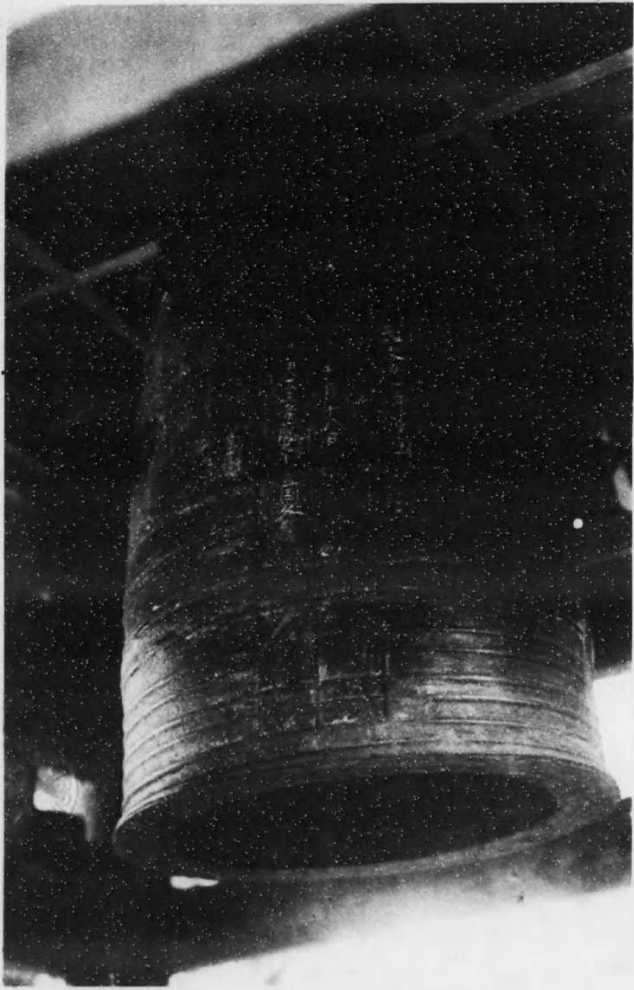
足利義持御教書 (足利義持御列) 穴太寺藏



神藏寺(稗田野村)安置木彫藥師如來座像

天文十一年有銘梵鐘

本梅村 桂林寺藏



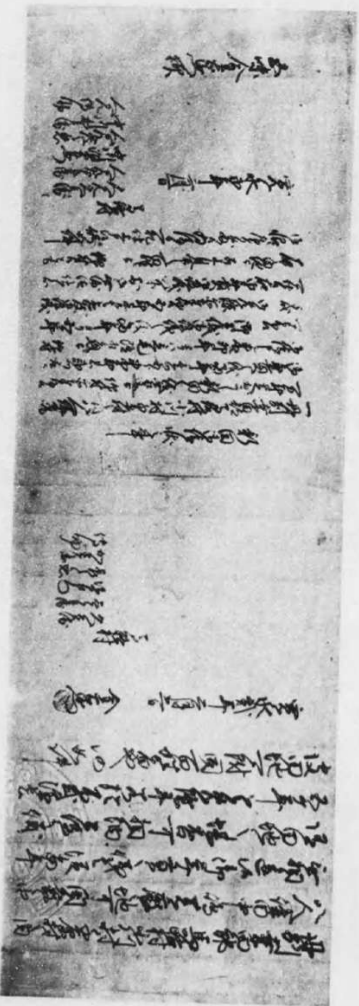
圖版第十四







寶林寺(宮前村)安置木彫藥師如來座像



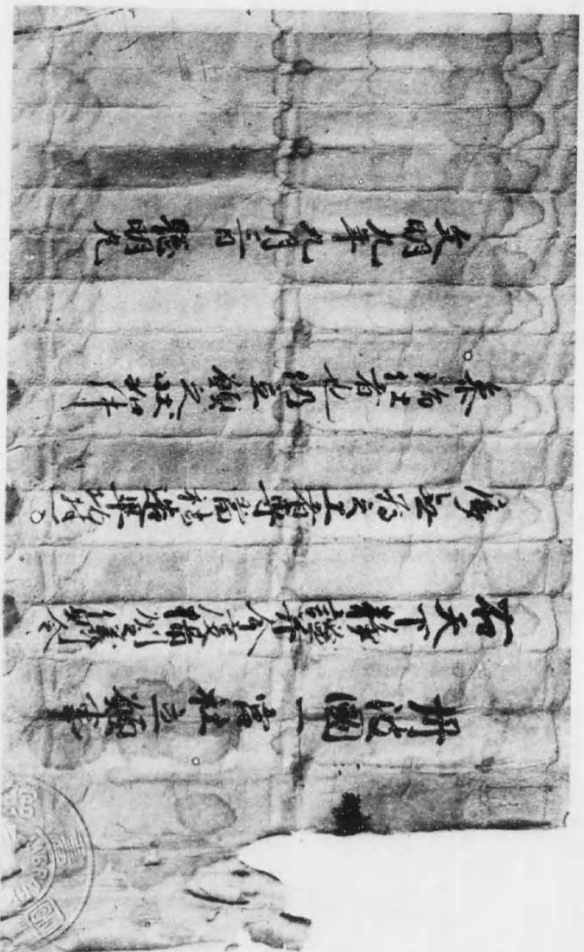
新田開發免許狀並請文

人見銀三郎氏藏



出雲神社古圖

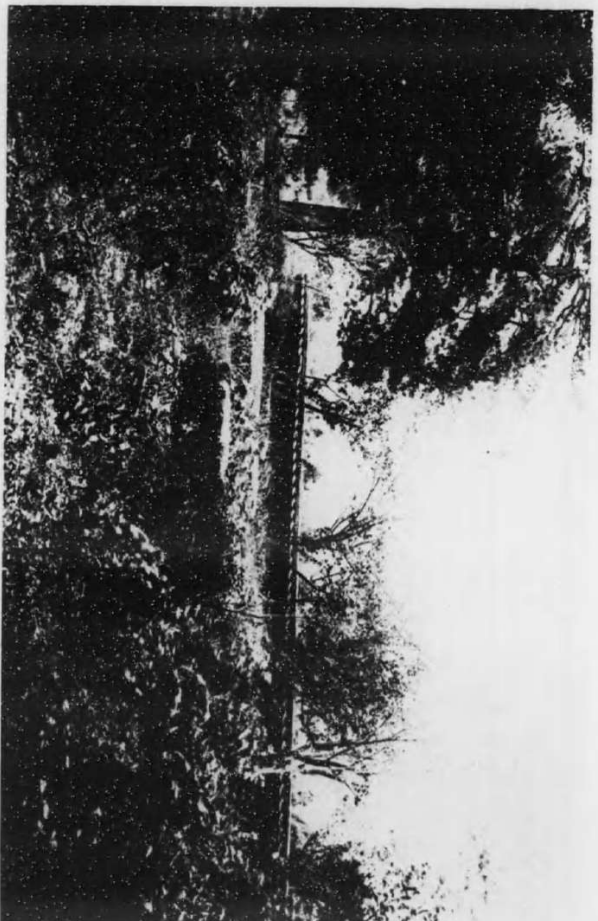
出雲神社深



細川政元立願文

出雲神社藏

圖版第十九



國分寺礎石

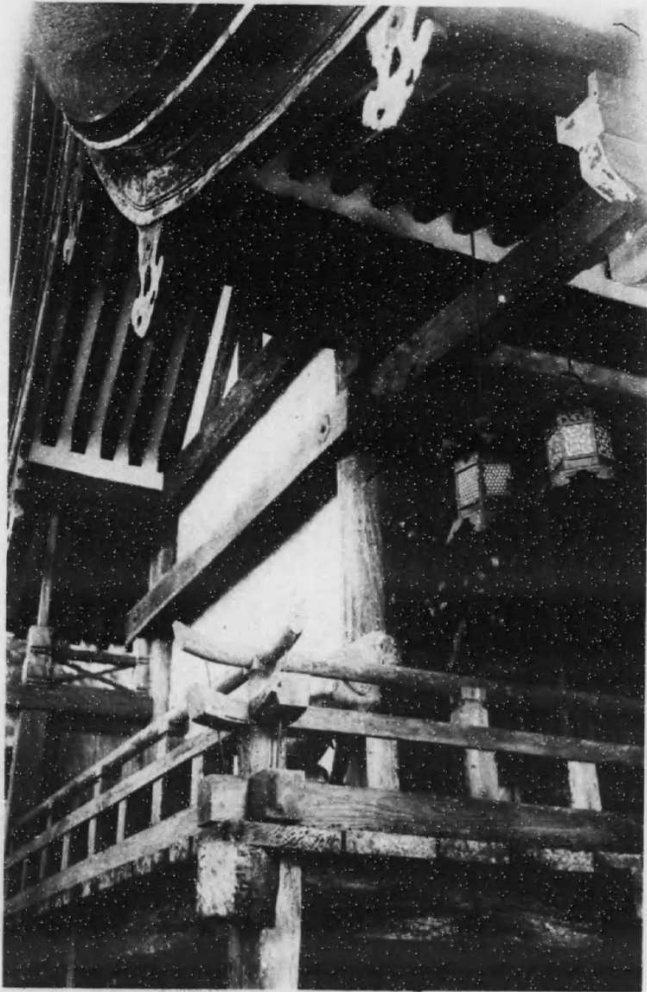


國分寺安置木彫藥師如來座像



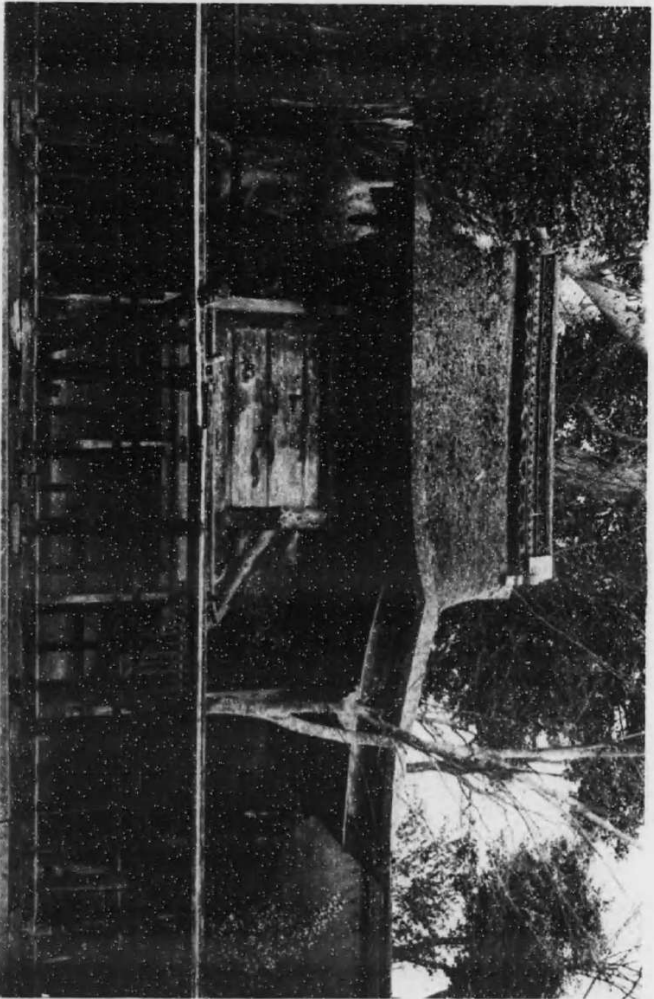
極樂寺(千歲村)安置木彫聖觀音立像





愛宕神社殿（千歳村）

八幡社社殿（保津村）



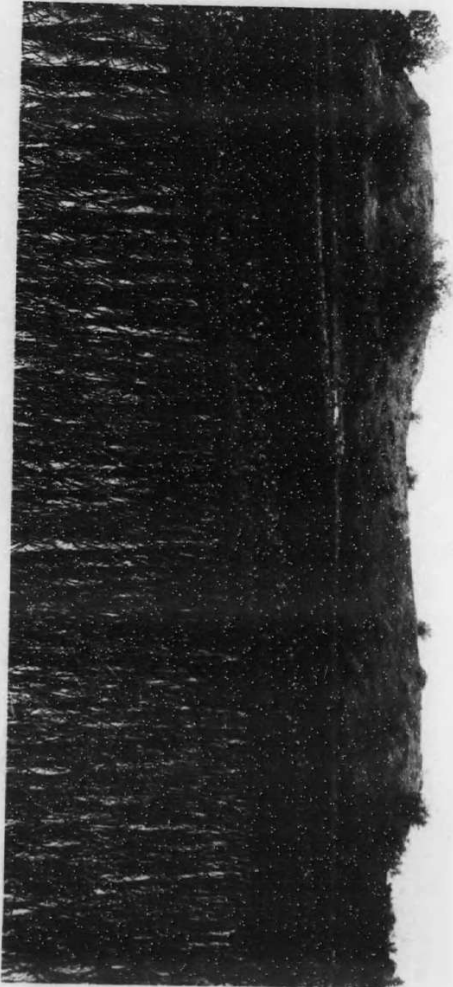
圖版第二十四

三才  
 精氣神  
 陰陽  
 五行  
 相生  
 相克  
 運轉

圖版第二十五

細川高國軍忠狀  
 保津五箇時圖卷





千歲村車塚古墳  
(東方より望む)

大正十三年五月二十五日印刷  
大正十三年六月廿五日發行

〔非賣品〕

發行者

京都府教育會南桑田郡部會

印刷者

桂 千代造

京都市下京區柳馬場通三條南

印刷所

株式會社似玉堂

京都市下京區柳馬場通三條南

879

132

終

